

空間表象における都市観光の抽象的概念と
都市成因の史的論究

同志社大学大学院総合政策科学研究科
総合政策科学専攻 博士課程（後期課程）

2013年度 1003番 池田 桂

目次

はじめに	1
序章 本研究の主旨・目的及び構成	2
第1節 問題の所在	2
第2節 本研究の構成	5
第1章 「伊勢御師」の史的分析と固有価値としての常在資源	7
第1節 「伊勢御師」の発展的過程と地域集権の確立	7
(1) 御師の成因分析	8
(i) 御師の語源	8
(ii) 御師の成立過程と旅宿の萌芽	9
(iii) 熊野山伏・先達、熊野御師の熊野詣と仲介者的役割の危機的存亡	12
(iv) 御師の発展的経緯と師旦関係の本源性	13
(2) 宇治・山田御師の地域特性	19
(i) 伊勢の御師数	19
(ii) 御師職の階層	28
(iii) 御師の旦那廻り	32
(3) 小括	40
第2節 御師の接遇と歓待の高付加価値性（ホスピタリティマインドの醸成）	40
(1) 参宮街道の活用とオペレーション機能のシステム化	40
(i) 御師と旅籠の情報・伝達・輸送のネットワーク	41
(ii) 宮川渡船の管掌	43
(iii) ランドオペレーション機能の円滑化と到着時間の定時性	44
(iv) 御師邸の接遇と空間演出	47
(2) 享乐的・歓乐的観光の発現とマスツーリズムの連関性	50
(i) 受け入れ体制の確立と団体観光旅行の伸長	50
(ii) 大衆観光の普及と参宮形態の多様性	52
(3) 抜け参り・御蔭詣の発生要因と参宮人の行動原理	54
(i) 伊勢参宮の特殊現象と下層民衆の実相	54

(4)	道徳的感情の進歩的発達と互助行為の静力学的・動力学的関係性	57
(i)	人類進化の二大潮流（個人の自己肯定と相互扶助）	57
(ii)	共生社会の実現と互助社会の構築	59
(iii)	行動の構造と秩序の实在論	62
(iv)	有徳的活動と徳の根源（徳倫理学の核心的概念）	64
(5)	小括	67
第3節	常在資源の史的論考と伊勢参宮の宣布活動（伊勢講）	67
(1)	式年遷宮の意義と変遷	68
(i)	式年遷宮の起源と歴史的経緯	68
(ii)	造替遷宮の再興と慶光院清順・周養の勸進聖	79
(iii)	二十年周期の根本原理	83
(iv)	お木曳きとお白石持ち行事	84
(2)	伊勢講の成立過程と諸相	92
(i)	伊勢講の発生要因と全国普及の発展過程	92
(ii)	互助組織の自治と「組」、「講」の相違	94
(iii)	御師と伊勢講の連関と密接性	97
(3)	小括	101
第2章	尾張徳川家第七代藩主・徳川宗春の藩政改革	106
第1節	尾張徳川藩の藩政改革と藩社会の特異性	106
(1)	尾張藩社会の概況	106
(2)	家臣団の構成と藩財政の特質	108
(i)	家臣団の出自と編成過程	108
(ii)	尾張藩の財政と経営規模	111
(3)	徳川宗春の古典的自由主義と政治理念	119
(i)	『温知政要』の政治的・哲学的思想	119
(ii)	享保改革期の徳川宗春の治政	128
(iii)	徳川宗春の人生観・政治観と規制緩和の功罪	134
第2節	名古屋城下のまちづくりと地域資源の再考	136
(1)	「会所・閑所（かんしょ）」と「大木戸」の地域的役割	137

(2)	『尾張名所図会』の歴史的価値と文化的展望	142
(3)	小括	155
第3章	史的視座を活かした現代のまちづくり観光の課題と問題点	158
第1節	多文化共生の文化的価値とマスツーリズムの弊害	158
(1)	在留外国人の現状と動向	158
(2)	多文化共生社会の課題と異文化受容の方略	163
(3)	「環境容量」の維持・管理の運営システム	167
(4)	小括	169
第4章	今後のまちづくり観光の方向性と可能性	171
第1節	「資源ベース論」の理論進化と観光資源の共通特性	171
(1)	持続的競争優位の内部要因	171
(2)	「内発的発展論」の展開	173
(3)	小括	175
終章	各章のまとめ及び「都市観光」と「観光都市」の差異	177
結語		181
参考文献		1
謝辞		1

はじめに

「地域を慈しむ」とは、古来より日々の営為を供する地域に対して、尊崇の念を抱く人々の慈愛的観念のことである。われわれは、与えられた自然の恵みと成熟した生活環境の多くを甘受し、地域の恩恵を蒙る環境に従属している。マンフォード（1961=1969）は、都市社会学の観点から、「都市は、愛情の機関でなければならないし、都市の最良の営みは、人間の愛護と育成である¹。」と述べている。すなわち、都市の機能と付与された物理的、精神的文化は、都市住民の自律的諸活動によって、意識の啓発、目的の刻印、技術的習熟を糧として人類を成育し、共に自浄開花していくという。また、グラッツ（1989=1993）は、都市を育み漸進的に熟成することを、「都市の養育」と表現する。その真理は、「ゆるやかで自然な、過激でない変化、本当の社会的、経済的要求に応えるような変化である²。」と指摘し、人々の創造した環境の保護、管理、保存の行為を、人間社会の草創と歴史の連続性から、「小さな変化から大きな違いを作っていくとき、都市は最も確実に応える。これが都市の神髄である³。」という。いわゆる、生活空間でもある都市空間は、都市を形成するすべての人々に対して、普遍的で客観的な政治やイデオロギー、宗教による哲学が求められる。それゆえ、内在の変化は、多くの行動規範を抑制し、人間が創造した都市は、自らの権利と義務を誘発する自律管理型社会ともいえるであろう。

近年、「都市の社会構造、都市構造の変化のスピードに即応した制度や制御の改革、とりわけ様々な学問体系を横断的に貫く全体の思惟、思索に基づくパラダイムの変換が追いついていない⁴。」という指摘がある（岡秀隆・藤井順子 2000）。このことは、有機的な都市構造の論理を位置づける示唆であり、普遍的な機能的空間⁵の論理を生み出すための「哲学」ともいえる。本研究の命題は、「地域を慈しむ」を基本理念に定置し、学際的な考察と理論付けを行い、地域社会に対する教育的な実践を期待し、都市観光の抽象的概念を提起するものである。

¹ Lewis Mumford, *The City in History*, Harcourt Brace Jovanovich, Inc, 1961,p.575. (生田勉訳『歴史の都市 明日の都市』新潮社、1969年、458頁。)

² Roberta Brandes Gratz, *The Living City*, Simon and Schuster Inc,1989,p.148. (富田鞆彦・宮路真知子訳・林泰義監訳『都市再生』晶文社、1993年、137頁。)

³ *Ibid.*,p.147.(同書、138頁。)

⁴ 岡秀隆・藤井純子『アメニティ都市—細胞から八段階の統合』丸善ブックス、2000年、137頁。

⁵ 「機能的空間」は生きているもののことであり、生きているものに普遍的に現れる性質として、環境に適合しつつ、常にその正常なる特異的構造を積極的に維持し続けている。換言すれば、すべての機能的空間は常にエネルギー並びに物質的交換的に開放システムをとっているということである。岡秀隆『都市の全体像』鹿島出版会、1986年、92頁。

序章 本研究の主旨・目的及び構成

第1節 問題の所在

近年、わが国の観光を振り返ると、国内外からの誘客により、国内経済への波及効果は大きいものとなった。これは、アベノミクスによる株価上昇を背景に、消費者マインドの改善が旅行意欲を押し上げるなか、円安進行による海外旅行の割高感もあり、観光における国内志向が高まったためとみられる⁶。こうしたなかにあつて、今でも多くの人々に親しまれる伊勢神宮では、2013年10月に、第62回神宮式年遷宮が厳かに行われた。その神宮参拝者数は1,420万人（前年比76.8%増）となり、これまでの最多記録（2010年、883万人）を大きく上回った。それまでも遷宮の年は、参拝者数が増加していたが、今回は特に上昇幅が大きかったといえる。

その要因として、①メディアでの頻出（情報発信）、②遷宮をテーマとした商品開発（新型観光特急「しまかぜ」の導入）、③「せんぐう館」の開館（伊勢神宮の精神や遷宮の意義）などである。遷宮が地域に与える影響は大きく、交通網や宿泊・観光施設等のインフラ整備、博覧会やイベント等の開催、TV、雑誌等による全国的な認知など官民が連携し、地域社会の発展に貢献したといえる⁷。

ありていに言えば、伊勢市は、多くの人々に広く認識された観光都市に属性する、宗教的観光機能・特化型都市といえるであろう。そもそも、観光都市の定義とは、観光資源・観光施設が地域外から多くの観光客を集め、観光産業が地域産業構成のなかでもとりわけ、特化した地位にある都市のことを示し、その対象都市は、京都、伊勢、日光、高山などである。他方、観光都市の対比と目される都市観光の定義は、近代的・現代的都市機能などを享受するために行う、日常生活圏を離れた余暇活動のことであり、主に人工的な観光対象を指向する（対象都市は、東京、大阪、横浜、神戸など）。両概念を一瞥すると、同一空間内に存し、対置概念ではないことが見て取れる。

もとより、2つの類型が同質であることの根拠の一つは、観光政策に基づいて、観光事業の振興や観光往来の促進を図ることである。すなわち、①インバウンドの促進、②観光旅行の安全の確保、③観光資源の保護や育成及び開発、④観光に関する施設の整備等

⁶ 「百五経済研究所シンクタンクレポート」『中部経済新聞』2014年9月22日。

⁷ 『中部経済新聞』、前掲レポート、2014年4月28日。

に関する政策を行うことなどである⁸。真山達志（2001）は、政策の概念について次のように述べている。「自治体の取り組みによって解決すべき問題は何か、自治体が解決（達成）しなければならない課題は何かを明確に示すことによって、具体的な行動プランである事業の方向性や狙いを表明したものである。」といい、観光事業の展開は、事前に企画・立案を定めて、体系的に事業を考えることが肝要であると指摘する⁹。

この場合、問題解決の手段は、都市の質的魅力の向上を目指し、来訪者に一時的な異日常の体験を供与することである。そもそも、観光行政の推進は、地域に活力と地域資源の再発掘に寄与し、地域の活性化に貢献することである。こうした中で、観光事業をさらに発展させるためには、先にも触れたように、地域住民の主体的な役割を尊重し、地域に根ざした都市の振興を図ることである。すなわち、地域住民との連携による協調・協和は、観光交流の促進を迅速に実践するための一手段であり、来訪者に社会的、文化的なリレーションシップを行う形而上の顧慮である。つまり、地域の主体性と自立性の確立は、地域住民の主導による地域からの発信・発動が必然的であり、他の地域の人々と地域の日常性に融合、同化することにより、至心の観念を醸成し、育成していくことが最も大切なことである（民力の親和性）。

しかし、その一方で、地域の住民は、マスツーリズムの弊害を蒙る最も直接的な当事者だともいえる。自然や文化の破壊、環境汚染（交通渋滞、騒音、ゴミ問題等）、社会生活の変化（労働環境、治安の低下等）など大衆観光の現出は、多様な社会を取り巻く環境の変化と同質ものであり、地域住民の精神的な苦痛は、地域の人々のみが遇する唯一的な体験である。しかも、顕在化した負の遺産は、今後、各地域に噴出し、地域観光の重要な課題として、喫緊に対処を講ずるべきであろう。

次に、2つの類型が同一視される二つ目の根拠は、「観光」の語句が示す通念的な含意のことである。一般的に「観光」は、行楽、レジャー、アミューズメントなど娯楽性のイメージが非常に強い、遊興の要素を内包している。近年では、パーソナル間の相互的な無償のサービスを包含する歓待及び接待などを想起するホスピタリティの概念や、多様な価値を創出するニューツーリズムの台頭など幾分、変化の兆しが見られるものの、過半の普遍的な価値基準においては、「歓楽・遊興」の概念が広く一般社会に浸透している。

⁸ 京都を事例に捉えると、一般的に、観光都市の既存概念に属するが、都市観光の定義に基づいても来訪は、観光資源・観光施設などを主たる目的とするため、同一空間内の根拠となり得る。長谷政弘編『観光学辞典』同文館出版、2002年、105頁、9頁、207頁参照。

⁹ 真山達志『政策形成の本質-現代自治体政策形成能力』成文堂、2001年、50頁。

このため、比較的新しい語句である「都市観光」は、政治や経済、文化などの中心地である中核都市の生活空間に内在する観光対象や観光資源を主たる目的として、人々が都市を訪問する際の行為を認識し、観光産業の複合性と観光者の集積拠点として捉えられる「観光都市」の概念と同類系に、副次的な位置を今日まで示している。このように、都市観光は、観光都市の概念と同義の衆論として解釈されているために、都市政策においては、税の偏重した傾斜配分が今日まで、継続的に施行されているのである。つまり、これは外来者を誘致するための税の分配（観光都市の施策）であって、本来、地域住民が得るべき公共サービスの対価ではないのである（受益者負担の弊害）。すなわち、ここに、“大いなる疑問”を抱くのである。疑問は、探求すべき課題であり自己の問題意識となる。問題意識は、自己の考えで討究し、主題となる問題を論理的に弁証し、多元的な手法で解明することである。すなわち、ここにおいて、本論の主旨を要約して整理すると、本研究の目的は、以下の通りとなる。

本研究は、「観光都市」と同義と目されてきた「都市観光」の定義について、従来の観光学的アプローチからではなく、複眼的な視点から客観性を重視する科学的アプローチに基づき、学際的な見地から歴史的視座、経済的視座、文化的視座といった他領域の把握と理論構成を行い、都市観光の既成概念を是正するための根拠となる問題の所在を明らかにした上で、「都市観光」の再定義化に、一定の方向性を導き出すことを目的とするものである。

次に、本研究を見据えた上で、都市観光の先行研究では、名古屋を事例分析として、都市観光の潜在的可能性と方向性について、調査研究を行った。実証的な検証結果として、名古屋市は、地域の特異性でもある排他的、実利的な社会構造が、域内完結の閉鎖性を助長し、地域の特質となる虚構の都市イメージが形成された。この異質の都市像は、観光者が敬遠されがちな要因となり、観光とは無縁の稀有で特異な都市になった。一方で、堅実な気質の特性は、ものづくり産業の礎に大きく貢献し、都市の基盤を構成する産業構造が、名古屋の社会の根幹を支える要因であることが実証された。このように、産業構造の対極性（製造と観光）は、二項対立軸にあったにもかかわらず、2005年（平成17年）愛知万博を契機として、新産業の創出となる観光振興の期待感が高まり、企業社会との共生、協働の方途に、大企業を中心として、中小企業に至るまで、産業界が大きく舵を切り、変遷していったことである。

この研究では、一定の結論（産業構造の対置性：ものづくり産業と新たな観光産業の萌芽）を得ることが出来たが、都市観光の概念までは提起することができなかった。観光都

市とは無縁と思われてきた名古屋を都市観光分析の対象都市としていることに、いささかの違和感を与えるだろうが、東京や大阪など社会的構造、人口規模、地域性などの観点から、どの都市を形状分析してみても都市観光の普遍的な概念までは、おそらく抽出することはできなかったであろうと考える。つまり、都市観光の概念は、対象都市を認識しない空間表象の中に存在するものであり、ある都市に居住する地域住民を主体として、都市内の観光対象（観光因子・非日常）を見出し、自らの知的向上に取り組むことが概念の中心軸になるのではないか、という基礎的理論を導出した。本研究について、まずは、結論の導出方法となる分析の枠組みを設定し、結論を導き出すための仮説（各章毎）を提示して、基礎的なパラグラフから論究し、学際的な横断（歴史的視座・経済的視座・文化的視座）を試みる。その上で、一つ一つ積み上げた論証を集約し、学際的な領域のもとに、多様な価値観から共通の関係特性を析出して結論を導き出すことである。

第2節 本研究の構成

本研究は、5つの章から構成され、以下、各章の内容についてその概略を記述し、それによって本研究の流れと全体像を明らかにする。まず、第1章は、史的な観点に立って、「着地型観光の源泉は、伊勢御師である」ということを仮説として、平安末期に出現した伊勢御師の成因分析を行い、御師の活動や発展過程を史実に基づきながら、その実態を明らかにする。さらに、伊勢市の都市形成に深く関与する式年遷宮の歴史的意義や伊勢市民の民俗行事、加えて今日の大衆観光に大きな影響を及ぼした伊勢講の人的・社会的交流についても言及し、これらの考察結果をもとに、地域仕立ての受入マネジメントやホスピタリティマインドの根本原理について言及する。

次いで、第2章では、第1章と同様の観点から、「名古屋における都市観光の源泉は、尾張徳川藩第七代藩主徳川宗春の開放政策」を仮説として、宗春の政策志向（重商政策・自由政策・住民主体の都市政策）をもとに、宗春の藩政改革が地域の発展や都市住民の生活にどのような影響を及ぼしたのかを検証すると共に、中央集権（徳川吉宗）の緊縮政策に挑む宗春の自由政策における功罪についても考察を試みる。さらに、尾張藩社会における名古屋城下のまちづくりや地域の固有資源及び観光資源の潜在化について再考を試み、文化的所産の再発掘、保存、継承、発信を促進する提言を行う。

続いて、第3章は、第1章、第2章における歴史的視座を活かした事例分析（伊勢御師

と伊勢参宮を中心とした伊勢市、徳川宗春の尾張藩の治政期を視野に入れた名古屋市) をもとに、今後の都市政策やまちづくり観光に向けた都市社会の課題や問題点について、文化的背景の異なる人々との共生社会を志向する多文化共生社会の実態に焦点を当て、お互いの緊張状態を回避する葛藤解決手段として、方略の二次元モデルを提示し、葛藤解決の方向に向かう方法論を提起する。また、地域経済の観光振興に負の弊害をもたらすマスツーリズムの台頭に着目し、持続可能な地域社会の環境維持・保全を遂行するための「環境容量」についても付言する。

また、第4章は、まちづくり観光の方向性について、前章の仮説をもとに、地域の固有資源は、すべての人々に分配されることを前提に、ワーナーフェルトの提唱した「資源ベース論」の先学研究に焦点を当て、企業活動における持続的競争優位の内部要因と地域資源の固有価値に関する共通特性を考察する。また、地域の発展は、旧来の拠点型開発の地域振興ではなく、内発的な視点に立脚して、地域の人々が主体的に、地域に内在する常在資源を媒介として、地域住民と来訪者が共に学び合う知的営為の必要性と可能性が本論の結論に結び付く糸口になる一定の方向性を導出する。

終章では、仮説の検証に向けた実証データの解析や文献・統計資料等の分析及び問題提起の解明など、様々な角度から都市観光の定義に結び付く論点を見出し、各章毎の結果をまとめた上で、本稿の命題である都市観光の抽象的概念について提起する。

第1章「伊勢御師」の史的分析和固有価値としての常在資源

三重県伊勢市は、多くの人々から、「お伊勢さん」と親しみを込めて呼ばれ、永年にわたって慕われ続けてきた宗教観光都市である。1300年前より営々粛々と伝承されてきた式年遷宮は、地域の人々の矜持であり、その精神である「常若（とこわか）¹⁰」といわれるスピリッツは、多くの人々に畏敬の念として継承され、今日の伊勢市における循環型都市社会の発展に大きく貢献した。地域の人々は、町の歴史と暮らしの伝統文化をごく自然に受け入れ、次世代社会への伝授を遂行する。

このように、観光都市の原点ともいえる伊勢市は、地域を主体とした自治組織の確立を江戸中期には実現し、古来よりの固有資源と先人の叡智を継承する稀有な都市の一つになった。こうした地域を支える住民の役割は、「御師」の歴史に基づくものであり、「御師」の活動は、今日の伊勢参宮の盛行と、宇治・山田の商業的・観光的機能の発展に大きく貢献したといっても過言ではないであろう。

本稿は、着地型観光の基礎的概念である、「地域住民が主体となって観光資源を発掘、プログラム化し、旅行商品としてマーケットへ発信・集客を行なう観光事業への一連の取り組み¹¹」をもとに（尾家建夫・金井萬造 2008）、「着地型観光の源泉は、伊勢御師である」を仮説として、平安末期に出現した伊勢御師の台頭、隆盛、終焉を時代とともに照応しながら、御師の活動・発展過程を史的に論究する。加えて、常在資源としても捉えられ、伊勢市の都市形成に深くかかわる式年遷宮の歴史的意義や、今なおそれを支え続ける地域住民の民族行事（お木曳きやお白石持行事）、さらには、伊勢参宮における伊勢講の人的・社会的交流についても論述し、今日の伊勢市における観光産業の発展に大きく貢献した伊勢御師の実相を、明らかにすることを目的とするものである。

第1節 「伊勢御師」の発展的過程と地域集権の確立

¹⁰ 「式年遷宮」は、神々を美しく瑞々しい神殿でお祀りしたいという古代の人々の発想から生まれたものであり、そこには神と共に生き、命の連鎖を願う究極の祈りと感謝が込められている。二十年に一度、神殿を新造して神々を遷すことを繰り返すことで、常に若々しく美しく生き、その精神を子孫へ伝えたいと願う人々の思いが重なる。「常若」とは、衰えることなく瑞々しいエネルギーがあふれている状態のことをいう。河合真如『常若（とこわか）の思想 伊勢神宮と日本人』祥伝社、2013年、43頁。

¹¹ 尾家建夫・金井萬造『これでわかる！着地型観光 地域が主役のツーリズム』学芸出版社、2008年、7頁。

(1) 御師の成因分析

(i) 御師の語源

御師の機能は、祈祷と参詣宿にあるが、通史的には、前者が先行したといわれている。御師・祈祷師等の語彙は、平安中期にまず寺院に始まったが、その後は、もっぱら神社に見られるようになった¹²。その役割は、信仰者の依頼によって神前に祝詞を奏上し、神と人との中間に立って、祈祷主の願望を取り次ぐことを職務とするものである¹³。御師の語源について宮家準(1976)は、「元来仏教の祈祷者をさす御祈祷師の略で、平安中期先ず寺院で用いられた。のちには転じて神社の祠官のうち専ら祈祷にあたる者も御師と呼ぶようになった¹⁴。」といい、戸川安章(1976)もまた、「御師とは御祈祷の師という意味¹⁵」とされた。両者共に、御師の語義を従前の通説に倣い、祈師(イノリシ)や詔師(ノットシ)の略称であると解している。

その一方で、桜井勝之進(1984)は、「このような省略は無理なので、やはり平安仏教の高僧が貴族の御師僧または御師として帰依をうけたことに倣って、武将たちによって帰依された権禰宜らの神主をも御師と呼ぶに至ったものと思われる¹⁶。」と指摘する。すなわち、高僧を御師と仰いだ実例の著述に基づき、大神宮の御師もまた、これらの御師と檀那との関係の延長線上にあるものとして捉え、その名称の成立は、御祈祷師の省略という順序ではなく、「御師匠・オンシシヨウ」という意味の御師からきたものであると主張する¹⁷。西垣晴次(1983)もまた同様に、「その機能は祈祷師であったが、これをうやまって御師とよんだのであり、御師の御は敬称で、師つまり先生のことにほかならない。僧、神職を問題にせず、師匠をうやまってよぶとき、そこに御師の名称が成立する¹⁸。」と述べている。つまり、御師は神社のみではなく仏寺にも存在し、神前で祝詞をよむ詔刀師の略称には齟齬

¹² 新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、1982年、152頁。

¹³ 大西源一「御師神楽」『伊勢の神宮』近畿日本鉄道、1961年、126頁。

¹⁴ 國學院大學日本文化研究所編『神道要語集 祭祀篇二』神道文化会、1976年、290頁。

¹⁵ 同書、302頁。

¹⁶ 桜井勝之進「伊勢御師の実像」『歴史手帖 12巻7号』名著出版、1984年、10頁～11頁。

¹⁷ 桜井は、「将来の研究課題」として、御師に関する二つの問題点を指摘している。第一は、御師の語義のことであり(御祈祷師・御祝詞師の略称と、師をあらわす御師匠の2説)、第二は、御師を宗教者(Priest)とする御祈祷とは、どのような類のものであったのかという点(呪術者的な性格をあわせ持つことによって、広く民衆の畏敬を受けることで、庶民信仰の普及に寄与する介在者としての役割と意義)を挙げている。同書、11頁～15頁。

¹⁸ 西垣晴次『お伊勢参り』岩波新書、1983年、67頁。

があり、また、祈師（イノリシ）の略称を御師（オシ、伊勢では、尊信の意を込めてオンシと呼称）と略することにも疑義を呈する。

いずれにしても、御師の語源に関する所見がいずれの文献にも明記されていないために、このような議論が噴出するのは致し方ないが、西川順土（1998）の所見を参考に、一つの方向性を導く学説を提起するならば、「御師は今日で言えば先生と呼ぶような広い意味を持っていたが、師の御坊、法師、御師と仏教界で用いられた僧への尊称の一例である。もともと僧侶には伝道の体質が付きものである。『延喜式玄蕃』に五師は「能治廣節之僧」を選べと出ている。延喜式は延長三年（925年）に完成した法の施行細則で、ここで徳の高い僧を五師に任命しなさいと規定している¹⁹。」すなわち、僧侶を御師として、自己の全運命を託して帰依した場合に、御師として尊ぶことを示唆し、御師に祈祷を求めることは、当初は、参詣時だけの臨時的な行為であったが、世代継承（恒久化）されるとともに職業化が進行し、年来の師として、永続的に崇敬される概念が醸成されたという。

したがって、この文献から推察しても御師の語源を御祈祷師、御祝詞師の略称と解する通説の妥当性は、きわめて低いように思われ、上述したように、御師を己の師として敬仰する崇敬心と希少性・厳肅性の崇高な社会的価値の高さが、当時の貴族社会に広く浸透し、社寺の受入体制の整備（参詣宿等）と共に、貴族を旦那とする師旦那関係の約定に結び付いた要因が、御師匠という意味の根拠性を表しているのではないかと考えられる。

（ii）御師の成立過程と旅宿の萌芽

中世に入り、伊勢御師の存在・活動が熊野に比してやや遅れるのは、神宮の私幣禁断²⁰により、寄進者は直接幣物を奉じて祈祷することができなかったことが主因といわれる。しかしながら、平安末期の私幣禁制の弛緩に伴い、一般の要望に応じて、伊勢神宮にも御師が出現するに至った²¹。『吾妻鏡』（治承五年・養和元年（改元）十月二十日条、1181年）の記述を概観すると、〔史料①〕

¹⁹ 西川順土「御師」『季刊大林 NO43 ONSHI・御師』大林組広報室、1998年、28頁。

²⁰ 神宮では古来より「私幣禁断」の制度があり、幣帛（お供え物）を奉られるのは上御一人（天皇）に限られていた。このため、一般庶民は私幣を禁じられていたが、参拝そのものは禁じられてはいなかった。それゆえ、私幣禁断と参拝禁止とを混同する説が流布したという。ちなみち、熊野三山や他の神社では、幣帛や参拝は自由に行われた。大西源一『参宮の今昔 神宮教養叢書 第三集』神宮司廳教導部、1956年、1頁。

²¹ 新城常三、前掲書、153頁～154頁。

「昨日、太神宮權禰宜度會光倫、號相鹿二郎太夫、自本宮參着、是爲御祈禱也、今日賜御願書、²²⁾

とあり、「昨日、(伊勢)太神宮の權禰宜で相鹿次郎大夫と号する度會光倫が、伊勢神宮より參着した。これは(頼朝の)御祈禱をするためで、御願書を賜った²³⁾。」と明記されている。これは、光倫が伊勢神宮と頼朝の仲介者として、鎌倉に下り源頼朝から訴願状を託されたことを記したものであり、御師の行為を示す初見として、注目に値する文献である。

『同』(寿永三年・元暦元年(改元)正月三日条、1184年)によれば、〔史料②〕

「武衛(源頼朝)有御祈願之間、奉寄領所於豊受太神宮依爲年來御祈禱師、被付權禰宜光親神主云々、状伝、奉寄御厨家合一處在在武蔵國崎西、足立兩郡内、大河土御厨者右件地、元相傳家領也、²⁴⁾

と記され、「武衛(源頼朝)には御祈願があったので、所領を豊受太神宮に寄進された。長年、(頼朝の)御祈禱師であったことから、權禰宜(度會)光親神主に管理を託された。寄進状は次の通りである。(豊受太神宮の)御厨家に寄進し奉る。合わせて一か所。武蔵國崎西・足立兩郡の内に在る大河土御厨という。右、この地は元々から相伝の家領であった²⁵⁾。」これは、武家政権が樹立した前後(平安末期から鎌倉初頭)には、既に、貴族を旦那とする師且関係は衰微の一途を辿り、当時、次第に勢力を拡大しつつあった領主層・武士層に取って代わり、東国地方には多数の御厨(水田)・御園(畑)〔神宮莊園²⁶⁾〕の寄進や皇大神社の勧請がなされ、御師の活躍が、伊勢信仰の普及を飛躍的に進展させる契機となったことを窺わせる貴重な資料である。

また、『伊勢勅使部類記・弘長元年十二月九日公卿勅使記』(1261年)の文献を睽目してみると、〔史料③〕

「一御祈事。

伊勢内外宮。天ニ風雨之難一、無爲可レ遂ニ使節一之由、殊可ニ祈請一之旨、可レ仰本宮御師并祭主宮司一興²⁷⁾。」

²²⁾ 国書刊行会編者『吾妻鏡吉川本第一』名著刊行会、1968年、53頁～54頁。

²³⁾ 五味文彦・本郷和人〔編〕『現代語訳吾妻鏡 1 頼朝の挙兵 治承四年(1180)四月～寿永元年(1182)』吉川弘文館、2007年、94頁。

²⁴⁾ 国書刊行会編者、前掲書、68頁。

²⁵⁾ 五味文彦・本郷和人〔編〕『現代語訳吾妻 2 平氏滅亡 元暦元年(1184)～文治元年(1185)』吉川弘文館、2008年、2頁。

²⁶⁾ 佐藤健一郎・田村善次郎・宮本常一『旅の民族と歴史 5 伊勢参宮』八坂書房、1987年、52頁。

²⁷⁾ 神道大系編纂会『神道大系 神宮編三 伊勢勅使部類記 公卿勅使記』神道大系編纂会、1981年、162頁。

とあり、御師の語彙が初めて文献上に現出する最古の資料である。ここで、これまでの経緯を時系列に沿って整理してみると、史料①の文献によって、御師の行為が初めて歴史上に登場し、伊勢の御師が東国地方まで赴き、武家社会との近接が相当広汎に及び、御師の活発な伊勢信仰の普及活動が垣間見えたことである。

ついで史料②の文献では、伊勢の御師を年来の師として、一門の加護を氏神に求め、全国的な御厨・御園を形成する基盤が整い、御師と東国武家社会との緊密性が明らかになったことである。すなわち、皇大神宮の経済は律令制度のもとに、神税や神田の貢納をもってまかなわれていたが、貴族社会の狭隘性と公権力の弱体化によって、神共の欠如に至り、逼迫打開の方策（祭祀の維持）として、当時広汎に地方社会を席卷しつつあった東国豪族層に近接するとともに、武門一族においても武運長久、領内の安寧、一門繁栄等の祈願を御師に託すことで、双方にとっての利点が一致したことを示す確証が得られたことである。また、史料③では、これまで御師の呼称を、役職名（権禰宜）のみで表記（1181年）していたものを、3年後の1184年には御祈祷師に代わり、その77年後には御師として今日に至る名称を使用している。つまり、鎌倉幕府が成立する前後の70有余年の間に、上述した事由によって、御祈祷師・御祝詞師の呼称から御師に変わったことが確認され、この時期をもって、伊勢御師の社会的な位置付け（発生・台頭）と方向性が示される起点となったことである。

一方、中世以前における我が国の交通は極めて不便であり、未だ旅館の設備などなかった時代において、参宮者が最も切に要望したものは、宿泊所、安息所であった。かかる諸国から神宮参詣の途上は、ときに野宿の苦痛を忍び、あるいは日々の食料にも困窮するなかで、伊勢に到着するまでの様相は、往時を懐旧してみても想像に難くないといえるであろう。こうした状況は、御師の側も承知の上で、旅館業と祈祷業を兼営することは自然の流れであり、参詣者の要求を速やかに受け入れ、利便性と安全性を確保することは、御師にとっても整合性の取れる方策であったといえる。足代弘訓（1884）の『御師考證』によれば、〔史料④〕

「今参宮人を御師の家に止宿せさするも、元神領の人民神税を持参して口入の神主の家にとまりたるより始れりと云へり²⁸。」

と記述されているように、それは、神宮参詣の風潮が次第に盛行し、参詣者が増加するに

²⁸ 足代弘訓『御師考證』清泉堂、1884年、27頁。

従って、長旅で疲れた参詣者を自宅に招き入れ、旅宿と祈祷の兼営を神宮関係者が首肯せざるをえないものであり、きわめて、自然発生的に発達したものである。それゆえ、大西が御師の起源として、旅館業の経営と祈祷業の二つの機能を並列に捉え、御師の旅館業兼営は、自然的欲求によって湧出されたものであり、それが次第に発達して、御師職の重要な部分に至った、と主張する議論は傾聴に値するといえるであろう²⁹。

(iii) 熊野山伏・先達、熊野御師の熊野詣と仲介者的役割の危機的存亡

ここで、伊勢御師が出現する前（平安中世末期以降）からすでに活動していた熊野山伏・先達、熊野御師についても少し触れておきたい。熊野山伏・先達は、すでに平安末期より鎌倉初期にかけ、都市や農村の間に広く分布し、熊野山一帯に地方組織を形成していた。すなわち、先達とは、もと芸道、学問等の部門において、後学に対する先覚、先進等の意味であったが、その後、平安時代に修験道の特殊用語になり、熊野参詣者の嚮導を務める山伏を指称した³⁰。熊野山に至る道の遠隔と狭隘な山道は、苦行ともいえる過酷さと難渋を伴い、熊野・山伏達の先導による地形に精通した彼らの存在は、参詣者にとっては貴重な人材であった。上述のごとく、先達は参詣案内の他に、祈祷・初穂の取次ぎ等の機能を有し、旦那との関係は御師よりも日常的であったという。また、先達は御師に属し、その現地代官として、宿主たる御師に対して、客引きの立場でもあった。

しかしながら、室町以降の経済発展に伴う交通施設の整備や、交通の頻繁化による人々の地形の理解によって、先達の必要性和存在意義が希薄化し、熊野詣の低調化と相俟って、漸次減退していったという。こうした歴史的経緯に至った要因は、熊野信仰に代わる新信仰の興隆、御師、先達制度の崩壊、熊野信仰基盤の後進性が考えられ、とりわけ、伊勢信仰の躍進が、熊野信仰の経済危機を招く大きな一因になったことは言うに及ばないであろう。それは、その後の熊野詣の衰退と伊勢参宮の台頭、隆盛、大衆化に大きく関わる熊野山伏・先達と伊勢御師の活動が、参詣者誘致策の一環に大きな影響を及ぼし、双方の時代の変化に対する機動性、順応性、先見性に明らかな相違がみられることから容易に推察できる。

すなわち、山伏・先達は、熊野やその他の霊山を度々修業し、その機会を利用して、参

²⁹ 大西源一、前掲書、126頁。

³⁰ 新城常三『社寺と交通 一熊野詣でと伊勢参り一』至文堂、1966年、39頁。

詣者の道中案内をする場合が多かった。しかしながら、熊野の険峻な山地と遠隔地ゆえの地理的に厳しい環境下に置かれた参詣者にとって、熊野詣はきわめて過酷な旅の形態であり、一般参詣の減衰と共に、室町中期以降、山伏・先達の存在意義の欠如に至った彼等は、村々に定住するようになり、熊野山の支配統制から離脱し、熊野山と参詣者の仲介・先導の役割を自らが放棄するに至ったという。このため、こうした行為が平安、鎌倉以降の貴族社会や東国武家社会の接触や結合の機会を逸失し、信仰者による荘園(田園)の寄進は、伊勢神宮に比して格段に少なく、熊野の財政基盤は、一般の施与と参詣者の奉養が主体となり、それを熊野神社運営の根幹に据えざるを得なかったことである。

さらに付言すれば、熊野の経済的損失はこれだけに止まらず、熊野信仰の普及を阻害する地理的条件の不備や先達の変移によって、旦那回りの廻国が後退し、先達、御師の旦那売買³¹の経済的価値(旦那売買の価格:伊勢御師の十分の一以下)が、伊勢神宮のそれと比して甚だ劣ることである。すなわち、かつては全国的に分布し、参詣者と熊野神社の仲介的役割を担い、熊野詣の発展に大きく寄与した先達が定住して、熊野山の支配体制から脱落したことにより、熊野と地方の豪族的領主層の師旦那関係が漸次廃退し、室町期においてその勢力を急速に拡大しつつあった武家社会との介入を自らが放棄したことによるものである。

つまり、当時期における神社の維持・運営・拡大にあたっては、一般参詣者の誘致も然ることながら、地方の有力な豪族層の旦那回りを積極的に展開し、先達・御師と武家社会の緊密な関係を築き上げること(師旦那関係の締結)が、熊野信仰の普及と神社運営の持続性を図るうえで最も有効な方策であったといえよう³²。

(iv) 御師の発展的経緯と師旦那関係の本源性

他方、伊勢神宮の参詣に目を転じてみると、室町期に入り、民衆の経済的条件の向上や、伊勢御師の活動がようやく本格化したことによる参詣者の誘致策が伊勢参宮の発展に結び

³¹ 大西によれば、御師には師職銘というものがあり、龍大夫とか三日市大夫とか福島みさき大夫とかがそれにあたる。師職銘は一つの株として売買され、質入れも行われた。ゆえに、龍大夫といってもその所有者は、龍氏とは限らず転々と他人の手に渡った。かくして御師職は一種の株として扱われ、立派な財産でもあった。ちなみに大夫とは、権禰宜の多くが五位の位階を有し、その五位の唐名を大夫といった。大西源一、前掲書、128頁、141頁。

³² 新城常三、前掲書、9頁～10頁、38頁～40頁、64頁～69頁。

付き、広汎な階層と地域の拡大に一層の拍車がかかったことである³³。とりわけ、農民層の社会的進出は、御師の着目するところとなり、御師はまず彼等農村の有力層を旦那化し、それを足掛かりに直接、村落支配を進め、全国的な地盤の拡大に努めた。こうした背景には、畿内を中心とした農民の開放や、生産力の発展による農民の経済的地位の向上、さらには、農村の支配層による自主性の確立が、御師の農村進出を助長する要因になったと考えられる。

さらに、もう一点、伊勢参宮の発展、拡大に大きく寄与した要因は、室町期から織豊時代にかけて旦那の拡充を目的とするために、強大な支配権を掌握しつつあった戦国大名に接触を図ったことである。すなわち、御師にとって大名との提携³⁴は、大名が支配する広大な領域と膨大な領民の旦那化を期待し、大名配下の領民の御師権を獲得することで、隣接地域への地縁的拡大を企図したことである。要するに、室町末期においては、旦那の増減による変動が激しく、御師は旦那の増加と地盤の拡大に傾注し、その減少と喪失の防止策を講じるためにも大名との連携が、必然的かつ最も有効的な手段であったのである。

一方、大名においても御師の財政的援助者として、その最適任者であったからに他ならず、師旦那関係を通じて、多数の家臣や領民もその利得の可能性を期待したことである。注目すべきは、大名の戦勝ならびに領土拡張による政治的、軍事的支援を御師に求め、御師もまた祈祷師以外の現実的支援の要請に応じていたことである。つまり、大名は、自身の旦那価値の有益性に基づく親密性と師旦那関係の永続性に必要な有効手段として、軍事的便宜の供与や従軍等を御師に要求し、御師もまた武士との接触・結合の強化を図るうえで、媚態的行動の必要性を強く認識していたことである³⁵。

このように、多数の大名と師旦那関係を締結したことは、双方にとっても多くの利点が一一致し、こうした密接的・相補的な関係性は、江戸時代に入ってより強固に、普遍的な永続性を堅持し（表 1-1、参照）、御師にとって広汎な地縁的拡張が続けられる担保的価値の必然性を考慮するならば、本来の職能を逸脱しても、大名が支配する地域の旦那化実現のためには、政治的・軍事的な実践供与があったとしても怪しむに足りないといえるであろう

³³ 同書、80頁～81頁、84頁。

³⁴ 師旦那関係が成立すると大名は御師に対して種々の祈祷を依頼した。一例を挙げれば、戦勝、領内の静謐、病氣回復、家内安全、子孫繁栄等千差万別である。とりわけ戦勝祈願は、大名の存続に関わることであり、成就の上は御師に対して神楽や太刀の奉納、知行の寄進など様々な報奨を約定した。大西源一、前掲書、132頁。

³⁵ 新城常三、前掲書、184頁。

表 1-1 伊勢御師と大名の師且関係（皇室・公卿・幕閣・大名の師職表、江戸中期当時）

禁裏御師	藤浪神主(宇治) 桧垣神主(山田)				
	檀家名	師職名		檀家名	師職名
親王家	有栖川宮	藤田長大夫	宮門跡	知恩院宮	松室与一大夫
	京極宮	宮後神主	比丘尼御所	三時知恩寺宮	松室善大夫
	閑院宮	桧垣神主 藤田長大夫 十八家中		曇華院宮 光照院宮 圓照寺宮・ 林丘寺宮	鎰谷大夫 堤林大夫 藤田長大夫
	伏見宮	松本雅樂助		中宮寺宮	橋爪孫大夫
宮門跡	輪王寺宮 (日光)	春木大夫	比丘尼院家	瑞花院	三村清大夫
	勸修寺宮	福島大二郎	撰家御門跡	大覚寺御門跡	福村大夫
	仁和寺宮	林左近大夫		三宝院御門跡	堤長熊大夫
	妙法院宮	綿谷大夫		随心院御門跡	林 大夫
	聖護院宮	来田新左衛門	准門跡	安井御門跡	辻 左京
	実相院宮	中川安大夫		西本願寺御門跡	久保倉大夫
	青蓮院宮	杉松兵衛大夫		専修寺御門跡	森与大夫
	圓満院宮	足代勘兵衛		錦織寺御門跡	藤井八郎大夫

	檀家名	師職名		檀家名	師職名
公家諸家	近衛・徳大寺・広幡・広橋・竹屋・油小路・庭田	来田親左衛門	公卿諸家	中山	鎰谷大夫
	九條・庭田	綿谷大夫		飛鳥井・難波・中御門・下冷泉・五條・平松・吉田・萩原・錦織	三村 大夫
	三條・園	桧垣神主		東園	福島大二郎
	鷹司・醍醐	吉沢大夫		壬見・石山・上冷泉	北川九郎左衛門 榎倉修理進
	三條・正親町三條・小倉・武者小路・穂波・五辻	松木監物			

36 同書、157頁～161頁、172頁～173頁、183頁。

公卿諸家	西園寺・中御門・広橋・西大寺	朝田彦大夫	公卿諸家	藤谷・西洞院	十八家中
	花山院	正住大夫		柳原・北小路・清閑寺	榎倉儀大夫
	大炊御門・花園	堤彦大夫		四條	高田 大夫
	中院・野宮・日野	福井大夫		山科・久世	松室一大夫
	三條西・正親町・三條・滋野井・姉小路・樋口	御巫大夫		八條	三方中
	正親町	千賀大夫		水無瀬・七條・町尻	橋村肥前大夫
	清水谷	堤林大夫		樋口	橋村織部大夫
	河鱒・長谷	谷祐大夫		富小路	三村清大夫
	河野	林十郎大夫		六條	慶徳太郎大夫
	橋本・園池・今城・櫛笥・東久世・清岡・桑原	藤田長大夫		岩倉	藤原才吉
	裏辻	高向与三大夫		植松 綾小路	三日市大夫帯刀 山岡半大夫
	山本・持明院・園・高野・石野・芝山・梅小路	松室善大夫		白川	藤井三頭大夫
	大宮	桧垣金谷大夫		唐橋 交野	木造 大夫 落合権大夫
	高岳	堤長大夫		伏原・沢	中川安大夫
		土御門	木田作大夫		

徳川将軍家御師	春木大夫(山田) 山本大夫(宇治)
---------	----------------------

諸侯御師(山田)		諸侯御師(山田)	
諸侯名	師職名	諸侯名	師職名
中川(筑後竹田)	坂 大夫	真田(信濃松代)	広田筑後
久留島(豊後森)	足代権大夫	遠藤(近江三上)・ 谷(丹波山家)	谷 主殿
松平(豊後府内)・ 久野(伊勢田丸)	幸福内匠	内田(下総小見川)	吉沢主水
大村(肥前大村)	藤井右近	細川(常陸矢田)	三村大夫
池田(備前新田)	千賀八左衛門	山口(常陸麻生)	一志杉政大夫
石川(備中松山)	久志本左門	松平(上総小田本)	榎倉修理
木中(備中笠森)・ 浅野(安芸広島)	豊田大夫	森河(上総御弓)・ 木下(豊後日出)	豊田主殿

伊藤(備中川辺)	桧垣内膳	植村(上総天神山)	村山久大夫
毛利(周防徳山)・ 有馬(筑後久留米)	村山大夫	阿部(武蔵忍)・ 市橋(近江仁心寺)	綿谷大夫
		秋元(武蔵川越) 久世(下総関宿)	三日市隼人
荒尾(伯耆)	村山掃部	松平(駿河小鳥)	堤 兵庫
亀井(石見津和野)	橋村主膳	建部(甲州御城番)	藤原大貳
上杉(出羽米沢)	蔵田大夫	三宅(三河田原)	藤木神主
上杉(出羽米沢)	祝部佐渡	土井(三河西尾)	藤井長大夫
有馬(越前丸岡)	三頭大夫	三浦(三河刈屋)・ 松平(三河奥殿)	馬瀬三之丞
間部(越前鯖江)	松尾次郎大夫	西尾(遠江横須賀)	松木左門
長(前田家家臣加賀)	松田三郎四郎大 夫	松平(遠江浜松)・ 津軽(陸奥弘前)	三日市兵部
丹波(播磨三草)	慶徳藤大夫	太田(遠江掛川)	中田大夫
朽木(丹波福知山)	中山兵庫	青木(摂津浅田)	上部縫殿
黒田(上野沼田)	高田因幡	柳生(大和柳生)	小倉大夫
鳥井(下野壬生)	磯部主馬	北條(河内狭山)	橋村織部
松平(陸奥白河)	小林志摩	岡部(和泉岸和田)	亀田太郎大夫
丹波(陸奥二本松)	藤田内匠	永井(摂津高槻)	幸福教馬
堀(信濃飯田)	大主織部	内藤(信濃岩村田)	堤左衛門
遠山(美濃苗木)	堤 主膳		

諸侯名	師職名
牧野(上野)・織田(上野小幡)・土井(越前大野)・織田(丹波栢原)・牧野(筑前博多)	堤 長門
稲葉(山城淀)・織田(大和柳本)・織田(大和芝村)・藤堂(伊賀名張)・藤堂(伊勢津)・藤堂(伊勢久居)・成瀬(尾張犬山)・松平(武蔵忍)・新庄(常陸鹿島)・小堀(近江小室)・小出(丹波園部)・松平(因幡秋田)・松平(因幡新田)・脇坂(播磨龍野)・稲葉(豊後白杵)	上部大夫
柳沢(大和郡山)・永井(大和新庄)・増山(伊勢長島)・米倉(武蔵金沢)・久松(下総多古)・土屋(常陸土浦)・松平(越後)・柳沢(越後黒川)・柳沢(越後三日市)	幸福 出雲
植村(大和高取)・保科(上総飯野)・森(播磨赤穂)・森(播磨三日月)	出口 信濃
片桐(大和小泉)・本多(伊勢神戸)・松平(三河吉田)・本多(近江膳所)・戸田(美濃大垣)・戸田(美濃大垣新田)・牧野(信濃小諸)・戸田(信濃松本)・戸田(下野宇都宮)・戸田(下野足利)・大田原(下野大田原)・大関(下野黒羽)・伊達(陸奥仙台)・片倉(陸奥白石)・田村(陸奥一ノ関)・佐竹(出羽秋田)・牧野(越後長岡)・牧野(丹後田辺)・伊達(伊予宇和島)・伊達(伊予吉田)	久保倉大夫
松平(摂津尼崎)・松平(三河奥殿)・酒井(駿河府中)・酒井(安房勝山)・松平(美濃岩村)・松平(信濃上田)・酒井(上野伊勢崎)・松平(上野館林)・板倉(陸奥福島)・板倉(陸奥二本松)・松平(出羽山形)・松平(出羽上之山)・酒井(出羽庄内)・酒井(若狭小浜)・酒井(越前敦賀)・松平(丹波篠山)・酒井(播磨姫路)・板倉(備中庭瀬)・松平(肥前島原)・松平(豊後本築)	岩出将大夫

松平(伊勢桑名)・松平(陸奥桑折)・奥平(豊前中津)	久保倉二頭大夫
土方(伊勢菰野)・諏訪(信濃高島)・松平(陸奥会津)・松平(美作津山)・伊東(日向飢肥)・島津(日向土原)・島津(薩摩鹿兒島)	御炊 大夫
稲垣(志摩鳥羽)・永井(甲府御番)・稲垣(近江山上)・大久保(下野鳥山)	逐沼 大夫
尾張家(尾張名古屋)・本多(三河挙母)・本多(下総古河)・水戸家(常陸水戸)・松平(常陸府中)・松平(常陸宍戸)・松平(美濃高須)・本多(信濃飯山)・内藤(上野安中)・松平(上野日野)・内藤(陸奥平)・松平(陸奥宍戸)・榊原(越後高田)・松平(越後糸魚川)・内藤(越後村上)・本多(播磨宍粟)・阿部(備後福山)・紀州家(紀伊和歌山)・松平(讃岐高松)・松平(伊予西條)・内藤(日向延岡)	春木 大夫
水野(三河岡崎)・安部(武蔵岡部)・水野(安房北條)・水野(下総結城)・水野(紀伊新宮)	久保倉掃部
本多(駿河田中)・秋田(陸奥三春)・相馬(陸奥中村)・南部(陸奥盛岡)・南部(陸奥八戸)・六郷(出羽本庄)・岩城(出羽亀田)・戸沢(出羽新庄)・松前(蝦夷松前)	三日市民之助
大久保(遠江松永)・大久保(相模小田原)・石川(常陸下館)・松平(上野高崎)	久志本式部
井上(武蔵羽入)・加藤(近江水口)・前田(上野七日市)・前田(加賀金沢)・松平(加賀大聖寺)・松平(越中富山)・溝口(越後新発田)	福井 土佐
堀田(下総佐倉)・堀田(近江東宮)・堀田(近江堅田)	御炊左大夫
井伊(近江彦根)・井伊(越後与板)・安藤(紀伊田辺)	松田長大夫
分部(近江大溝)・青山(丹波亀山)・青山(丹後宮津)	杉木宗大夫
安藤(美濃加茂)・金森(美濃郡山)・松平(上野厩橋)・九鬼(丹波綾野)	桧垣十神主
堀(信濃須坂)・堀(越後椎谷)・堀(越後村松)	二見 舍人
織田(上野小幡)・土井(越前大野)・織田(越後柏原)・牧野(日向延岡)	堤 長門
小笠原(陸奥棚倉)・小笠原(越前勝山)・小笠原(播磨小野)・小笠原(豊前小倉)	榎倉 大夫
京極(丹後峰山)・京極(但馬豊岡)・京極(讃岐丸亀)	宮後 神主
一柳(播磨小野)・加藤(伊予大洲)・加藤(伊予新谷)・一柳(伊予小松)	高田 左門
池田(備前岡山)・山内(土佐高知)・黒田(筑前福岡)	上部 左近
毛利(長門萩)・毛利(長門長府)・毛利(長門府中)	村山 若狭
稲田(淡路洲本)・蜂須賀(阿波徳島)	橋村吉大夫
立花(筑後柳川)・立花(筑後三池)・五島(肥前五島)・宗(対馬府中)	高向二頭大夫
鍋島(肥前佐賀)・鍋島(肥前蓮池)・鍋島(肥前小城)・鍋島(肥前久留島)・松浦(肥前平戸)	橋村肥前大夫
細川(肥後熊本)・細川(肥後宇土)・細川(肥後新田)・長岡(肥後八代)	三村 右京
相良(肥後人吉)	福島 大夫
秋月(日向財辺)	高田 大夫
有馬(対馬)	金屋 大夫
加納(対馬)	為田 右京

諸侯御師(宇治)		諸侯御師	
諸侯名	師職名	諸侯名	師職名
高木(河内丹南)	鷹羽 大夫	井上(常陸笠間)	山本 大夫
渡部(和泉伯太)	堤 数馬	内藤(信濃高遠)	玉屋 大夫
阿部(上総佐貫)	梅谷 左門	喜連川(下野喜連川)	佐八 豊前
井上(上総長南)	十文字造酒之進	松平(越前福井)・松平(出雲松江)・	藤浪 神主
松平(伊予松山)・松平(伊予今治)	梅谷 大夫	松平(出雲広瀬)・松平(播磨明石)	

出所：神宮司庁『瑞垣 112 号』を引用

こうしたことを背景にして、伊勢御師は、大名の師且関係による厳粛的な宗教行為の他に、経済的行為も付随し、二重の役割を果たしながら多くの御師が富裕化した³⁷。こうしたことは、御師の増加を著しく制限（血統家筋と宇治・山田の神領出生の要件³⁸）していた中であって、既存の師職は、師職株としての売買や譲渡の対象になり、御師の人格の遊離と株の財産権化に拍車がかかったことである。

いわゆる、師職株の外部流出は、買主たる商人・寺院・封建領主の富力に依存するものであり、それが、投資の対象としての有意性を認容する証となり、旦那の物権的価値を高める要因になったことである。しかし、それは買主たる富力層にとって、実質的な御師の機能を果たすことが出来ず、結局は、御師に実務を依頼し、売主たる御師の利益の一部として、留保されたという³⁹。

こうした経緯を踏まえたうえで、室町末期から江戸期にかけての師且関係は、ますます経済関係化に特化した傾向を示し、旦那の物権的価値は一種の財源と見做され、鎌倉以来の信仰的關係性は、御師の上者、旦那の下者の上下関係から、忠節を基調とする封建的關係性に逆転し、御師の大名に対する主従的行動によって、従来からの祈祷師的性格がより実践的、商業的行為に変異したことである⁴⁰。

(2) 宇治・山田御師の地域特性

(i) 伊勢の御師数

³⁷ 同書、191 頁。

³⁸ 伊勢市立郷土資料館『第 13 回特別展 伊勢の町と御師 —伊勢参宮を支えた力—』2002 年、2 頁。

³⁹ 同書、181 頁。

⁴⁰ 同書、181 頁～182 頁、183 頁～184 頁。

農民層の経済的地位の向上や商人の経済的成長、宿泊設備や交通手段の発達による交通条件の改善、さらには封建領主等による強固な師旦関係によって、江戸時代に入ると御師数は、急激に増加することになる⁴¹。表 1-2 は、近世における宇治・山田の御師数を時系列に表したものである。この山田の御師数を見てみると、最盛期の享保九年（1724 年・615 家）には、江戸期以前の文禄 3 年（1560 年・177 家）に比して、実に 3 倍強の数に及んでいる。江戸期中においては、内宮、外宮あわせて 750 家〔宇治・271 家（安永 6 年・1777 年）、山田・479 家（安永 5 年・1776 年）〕の御師を数え、平安末期に御師が出現して以降、この時期が御師数の最大値を表している。その一方で、山田の御師数は、享保九年を境に漸次減少傾向を示し、江戸後期の天保三年（1832 年）には最盛期の 62.6%まで激減している。宇治においても同じ傾向を示し、安永 6 年の 271 家から江戸末期の慶応二年（1866 年）には 174 家まで減少している（64.2%）。

このことは、既に記述したように、御師職を得るためには、血統家筋と宇治・山田の神領出生であることが条件とされ、江戸初期以降、新たな師職が増加することを厳しく制限されていたにもかかわらず、殿原である手代の分家独立⁴²や御師株の売買や譲渡などによって、江戸初期から中期にかけて、御師の数は飛躍的に増加したが、ピークに達した享保年間を境に、御師の合併・統合や御師組織の再編（後に詳述）が進められ、御師の数が漸次減少傾向に至った結果とみられる。この点について、新城の所見を引用すると、『山田師職銘帳⁴³』によれば、とくに寛政前後より御師職の売買が激しくなり、一御師は大抵数個の御師株を所有している。およそ半数以上の御師が、二株以上所有し、中には文政七年（1824 年）の古森善左衛門の二十二株というのすらある。したがって、享保後の御師の減少は、必ずしもその絶対的減少を示すものではなく、群小御師の、比較的有力御師への吸収・統合の結果であり、必ずしも地盤の縮小・旦那の減少を意味するとは限らない⁴⁴。」という。

⁴¹ 同書、758 頁。

⁴² 日本トランスシティ『よものまち 第 4 巻 1 号 特集 御師 神・人・物を媒介したシステム』1995 年、7 頁。

⁴³ 『山田師職銘帳』36、神宮文庫蔵、写。

⁴⁴ 新城常三、前掲書、759 頁。

表 1-2 宇治・山田の御師数

(家数)

(宇治・内宮)

(家格) 年代	神宮家 付物忌家	会合家	末家	平師職 付慶光院家来	計
寛保三年 (1743)	不明	54	21	156	231 以上
安永六年 (1777)	26	41	12	192	271
慶応二年 (1866)	30	33	12	99	174

(山田・外宮)

(家格) 年代	神宮家	三方家	年寄家 付司家役人 三方役人	平師職	計
文禄三年 (1560)					177
延宝五年 (1677)					400
貞享元年 (1684)					445
正徳元年 (1711)	27	24	279	201	531
享保九年 (1724)					615
元文三年 (1738)	26	24	266	276	592
宝暦元年 (1751)	24	24	258	259	565
明和三年 (1766)	23	24	233	229	509
安永五年 (1776)	25	24	227	203	479
天明四年 (1784)	26	23	227	184	460
寛政四年 (1792)	24	23	223	171	441
文化元年 (1804)	21	22	224	159	426
文政三年 (1820)	19	23	203	145	390
天保三年 (1832)	18	23	200	144	385
嘉永三年 (1850)	17	24	203	152	396
安政三年 (1856)	17	24	203	168	412
万延元年 (1860)	17	24	205	160	406
元治元年 (1864)	16	24	204	160	404
明治三年 (1870)	17	24	209	237	487

出所：伊勢市立郷土資料館『第 13 回特別展 伊勢の町と御師—伊勢参宮を支えた力—』をもとに加筆修正

その一方で、嘉永三年（1850年）から明治三年（1870年）までの山田の御師数の推移を見てみると、嘉永三年から一転して、御師の数が増加傾向を示している。これは、幕末の政情不安や天候不順・自然災害による農作物の不作によって、参宮者の減少が会合所の財政窮乏を招き、その窮余策の一環として、上納金を支払った者には、新たな御師職を承認し⁴⁵、嘉永以降、91家の増加をみるに至ったことによるものとみられる。つまり、新たな御師の職を得るためには、会合所の許可が必要であり⁴⁶、それは、会合所の意図や権限によって、増減の有無を抑制する統括的機能が働くことを示唆する。だとすれば、享保以

⁴⁵ 伊勢市立郷土資料館、前掲書、2頁。

⁴⁶ 同書、2頁。

後の御師の減少は、伊勢信仰または参宮の低下による絶対的減少ではなく、あくまでも御師職の売買による有力御師への吸収・統合がもたらした結果であり、そこに、意図的要素の含意性はない、という学説に一抹の合理的な疑問が噴出する。

すなわち、享保九年から嘉永三年までの御師数を記録毎に見ていくと、師職株の売買や譲渡による流動的な師旦関係の増減があるにもかかわらず、1.3%から 9.9%の範囲内で、漸次、逐一減少を示していることである。要するに、享保以後の御師の減少は、有力御師による御師数の抑制を図るための意図的な手段であり、御師家格の再編・統合を進めることによって、自治都市山田のより強固な商業・都市政策の推進・発展・安定の重責を担う御師組織の存立基盤、強化に向けた、最も有効な方策ではなかったのかと考える。つまり、有力御師による御師組織の安定・継続を図るうえでの意図的な手法として、山田会合所の合意のもとに、御師数の絶対的減少を実行し、永続的な参宮の盛行と自治都市経済の発展・拡大が、山田会合所の存在価値と存立意義を高め、都市運営の行政権を保持するための盤石な組織体制の確立に腐心したことが窺えるのである。

さらに、ここで山田会合所の強固な自治組織力(信用力)を裏付ける事例を示すならば、日本初の紙幣となる山田羽書(ハガキ)を取り上げておきたい。山田羽書は、現存する日本最古の紙幣で、江戸初期頃には使用していたと考えられており、以後、明治八年(1875年)まで山田地方の主要通貨として使用されていた。当初、商人間の預り手形として発生したが、後に自治行政機関であった三方会合所が管理し、幕府の出先機関である山田奉行所も加わり、公の紙幣としての性格を持つようになったという⁴⁷。

この山田羽書について、『宮川夜話草』に記述された内容を見てみると、

〔史料⑤〕

「他国にある銀札なれども、其領主より出るは、不意に停止の憂いあり、此山田羽書は慶長の頃より今に伝えへ、銀札仕出す家より、其高に応じ、札主の所領を質とし、山田の公処へ差出し置、もし其家廃絶すれば、彼質物を公処にして沽却し、金子に引替、渡すの備厳なり 故に紀州領鳥羽領藤堂家の領迄も 滞りなく通用せり 引替所は札主より其料を与えて頼置 遅滞歩合等の煩なく引替渡す事速なり⁴⁸」

と記載され、これは、山田羽書が有価証券として、幕府公認のもとに集団保障され、歴史上における先駆的金融システムの構築が図られたことを示すものであり、山田の自治行政

⁴⁷ 同書、13頁。

⁴⁸ 秦忠告『宮川夜話草』神宮文庫蔵。

権が強固に機能していたことを窺わせる⁴⁹。また、これに関連して、参宮者側に立った行政施策も推進し、貸借の決済に際して、現金を送付する不便さや危険を免れるために、手形・小切手・証書などによって送金する「為替・カワシ」の方法を採用した⁵⁰。これは、伊勢参宮に出立する参詣人が、身分証明書と払込証に相当する「切手」を国元から持参し、改めて、帰りの旅費について為替を切り、滞在先の御師から現金を受け取る手法である。これは、神宮参詣の途次における参詣者への心理的不安の解消と安全性の確保、長期的視点に立脚した神宮参詣の盛行を期待し、参宮者の増加を図る二面的要素が含まれることを意味するものである⁵¹。

次に、自治都市山田の商業的・観光的機能の発展に大きく寄与した山田御師の動向について、藤本利治（1969）の統計分析（参考資料：「安永六丁酉年三月師職檀家家数帳」、神宮文庫蔵）をもとに、江戸期における地域性の観点から考察を試みることにする。

表 1-3 は、山田御師がいかなる地域において活動をしていたかを窺い知るために、国別に檀家をもつ御師数を 5 家から 10 家に区分し、表示したものである。

これを見ると、伊勢国の 114 家を筆頭に、東海道に沿って美濃国（74 家）、尾張国（70 家）、三河国（54 家）、遠江国（49 家）と東国方面に向かって多く、西国においても近江国（69 家）を頂点として、紀伊国（40 家）、播磨国（40 家）、大和国（31 家）、山城国（31 家）と続き、伊勢を起点に、東海道や畿内・山陽道に沿って近隣地域を周圈的に漸次進出していったことが見て取れる。また、薩摩国や壱岐国、松前国、佐渡国など（各 1 家）遠隔地が少数なのは当然としても、越前国、信濃国、陸奥国、因幡国、筑前国など遠国（6 家～30 家）においても、近国に劣らない多くの御師数を示している。これは、江戸初期以降、交通条件の飛躍的な向上によって、五畿七道津々浦々まで神宮参詣の誘客を積極的に進めることが可能となり、御師の活動地域が、放射線状に広汎に、展開されるに至ったことである。

また、当時の基本的財貨である米の収穫量の観点から考察すると、二毛作に不利な東北地方や、水田率の低い関東地方・九州地方、生産力の低い山陰地方など稲作に恵まれない地方は、御師数が少ない傾向がみられる。一方で、労働集約度が高く貨幣経済の色彩が濃い農業経営を行っていた畿内地方や、商品作物の多い東海地方、優良な米質を生産する越

⁴⁹ 日本トランスシティ、前掲書、10 頁。

⁵⁰ 伊勢市立郷土資料館、前掲書、13 頁。

⁵¹ 神宮司庁総務部弘報課『瑞垣第百拾七号』神宮司廳、1975 年、21 頁。

表 1-3 国別檀家の御師数

(家数)

1	下野国・安房国・佐渡国・隠岐国・松前国・対馬国・壱岐国・薩摩国・大隅国
2～5	上総国・下総国・常陸国・飛騨国・上野国・能登国・出雲国・筑後国・肥後国・日向国・加賀国・淡路国・豊後国・肥前国
6～10	志摩国・甲斐国・伊豆国・武蔵国・出羽国・若狭国・丹後国・但馬国・因幡国・伯耆国・石見国・備後国・周防国・長門国・筑前国・豊前国・(大坂)
11～15	相模国・陸奥国・越前国・越中国・美作国・備前国・備中国・安芸国
16～20	和泉国・伊賀国・駿河国・伊予国・土佐国
21～30	河内国・摂津国・信濃国・越後国・丹波国・阿波国・讃岐国・(京都)
31～40	山城国・大和国・播磨国・紀伊国
41～60	三河国・遠江国
61～80	尾張国・近江国・美濃国・(江戸)
81以上	伊勢国

出所：藤本利治『門前町』をもとに加筆修正

後地方などは、御師数が多い。これは、当時の幕藩体制が米遣経済のもとに国家・社会を形成していたために、御師の活動地域が米穀量の多寡に応じて（富裕農民層・領主層の潜在性に着目）参詣の誘客活動を展開した結果によるものであると藤本は指摘する⁵²。

さらに、付言すると、地形による自然環境や天災による人的被害・農作物の凶作、各藩の財政基盤・統治政策など多くの要因が、御師の地域活動に深く影響を与えていると思われる。また、後述するように、御師の旦那回りに持参する伊勢土産（海産物等）が海に接していない山国に重宝され、遠隔地の悪条件にもかかわらず、信濃国、甲斐国、上野国など（2家～30家）に多くの御師が活動していたことも、地域的な特色として捉えておくべき必要があるといえるであろう。

次に、御師がどの地域に檀家圏を拡大していったのか、その密度を把握するために、国別一御師当たりの檀家数を算出し、その比率を1,000戸以下と10,000戸以上に分離したうえで、表記したものが表1-4である。

まず、1,000戸以下の場合を見てみると、最も低い志摩国（401戸）を筆頭に、次いで伊勢国（664戸）、伊賀国（727戸）の順になっている。いずれも神宮近在の地域が上位を占め、その開拓がきわめて容易であり、御師の職能の一つである宿泊機能の回転率が早く、伊勢信仰の歴史的経緯や古くからの形式を他の地域よりもはるかに多くの知識を得ていた

⁵² 藤本利治「山田御師の活動に現れた近世日本の地域性一師職銘帳の統計的分析(一)」『皇学館大学紀7』1969年、225頁。

表 1-4 御師一人当り国別檀家数(1,000 戸以下の場合)

国	御師数	檀家数	御師一人当り檀家数	国	御師数	檀家数	御師一人当り檀家数
志摩国	8	3,210	401	京	21	7,144	340
伊勢国	114	75,663	664	大坂	8	3,387	423
伊賀国	20	14,544	727	江戸	75	46,967	626

御師一人当り国別檀家数(10,000 戸以上の場合)

常陸国	2	131,480	65,740	下野国	1	65,100	65,100
下総国	2	85,518	42,759	上野国	4	167,304	41,826
肥前国	5	107,155	21,431	肥後国	4	99,736	24,934
陸奥国	12	297,122	24,760	安房国	1	21,239	21,239
豊後国	5	79,691	15,938	出羽国	9	127,747	14,194
甲斐国	6	79,579	13,263	筑後国	2	24,200	12,100
筑前国	6	71,328	11,888	佐渡国	1	11,130	11,130

出所：藤本利治『門前町』をもとに加筆修正

ことが推察される。一方で、伊勢国の御師数（114 家）が近国と比較して（志摩国・8 家、伊賀国・20 家）、きわめて不自然な数値を示していることに目が留まる。この点について、藤本は、志摩国、伊賀国の檀家は、富裕農民・領主層が主流であるのに対して、伊勢国は、江戸初期以降、神宮参詣者の飛躍的な増加に伴って、山田の商業的都市機能が進行し、それに従事する新たな町人層の台頭と富裕農民・領主層を合わせた総数が、大きな差違を生じさせる要因ではないかと指摘する⁵³。

さらに、瞠目すべきは、都市部においても一御師当たりの檀家数が 1,000 戸未満であることである。すなわち、京の 340 戸、大坂の 423 戸、江戸の 626 戸がそれである。三都は当時、わが国の政治・経済・文化の中心地であり、どの地域においても御師の活動は、積極的に参宮誘致に従事していたと思われるが、その中でも京、大坂の御師数⁵⁴・檀家数が江戸に比して格段に劣ることに奇異の感を免れない。これは、京、大坂の至近距離的な参宮の容易性と、長年に亘って培われてきた御師と檀家の信頼性と結束が、他の御師を寄せ付けぬモノポライズされた既得権益の確保のため、と推測されるが、加えて、藤本が指摘するように、京、大坂については、神宮参詣の際に、御師を介さず直接参拝をして帰郷するケースがあることもすこぶる示唆に富む所見として、捉えておかなければならないと

⁵³ 同書、228 頁。

⁵⁴ 京には 18 家と称し、京都禁裏の御祈祷を承る家が 18 家別個にあったという。同書、228 頁。

いえるであろう⁵⁵。

いずれにせよ、近在地域や都市部において、御師が神宮参詣の活動に要する一人当たりの檀家数は、350戸～650戸を適正水準（経済的自立の目安）と見做すことが出来⁵⁶、その確保のために、檀家の獲得をめぐる御師間の紛争があったことは、おおよその見当がつくであろうし、さらに付言すれば、会合所の統括的・機能の働きによって、意図的に檀家数の抑制を画策することに、合理的思考の阻害要因にはならないとみることができるであろう。

次に、一御師当たりの檀家数が10,000戸以上の場合をみてみると、常陸国の65,740戸が最も多く、次いで下野国の65,100戸、下総国の42,759戸、上野国の41,826戸、肥後国の24,934戸と続いている。これらの国々を管轄する御師の数は、常陸国、下総国が各々2軒、上野国、肥後国は4軒と畿内・近在地域に比してきわめて少なく、下野国に至っては一人の御師が65,100戸の檀家を取り仕切っている。このことは、遠方であるほど御師数の絶対数が限定的になることは必然としても、御師の経済的実力や個人的資質、卓越した行動力や伊勢神宮に関する豊富な知識など、多分に御師の人間力に作用される要素がきわめて大きいことが、この寡占的状況の実証性をよく表している。

また、こうした地域は、農業の開発進歩が遅く、交通の不便、通信連絡の困難、寒冷な気候、隔絶された僻地性など⁵⁷、日々の社会生活における後進性は免れず、御師の情熱的で先駆的な神宮参詣の勧誘に、多くの農民が伊勢信仰の普遍的かつ厳粛性と親密性の空間領域に共感したことが窺える。

次に、これら特定地域における御師の活動状況について、さらに考察を進める手段として、主要御師の活動地域と国別檀家数及びその独占率を把握するため、それを数値化し、表示したものが表1-5である。

これら主要御師の中でも特筆すべきは、三方家の三日市帯刀であり、その檀家数は、陸奥国200,000余（占有率・67%）を筆頭に、以下出羽国67,000余（53%）、上野国66,800余、佐渡国12,000余と続き、ほかに2カ国合わせて、実に総計353,900軒の檀家を擁している。これは、主要御師のすべての檀家数を合わせた1,213,535軒のほぼ3割近くに及んでいる。また、御師が活動する地域の寡占率に注目してみると、久保倉弾正（三方家）の

⁵⁵ 同書、228頁。

⁵⁶ 伊勢市立郷土資料館、前掲書、3頁。

⁵⁷ 同書、232頁。

表 1-5 主要御師の活動地域

御師名	家各	山田の居住地	檀家の分布と戸数 (%は当該国全檀家に対する百分比)
三日市 帯刀	三方家	岩淵町	陸奥国 200,000 余(67%)・出羽国 67,000 余(53%)・上野国 66,800 余・佐渡国 12,000 余・松前国 7,000 余・播磨国 11,000 計 6 カ国 353,900
久保倉 弾正	三方家	岩淵町	常陸国 130,700 余(99%)・下野国 65,100 余(100%)・伊予国 39,800・武蔵国 12,400 ほかに出羽国・相模国・遠江国・美濃国・尾張国・三河国・越後国・摂津国・下総国・陸奥国 計 14 カ国 259,103
福嶋相模	三方家	八日市場町	肥後国 100,200(98%)・豊後国 77,500(98%) ほかに伊勢国・紀伊国・大和国 計 5 カ国 185,172
竜淡路	三方家	大世古町	下総国 84,239(99%)・武蔵国 75,918 ほかに相模国・讃岐国・江戸 計 4 カ国 1 町 163,779
三日市某	平師職	岩淵町	上野国 69,470(42%)・武蔵国 56,300 余・陸奥国 10,100 余 計 3 カ国 137,560 余
橋村主水	年寄	上中之郷町	筑前国 100,000 余(70%)・筑前国 13,000・伊勢国 計 3 カ国 114,021
上部左衛門	平師職	大世古町	筑前国 32,456(45%)・肥前国 31,688 ほかに豊前国・隠岐国・壹岐国・対馬国 計 6 カ国 85,797

出所：藤本利治『門前町』をもとに加筆修正

檀家数は、常陸国 130,700 余 (99%)、下野国 65,100 余 (100%) とほぼ独占的な展開を示し、ほかにも 12 カ国合わせて総計 259,103 軒の檀家をもっている。福嶋相模 (三方家) の場合をみても、同じように肥後国の 100,200 (98%)、豊後国 77,500 (98%) とほぼ独占的な状況を呈し、5 カ国総計で 185,172 軒の檀家をもっている。

これら主要御師の活動地域は、御師と檀家が結合しやすい距離的近接性に反した後進地域に集中し、遠国における檀那の獲得については、強大な組織力・財政力・政治力を保持する有力御師⁵⁸に限られ、とりわけ、経済的に不利な弱小御師勢力は、畿内、近在地域、東海道、中国道沿いに多く点在することは (禁裏・公家・公卿諸家・幕閣・有力大名の御師は除く)、容易に推察される。また、後でも触れるように、御師の旦那廻りの観点から言及すれば、その活動の目的については、儀礼的行為を付加しながらも、それは多分に利益を追求する経済的行為を主体に⁵⁹、御師と旦那の関係性を永続的かつ安定的に維持していくための手段である。その一方で、御師の来訪は、旦那の強い希望であり、参宮同様の心理

⁵⁸ 同書、230 頁。

⁵⁹ 新城常三、前掲書、191 頁。

の効果⁶⁰と相俟って、御師が携行する異郷の品々は、遠隔地であればあるほど要望は強く、御師の巡歴を待望せしめたことは論を俟たないといえる。

したがって、消費者（旦那）マインドの的確な分析力や販売手法、商品の仕入れルート
の確保や遠隔地ゆえの高額な交通費の負担など、豊富な資金力と御師制度を安定的に維持
するための組織力、山田の自治行政権を掌握するための政治力など⁶¹を勘案すれば、自ず
と有力御師が遠国に赴くことは、当然の理といえるであろう。

（ii）御師職の階層

このように、御師制度の維持・管理・運営にあたっては、有力御師の財政力、組織力、
政治力の基本的要素が必要不可欠であることは、既に上述した通りであるが、この項では、
御師活動の基軸ともいえる組織と家格について、少し述べておきたい。図 1-1 が示すよう
に、御師は、四つの階層に分化されていた。

すなわち、神宮家、会合家・三方家、年寄家、平師職がそれであり、年寄家と平師職が
その多くを占めていた。神宮家は正員の禰宜たるべき家柄であり、御師職を兼務する者で
あった。三方家は三方会合の年寄をつとめ、御師職を行なっている者であり、山田に 24 軒
あった。年寄家は各町内の年寄をつとめ、御師職をしている者で、三方の下に属していた
が、公事訴訟の際は三方を経ずして、山田奉行所に直訴し得る権利を有していた。平師職
は、御師職のみを生業にしている者であり、年寄の支配下に属していた。その総数は、山
田において 144 軒に及んでいた⁶²。その下に、殿原と呼ばれる師職の手代や苗字を持った
商人などの階層があり、さらに、中間といわれる職人、商人、農民など姓のない者がいた。

こうした自治組織の確立が可能になった要因は、宇治・山田が守護不入の地であり、秀
吉の太閤検地も行われなかった特殊地域であるために、次第に、商人的行為によって富を
蓄えた神役人層が、独自の自治組織を組成し（山田三方会合・宇治二郷会合）、政治・経済
の両面にわたって、宇治・山田の自治都市運営の中枢を担ったと思われる⁶³。こうした背
景には、領主（山田奉行所）の財源として、商人に特権と保護を与えることが多く、山田

⁶⁰ 柳田國男によれば、信濃その他で御師の旦那廻りに際し、「居参宮」なる参宮類いの行事が行われていたが、これにより旦那は参宮と同様な心理的效果を得ていたという。同書、196 頁。

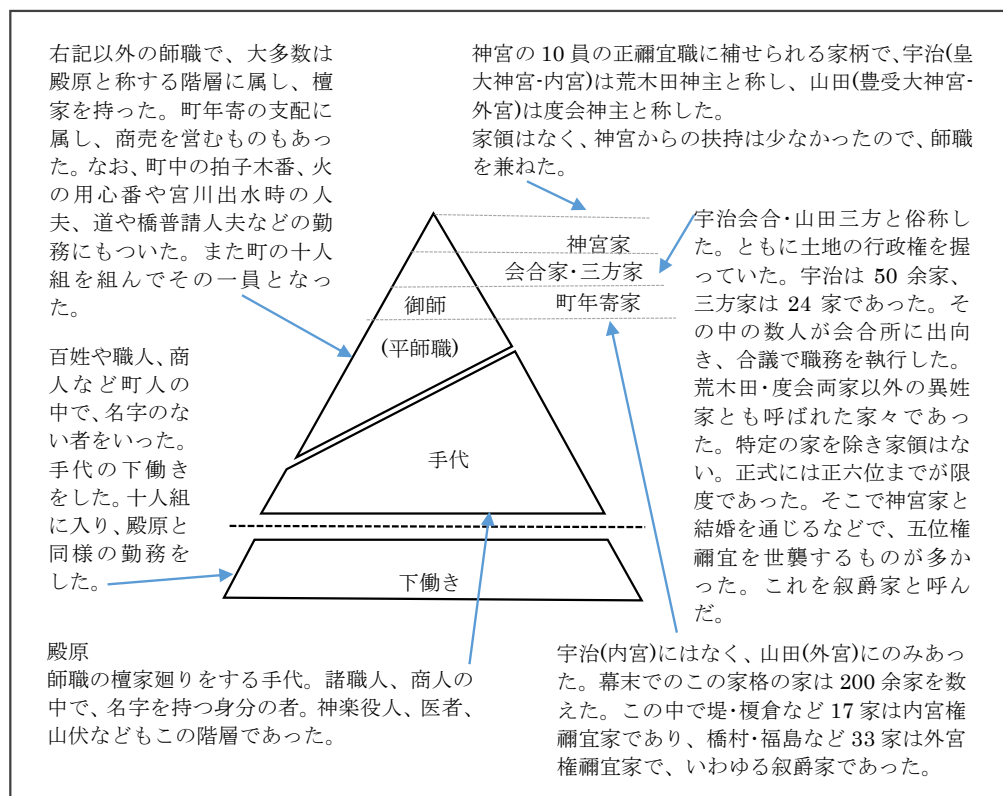
⁶¹ 藤本利治『門前町』古今書院、1970 年、129 頁。

⁶² 大西源一、前掲書、143 頁～144 頁。

⁶³ 佐藤健一郎・田村善次郎・宮本常一、前掲書、77 頁～78 頁。

三方を中心に、比較的自由的な経済活動を行うことができたことが要因といえよう。

図 1-1 御師組織と家格



出所：日本トランスシティ『よものまち 第4巻1号 特集 御師神・人・物を媒介したシステム』をもとに加筆修正

このような富と自由の獲得は、市場発達の好条件となり、山田の地には、多くの市場が設立された。三日市、五日市、八日市、古市、宮市などがそれである。また、御師は旦那廻りで得た財貨の他に、市座の収益、土倉といわれる金融界にも進出し、利得の拡大を推し進めた。その一方で、宇治と山田の権益擁護による争いがたびたび起こり、それは旦那をめぐり勢力争いに他ならないものであった。大西源一（1956）は、公平性を帰したうえで、宇治と山田の争いは、室町時代以降に見られ、江戸時代には財産化した旦那をめぐり縄張り争いが頻発した。山田（外宮）は、宇治（内宮）に比して地の利がよく、御師の数も非常に多いため、宇治側は、常に不利な立場に置かれていたという⁶⁴。

すなわち、外宮は口入神主時代から伝統的に積極的な活動を積み重ねてきたために、力の差は歴然たるものであり、檀家の開拓や商業的活動における優位性は、揺るぎないもの

⁶⁴ 大西源一、前掲書、141頁。

であった。一方、宇治は、御師の数こそ山田に及ばないものの、古来より伊勢神宮の中心は、天照大神を祀る内宮にあるという矜持があった⁶⁵。無論、外宮においてもその自負心が強いことは言うまでもなく、絶えず両者の争いが、伊勢神宮に対する尊崇の念を誇示するせめぎ合いに他ならないと考えるのは明々白々である。

それは、伊勢神宮という統一の名称でありながら、外宮・内宮に参拝地が分離され、参宮の意義・歴史的考証について、参詣者が理解しづらい側面を擁し、檀家の開拓や商業的活動に支障をきたす敵対的行為を誘発する（地域のポラリゼーション化を懸念）。しかしながら、時代の経過とともに、お互いの自浄作用によって、縄張り争いを回避する不文律が醸成され、常に警戒心を抱きながらも双方の領分を侵食することなく、宇治・山田における自治都市形成の基幹的役割を担う行政権を保持することが、御師制度の維持・安定化に直接することを両者とも認識していたことが窺える。

こうした中で、江戸開府の慶長八年（1603年）、宇治・山田の御師を震撼させる朱印状が徳川家康から下附された。

〔史料⑥〕

「参宮之輩 可爲旦那次第」

これは、任意に他の御師と師旦那関係を結ぶことを許可する内容であり、縄張りによって保障されていた御師の生活を根底から覆すものであった。これに反発する山田三方は、敢然とこれに抗議し、御朱印状を下記の内容に改められることに成功し、元和三年（1617年）、徳川秀忠が下附された朱印状は、全くその条文に依った。

〔史料⑦〕

「参宮輩 可爲先祖法式事」

さらに、寛永十二年（1635年）、徳川家光が下附された朱印状には、従来の項目の他に、下記の項目が加えられ、爾来、江戸時代の末に至るまで、歴代将軍の朱印状は、皆これを踏襲し、御師の縄張り争いを防止した。

〔史料⑧〕

「古來相傳之旦那以才覺不可奪取事」

こうした経緯から、慶長十年（1605年）、山田奉行の裏判承認のもとに、縄張りに関する詳密な細則が定められた『御師職式目』⁶⁶（史料⑨）が発布されることになった。本文

⁶⁵ 佐藤健一郎・田村善次郎・宮本常一、前掲書、75頁。

⁶⁶ 佐藤によると、師旦那関係は、旦那の家と御師個人によって結ばれているもので、転居やその他のいか

(現代語訳)は、下記の通りである。これは、山田における師職の基本法で、山田御師は、これによって自らの職能権利を保護し、縄張り争いに終止符が打たれることになった⁶⁷。

これを時系列に沿って検証してみると、慶長5年(1600年)、関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、江戸幕府開府(1603年)と同時期に発布した朱印状の内に(史料⑥)、旦那が自由に他の御師と師旦那関係の締結を容認することを明記し、いわゆる、それは旦那側に立った行政施策の法令そのものであった。しかし、そのわずか2年後には、御師職の側に立った「御師職式目」(表1-6・史料⑨、参照)を幕府公認のもとに制定し、その内容は、朱印状(史料⑥)の効力を反故にするだけでなく、旦那が参詣に赴いた際、他の御師が宿泊させることを認めない、旦那が困っていても他の御師は助けてはならない、他国から山田へ移住した者は、その一代中は、御師になれないなど⁶⁸、御師の利権を最大限に尊重するきわめて恣意的な要素が多分に含まれていた。

このことは、日本全国を統一した覇者に対しても、厳然と条文を覆すだけの御師勢力の強固な組織力と鎌倉初期以降、長年に亘って培われてきた師旦那関係の親密性と厳肅性、皇大神宮に対する畏敬の念とその神秘性、希少性が、根底にあると思われる。また、幕藩体制が盤石になった家光の時代には、縄張り争いを防止する朱印状が新たに発布され、徳川幕府の終焉に至るまで、この条例「御師職式目」(史料⑨)が踏襲されたことを推量すれば、山田の御師制度は、安土桃山時代末期から江戸初期には、既に確立されていたと捉えることができるであろう。

さらに、議論の根拠を明白にするならば、後にも詳述するように、20年に一度、社殿を建て替える式年遷宮の費用は、江戸期中においては、徳川幕府がすべてを賄い、その仲介役には、徳川將軍家専任の御師〔春木大夫・山田(外宮)、山本大夫・宇治(内宮)]も職務に関わったのではないかと思われ、宇治・山田は、幕府の手厚い庇護のもとに(自治行政権の保護・皇大神宮の財政的援助、御師職の特権保障など)、御師の諸活動が江戸期中、最適かつ至大化したことに、もはや異論を挟む余地はないといえるであろう。

なる事情があってもこの関係は消滅しないことを定めたものであった。この条項は、もっぱら師職側に立ったものであり、その利権を守り抜こうとする姿勢で貫かれたものであった。佐藤健一郎・田村善次郎・宮本常一、前掲書、76頁。

⁶⁷ 大西源一、前掲書、135頁～139頁。

⁶⁸ 佐藤健一郎、田村善次郎、宮本常一、前掲書、76頁。

表 1-6 『御師職式目』史料⑨

一	道者(檀家)が若し他に轉居するようなことがあっても、其の御師は、舊地に居住していた時の御師が引きつづいて御師となり、子孫の時代に至ってもかはらぬ。
二	御師の都合により、一時お祓配りを止めている檀家のところへ、他の御師からお祓いを配り、既に年月を経過していても、もとの御師との師檀関係はかはらぬ。若し其の檀家が参宮に來た時、外の家へ宿泊することがあつても、もとの御師が尋ねあてゝ届け出るに於ては、其の檀家を宿泊させてはならない。
三	師檀関係は、契約證によつて成立するが、其の證書を保存するものは稀である。縦ひ證文が無くても、祖先以來の師檀関係には、何等影響を及ぼすものではない。
四	檀家の養子と、御師との師檀関係は、その養家の御師との間に發生する。
五	檀家の入賀と、御師との師檀関係は、入賀した家の御師に従う。
六	婦は、夫の御師に従属する。また未亡人にして、亡夫の遺産によつて生活するものは、若し他に轉居しても亡夫の御師に屬する。
七	乳母は、有夫のものとも、其の乳子の家の御師に屬する。
八	師職間に於て、所屬繫争中の檀家が参宮に來た時は、先づ最初に到着した御師の家に宿泊し其の賽物は、暫くこれを中間に保留し、争議落着の上、處分すること。
九	繫争中の檀家にして、若し一方の御師の檀家たることを決定しようとする場合には、祓を振つてこれを定められたい。もし檀家にして、これを困難とせらるゝ際は、双方の御師が立ち會ひ、抽籤によつて決定し、起請文を書いて證となすべきこと。
十	檀所を沽却する際、誤つて他の御師の檀所を沽券中に記載したものが、後日發見され、其の所屬の御師より届け出づるに於ては、沽却した御師から、その部分を買ひ戻し、所有主に返さなければならぬ。若しこれを沽却した御師に、辨償の資力が無い時は、買った御師の損失とする。
十一	檀所を沽却するに際し、沽券面に記載するところの、某國某郡某村或は某家一類一圓などと書く、一圓の意義は、其の賣主たる御師の、所有分一圓たるを示すもので、たとひ同一の地であり、また同一の一族中でも他家所有の檀家には及ばぬ。
十二	檀家にして所屬の檀家から借物を望まれ、其の恩師に於てこれに應じない時、他の御師が其の望みを容れ、其の御師となるようなことをしてはならない。
十三	某の村にして、村全たいが某の御師の檀家たる時、若し他の所より其の村に移轉し來つたものがあつた際には、其の者の昔からの御師が判明しない間は、其の村の御師に屬すること。
十四	御師が参宮講を結び、他の御師の檀家をそれに加入せしめ、自家に宿泊せしめるようなことをしてはならない。
十五	寺の住持は何人の子であっても、其の寺在來の御師に屬すること、但し新地建立の寺は、其の寺の檀家の御師に屬すること。
十六	他の師職の檀家は一切これを宿泊させてはならない。
十七	他國より山田に移住し、既に定住している者でも、其の身一代中は、御師になることは出来ない。

出所:大西源一『参宮の今昔 神宮教養叢書 第三集』137頁～139頁を引用

(iii) 御師の旦那廻り

次に、御師の檀家獲得における重要な活動の一つであり、商品流通・人的交流の発展・

拡大に寄与した旦那廻りの意義・目的について、古文書や文献の記録を読み解きながら、さらにもう一步、考察を進めていきたい。

前稿でも触れたように、御師の旦那廻り（廻旦那）は、御師にとって主要な役割の一つである。全国津々浦々に網羅された旦那の存在は、御師の経済的な高度の欲求を充足し、御師はより積極的に、かつ広汎に諸国巡歴を繰り広げた⁶⁹。巡行にあたっては、神札の他に伊勢暦⁷⁰や万金丹(薬)⁷¹、伊勢の名産として（伊勢白粉、茶⁷²、海蘿（ふのり）、熨斗鮑（のしあわび）、鯉節、帯櫛⁷³、扇、箸⁷⁴、紙、墨、小刀⁷⁵などを持参していることが多くの文献に残されている⁷⁶。現在残る最古の記録は、外宮御師久保倉藤三の『永正十五年（1518年）御道日記⁷⁷』が挙げられる⁷⁸。

（表 1-7・参照）

〔史料⑩〕

これを見ると、主な土産品として、あついた（布）、帯、櫛、扇、貝等が旦那側に贈られていたことが確認できる。とりわけ、どの地域においても帯の贈答品が多数見受けられるのが一際目を引く。また、享禄五年（1532年）外宮御師橋村大夫の『中國九州方面御祓賦（くぼり）帳⁷⁹』を見ても、大多数の贈答品が帯で占められており、さらに、天正6年（1578

⁶⁹ 同書、76頁。

⁷⁰ 暦ははじめ、京都暦が次いで丹生暦が用いられたが、17世紀以降、次第に檀家の需要の増加に伴い、直接伊勢で暦本を刊行するに至った。「伊勢暦」の起源は、寛永9年(1632年)と言われており、最初の版暦者は森若大夫矢安豊とされている。伊勢暦は、内宮暦、山田暦、綴暦の三種類に分類されるが、内宮暦は延宝年間(1673年～81年)には榊原と榊葉が、貞享(1684年～)以降は佐藤が版元として刊行している。皇學館大学神道博物館『特別陳列 御師と伊勢講 一伊勢参宮の様相一』2002年。

⁷¹ 神都には朝熊岳野間の万金丹と山田八日市場の大西（オニシ）の万金丹の二種類があるが、前者が有名。野間の万金丹は十五世紀頃より製造されたと伝えられ開祖の徳翁宗祐上座は尾張国野間の出身、後水尾天皇の御宇里小路卿の執奏により因幡椽朝臣の名を賜り、勅許を得て天下に販売した。大西の万金丹は、やはり野間と同じく享保年中に大和大椽の名を賜り、四日市、草津にも出店を持ち繁盛した。大西の方は万金丹より治香園という小児用の丸薬の方が有名であった。神宮司庁総務部弘報課『瑞垣第百拾弍号』神宮司廳、1977年、76頁。

⁷² 煎茶は、宮川の上流域の各村にて算出する。とくに河俣村の産を上質とし、伊勢茶として常用された。同書、79頁。

⁷³ 櫛は、中世期より配られた土産品の一つであり、岡本町で産出され、黄楊（つげ）櫛などの良品が制せられていた。同書、78頁。

⁷⁴ 箸は、度会郡田丸で製造した田丸箸、宇治で制した利休箸が有名であり、ともに竹箸に漆塗りをしたものである。神宮司庁総務部弘報課、前掲書、78頁。

⁷⁵ 小刀は、享禄・弘治・慶長頃(1528年～1614年)の御祓配帳を見ると必ず小刀が贈られている。これは河崎町の小字鍛冶屋垣外（がいど）の字名が示すとおり、往古より刃物類の鍛冶工がここに住み、小刀、包丁(河崎包丁として有名)の類を産したからによる。針も同様である。同書、78頁。

⁷⁶ 伊勢市立郷土資料館、前掲書、5頁。

⁷⁷ 東京大学史料編纂所『大日本史料 第九編之八』東京大学、1953年、378頁～382頁、387頁～389頁、401頁～402頁。

⁷⁸ 神宮司庁総務部弘報課、前掲書、1977年、64頁。

⁷⁹ 橋村大夫『中國九州御祓賦帳』1532年、神宮文庫蔵、写。

年)『丹波御祓之日記⁸⁰』でも、やはり主要品は、帯、扇であり、他に布、ふのりなどが散見されるといった具合である。

表 1-7 『永正十五年 (1518 年) 御道日記』

しもつけの國	飯つかいや大郎殿、二百文 一すち
てんみやうのふん	かめた殿、十本 おひ一すち
飯塚かもの助殿、 こん卅 あついた二たん	しもうさの國
同 はやとう殿、そめ物一たん おひ半たけ	人目大つか殿 一すち
同 いつみ殿、三百 おひ半たけ	むさし國在所おし、まねや殿 おひ・祓
同 つしま殿、かま二つ おひ一たけ	同こしつか殿
同 かすへ殿、そめ物三たん あついた一たん	むさしの國 さくらきは左京進様
同 六郎二郎殿、そめ物一たん おひ一たけ	おかわ殿
同 藤大殿	はやま かの川分
大河左衛門尉太郎殿、五貫文 あついた一たん	とくしやう さけを・帯・あふき
木村志源大殿、おひ一すち	やの殿
不山藤二郎殿、百文 一すち	くまい殿・同さうしや おひ・くし
ち坂かす衛殿、 一すち	にし村殿 おひ・くし
飯塚弥内大郎殿、百文 一すち	源五郎殿 おひ・くし
彦七殿 百文 一すち	はやまたくみ殿 おひ・くし
小六殿 くし	いわさわ殿 同
あいもの二郎五郎殿 くし	いなは与三左衛門殿 同
おんたかすへの助殿、百文 おひ一すち	はやま二郎三郎殿 おひ・くし
大郎四郎殿、百文 おひ一すち	いや二郎殿 同
辻道せん くし	下野國在所うつ宮
平三郎殿 くし	芳賀二郎殿 おもてかい三まい
木村新兵へ殿 おひ一すち	同刑部大輔殿 三まい
兵藤二郎四郎殿、百文 一すち	いちはなり殿 いた物一たん
飯塚新左衛門殿、百文 一すち	御ふくろさま 一たん
いゝた源三郎殿、百文 一すち	よこ山殿 おもてかい一まい おひ一すち
いゝた弥二郎殿、百文 一すち	植竹殿 おもてかい一まい
いゝたゑもん二郎殿、百文 くし	野代源三殿 いた物一たん
おんた弾正殿、百文 くし	三郎さ衛殿 おひ一たけ
大郎四郎殿、百文 一すち	大せん坊 おひ一たけ
あは大郎左衛殿、百文かみ十帖 一すち	在所はひたち江戸
河田藤大郎殿、百文 おひ一すち	ねりと主計殿 小刀一まい
同藤三郎殿、百文 一すち	とた五郎左衛殿 おひ一すち
飯野藤二郎殿、百文 一すち	たまちた殿 おひ一すち
いゝつか藤九郎殿 一すち	しもうさの國在所關宿二郎三郎殿
おやま源七殿、百文 一すち	いつみ殿中間大郎二郎殿

⁸⁰ 『丹波御祓之日記』1578年、神宮文庫蔵、写。

ゆまゝ雅樂助殿、そめ物一たん おひ一たけ 岩本彦四郎殿、百文 おひ一すち にいゝ藤三殿 一すち 小林う大殿、百文 一すち おの口大郎五郎殿、二百文 一すち ひちさへもん五郎殿、百文 一すち 弥六殿、百文 一すち 太田衛門二郎殿、百文 おひ一すち 五郎三郎殿、百文 一すち しいな藤七殿、百文 一すち いんてい二郎大郎殿 一すち けない四郎殿 一すち 大河六郎四郎殿 同 たくみ殿 おひ一すち 中さと左衛門五郎殿、百文 おひ一すち おくさはちさへもん殿、百文 一すち 大河孫三郎殿、百文 一すち 河田藤五郎殿 くし 飯塚五郎兵へ殿、百文 おひ一すち しやうつかおくの五郎殿 くし 六郎二郎殿、百文 おひ一すち おく澤岩五郎殿、百文 一すち 須藤いつみ殿、五百文 座一く	石垣泉守殿、一貫文・らんそく・二百てう、 いた物一たん 賀嶋しなの殿、二貫文 おもてかい二まい 同四郎衛殿、二貫文 おもてかい二まい 松崎三郎左衛門殿、一貫五百文 おひ一たけ まきしま藤衛門殿、五百文 帯半たけ いしく殿、五百文 二すち すゝきさくの二郎殿、五百文 二すち 藤兵へ殿、二百文 二すち 中村さくの三郎殿 一すち あやへ殿 一すち 二郎さへもん殿、二百文 おひ半たけ 三郎さへもん殿、百文、いつみ殿中間、一すち いや大郎殿 一すち 在所こか おもてかい一まい 皆川式部殿 同上さまへおひ 左藤彈正殿 おひ一すち いしかきいつみ殿御留申シ、こかにうおゝ、 在所中さとそめやひこ衛殿、三百文 おひ一すち 在所もろかい すゝきゑちこ殿 こうしゆんぬまかりと申所御出候、 おひ一すち (他)
---	---

出所：東京大學史料編纂所『大日本史料 第九編之八』を引用

これは、安土桃山中期から後期にかけては、未だ有力領主層の武士が檀家の中心であり、一般農民層の檀家はごくまれであったために、土産の品目も多くが帯、扇という、儀礼的贈答の色彩が濃厚であったと思われる。一方、『御道日記』における初穂料を見てみると、百文、二百文、五百文、五貫文など個人の奉納料に大きな差違がみられ、また、初穂料の献納が現金ではなく物納による者や、全く奉納料を献じない者など千差万別である。

この点を鑑みても、この時期においては、まだ、土産はあくまでも贈答品の意味合いが濃く、御師の土産持参の目的は、経済的・行商的行為を内含したものとは看做されず、伊勢参宮の儀礼的行為と参詣の招来が旦那廻りの本質であったと思われる⁸¹。しかしながら、『丹波御祓之日記』から3年後の天正9年（1581年）、外宮御師宇治久家が信濃国の檀家数百人に土産を配布した記録『御祓くばり日記⁸²』を見てみると、明らかに上記の記録と

⁸¹ 神宮司廳、前掲書、64頁～65頁。

⁸² 一志茂樹『信濃國御厨史料とその考察（附）御師關係史料』一志茂樹、1936年、80頁～81頁、86頁

は、大きな差違が見受けられる。

(表 1-8・参照)

[史料⑩]

表 1-8 天正 9 年 (1581 年) 『御祓くばり日記』

<p>かりや原分 甚三衛門殿 茶三袋。 同せんくう ちや三ツ。 孫衛門殿 ちや三ツ。 神五郎殿 ちや二ツ。 木工助殿 茶三ツ。 源右衛門殿 茶三ツ。 新助殿 ちや三ツ。 藤松左近殿 茶二ツ。 宗三衛門殿 茶二ツ。 やまた四郎左衛門殿 茶三ツ。 こせの右近殿 のし五本、茶五ツ。 同半右衛門殿 茶三袋。 源四郎殿 ちや二ツ。 つちみ道の黒兵衛門殿 茶二ツ。 まちの與助殿 ちや二ツ。 くまのくほの安右衛門殿 ちや二ツ。 そり町之宗兵衛殿 茶二ツ。 山の田神三衛門殿 茶二ツ。 うへのたいら宗左衛門 のし卅本、ちや五つ、くし。 あお屋木分 おミ伊勢守殿 熨斗五十本、上之茶十袋。 あおのり帯一筋 宮しまひせん殿 のし卅本、帯、くし、上々茶五ツ 我等そうしや。 同さけの丞殿 のし卅本、茶五ツ。 おしましま殿 のし五十本、ちや五ツ。</p>	<p>筑前守殿 のし五十本、茶五ツ。 下まちの新兵衛殿 茶三ツ あおや木分 武蔵殿 のし卅本、茶五ツ、帯。 同久三殿 茶三袋。 善兵衛殿 のし卅本、茶五ツ。 かんせい寺 上々茶十袋、あおのり、ふのり。 常末坊 上々茶五ツ、あおのり、ふのり。 せきとり宗左衛門殿 茶五ツ。 にしせうのさと殿 茶三ツ。 宮本神主殿 茶五ツ 同けんきやう殿 茶五ツ 同治部殿 茶三袋。 同藏助殿 茶三ツ。 「あお屋きのいせ守 のし卅本、帯一筋、ちや一きん。」 道者之おはらいくはり日記 此日記からの宮御用物、のし卅九わ、同茶こふくろ、せん三百五十斗入候、この内百卅斗てしの茶之分、これお貳百め壹斤にさん用いたし候へは、五十二斤はかり入候、此内五斤てしちや、又壹斤使ちや、三きんふのり三条斗あおのり卅メ斗り、このにき(日記)かみ卅七まいとし申候、爲後日萬かきお木申候、道者の御はらいたんなへくはり日記これほんなり、おひしたけ中なり、かつほ二連斗萬入めこ金壹兩三分斗入可申候</p>
---	--

出所：一志茂樹『信濃國御厨史料とその考察 (附) 御師關係史料』を引用

すなわち、従来からの帯、櫛、あおのり、ふのりの他に、すべての檀家に対して茶を持参し、しかもそれは複数の茶であったり、中には上質な茶の贈答品も含まれ、その総量は小袋千三百五十、二百匁一斤にして実に五十二斤に及んでいる(初穂料の総額: 壹兩三分)。この点について、新城常三(1982)の研究によれば、「信濃は一般に高燥・寒冷なため、冬

籠り期間が長く、かつ喉の渴きを覚え勝ちで、現在「信濃の茶飲み」と称され、茶の需要が甚だ甚大である。しかるに茶の生産は、かかる風土に適さず、これを他に仰がねばならない。」と指摘する⁸³。

また、岩田貞雄（1977）の知見においても、「御師の土産は、檀家に喜ばれる土産すなわち檀所に不足あるいは産出されない品目を選択して持参した。たとえば山国には海産物、漁処や僻村では反物、日用品といった具合に、それは檀家の欲求度から自然にそのようになったと思われる」と、御師の交商的性格の萌芽を示唆する⁸⁴。すなわち、こうした御師の行商人的行為は、「当時の都市的商品に対する地方人の強い憧憬心と、行商組織の未発達等⁸⁵」が歴史的背景にあると思われ、御師の旦那廻りは、儀礼的行為を付加しながらもそれは多分に、利潤を求める経済的・行商人的行為であり、師旦那関係の永続性と親近性を目的とするものである。

一方、御師の来訪は、旦那側にとっても強い希望であり、参宮同様の心理的効果と相俟って、御師の携行する異郷の品々は、遠隔地域であればあるほどその欲求度は高く、旦那訪問の期待の高さが垣間見える。これを実証するかのように、御師の巡歴を待望する旦那衆は、御師が滞在する宿泊所の提供から関税の免除、船の便宜、伝馬の提供など数々の利便性を供与し⁸⁶、戦乱の時代において、交通の未発達や遠隔地の悪条件にもかかわらず、御師の旦那廻りを側面的に支援する。このことから、御師の旦那廻りは、参詣を目的とする宗教的・儀礼的行為の他に、利潤を取得する御師の商人的行為が江戸期直前にはすでに顕在化し、その後における御師活動の重要な役割の一つになって、御師組織を維持するための経済的基盤の確立と、自治経済都市の形成に大きく寄与したといえる。

江戸期に入ると、宿泊設備・交通手段の発達、農民・商人の経済的成長、戦乱社会の消滅（幕藩体制の確立）、貨幣流通の進展等に伴って、庶民の参詣・巡歴や携行品の搬送がきわめて容易になり、御師の旦那廻りは、ますます活況を呈することになる。こうした歴史的状況を背景にして、文化六年10月（1806年）『嘉例年中行事⁸⁷』御師龍大夫が武蔵国世田谷代官大場弥十郎に持参した御祓と土産の品目を見ると、その種類の豊富さに思わず目を見張る。

⁸³ 新城常三、前掲書、189頁～190頁。

⁸⁴ 岩田貞雄「神宮御師の伊勢土産」『瑞垣第百拾二号』神宮司廳、1977年、65頁～66頁。

⁸⁵ 新城常三、前掲書、191頁。

⁸⁶ 同書、191頁～192頁。

⁸⁷ 大場弥十郎『嘉例年中行事』世田谷区史料 第一集、1958年、248頁。

(表 1-9・参照)

[史料⑫]

表 1-9 文化 6 年 10 月 (1806 年)『嘉例年中行事』

御師龍太夫方 (ヨリ) 土産之品 一、一万度御祓 壹 一、並箱御祓 貳、内壹、隠居へ納ル。 一、釵先御祓 貳、内壹、同断。 一、懐中守御祓 壹 一、結のし 貳把 三本づゝ結。 一、新曆、表紙付折本 壹帖 一、封状 壹通 一、反物 木綿 嶋か染類 壹反 一、器者 壹種 重箱・銚子・枕重箱・丸盆・ 硯ふた・丸一重之類 一、利休形塗箸 紙包 五膳入 壹包	一、丸塗雜はし 白木杓子 壹本正月元旦に神用二用。 鯉ぶし 大亀品 壹連 鱈干物 同断 壹連 鯛 同断 壹連 直二御師手代夕飯鱈二成 鹽 (シオ) くじら 少し 芋 少々 万金丹 煎じ茶 下茶 少 正月元日に用。 以上。 初穂 鳥目五百文 半紙包、水引結。 直二手代江上ル。
--	---

出所：大場弥十郎『嘉例年中行事』を引用

すなわち、御祓 (一万度⁸⁸、並箱、釵先⁸⁹、懐中守) に始まって、伊勢曆 (新曆、表紙付折本)、日用雑貨品 (反物、器物《重箱・銚子・丸盆・硯ぶた等》⁹⁰、箸 (利休型塗箸・丸塗雜箸)、白木杓子 (しゃもじ))、海産物 (鯉ぶし・鱈 (アジ) 干物・(スルメ)・塩くじら)、薬用品 (万金丹)、その他 (封状、芋、茶《煎じ茶・下茶》) 等にのぼり、一つの品目に対して、多くの種類が散見される。ちなみに、初穂料の総額は鳥目五百文で、半紙に包まれ、水引きで結ばれていた。また、天保十四年 (1843 年)『古森大夫弘受諸国御檀家御祓賦 (くばり) 帳⁹¹』の土産品目一覧表を眺めてみると、

(表 1-10・参照)

[史料⑬]

⁸⁸ 一万度とは、神宮の名の付いた祓串、数祓のことをいい、これを頂くと一万度の御神徳があると
いわれる。仏教などでは四万六千日といって特定日に仏寺詣りをすると、その数だけの功德がある
ことと同じで、仏教はこの伊勢一万度の御祓いを踏襲したものである。神宮司庁総務部弘報課
『瑞垣第百拾号』神宮司廳、1976 年、73 頁。

⁸⁹ 釵先は、美濃紙を釵形に折り、奉製したお札のこと。神宮司庁総務部弘報課、前掲書、73 頁。

⁹⁰ 八日市場の大家家は中世頃より大塗師屋と称されたほどの塗師の棟梁で、職工も相当いたという。製
品中有名なものは春慶塗の重箱、銚子、枕重箱、丸盆、四方額等であった。同書、78 頁。

⁹¹ 古森大夫『古森大夫弘受諸国御檀家御祓賦帳』1843 年、神宮文庫蔵、写。

表 1-10 天保十四年（1843 年）『古森大夫引受諸国御檀家御祓賦（くぼり）帳』

中倉太夫銘一万度 壺合	鯉たたき 式曲
古森太夫銘一万度 壺合	桐箱式本入 壺
中倉七郎太夫銘五千度 七合	式本入包扇 壺
古森太夫銘五千度 式合	利休五繕入はし 壺
同銘箱御祓 三十六	仙過両戸 七幅
中倉七郎太夫銘箱御祓 七十一	中折 五幅
大和幸福太夫銘箱御祓 壺合	上紺 九十八
同銘五寸祓 壺合	長並 二幅
鳥の子包曆 五幅	状 百二十
三嶋大式枚のし 四把	利休式繕入 壺
半のし 四十把	青 苔 五入壺 式入三
包のし 七十五	ふのり 九十三
鯨よしず巻 式包	干瓢（カンピョウ）三把
三枚するめ 壺把	

状：嘉例状ともいい、御師が檀家各戸へ配る木版刷りの挨拶状のことである。古森大夫『古森大夫引受諸国御檀家御祓賦帳』1843年、神宮文庫蔵、写、68頁。

干瓢：伊勢国を流れる宮川の下、度会郡高向(たかぶく)村の特産である。六月土用中に制したものを土用むき といひ上等とした。その片厚く枇杷色のものを良質とし、色白く薄いのを下品とした。同書、78頁～79頁。

出所：古森大夫『古森大夫引受諸国御檀家御祓賦帳』を引用

上記の文献と同様に豊富な品数とともに、とりわけ注目すべきことは、御祓札の御師銘に古森大夫以外の銘が記され、師職株の譲渡によって古森大夫に合併、あるいは吸収された小御師の銘を明記していることである。これは、従前からの檀家を納得させるために、御師札の銘は以前の御師銘のままにして、御師の旦那廻りの信用失墜を回避すべく、永続的な信頼性の維持に努めた結果ではないかと思われる⁹²。

このように、御師の旦那廻りは、歴史の経過とともに、その活動形態に大きな変化が見られ、室町期中における行商組織の不備や交通の未整備、遠隔地の悪条件等により、旦那側からの御師に対する強い来訪の要望と、師旦那関係の永続的な維持の必然性を認識する御師側の思惑が一致して、次第に、御師の本来的な布教師・祈祷師的行為から経済的・利潤を追求する行商人的行為に変移した。それゆえ、御師の活動は、全国各地に点在する旦那を介した商人的・経済行為と伊勢神宮周辺の宿主としての居商人による二重の活動によって、多くの取得を企図した。

⁹² 同書、69頁。

しかし、それは結果的に、御師の急激な増加によって、地盤の争奪や新規の旦那獲得に向けたより一層の行商人的行為を助長し、御師間同志の激甚な生存競争と有力御師への吸収・統合が加速する要因となったことである⁹³。

(3) 小括

以上、これまでの考察を踏まえ、御師の発生要因と発展的過程を当時の文献・記録に基づきながら、注目されるべきいくつかの見解を取り上げ、特徴的諸点を時系列に沿って、その軌跡を詳細に明示した。すなわち、伊勢の御師は、平安末期を起源とする祈祷師的行為と旅宿の兼営を行ない、中世期以降、貴族社会から領主・武士層に変遷する師旦那関係の厳粛性と親近性を堅持しつつ、江戸期における御師組織の確立や自治都市行政権の掌握、広汎な地縁的拡張（旦那廻り）と商人的行為の傾斜など、御師活動の意図と目的を解明したことである。その結果として、伊勢御師は、自治都市運営の基幹的役割を担う行政権を駆使し、自由活発な経済活動によって、宇治・山田の自律的な都市機能が形成され、今日における伊勢市の宗教的観光都市の発展・拡大に繋がったのではないかと考えられる。

引き続き、次項では、着地型観光の概念的枠組みを構築するための実証事例として、御師組織による参宮者の受入れ体制（ランドオペレーション）とその接遇方法、また、現代のホスピタリティマネジメントに通底するパーソナル間の相互作用による無償のサービスや、真心のこもった歓待手法など、ホスピタリティの抽象性を生起させる概念的観念を御師の“ホスピタリティマインド⁹⁴”に求め、参詣者が伊勢神宮に至るまでの行程を通して、その実相を明らかにしていきたい。

第2節 御師の接遇と歓待の高付加価値性（ホスピタリティマインドの醸成）

(1) 参宮街道の活用とオペレーション機能のシステム化

⁹³ 新城常三、前掲書、186頁、190頁。

⁹⁴ ホスピタリティマインドとは、誰かのために動くことに労を惜しまない、苦にならない心根のことであり、端的に言えば、「おもいやり」の言葉につきるといえる。ホスピタリティマインドの醸成に必要なこととして、「想像力」「共感力」「察知力」を挙げている。中里のぞみ・紺野猷邦『ホスピタリティとホスピタリティマネジメント これからのホスピタリティ経営』星雲社、2017年、28頁～32頁。

(i) 御師と旅籠の情報・伝達・輸送のネットワーク

江戸期中、伊勢参宮が活況を呈した要因は、幕藩体制の確立による平和の安定と連続、全国的な流通組織や貨幣経済の進展、農民の解放と町民層の経済的成長、都市人口の増加と商業・文化・経済の振興、交通環境の好転化など多くの事象が挙げられるが、その中でも参勤交代制度による主要な街道の整備や宿泊設備の充実が大きな比重を占めるであろう⁹⁵（加藤秀俊 1998）。

各地域から伊勢神宮に通じる街道の中で、最も早く開けたのは、大和平野の南部から来る街道で、宇陀郡の榛原から奥宇陀の山間部を横断して伊勢に入り、興津・大石・相可・田丸を経て、宮川を渡り、山田に入った。京都方面からは、東海道筋に、土山から鈴鹿峠を越えて関に入り、棕本から豊久野の鑄掛松を経て、津市の北端、江戸橋に出で、東国から来る街道と落ち合った。

また、東北、関東、北陸、信州方面の参詣者は、桑名から四日市・神戸・白子・津・雲出・六軒・松阪・櫛田・斎宮・明星・小俣を経て、宮川を渡って、山田に入った。熊野の人々は、新宮を発して、木ノ本から険峻な八鬼山を越え、尾鷲・長島を経て、荷坂峠を登って伊勢に入り、野後・楠・栢原口・野中を経て田丸に至り、伊勢本街道に会した。さらに、東三河の人々は、吉田から船で伊勢湾を横断し、二軒茶屋に上陸した⁹⁶。

これらの街道筋には、多くの旅籠屋が各宿場町に設けられ、安政二年（1855年）には、伊勢参宮者が安心して宿泊できる宿屋の確保の観点から、善光寺街道、中山道や東海道から伊勢・大和路沿いの宿駅間に、伊勢御師定宿繁盛講を組織して⁹⁷、伊勢到着の日時を飛脚便（宿継）で報告したり、それぞれの土地で購入した土産物を問屋便で国元や、参宮後見物する関西・四国方面にも転送するなど御師と各旅籠間の情報・伝達・輸送を頻繁に行っている⁹⁸。〔(写真 1-1) は、関宿の旅籠玉屋に現存する御師宇仁館太郎太夫の講札（写真左側）である。旅籠玉屋は、270年前に宿屋を始め、慶応元年（1865年）に現在の建物に建て替えられた。（写真 1-2）は、現在、関宿旅籠玉屋歴史資料館として、旅籠や旅に関する歴史資料を展示している。〕

⁹⁵ 加藤秀俊「江戸の旅」『季刊大林 NO43 ONSHI・御師』大林広報室、1998年、42頁。

⁹⁶ 大西源一、前掲書「参宮交通」、124頁～125頁。

⁹⁷ 深井甚三『江戸の宿 三都・街道宿泊事情』平凡社、2000年、98頁。

⁹⁸ 鎌田道隆『お伊勢参り 江戸庶民の旅と信心』中央公論新社、2013年、127頁～128頁、130頁～131頁。

天保六年（1836年）一月十日、世田谷等々力出立、参宮者数（三十人）『伊勢参宮日記』の記すところでは、〔史料⑭〕

「一廿二日天気、佐屋出立、

舟番所ニ而改を請夫方（ヨリ）舟ニ乗、四十六人乗之舟壹艘借切代壹貫四百六文・祝儀三朱ト二百文、桑名江上り堺屋三右衛門ニて昼食、宿方（ヨリ）龍太夫迄飛脚出ス、同神酒出候故三捨人ニて金貳分貳朱昼食代・酒代共遣ス、飛脚銭は遣スニ不及候⁹⁹、」

一月二十二日に佐屋を立ち（通常、熱田(宮)宿（七里の渡し・間遠（まどお）の渡し）から海路で桑名宿を経て伊勢路に至るが、前日、津島牛頭天王社を参拝しているために、通称「姫街道」・佐屋街道のコースをとる）、船番所で検査を受けて、木曾川を川船で渡り（三里の渡し・佐屋の渡し）、桑名を上陸して、宿屋堺屋三右衛門宅から伊勢御師龍太夫に宛てて飛脚便を出している（飛脚賃は宿持ち）¹⁰⁰。これは、関東など遠方からの参詣者は、途次の川止めや渡海の影響などにより、前もって確実な旅程を伝えることは困難であるが、参宮街道筋の桑名宿では伊勢までの到着日時が見込めるために、飛脚便を出すことが先例になっていたためである¹⁰¹。これを受けて、その後の参宮一行の行程（史料⑭）を見てみると、

「一廿三日天気、神戸出立、

白子江壱り半 白子觀世音江参詣、境内ニ不断桜名木有、津江壱り半 雲津江貳里 雲出川舟渡八文 月本江半り 六軒茶屋江半り 松坂江壱り 泊り二百文 米屋甚右衛門 同所迄龍太夫手代大口久兵衛樽貳ツ・ぼら貳本・海老五つ持参被致酒迎ニ被参候、夫方（ヨリ）金高之掛合等被致候而其夜山田へ被帰候、宿米屋甚右衛門方（ヨリ）餅菓子二重出候ニ付金三朱遣ス¹⁰²、」

到着日時の知らせを受けた翌日の夜、松坂の旅籠に御師龍太夫の手代が「酒迎」として樽二つ、ぼら二本、海老五つを持参して挨拶にやってきた。ここでは、両宮参拝の費用や御師邸の滞在費、今後の旅程等に関する説明が行われたと思われ、その日の夜には山田に戻って、受け入れ準備に取り掛かったことがこの記述から窺い知れる¹⁰³。

⁹⁹ 「伊勢参宮日記」『伊勢道中記史料』東京都世田谷区教育委員会、1984年、157頁。

¹⁰⁰ 同書、230頁。

¹⁰¹ 鎌田道隆、前掲書、129頁～130頁。

¹⁰² 東京都世田谷区教育委員会、前掲書、157頁～158頁。

¹⁰³ 鎌田道隆、前掲書、130頁。

写真 1-1 御師講札（関宿）



2018年2月27日 筆者撮影

写真 1-2 旧旅籠玉屋玄関口（関宿）



2018年2月27日 筆者撮影

(ii) 宮川渡船の管掌

さらに、先掲の（史料⑭）を読み進めていくと、参宮一行は、世田谷を一月十日に出立して、その二週間後に伊勢山田の手前にある宮川に到着する。ここから、御師の馳走舟と呼ばれる渡船に籠をそのまま乗せて、参詣者は乗船した。この宮川渡船の管理運営は、宇治・山田の御師が管掌し、24時間年中無休の運行、渡船料の無賃化¹⁰⁴、増水でも人足を確保して欠航率の軽減を図るなど、可能な限り、参詣者の心理的不安を解消する運行サービスの提供を行った¹⁰⁵。下船後は、宮川茶屋にて御師の手代中村四郎兵衛が持参した御酒（ウエルカムドリンク）・軽食等が振る舞われ、その後、駕籠にて二見浦を見学し、再度、二見茶屋で歓待を受けた後、御師龍太夫邸に入った。

「一廿四日天気

松坂方（ヨリ）櫛田江二り 明星江一り 新茶屋江半り 小畑江半り 宮川 宮川茶屋にて中村四郎兵衛殿出迎、煮染・結飯・御酒等持参、夫方（ヨリ）駕籠ニ而二見江参り、二見茶屋ニ而夜食、猪口 菜 はんぺん 汁 すまし 平 はんぺん ふ 午房 飯 炙 すみゑ（イ）か 吸物 さより みそ 夫方（ヨリ）駕籠ニ而龍太夫宅迄着¹⁰⁶、」

¹⁰⁴ 宮川の渡船について、室町時代には国司北畠氏が渡船料を取っており、織田信長は天正三年(1575年)に渡船料を山田三方に寄付している。徳川幕府は船役金を免じ、延宝四年(1676年)には、神宮から宮川 渡船費の補助金を山田三方・宇治年寄に下付し、一般通行人からは徴収しなかった。藤本利治『近世都市の地域構造』古今書院、1976年、340頁。

¹⁰⁵ 金森敦子『伊勢詣と江戸の旅 道中日記に見る旅の値段』文藝春秋、2004年、40頁。

¹⁰⁶ 東京都世田谷区教育委員会、前掲書、158頁。

このように、伊勢よりはるか手前の盛大な歓迎は、参宮途次の疲労感を払拭するに十分な心的作用を齎し、伊勢詣の高揚感を掻き立てる歓待手法として、現代の接客サービスに通底する要素を持ち合わせる。参詣者にとっては、旅の最後の関門が宮川であり、道中の不安感を一掃させる御師の厚いもてなしと、宮川渡船の無賃化による経済的な安心感は、旅の始まりを予感させる期待感と緊張の解放感が、旅人のリラクゼーションを増幅させる有効な手立てといえるであろう。

(iii) ランドオペレーション機能の円滑化と到着時間の定時性

一方で、伊勢に至るまでの度重なる街道筋の歓迎は、オペレーション機能を円滑に図るための業務的な役割として、参宮一行の要望や正確な到着時間の情報をいち早く現地（伊勢）に知らせ、受け入れ準備に支障を来さないように、万全の体制を整えるための確認作業を併せ持つ。すなわち、江戸期中においても、到着時間の定時性とランドオペレーション機能の円滑化は、サービス産業にとって、常に重要なテーマであり、とりわけ、繁忙期の対応については、参宮者の立場に立って、慎重かつ懇切丁寧な対応を心掛け、ミスを生じさせない細心の注意を払うなど、現在の顧客満足サービスの訴求と何ら変わるものではない。

したがって、江戸中期以降、交通条件の好転や宿泊設備の向上と共に、全国的な情報・流通ルートの進展・確立が着地型観光の重要な因子となり、オーバースタッフに伴う仕入れの多寡や人員の過不足、人材の力量に合わせた適所の配置、明確な指示系統の確立など、事前に正確な行程の把握が、トラブルを防止する予防的措置といえる（再確認の必要性）。こうしたことは、今日でも日々発生しているオーバースタッフについて、江戸期中においても同様な事象がみられる事案を、次の伊勢参宮日記の記録に見出すことができる。弘化五年（1848年）三月四日、讃岐国志渡之浦出立、参宮者一行（二十人）『伊勢参宮献立道中記』の記すところによると、

〔史料⑮〕

「二十五日

是より串田川、小幡（俣）を急ぎて、宮川を渡れば中河原とて旅籠屋有り、紙子屋久右衛門といへる方の戸口に記しあれば、我こそ讃岐の連中なりと名乗りければ、けふは先客夥しく泊りて混雑なればとて、むかへなる家をたのみて泊まりける。皆々髪月代（カミサ

カヤキ) などいたしける。着し、すぐ彼の紙子屋より大夫へ注進致されけるよし。皆々彼の向ひなる松屋太兵衛と申し方につきければ、楊枝飯を出す。晩飯 皿 錦大根 かき すあへ 椀 鯉 昆布 汁 赤みそ 青み 飯 引手皿 鯛子焼物 夜、蒸菓子、廿一、岡田太夫より見舞ひとて送らる¹⁰⁷。」

宮川を渡って参宮一行がまず最初に行くことは、中川原の案内所で担当する御師の看板を探し出し、講中の名前を告げて、当日宿泊する御師の迎えを待つことである。しかし、この文献を注視すると、本来は、岡田太夫邸に宿泊するはずが、紙子屋の宿泊に変わり、その紙子屋も満室のために、向かいの松屋に案内され、夜になって、岡田太夫から見舞いの品として、蒸饅頭が贈られていることが記されている。つまり、当初予定の岡田太夫邸から二度にわたって宿泊の変更があり、この時期（農閑期）、多くの参詣者が伊勢神宮を訪れ、伊勢地区の旅籠屋が満室状況にあることがこの文献から見て取れる¹⁰⁸。

「二十六日 雨天、

今日紙子屋久右衛門へ移る。嘉永元年改暦になる事始めて聞き當る。代々神樂連中残らず中河原相揃ひ、契約のよし。・・・其ののち手代太夫出て、未だ岡田太夫より通達も無之故、御出遊の事も一向不存御迎へ等も上げ不申、並びに今日何の風情も無之よしなど丁寧にあいさつある。今日馳走の趣き申し述べ立ち出て候ところ、僕礼守供物等持たせ右中川原迄見送らせ申し候。至つてねんごろなるもの也。紙子屋書飯献立 皿 鯉味噌焼 香物 飯 岡田太夫より手代栗野藤太夫同役一人右兩人かはるゝ詰めて饗応を致しける¹⁰⁹。」

翌日もまだ、御師邸は満室の状態にあり、再度、当初変更の予定だった紙子屋に宿泊する。ここで、御師の手代が、「岡田太夫から知らせがなかったので、お出でになったことを知らず、お迎えにも出ませんでした。」と丁寧なお詫びの弁があった。午後には、岡田太夫の手代栗野藤太夫ともう一人の手代が紙子屋に来て、謝罪の意も込めながら酒宴を催している¹¹⁰。

「二十七日

手代太夫中村氏案内講中残らず駕（カゴ）にて二見浦見物。牛の刻とおぼしきころ、二見松崎屋新助方にて支度を出す。講中駕敷二十二挺相伴の者のもこもる。皿 目ぼるの焼物

¹⁰⁷ 「伊勢参宮 献立道中日記」『日本庶民生活史料集成 第二十卷 探検・紀行・地誌 補遺 全二十卷』三一書房、1972年、604頁～605頁。

¹⁰⁸ 金森敦子、前掲書、42頁～44頁。

¹⁰⁹ 「伊勢参宮 献立道中日記」『日本庶民生活史料集成 第二十卷 探検・紀行・地誌 補遺 全二十卷』、前掲書、605頁。

¹¹⁰ 金森敦子、前掲書、44頁～45頁。

菓子椀 麩 蒲鉾 三つ葉 羹 霰どうふ 猪口 清菜ゴマ 人酒出す 是より二見眺望、處々見物致し、内宮へ赴きける。くす部といへる所にて煎茶なりとも差し上げ申すべくとて、皆々駕（カゴ）より御出下され御休息なさるるやう案内の手代太夫申され候へども、只今支度致し候へば其の儀に及ばずとたつて断り申し、内宮へ拜を致し、八十末社参拝、晩景に及び、いそぎ岡田太夫方に籠（カゴ）を早めける。夜五つ時とおぼしきころ、岩淵岡田太夫方に着き、駕（カゴ）の者酒手を乞ふに任せ天保銭一枚何れもつかはず。玄関より上り、大座敷に通る¹¹¹。」

すでに、伊勢到着から三日が立ったこの日は、朝から手代中村氏の案内で二見浦を見学し、昼食後は、内宮の八十末社を参拝して、五つ時（午後八時頃）になってからようやく御師岡田太夫邸に到着した¹¹²。これら一連の御師の動向を窺うと、万事にわたって、極力、御師邸の到着時間を遅らせる行動が随所にみられ、察するところ、太々神楽奉納の準備不足や宿泊の受け入れ体制に手間取り、逐一、本邸と連絡を取り合いながら、到着時間の調整を計っていたことが窺われる（定時性と速時性の課題）。

こうした経緯に至った背景には、江戸中期以降（武断政治から文治主義への転換）、伊勢参宮が国民的義務感として全国津々浦々に浸透し¹¹³、とりわけ、商人・農民層の経済的成長によって参詣行旅の大衆化（マスツーリズムの台頭）と参詣主体の転換が図られ、中でも、農民層（耕作農民・中小農民）の伸長は、封建領主の規制看視から一時的に逃れ、開放感を満喫する唯一の方法として、行旅に寛容的な参詣・参宮に農民層がこぞって人生の快樂を求め、御師の合理的・ソフトサービスと参詣手法の浸透によって、庶民の旅、参詣行旅が盛行したことが大きな要因として考えられる¹¹⁴。

このため、参詣の主体が耕作・中小農民であることから、夏・秋・冬の農繁期に参詣行旅を実施する可能性は極めて低く、大体において、正月、二月、三月の農閑期に集中し、この頃すでに、参詣期間の季節的変動が存在したことによって、受け入れ側に過度なオーバーブッキングが発生していたことが明らかになり、多くの参宮に関する日記の中でも、他に比肩を見ないほど驚くべき資料の一つといえる¹¹⁵。

111 「伊勢参宮 献立道中日記」『日本庶民生活史料集成 第二十巻 探検・紀行・地誌 補遺 全二十巻』前掲書、606頁。

112 金森敦子、前掲書、46頁。

113 東京都世田谷区教育委員会、前掲書、241頁。

114 新城常三、前掲書、116頁。

115 同書、141頁～142頁。

(iv) 御師邸の接遇と空間演出

御師の携わる旅宿の機能は、参詣者が数々の不安や不便を解消するうえで、最も要求に即した解決手段であり、参詣者との接遇は、御師にとって祈祷師的機能よりも、はるかに重要性を帯びていたといえる。参詣者を歓待する場所は、御師宅を使用し、その屋敷内には、お神楽を奉納する神楽殿、六畳から十二畳程の部屋を複数備えた宿泊施設、御師の居室等を有する平屋建ての豪壮な邸宅であった。壮大な御師邸は、その繁栄を象徴するものであり、それは、日々の生活空間からの逸脱を瞬時に体現できる、荘厳と厳粛、温もりと細やかさを加味する多機能性（宿泊・奉納・接遇）に富んだ総合演出の効果を創出した。下記（図 1-2）に示したものは、旧橋村大夫邸の原図である。橋村大夫は、常磐町（上中之郷町）に所在し、橋村の「橋」は、筋向橋に由来する。橋村家は、北九州を周縁に 10 万戸以上の檀家をもつ有力御師の一つであり、屋敷地は、総坪数三百五十四坪、十二室百一畳の客室と神楽殿を有し、屋敷内は大きく三つの機能に分けられ、神楽殿と檀家の宿泊部屋、御師一家の居室を配する。表門を入った前庭には庭石や庭木はなく、檀家を送迎する広場機能を果たしていたと思われる¹¹⁶。

御師邸の特徴的な諸点を列挙するならば、御師邸は、前述したように、旅館としての純機能的空間と太々神楽の奉納を執行する神楽殿（大広間）、御師の私的空間に区分され、厳粛な異空間への誘いを齎す連続性と幻想性、格式と演出効果、手厚いおもてなしと機能性を併せ持つ空間領域を構成した建造物である。つまり、それは聖と俗の二元的次元の結合、日常と非日常の世界を繋ぎ合わせる装置としての役割を果たし、民衆が一時的に階層社会からの逃避を実現化させるための絶好の機会を提供する場所であった。一生に一度の伊勢参宮は、民衆の行旅が困難な時代の中にあって、多くの人々が観光的・ホスピタリティ要素を内包する御師邸での祝宴を驚愕と感銘をもって体現し、着地型観光の神髄ともいえる五感が研ぎ澄まされた幽玄の極致を、この御師邸に具現化させたといえる¹¹⁷。

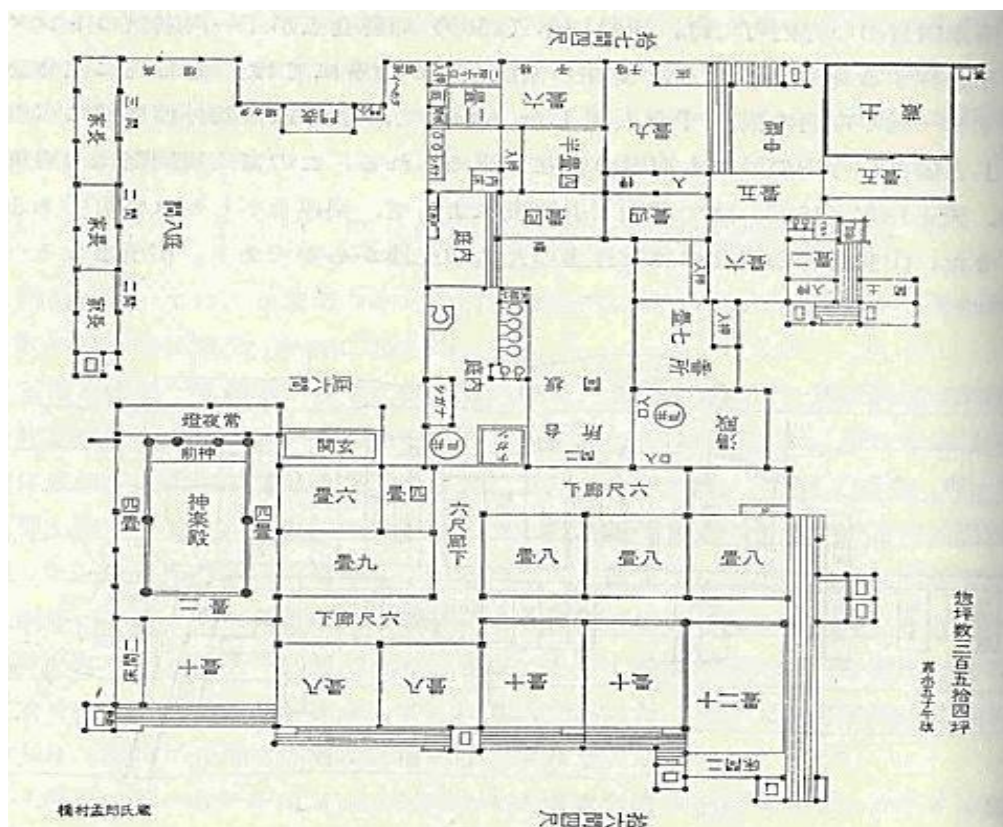
次に、御師邸の収益に関する視点から捉えてみると、注目すべきは、神楽料が止宿料を大きく上回っていることである。菅原洋一（1998）の研究資料を見てみると、明治 3 年（1870 年）、三日市太夫次郎邸の収益内訳の比率は、初穂料 64.9%、神楽料 21.9%、止宿料 13.2%となっており、床面積の比率では、客室（26%）に対して神楽殿・広間（10%）

¹¹⁶ 藤本利治、前掲書、322 頁～323 頁。

¹¹⁷ 菅原洋一、西川順土、加藤秀俊、前掲書、5 頁、15 頁。

に過ぎず、神楽殿での効率的な収益性が際立つ結果が示されている。ただし、神楽殿を所

図 1-2 橋村大夫邸の屋敷平面図（原図）



出所：藤本利治『近世都市の地域構造』322 頁を引用

有する御師は、三日市太夫の他、上述の橋村太夫、龍太夫などごく一部に限られ、神楽殿を持たない御師邸では、広間の建具をはずし、柱を金欄で飾り、神楽奉納を執行したという¹¹⁸。

いわゆる、神楽殿での神秘的・厳粛的な儀式は、御師にとって貴重な収入源の一つであり、神楽奉納には、舞手の巫女や烏帽子の楽人、御師方の祈祷など、多くの人々が御神楽の神事に携わり、神楽殿で繰り広げられる数々の儀式には、並々ならぬ下準備と長時間にわたる神楽奉納（約四時間程）が執り行われ、費消される諸経費を差し置いてでも厳粛かつ華やかに催す経営上の戦略的な必然性が求められる¹¹⁹。

¹¹⁸ 同書、16 頁。

¹¹⁹ 金森敦子、前掲書、48 頁～50 頁。

さらに、御師邸の特徴的な点を示すならば、御師邸で饗応される豪勢な食事と多量な酒の振舞である。参宮者にとって、旅先の食事は、楽しみの一つであり、御師邸にはここにも客人に対する驚愕の試みを企図する。下表、(表 1-11) は、史料⑮に記された岡田太夫邸での神楽奉納後の祝宴の献立である。

表 1-11 御師宅の食事 (神楽奉納後の祝宴献立)

	品物の種類
一の膳	皿に独活の千切りと革茸、とさかのり、さよりの糸作り紅酢で和えたもの・壺型の容器に磯物と銀杏・素焼きの小皿に粒山椒と花塩(型に入れ花を型どった焼塩)・味噌汁の具は松露(海辺の松林に生える茸)・あられ豆腐・飯
二の膳	白木台に練りからしで食べる彩りよく並べられた紅寒天、肴、青磯草・籠に編んだ器に大根、かちぐり、干菓子・鯛のすましに山椒をあしらった汁
三の膳	白木台に載せられた伊勢海老一匹、鶴(二、三切れの鶏肉の切り身を鶴の羽のように細工した物)・鯛の卵とジュンサイのすまし
四の膳	一匹丸ごとの鯛の塩焼き・猪口にウルカの塩辛・生麩のすりショウガ添え・すまし・味噌を敷いた上に松茸、伊勢海老、湯葉の三品・小鯛の酢じめボウフウ添え・伊勢海老・干菓子

出所：金森敦子『伊勢詣と江戸の旅道中記に見る旅の値段』をもとに作成

ここには、食べ切れないほどの山海の珍味が御膳に並べられ、四の膳の他に引き出物(膳以外に出される料理や菓子)も付いた。これらの一つ一つの食材を取ってみても、実に細やかで手間暇かけた細工の数々や彩り豊かな組み合わせなど、日常では味わうことの出来ない食のバリエーションに旅人の歓喜と驚嘆の様相がこの献立から見て取れる¹²⁰。

多くの道中記には、こうした御師邸での馳走がこと細かく丹念に記してあり(御師福村大夫『諸国御道者饗応帳¹²¹』、文化四年(1836年)『太々講執行中料理献立扣牒(太子堂森家)¹²²』等)先人においても食の欲求は、現代と変わらぬものがあったといえる¹²³。このように御師邸での真心の籠った接遇や接待は、長年に亘って培われてきた師旦関係の維持と親近性の必然性を、御師自らが自覚と認識をもって体現した結果の表れであり、既に、江戸中期以降、御師制度の永続的な安定と、確立に向けたホスピタリティマインドの本質を把握し、御師主導のもとに、伊勢地域の人々が一丸となって、おもてなしの醸成(歓待の高付加価値化)に尽力したことが窺える。

¹²⁰ 同書、52頁～53頁。

¹²¹ 御師福村大夫『諸国御道者饗応帳』神宮文庫蔵、写。

¹²² 東京都教育委員会、前掲書、186頁。

¹²³ 当時の農民の常食は、米に麦・豆・大根・菜・海草などを混ぜて量不足を補う糎(カテ)飯が普通であった。婚礼の料理でも二汁四、五菜が庄屋クラス、普通は一汁三菜である。同書、55頁。

(2) 享乐的・歓乐的観光の発現とマスツーリズムの連関性

(i) 受け入れ体制の確立と団体観光旅行の伸張

伊勢出立を迎えた参宮一行のその後の軌跡を、史料⑭の記録をもとに辿っていくと、
「一廿八天気

朝安倍川餅式ツツ、朝飯済四ツ時過龍太夫掬（挨）掬ニ被出講金請取被渡一万度御祓荷物
ニ作り江戸廻し之積ニ頼置、但運賃・荷作共金式分相渡ス、夫方（ヨリ）中河原茶屋迄駕
籠ニ而送り中村四郎兵衛殿も中河原之茶屋ニ而餅菓子三ツツ、其外酒肴而暇迄致し、夫方
（ヨリ）宮川相渡り候迄被見送候¹²⁴、」

まず、ここで驚かされるのは、伊勢で貰い受けた御祓や土産などを御師邸から江戸経由
で国元に送る手続きを行っていたことである（荷造り代込みの運賃は二分）¹²⁵。遠隔地にも
かかわらず大量の荷物の発送は、帰途の旅路に安心感と爽快感を与え、当時としては、
至便的で画期的なシステムであったことは想像するに難くない。また、手代の中村四郎兵
衛が参宮者一行を中河原の茶屋まで駕籠で送り、別れの酒を酌み交わした後、共に、宮川
を渡って最後の見送りを行なっていることも過剰なサービスの一環といえる¹²⁶。

このような御師の手厚い歓待手法を顧みると、出迎えから御師邸での接待・接遇、見送
りまでのすべての面で、受け入れ体制が組織化され、問題の解決手法、高付加価値の訴求、
エンターテインメントの演出と創造、地産地消による豊富な食材の活用と見栄えの重要性な
ど、終始一貫した経営スタイルの新規性が随所に散見される。それは、民衆にとって、生
まれて初めて心の琴線に触れた連続的・感動と衝撃の瞬間であり、神宮参詣の神秘性や嚴
肅性とは相反する享乐的・観光的発現の源泉として、不確実性からの脱却を示唆する大き
な転換点に遭遇した希少的価値を生起する。

そののち、宮川渡船後の参宮者一行三十人は、松坂に泊り、ここから八人が国元に戻り、
残りの二十二人は、観光組（オプションツアー）として、松坂の先の六軒茶屋から大野
木（大仰）・伊賀境（青山峠）を越えて、伊勢地・名張・榛原、長谷寺・三輪神社を参拝し、
丹波市（天理市）から奈良に出る初瀬街道を通過して、二月二日、奈良に着到する¹²⁷。

¹²⁴ 東京都世田谷区教育委員会、前掲書、160頁。

¹²⁵ 鎌田道隆、前掲書、130頁～131頁。

¹²⁶ 東京都世田谷区教育委員会、前掲書、233頁。

¹²⁷ 同書、233頁。

「同三日

是方（ヨリ）大坂迄之間五六日分案内を頼申候、但し大坂迄案内賃老貫五百文¹²⁸」

翌日（二月三日）は、奈良市内から吉野・高野山を経て堺、大坂を辿る道中には多くの名所・旧跡を抱えているため、地理案内に秀でた観光案内人（観光ガイド）を雇い、案内料として一貫五百文支払っている¹²⁹。現在の観光システムにも通底する実に興味深い事象であり、関心が持たれるところである。二月九日、大坂でも同様に、観光案内人を雇い、市中の名所・旧跡巡りを行なっている（日帰りツアー、観光案内料・二百文）¹³⁰。

「一（同）九日 大坂とふ（逗）留

今朝案内老人貳百文ニて頼所々参詣見物致候¹³¹、」

二月十日、観光組一行二十二人は、大阪から金毘羅参詣に向かう十人と直接京都を目指す十二人の二手に分かれ、伊勢参宮日記の筆記者が京都廻りに同行しているために、ここから、京都方面に至る行程を見ていくことにする。

大阪を出立した一行は、守口・枚方（泊）を経て、石清水八幡宮・宇治平等院・三室戸寺・万福寺を参詣して、伏見に入り、伏見稻荷大社・東福寺・三十三間堂・方広寺を巡って、六角堂前の旅籠に宿泊。二月十二日、観光案内人を雇い（観光案内料・百六十四文）、東山方面、御所、吉田神社・知恩院・祇園神社（八坂神社）・清水寺・東本願寺を参詣して、京都市内に宿泊。翌日も観光案内人を雇い（同・百文）、西の京方面、二条城・大徳寺・金閣寺・北野天満宮・神泉苑・東寺・西本願寺などを廻って、京都市内に宿泊¹³²。

京都からの帰途は、上賀茂神社・貴船神社・鞍馬寺を参拝（経由）して、八瀬から比叡山（根本中堂参拝）へ抜け、坂本に下る（坂本泊）。二月十五日、坂本出立、唐崎神社・三井寺・石山寺を参詣し、瀬田の唐橋から草津宿に入って守山を通り、武佐に宿泊。翌日は、高宮宿から脇道に入り、多賀大社を参拝、途中感慨をもって彦根城を眺めている。多賀大社参拝後は、北国道を鳥居本に出て、柏原を通過して美濃国に入り、国境に近い不破関を抜けて関ヶ原・垂井・赤坂・鵜沼を経由して、太田の渡しで木曾川を渡り、さらに十三峠の難所を越え、中津川・落合・馬籠宿から信濃国に入る。京都を出立してから六日間の行程である¹³³。

¹²⁸ 同書、162 頁。

¹²⁹ 同書、233 頁。

¹³⁰ 同書、234 頁。

¹³¹ 同書、165 頁。

¹³² 同書、234 頁。

¹³³ 同書、234 頁～235 頁。

この先、妻籠宿、寝覚の床、上松を經由して、北東に進むと木曾福島に幕府と尾張藩の関所があるが、男の旅人は、手形なしで通行できる。さらに、宮之越・藪原・鳥居峠を越えて、奈良井宿・贄川・洗馬に至ると、ここから善光寺道に入り、松本の城下を通り抜けて、峻険な仇坂峠（苅谷原峠）・立峠・猿ヶ馬場峠の道を北上し、善光寺を参拝する。翌朝も回向に出掛け、阿弥陀如来の御開帳を拝し、皆血脈を頂き御礼に紙代四十二文を納める。すぐさま篠ノ井追分まで戻り、上田・小諸を経て、追分で合流する中山道を西に進み、雪降る軽井沢・碓氷峠を越えて、上野国に入る。さらに、松井田・高崎を経て、本庄・熊谷・大宮を南東に進み、三月一日、世田谷等々力に着到し、延べ五十日間の長途行旅を終える¹³⁴。

（ii）大衆観光の普及と参宮形態の多様性

このように伊勢参詣以降の経路を追尾すると、参宮形態の発展的過程に生じた曲折の変形が顕在化し、マスツーリズムの源流を思わせる派生的形態が随所に現出する。鎌倉以降、参宮の主体は一握りの貴族層から、地頭級武士、中小武士に系譜を繋ぎ、近世以降、農民の成長によって有力名主や中小名主、さらには、農民構成の主要分子である耕作農民、中小農民など広汎かつ低位階層に移行し、参詣、参宮発展の大きな要因になったことは、叙上のごとくである¹³⁵。こうした背景には、領主の積極的な勸農政策や農業技術の発展・普及、貨幣流通の浸透や小農民自立政策などによって、農村経済の著しい発展がみられ、封建自営農民の自立性と経済性の獲得により農民生活の質的向上が、伊勢参宮の実現性を可能にする大きな要因になったと考えられる¹³⁶。

しかしながら、当時の農村社会は、封建領主の直接的な経済基盤であるだけに、彼等農民に対する行動は厳しく制限され、厳格な身分制度のもとに抑圧された看視体制から、暫しの解放感を求める農民の心理的現象は十二分に理解でき、旅の中でも、社寺参詣は聖なる信仰行為として、比較的寛容視される旅行形態であり、領主の許可も得易い利点があった。とりわけ、伊勢参宮は、国民的義務観の名目のもとに、純粋な信仰とは大きく乖離した遊楽目的の参詣行旅を助長する多くの条件を具備し、農民参詣が享乐的・観光的観光の

¹³⁴ 同書、235頁～236頁。

¹³⁵ 新城常三、86頁、141頁。

¹³⁶ 同書、112頁、114頁。

源泉を誘発する外部環境の存在も見逃してはならないといえる。

すなわち、交通環境の好転化と立地条件の優位性によって、遠隔参詣（兼観光）の実現性が高まり、参宮後の途次に、名所、旧跡、歌舞伎芝居等に富む京都、奈良、大阪や、さらに足を延ばして金毘羅宮や厳島神社など四国、広島方面までも遊楽旅行が可能となり、人々は信仰以外に、自らが旅を楽しむ行為（一時的な郷土からの離脱⇒解放感）を具現化する¹³⁷。

また、江戸期における伊勢参宮の主体は、農民層だけではなく、流通経済の全国的な浸透や都市機能の発達によって、経済的上昇の著しい商人、町人層まで及び、参宮、参詣の進展に大きく寄与したことは、農民層の著増と何ら変わるものではない。しかも、富を追求する商人は、その富を土地の集積や生産的ビジネスの投資、あるいは享楽・歓楽の為の消費などその消費生活を無限に展開することは許されず、封建農民と同様に、領主の看視体制からは逃れられず、士農工商の最下層にあえぐ鬱屈とした封建社会からの一時的な離脱（解放感）と、消費の多様性を満喫できる物見遊山の参詣行旅に赴く行為に、異論を挟む余地はないといえる（富の追求⇒消費の多様性）¹³⁸。

このように、本来的な参宮行旅の転換を示唆する参詣者の本質的な一面が垣間見える観光者の内的心理（憧憬心と充足性）が、物見遊山の参詣に拍車がかかり、大衆観光の普及とその促進に寄与する民衆（農民、商人、町人）を主体としたマスツーリズムの源流が、江戸期中に定立したといえる。さらに付言すれば、伊勢参宮上昇の有力な源泉の一つに、中世以降、男子が一定の年齢に達したとき、その社会の成員として、仲間入りを行なうための通過儀礼（成年式化¹³⁹）が、社寺参詣又は霊山登山の習俗として存在する。

江戸時代における成年式参宮の普遍的な対象は、伊勢参宮を主体とするも、上述したように、自らの発意によって参宮行旅を実現させる農民・商人層とは異なり、一般的慣習による社会的強制からの参宮、参詣であり、そこには信仰的真摯性の希薄化による参宮形態の質的低下は免れない。しかも、習俗の性質は、長きに亘って地域の風習を伝承する永続性を基調とするために、伊勢参宮は御師方が積極的に勧誘をしなくとも、年々、自動的かつ大量にリピート化が全国的に浸透し、より参宮の物見遊山的色彩が濃厚になる傾向が強

¹³⁷ 同書、116頁、119頁、120頁～121頁。

¹³⁸ 同書、115頁。

¹³⁹ 桜井は、若者組（成年式化）の条件として、村の氏神の祭礼に参加、若者組の仲間入りの儀に参加、結婚可能を表示する禊祝の実施、山岳登拝、社寺巡拝を挙げている。桜井徳太郎『日本民間信仰論 増訂版』弘文堂、1970年、243頁。

いといえる（成年式化の習俗⇒永代性）¹⁴⁰。

したがって、多くの青年は、見知らぬ土地での様々な体験や向学の機会、信仰心の発揚など、物見遊山的参詣行旅の知的経験によって、大人社会の登竜門を果たす意義ある参詣様式の一つであるといえるかもしれない。このような参詣行旅の形態は、さしずめ、今日の卒業旅行や修学旅行に相当し、通過儀礼がもたらす学生旅行の起源（グランド・ツアー¹⁴¹）といっても差し支えないといえるであろう。

(3) 抜け参り・御蔭詣の発生要因と参官人の行動原理

(i) 伊勢参宮の特殊現象と下層民衆の実相

次に、伊勢参宮の盛行に寄与した特色の一つである施行・接待とその社会的背景が、「抜け参りと御蔭参り¹⁴²」の発生要因に深く関与し（仮説）、一生涯に一度の参詣が半ば義務化され、国民的行事化しつつあった伊勢参宮の推進的要因を零細農民や都市の下層民衆に求め¹⁴³、参官・参詣における被抑圧層の参宮形態と報謝・施行の実態に留意しつつ、施行・接待の本質に関する考察を試みたい。

江戸時代に入り、伊勢参宮の主流は、国民大衆の大多数を占める農民と商人であることは、既述した通りであるが、農民の大半は、戸主・家長を中心としたものであり、小作人や水呑みなど零細農民は講への参加が認められず、経済的視点からも長途の旅、遠隔参詣は不可能に近かったといえる。さらに、農村、都市の非独立層・雇用人層（町家の丁稚、小僧、農家の雇人、名子、被官、下人など）は、主家の緊縛された隷従性によって、行動の自由を制限されているために、旅の機会は稀であり¹⁴⁴、封建領主と並び家長・主人の二重規制下のもとに、抑圧された日常生活を強いられ、伊勢参宮に対する憧憬心と願望をよ

¹⁴⁰ 新城常三、前掲書、122頁～124頁。

¹⁴¹ 「グランドツアー」は、王政華やかな18世紀のイギリスの貴族階級の間で、通過儀礼として確立されていた大陸周遊旅行のことである。イギリスの大学に行くかわりに、或いは大学を卒業して実務に就く前に、ヨーロッパ大陸を長ければ数年、短ければ数か月かけて旅する貴族の若様の修学旅行である。長谷政弘、前掲書、36頁。

¹⁴² 抜け参りは、主として若い男女が三々五々、親・主人・親方などに隠れてひそかに村里を抜け出して伊勢参詣をすることである。また、お蔭参りは、ある特定の年に、とくにその年が伊勢神宮のお蔭を頂ける有難い年だとして、諸国の村々町々から崇拜者が大集団をつくって伊勢参宮をしたことをいい、その実相は集団性と流行性を特色とする。桜井徳太郎、前掲書、238頁～240頁。

¹⁴³ 新城常三『庶民と旅の歴史』日本放送出版協会、1966年、169頁。

¹⁴⁴ 同書、168頁。

り一層搔き立てられる鬱屈した心象的表出が想像される¹⁴⁵。

こうした下層民衆の鬱積した社会的矛盾、現実からの逃避、一時的な解放感から発現される突発的な無断家出の行動が、伊勢参宮の自然発生的解決法的手段として、非独立層特有の参宮形式（抜参り）の遠因となり、五、六十年を周期とした群参（御蔭参り）の顕現化に結び付く伊勢参宮独自の特殊現象を生起する¹⁴⁶。御蔭参りは、江戸時代の慶安三年（1650年）を皮切に、宝永二年（1705年）、明和八年（1771年）、文政十三年（1830年）に起こり、最後に、明治新政府樹立の前年、慶応三年（1867年）に発生している¹⁴⁷。

宝永二年の御蔭参りを記録した『伊勢太神宮続神異記¹⁴⁸』を見てみると、閏四月九日から五月二十八日までの四十九日間に、344万人ないし379万人の夥しい参拝者があったという。この記録の中でも、とりわけ刮目に値するのは、

〔史料⑩〕

「参宮人爲ニ饗應一、山田三方中より宮川渡しに宰領を置、又中河原又右衛門方へも、宰領を出し、伴にはぐれたる参宮人を吟味し、引合申候、今度、町々或いは家々在々より抜参爲ニ馳走一、所々に假小屋を立、握飯米五十俵、又は八十俵の所有赤飯・粥・餅、又は銭・茶などを振舞、其外御師をはじめ、町人・商人・百姓・後家・嬬に至るまで、ふびんなる逸参りを、分限相應に、五人、三人、又は百人、千人づゝ宿をかし、路銭をとらせ、宮中へも案内を付、駕籠かきはかごを出し、馬子は馬をいだし、思ひ々、こころ々の報施、誠に殊勝なりし事どもなり¹⁴⁹、」

と称している如く、宮川の渡しや山田の町ではあちこちに仮小屋（接待所）を設け（図1-3、参照）、抜参りの人々に、握飯や粥、餅、銭、茶などを振舞い、御師のみならず町人、商人、農民、後家に至るまで、それぞれの規模に応じた宿泊の提供や、駕籠、馬も供与し、町をあげての心遣いを施していることが見て取れる¹⁵⁰。また、宝永の御蔭参りから66年後の明和八年の御蔭参りを記した『いせ参り御蔭之日記¹⁵¹』を睽目すると、

〔史料⑪〕

「我も々と施しするので、京の子供などは壺文も持たずぬけ出たのに、下向には銭を銀に

¹⁴⁵ 新城常三、前掲書、151頁。

¹⁴⁶ 新城常三、前掲書、169頁～170頁、172頁、196頁。

¹⁴⁷ 同書、196頁。

¹⁴⁸ 中西弘乗『伊勢太神宮続神異記』神宮文庫、1705年。

¹⁴⁹ 大西源一『大神宮史要』神宮司廳教学課、2001年、644頁。

¹⁵⁰ 西川順土、前掲書、27頁。

¹⁵¹ 森壺仙『いせ参御蔭之日記』1771年、神宮文庫蔵（櫻井祐吉書本、大正九年・1920年）写。

替えて、帰った子供も大分あった¹⁵²』といい、
また、「そうたいに、報謝をうけても国がらゆえか、さほどありがたがりもせず、山城の道者とは格別のちがいと風聞し、どこでも山城の人をほめている¹⁵³」
など、本来の報謝の施行から大きく逸脱した行為が数多く散見され、経済的負担を除去された貧農層や賃労働者層の既得権益が担保（経済的弊害の払拭）されたにもかかわらず、御蔭参りが自己解放の表層的象徴である限り、報謝・施行の概念的・普遍性の本質を多くの人々が見極めるには限界があり、多少卑俗的行為に及ぶのも致し方ないといえるであろう¹⁵⁴。さらにいえば、彼らのこうした行為（抜参り）は、藩の法律を無視した不法行為であり、家族道徳を踏みにじった破壊行為であるにもかかわらず、参詣の目的を果たそうとするその訳は、伊勢参宮が当時、最も普遍的に行われていた旅であり¹⁵⁵、幅広い階層に対応できる主客一体型の受け入れ体制が整い、他の地域と比較して、卓越した観光的要素を兼備していたからに他ならないと考えられる。

このように、抜参りから派生した御蔭参り（大規模群参）は、一体どのようにして発生したのであろうか。その要因について、新城（1992）の見解によれば、「いわば底辺のこれらの人々の強い不満と要求とが、広汎に、また底深く広がっていった結果、自然その矛盾の解決方法として、御蔭参りという爆発的な、まことに奇矯な参詣ブームが、間歇的に勃発した¹⁵⁶」と指摘する。

すなわち、権力基盤の強い圧政の下に、社会規範の抑圧から解放されたい下層民衆の強い現状逃避と参宮熱（信仰意識の潜在性）の欲求が、心的深層の核質を同時に感知（瞬発力と行為）し、六十年周期の遭遇と重なり合って、一生に一度の伊勢参宮に赴いたと思われる。けれどもそれは、御蔭参りにおける独自の大規模な施行・接待の制度化（施行銭・施行船・施行宿・施行粥）による人的・物質的支援の実効性と、領主・家長の拘束力の緩和による身分的制約の一時的な解除（伊勢参宮に対する社会的な寛容性）が、伊勢参宮の実現性に結び付く必然的な構成要素であり、御蔭参りの爆発的な発生を齎す外的要因として、留意しておかなければならない事象であるといえる¹⁵⁷。

¹⁵² 藤谷俊雄『「おかげまいり」と「ええじゃないか」』岩波書店、1968年、71頁。

¹⁵³ 同書、72頁。

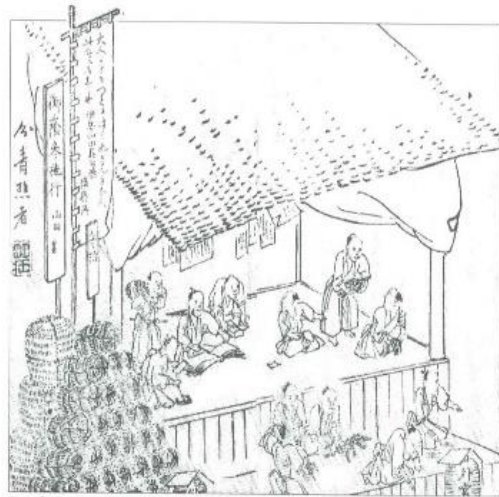
¹⁵⁴ 同書、63頁、159頁。

¹⁵⁵ 新城常三、前掲書、172頁。

¹⁵⁶ 同書、205頁。

¹⁵⁷ 同書、202頁～203頁、206頁。

図 1-3 藩主の施行・接待



出所：旅の文化研究所編「御蔭参宮文政神異記」『絵図に見る伊勢参り』より転写引用

(4) 道徳的感情の進歩的発達と互助行為の静力学的・動力学的関係性

(i) 人類進化の二大潮流（個人の自己肯定と相互扶助）

御蔭参りにおける下層民衆の参宮熱を広汎かつ重層的に高めた大きな要因は、封建領主による階層的秩序の一時的な解体¹⁵⁸や、報謝・施行の制度化による経済的負担の弊害が払拭されたことに他ならないことは、既に上述した通りであるが、ここでは、御蔭参りにおける特徴的な報謝の施行や真心のこもったおもてなしの本質と、多くの人々が体現した相互扶助の実践によって得られた道徳的感情の進歩的発達について、考察を試みることにする。

文化論的・学問的にいえば、旅は「時間や空間を移動する」ことであるが¹⁵⁹、古代の旅は、辛苦の連続であり、柳田國男（1970）も指摘するように、「旅」の語源は、「タマワル」、給わる・賜る、の意味を込めた物乞いを意図し、英語のジャーネーについても、「その日暮

¹⁵⁸ 旅の文化研究所編『絵図に見る伊勢参り』河出書房新社、2002年、151頁。

¹⁵⁹ 宮田登『宮田登 日本を語る 7 霊魂と旅のフォークロア』吉川弘文館、2006年、154頁。

らし」を示すなど¹⁶⁰、旅の実行には、多くの人々の様々な施しによって、旅先で給養する他者への依存が必然的であった（互助行為の顕在性）。これを民俗学的見地に立脚して、パラドックスの観点から、『常陸国風土記』を捉えてみると、宿泊に困った人を接待した筑波山は、後々までも人々が集まり来て、繁栄が絶えないのに対して、接待を拒否した富士山には、いつも雪が降り積もっていて登ることが出来ない、といった地方色豊かな伝承が今も語り継がれている（道徳観念の醸成）¹⁶¹。

このような人々との人的・社会的交流による道徳意識の発達や、互惠的行為の社会的意義の関心について、クロポトキン（1919=2012）は、『相互扶助論』の中で、実に興味深い示唆に富んだ論旨を展開している。すなわち、動物界及び人間界の進化における相互扶助の価値について、彼は、「動物界においては、個人的闘争をできるだけ少なくして、相互扶助的習慣をもっとも多く発達させている動物の種は、必ずその個体の数をもっとも多く、もっとも繁盛し、かつもっとも進歩に適している¹⁶²。」という。つまり、動物界における「生存競争」の中において、相互の保護や経験的可能性、高度の知識的進歩及び社交的習慣の発達は、その種の維持や繁殖及び進歩的進化を保障するものであり、これとは反対に、非社交的な種は、共同生活を維持することが出来ない退廃的傾向を示し、闘争的社会生活における「相互扶助」のプリンシプルは、発展的過程における進化の一要素であることを指摘する¹⁶³。

また、人間界における進化の要素については、「相互扶助的風習・慣習に伴う社会的制度の実践と、個人が自己またはその階級の経済的、政治的、および精神的優越を得んとする努力¹⁶⁴」を表層する「個人の自己肯定¹⁶⁵」の二つの大きな潮流があり、いかなる進化論においても、この二大潮流を歴史的過程に従って分析しない限り、不完全なものであるという。しかしながら、こうした中においても個人の自己肯定や相互の優越的競争、およびそれから生じる闘争については、古代からの歴史的遡及による多くの事象的な軌跡によって、立証分析され、神権政治や武力的権威、専制政治などの発生や確立、維持の手段方法とし

¹⁶⁰ 柳田國男「青年と学問」『定本柳田國男集 第二十五卷』筑摩書房、1970年、110頁。

¹⁶¹ 秋本吉徳『風土記(一) 全訳注 常陸国風土記』講談社、1979年、25頁～30頁。

¹⁶² Pyotr Kropotkin, *Mutualaid a Factor of Evolution*, woods and sons, ltd., Printers, London, N.I, 1919, p.218. (大杉栄訳『相互扶助論』同時代社、2012年、299頁。)

¹⁶³ *ibid.*, pp.218-219. (同書、299頁～300頁。)

¹⁶⁴ *ibid.*, pp.218-219. (同書、299頁～300頁。)

¹⁶⁵ 「個人の自己肯定」とは、遥かに重大な作用の中に、村落共同体や都市、国家などが個人に強要する規制や制限に対する環境を打ち破らんとする主観的一貫性の個人的思考である。*ibid.*, p.219. (同書、300頁。)

て、歴史の本髄になっている¹⁶⁶。

されど、相互扶助の要素に関しては、従来まったく容認されず、二要素の比較考量さえも儘ならない状況にあった歴史的経緯を経て、歴史の変遷が人々の事実認識を許容する社会的環境の整備が進展するにつれ、クロポトキンは、「人間界では戦争や闘争の場合の成功ですらもその相闘う各国民、各都市、各党派、もしくは各部族の内部における相互扶助の発達に比例することを知り、かつこの戦争すらも進化の行程の間には国民、都市、または氏族の内部における相互扶助の進歩のためにある程度まで役立つものであることが分かる¹⁶⁷」と進歩の一要素として、諸勢力争いにおける相互扶助作用の適応性を指摘する¹⁶⁸。

すなわち、彼は、相互扶助の実行と、その後の進歩発展に有益な知性と理性、倫理や道徳観、芸術、文化、政治、経済等の発達が、社会の規範的諸条件を創出するといひ、相互扶助的傾向の依存度が高く、諸制度の発達した時代の例証として、「同業組合やギリシャ氏族におけるごとく、個人と団体とが互いに相互扶助を行うとともに、連合主義によって多大の発覚を許された時に、人類史上の二大時代すなわち古代ギリシャ都市時代と中世都市時代とが現出した¹⁶⁹」ことを挙げ、これに次ぐ、国家都市時代における相互扶助的諸制度の崩壊は、いずれも動物界と同様に、急速な没落に至ったと結言する¹⁷⁰。

(ii) 共生社会の実現と互助社会の構築

このような人類の進化発展の二大要素の一つである相互扶助の概論的形成を鑑み、次に、日本の村落社会における互助行為の意義と役割、それに基づく自生的な互助社会の構築について、人類社会学の観点からアプローチし、伊勢参宮に関わる報謝・施行の本質を解明する糸口を求めて、さらに、考察を進めることにする。

恩田守雄（2006）によれば、「マクロ社会学の知見では社会の要素を社会的行為とするが、これは他者に対して働きかける行為であり、それは同時に他者を必要とする行為である¹⁷¹」といひ、このような社会的行為としての互助行為は、一人ではできないことを基底するものであり、相互扶助の理念を現実社会に帰納する自生的な社会秩序を構築すること

¹⁶⁶ *ibid.*, p.219.(同書、301頁。)

¹⁶⁷ *ibid.*, p.220.(同書、302頁。)

¹⁶⁸ *ibid.*, pp.219-220.(同書、301頁～302頁。)

¹⁶⁹ *ibid.*, p.220.(同書、302頁。)

¹⁷⁰ *ibid.*, p.220.(同書、302頁。)

¹⁷¹ 恩田守雄『互助社会論—ユイ、モヤイ、テツダイの民族社会学』世界思想社、2006年、3頁。

で、「共同の成果¹⁷²⁾」に向けた共生社会の実現を目指し、この生活圏を共有する当事者間の互助行為によって創造される社会が、「互助社会」であると指摘する¹⁷³⁾。

いわゆる、自生的な互助社会の生成には、人々の心因を想起させる様々な感情の相互的交換が必要であり、相対関係による交換感情から生じる相互扶助の成因について、恩田は、「それは自利的な自愛心や利他的な他愛心からくるのではなく、他者に対する自然な「共感」あるいは「同感」によるものであろう。他者に対する様々な情念に一定の方向性を与えるのは、この「共感」(同感)に他ならない¹⁷⁴⁾。」という。つまり、このような人間の意識は、自分が他者と同じような境遇に置かれたときに、その感情が他者との連帯となって、双方向の相互的作用から「共感」(同感)の観念が発露し、その瞬間と同時的に、相互扶助の概念が創発されるというものである。これは、「共感」(同感)の連帯感情を相互扶助の理論的支柱に据え、その感情をもとに、他者との共生を可能にする一定の秩序と拘束力をもつ共益社会を構築し、連帯行為や互助行為によって、地域社会の進歩と発展をもたらす互助社会の形成を志向する¹⁷⁵⁾。

この互助社会の理論的構造の分析にあたっては、その対象となる相互扶助の形態と互助社会のシステム理論を把握することが重要である。すなわち、相互扶助の行為には、自己が他者から協力を受けて、他者に協力する双方向の「互助行為」と、自己が他者から協力を受けるだけ、もしくは他者に協力する一方向の「片助行為」に大別される。さらに、「互助行為」には、行為者が特定の相手との互酬的な関係にあり、主体と客体が双方で入れ替わる「互酬的行為」(ユイ¹⁷⁶⁾)と、行為者間で資源の配分を公平に行い、その成果を順次成員間で再配分されるように、主体と客体が特定の行為者関係に限定されない「再配分的行為」(モヤイ¹⁷⁷⁾)に分類される。また、「片助行為」(テツダイ¹⁷⁸⁾)は、共同体が前提にして

172 高田によれば、「共同の効果」とは、共同意志による多数人の協働行為(相互の愛着と理解)によって、財の生産、外敵に対する防禦、また文化の普及創造などの効果を求めるものであり、持続的にまた反復的に行われ、社会生活の恒常的な要素となる。高田保馬『社会学概論』岩波書店、1971年、53頁～54頁。

173 恩田守雄、前掲書、3頁～5頁。

174 同書、4頁。

175 同書、4頁～5頁。

176 ユイ(結)は、広義には「互酬的行為」として社会結合の意味を持ち、市場的な交換行為とは異なる。経済的視点から見た狭義のユイは、労力(労働)交換としての経済結合を意味する。同書、41頁。

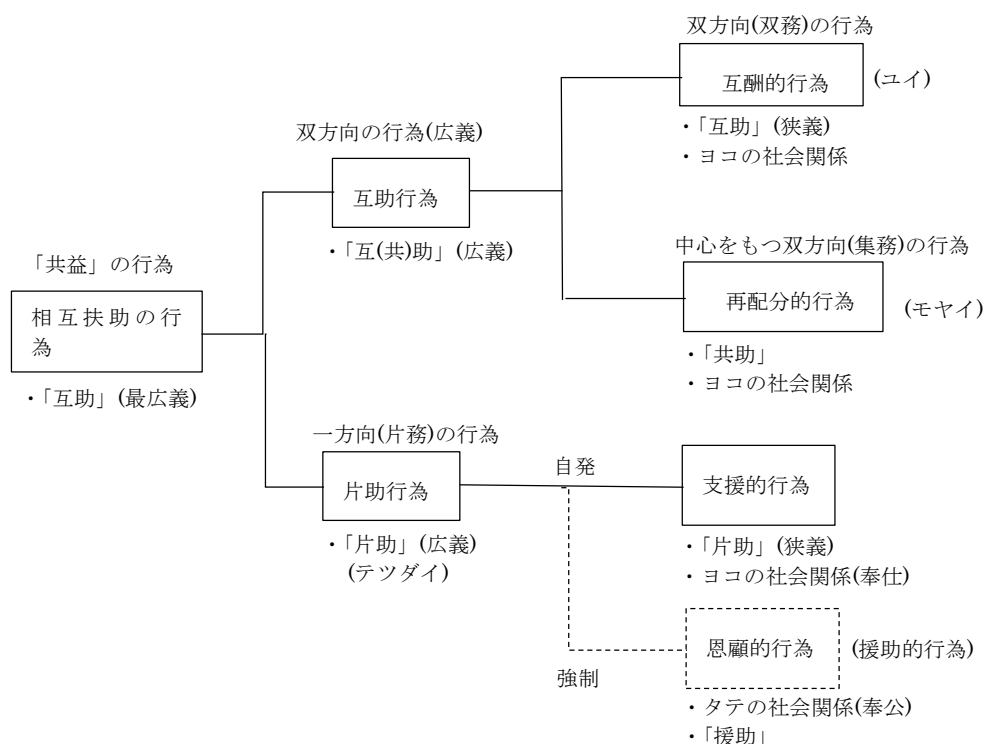
177 モヤイ(舂・催合・模合・最合・茂合・持合等)は、合同(共同)や共有を意味し、協同で働いた(協働)成果を原則として仲間で平等に分配する行為を示している。同書、42頁～43頁。

178 テツダイ(手伝い)は、相手から反対給付を求めない一方向(片務)の無償行為であり、テツダイを受けた側からは、その返礼行為は道義的に感じてもそれを強要されない点でユイのような互酬性はなく、また必要に応じて与えるという点で共に分かち合うモヤイのような厳密的な分配性はない。同書、46頁。

いる成員間の対等なヨコの社会関係に基づく「支援的行為」と、行為者間に「助力」格差が存在するタテの社会に基づく「恩顧的行為」に分類される¹⁷⁹。

(下図 1-4、参照。)

図 1-4 互助行為の分類



出所：恩田守雄『互助社会論 ユイ、モヤイ、テツダイの民族社会学』を加筆修正

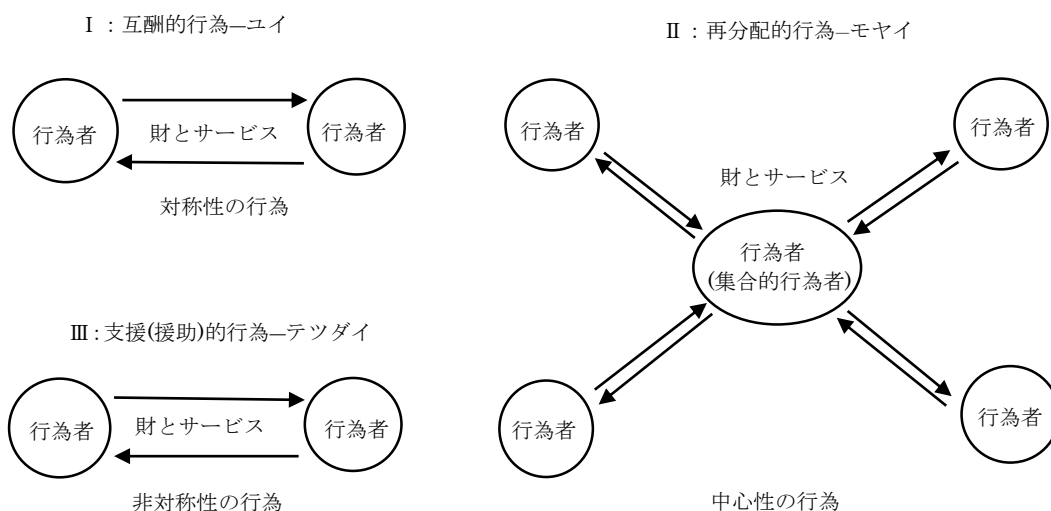
このような相互扶助の構造分析におけるシステム理論の枠組みの中で、先に分類した互助行為は、双方向の対称的な行為「互酬的行為」(ユイ・労力交換)と、一方向の非対称的な行為「支援(援助)的行為」(テツダイ・片務)による交換行為の志向性の相違を示し、また、「再配分的行為」(モヤイ)は、労働力やモノなどを集約する各行為が一点に向かい(中心性)、その集約された行為の成果が、集团的行為者(仲間)内で再分配され、再び拡散する志向性をもつ交換行為を示している¹⁸⁰。

¹⁷⁹ 同書、7頁～9頁。

¹⁸⁰ 同書、23頁～24頁。

(図 1-5、参照。)

図 1-5 互助行為の志向性



出所：恩田守雄『互助社会論 ユイ、モヤイ、テツダイの民族社会学』を引用

いずれにしても、互助社会における相互扶助の交換行為は、責任と自覚を認識する心的観念の交換行為だけではなく、成果の共有を認識し、それを可視化する行為の発動（反射行動）を誘発させる行動の湧起が、きわめて重要であると思われる。

(iii) 行動の構造と秩序の实在論

この知覚システムを具備する有機体の行動原理について、ポンティ（2011=2014）は、現象学の観点から、「行動は〈関係〉からなるものであり、つまりそれは〈考えられる〉のであって、他の対象のように即自的にあるのではない—この現象の本質、この現象を構成するパラドクス、すなわち行動は〈物〉ではないが、しかし〈観念〉でもなく、行動は純粹意識の〈外皮〉ではないし、また行動の証人としての私も〈純粹意識〉ではないという

パラドクスを、われわれは見損なっていたことであろう¹⁸¹。」と抽象的な表現方法で持論を展開する。行動の構造を具象的に示すならば、「癒合的形態・(本能的「行為」を発動させる自然的条件の枠内にある)」、「可換的形態・(種の本能構成によっては決定されない「信号」による行為において、有機体に適応する「状況」は、条件刺激と無条件刺激の時間的・空間的内に展開される)」、「象徴的形態・(第一主題を様々に表現しうる「パースペクティブの多様性」を認識し、行動そのものが意味あるものである)」に分類される多層性を持つものであると提起し、この構造化された形態に、「物理的・(人間における物理的自然が生命的原理に従属するわけではない)」「生命的・(有機体が一つの理念の実現を企てているわけではない)」「人間的・(心的作用が身体の中にある運動の原理だというわけではない)」の存在力ではなく、弁証法をあらわす三つのカテゴリーをもとに、自律的な「秩序」の概念をそれぞれに対応させ(単に行動科学の概念を否定するものではない)、下級の秩序による「もとづけ」と上級の秩序への統合作用による行動の構造化(可視化)と秩序(意識)の实在論を展開する¹⁸²。

彼曰く、各秩序と上級秩序の関係性は、上級秩序の完成の度合いに応じて、下級秩序からその自律性を奪い、上級秩序を構成する各段階に新しい意味を付与すると指摘する¹⁸³。このことは、行動の原初形態のなかに、きわめて上級な水準の構造を組成する成員として、経験主義と主知主義の加担を支持するとともに、行動の源泉ともいべき知性と主知主義¹⁸⁴とを区別し、論理の秩序には属さない様々の「意味・意識」が存在することを彼は主張し¹⁸⁵、管元の限りにおいても概念化の傾性に向けた、狭隘かつ抽象的議論の片隅にはならないと考える。

さらに、ポンティの持説を拝借して、形而上学的な論理展開を試みるならば、「まずわれわれ自身の〈思考〉を認識するのでなければ、われわれは何ものの〈認識〉をもたないであろうということ、また世界への逃避や、内面性を知るまいとする決意、あるいは物から離れまいとする決意—それは行動主義にとって本質的なものである—といったものでさ

¹⁸¹ Maurice Merleau-Ponty, *The Structure of Behavior*, Duquesne University Press, 2011, p.127.(滝浦静雄・木田元訳『行動の構造〈上・下〉』みすず書房、2014年、216頁(上)。)

¹⁸² Ibid., pp.104-128, pp.137-184.(同書、181頁～217頁(上)、34頁～100頁(下))。

¹⁸³ Ibid., p.180.(同書、93頁、(下))。

¹⁸⁴ 主知主義とは、一般に、意志、行為、実践よりも知性や思惟、或いは理論的なものを重んじる考え方であり、すべての認識は理性に基づくとする立場である。すなわち、一切の存在(モノ)の根底には知的なものがあって、それによって、モノとなっている。思想の科学研究会編『新版 哲学・論理用語辞典 新装版』三一書房、1995年、216頁。

¹⁸⁵ Maurice Merleau-Ponty, op.cit., pp.124-125.(前掲書、211頁～212頁、(上))。

えも、みずから変じて〈意識〉となることなしには、また〈対自存在〉を予想することなしには定式化されえないものだとすること¹⁸⁶、一」を行動と実存の帰納的探求の結論に置き換え、同調的論議の傾斜に加担したいと考える。

(iv) 有徳的活動と徳の根源（徳倫理学の核心的概念）

このような行動原理に基づき、相互扶助の行為を「正しい行為」と仮定して、徳倫理学の観点からアプローチし、互助社会の理論的構造と基本的性質について、さらに、考察を進めていきたい。スロート（2001）によれば、「正しい行為」について、次のように述べている。「行為は、善意や（他者の幸福への）気遣いを含む善い動機ないし有徳な動機に由来する場合、あるいは少なくとも、人間に対する悪意や無配慮を含む悪しき動機ないし劣悪な動機に由来しない場合、またその場合に限り、正しい（道徳的に許容できる）¹⁸⁷。」という。

すなわち、それ自体、正しい行為やそれ自体、間違った行為がありうる点において、帰結主義と同様の考え方ではあるものの、帰結主義は、行為の正しさは帰結によって決まる点に対し（運が正しさに関与することを許容する）、行為者に基礎を置く徳論理学では、悪徳ではない動機（十全な意味で善意ある行為者）に基づく実行行為の事実によって、行為そのものが正しいものとなることを主張する。また、徳倫理学の含意性に基づく思考の特徴的な点として、人間が生を営む上で徳が良い結果をもたらすことや、人間にとっての生の開花には徳が必要であるという点において、徳は善き生の根源的なものであるという（徳を称賛に値する性質とは異なる）¹⁸⁸。

ラッセル（2013=2015）は、徳倫理学における徳の含意性について、「徳は人間の卓越性であって、「深さ」と「広さ」の両方を備えたものである。徳は単なる習慣とは違って、安定していて信頼できる知的な性向であるという点で深い。ある種の事柄に強く関心を抱き、それらにかんして思慮深く推論することを徳は含んでいるのである。それに加えて、徳は、感情的反応や態度や欲求や価値観など、精神面に広く行き渡るといふ点で広い。さらに、

¹⁸⁶ Ibid.,p.127.(同書、216頁、(上)。)

¹⁸⁷ Slote,M.A.(2001)*Morals from Motives*,Oxford University Press.p.38.

¹⁸⁸ Daniel C.Russel. (2013) *Virtue Ethics*,Cambridge University Press.p.181. (立花幸司監訳・相澤康隆・稲村一隆・佐良士茂樹訳『ケンブリッジ・コンパニオン 徳倫理学』春秋社、2015年、281頁～282頁。)

性格面での卓越性は思慮という卓越性と切り離すことができない¹⁸⁹。」と指摘する。

つまり、徳とは思慮と健全な感情をもつ卓越性（公正・正直・平静・友愛・機知・恥・勇気・節度の個人的特性）のことであり、われわれは、充実をもたらす目的を自らが選択し、その目的に向けた有徳な活動（正しい行為）を行うことによって、個人および人間としての充実（善き生・自足的）を見出し、実践的推論の究極目的を果たすことである¹⁹⁰。換言すれば、社会的な生を営む中において（善き生の追求）、他者との相互行為（交流）を図るには、一、公正かつ正直に相手に接すること、二、公平かつ平等に分け合うこと、三、礼儀正しく丁寧に応対すること、四、友好的かつ親近性をもつこと、五、柔軟性や機知に富むこと、を包括的かつ究極的に考慮し、その社会性の中で、人それぞれが本来の充実を見出すための実践知性を自らが探求し、真摯に熟慮能力（徳）を高めること¹⁹¹、すなわち、その究極目的を成就させることが、ラッセルのいう徳倫理学の普遍性に通底する核心的概念であるといえる。

以上、ここまで御蔭参りにおける特徴的な接待施行・報謝の本源ともいえる相互扶助の社会的行為や道徳的感情の進歩的発展について、様々な学際的領域の比較分析をパラレルな視点に立ってアプローチし、体制議論の構築を図ることで、一定の結論を導出する解明の糸口を明らかにした。すなわち、人間界における進化の要素は、「相互扶助的慣習に伴う社会制度の実践」と、「個人の自己肯定」の二大潮流であり、とりわけ、相互扶助の実践は、その後の進歩発展に有益な社会制度の諸条件を創出し、相互扶助的諸制度の浸透が、国家都市の存立に多大な影響を与えたことである。

この相互扶助的慣習・風習による互助行為の心的要因を考究してみると、それは、相対関係から生じる交換感情において、他者に対する自然な「同感」あるいは「共感」が互いに、瞬間的に、同時的に、観念の同一性を湧出したときに、相互扶助の概念が創始され、「共同の成果」に向けた当事者間の生活空間が構築される。この相互的作用によって生起された「共感」「同感」の連帯感情（基本的性質）を軸に据え、協働行為や互助行為を実践することが他者との共生を可能にし、地域社会の進歩と発展を志向する共益社会の実現を図る、すなわち、「互助社会」の理論的構造を形成するフレームワークの創造を果たすことがきわめて重要である。

¹⁸⁹ Ibid.,p.17.(同書、29頁。)

¹⁹⁰ Ibid.,pp.14-17.(同書、25頁～28頁。)

¹⁹¹ Ibid.,p.14,pp.16-17.(同書、25頁、27頁～28頁。)

このような知覚システムを具備する有機体が行動(行為)する構造については、「癒合的」「可換的」「象徴的」として示される多層性の構造を組成し、それぞれの形態の中に、「物理的」「生命的」「人間的」カテゴリーの自律的な秩序の存在と、下級の秩序による「もつづけ」と上級の秩序への統合からなる实在論的システムが行動の可視化と並立して、捉えることができる。

これらの解釈を通して、相互扶助における「共同の成果」に向けた互助行為の行動原理を、「正しい行為」と見做すならば、「正しい行為」とは、前にも触れたように、悪徳ではない善い動機ないし有徳な動機に基づく人間の行動(行為)の事実認識によって、行為そのものが正しいものとなる、ことであり、思慮と健全な感情をもつ有徳な活動(正しい行為)が、人間的特性の卓越性と実践知性の向上に資する熟思能力(思慮深い行為を含意する)を高め、人々との相互交流や交換交流を通して、善き生を営むための充実した目的を達成させることに有意性がある。

したがって、御蔭参りににおける独自の大規模な施行・接待による人的・物質的支援の片助行為(テツダイ)は、多くの下層農民に対して、見返りを求めない一方向の恩顧(援助)的行為(正しい行為)の実践的体現と、相手に自助・自力を促す支援的な互助行為の性質(自発)を内含する、自足的な社会生活の意識改革を誘発する。このことは、助勢によって恩顧的行為を受けた感恩報謝の意義や恩義心、忠誠心の醸成をもたらす実践的情念の向上を促し、伊勢参宮の大規模参集における施行・接待のシステムが、下層農民の参宮熱を広汎かつ重層的に高める要因と共に、彼らの心象意識の中にも、大きな転機もたらす契機になったといえる。

また、伊勢御師においても、お互いが見返りを求める双方向の互酬的行為(ユイ)によって、双方が報酬を得られる欲求充足に準じる交換行為の志向性を示しつつも、それは、行為者が相互に行為を交換する等値的な対等交換(労力交換)を前提とし¹⁹²、そこに内在する互助行為の真意は、伊勢御師の思慮深い行為の接遇や真心のこもった歓待など(正しい行為を基軸とする)懇到切至の観念を醸成することである。

したがって、このことは御師制度の維持・運営に必要な不可欠な基本理念として、現代にも通底するホスピタリティの真髓を実践的理論の体系的な機軸とし、相互に支え合う「互助」の行為を通して、他者との連帯と共生に基づく互助ネットワークの確立¹⁹³が、今日の

¹⁹² 恩田守雄、前掲書、23頁。

¹⁹³ 同書、25頁～26頁。

宇治・山田の都市形成に、大きく貢献したといっても過言ではないであろう。

(5) 小括

以上、本稿においては、参宮者の受け入れに関する御師組織のオペレーション機能とその接待手法、また、歓待の高付加価値化に寄与した思慮深い行為の接遇や真心のこもったおもてなしなど、様々な事象事案を取り上げ、現在も多くのサービス産業やそれに類する関連産業（ホスピタリティ産業¹⁹⁴）などに通用されているホスピタリティマインドの概念化に、一定の方向性を導き出した。この考察にあたっては、マスツーリズムの源流となる伊勢参宮の特殊現象、すなわち、抜け参り・御蔭参りの推進的發展に深く関与した封建自営農民層と商人・町人層の存在が挙げられ、中でも、伊勢地域の施行・接待の制度化によって、伊勢参宮の実現を可能にした下級農民層の台頭が、相互扶助を基軸とする互助社会の体系的実践の役割を果たしたといえる。

つまり、このことを可能ならしめた社会的背景の一つに、伊勢参宮の社会的・寛容性を前提とする国民的義務・行事化の進展があり、このことが、領主・家長による身分的制約の一時的な解除を助長する機運をもたらし、それと呼応するかのように、人的・物質的支援の実効性があったことが、参宮上昇の大きな要因であったと結論づけられる。

また、相互扶助による互助行為の理論的形成の観点から、ホスピタリティマインドの抽象的概念の核心的成分を抽出し、その概念化をもとにして、ホスピタリティマインドの真正性（定義）を叙述すれば、「正しい行為（有徳な活動）を基本において、共同の成果に向けた共生社会の実現を目指し、この社会生活を共有する当事者間の互助行為によって創造される自生的な社会秩序の中で、懇到切至の観念（思慮深い行為や健全な感情をもつ卓越性）を醸成し、個人および人間としての充実（善き生）をもたらす目的を自らが選択して、実践的推論の究極目的を果たすことである。」といえる。

第3節 常在資源の史的論考と伊勢参宮の宣布活動（伊勢講）

¹⁹⁴ ホスピタリティ産業は、相手に対して接客する、おもてなしをするという行為に重点を置きつつ、対価や報酬を取得する産業である。「直接関連産業群」として、観光産業といわれる交通・旅行・宿泊・飲食・余暇関連など、健康産業といわれる病院・フィットネスクラブなど、教育産業といわれる大学・専門学校・予備校・塾などがあり、また、「間接関連産業」としては、電気・ガス・熱供給・水道業・情報通信業などがある。狭義においては、ホスピタリティ産業の領域にはメインには観光産業がある。中里のぞみ・紺野猷邦、前掲書、18頁。

(1) 式年遷宮の意義と変遷

(i) 式年遷宮の起源と歴史的経緯

これまで、「伊勢御師」の活動とその発展過程を時代の変遷と共に、様々な角度から多くの文献をもとに論考し、数々の問題の所在を提起したうえで、諸点の課題や問題の解決に一定の方向性を導き出し、その結果を明らかにした。加えて、伊勢参宮の特異現象ともいえる御蔭参りの発生要因と社会的背景の連関性や、伊勢参宮の盛行に寄与した施行・接待の実相についても詳しく論述し、さらに、互助社会の構築に向けた相互扶助行為の理論形成と現代社会に通底するホスピタリティマインドの概念化について、「人間的特性の卓越性と実践知性の向上による有徳な活動」が、定義の根本原理であることを明示した。

本稿では、明治以降、20年に一度、すべての社殿が建て替える式年遷宮に合わせて、伊勢市のまちづくりを行なってきた地域の固有資源ともいえる正遷宮造替制度の史的論考と、その再興に尽力した慶光院清順・周養上人の諸国を巡る勸進聖の歴史的意義、また、その祭典行事に多くの地域住民が支え続けた役割と社会的意義、さらには、伊勢参宮盛行の発達要因の一つに挙げられる伊勢講の全国的な伝播普及と、伊勢御師の関係性についても文献・史料に基づきながら、詳述することに努めたい。

式年遷宮は、伊勢神宮の諸社殿を二十年ごとに造営し、社殿の造営が成れば御正体を旧殿から新殿に奉遷することをいい（仮殿遷宮に対して正遷宮ともいう）、持統天皇四年（持統四年・690年、皇大神宮（内宮）、第一回式年遷宮、持統六年・692年、豊受大神宮（外宮）、第一回式年遷宮）に起こり、爾来、年を追うごとに回を重ねて、今日に至っている（直近では、平成二十五年・2013年、両神宮が第六十二回式年遷宮を実施）¹⁹⁵。式年遷宮の「式年」とは、毎年恒例の行事ではなく、複数年に一度定期的に行われる行事の事を指し、「遷宮」とは、文字が示すように「宮を遷す」ことで、新たに造営された社殿に御正体が遷ることをいう¹⁹⁶。

大西（1961）の研究によれば、『大神宮諸雑事記』の記述から、式年遷宮制が立てられた

¹⁹⁵ 小島鉦作『伊勢神宮史の研究 小島鉦作著作集 第二巻』吉川弘文館、273頁、1985年。

¹⁹⁶ 三橋健 編著『伊勢神宮と日本人 式年遷宮が伝える日本のこころ』河出書房新社、2013年、124頁。

のは、天武天皇によって創められたものとされ(朱雀三年九月廿日・685年)、それまでは、両宮の殿舎・御門・御垣等は、破損に応じて、宮司がこれを修理したといい、遷宮そのものは、天皇の御在世中には行われず、次の持統天皇の御代に至り、持統四年に皇大神宮(内宮)、持統六年に豊受大神宮(外宮)の第一回式年遷宮が挙行された。

式年遷宮の制度が明らかに文献に現出するのは、延暦二十三年(804年)『皇大神宮儀式帳』が所見とされ、〔史料⑱〕

「常に廿箇年を限り、一度新宮に遷し奉る」とし、ほぼそこに記されていたことと同様の文献に、延長五年(927年)『延喜太神宮式』があり、それによると、〔史料⑳〕

「凡そ大神宮は、廿年に一度、正殿・寶殿及び外幣殿を造替せよ、(度會宮及び別宮・餘社の神殿を造るの年限は此に准ず)、皆新材を採りて構造し、自外の諸院は新舊通じ用ひ、(宮地は二處を定め置き、限に至り更遷せよ)、其の舊宮の神寶は新殿に遷し収めよ、但し絇綿の類は大神宮及び禰宜内人等に頒ち給せよ、神祇の祭主の處分も亦共に分あれ、凡そ大神宮は、年限満ち應に修造すべくば、使を遣わし、(使・判任・主典各一人、但し使・判任には、中臣・忌部の兩氏を任ず)孟冬より始めて之を作れ、神宮七院¹⁹⁷、社十二處(朝熊社・園相社・鴨社・田乃家社・蚊野社・湯田社・月夜見社・草名伎社・大間社・須麻漏賣社・佐那社・櫛田社)、其の供給は、神税を充て用ひ、丁匠役封戸人夫の糧は、便ち神税を用ひ、若し神税足らざれば、正税を用ひよ、自餘の諸社は宮司修理せよ¹⁹⁸、」とあり、

式年遷宮の制定にあたっては、二十年に一度の造替を行ない、その造営には、朝廷で国家的祭祀を担う神伎官の中臣・忌部の兩氏を任命し、両大神宮の正殿をはじめ、東西寶殿・外幣殿及び神宮七院、朝熊社以下社十二所を造らしめることが明記され、その造替費用については、神税をもって支弁し、もし不足が生じた場合には正税、すなわち国庫の補填が行われ、他の諸社については大神宮司が修理する旨が記されている¹⁹⁹。

ここで、国家による大神宮の式年遷宮制度の由来について、とりわけ、注目に値する文献の一つである『二所太神宮例文』を見ると、〔史料㉑〕

「持統天皇四年也。自ニ此御宇一、造替遷宮被レ定ニ置廿年一。但大伴皇子謀反時、依ニ天武天皇之御宿願一也。」とあり、

¹⁹⁷ 神宮七院は、大神宮一院、度會宮一院及び別院の荒祭宮一院、多賀宮一院、月讀宮一院(伊佐奈岐宮を含む)、瀧原宮一院(瀧原並宮を含む)、伊雜宮一院を指したものである。但し十二處は後世式年遷宮に預けられなくなった。同書、66頁。

¹⁹⁸ 大西源一、前掲書、64頁～66頁。

¹⁹⁹ 小島鉦作、前掲書、4頁。

これによると、持統天皇四年に、社殿の建て替えと遷宮が二十年に一度行われるようになり、それは、大伴皇子が謀反を起こした際（壬申の乱）、天武天皇が抱いた御宿願であったという²⁰⁰。すなわち、天智天皇の後継者争いの原因となった壬申の乱（弘文二年・672年）を治めた天武天皇が、神恩報謝・国家安寧の思召しを式年遷宮の神式に託し、天武天皇の意を汲み取った次期後継者の持統天皇が持統二年（688年）、式年遷宮の宣旨を行なったものであると思われる。（遷宮制度の起源）

このように、万古不変の規範として体系化された式年遷宮の維持・継承にあたっては、その造替費用の永続的な確保が重大要素の一つである。史料^②の文献からも明らかなように、律令制度のもとでは、造営使から奉遷使に至るまですべての機構が政権に設けられ、経費の全額は国庫負担であり、さらには、神宮神戸所在の国郡から役夫が供給された（伊勢・美濃・尾張・参河・遠江の五カ国より各国別に国司一人、郡司一人が率いて参向²⁰¹）²⁰²。

すなわち、式年遷宮は、国の庇護のもとに遷宮造替制を国家事業の一つに位置付けられ、平安時代初期頃までは、律令体制における国家の祭祀としての大神宮造営が、神税、正税の支弁と役夫の供給によって執行される国家的護持に置かれたことにより、造営遷宮の継承は、室町時代の寛正三年（1462年）第四十回式年遷宮（皇大神宮）、永享六年（1434年）第三十九回式年遷宮（豊受大神宮）まで中断することなく挙行された。また、末永く後世に遷宮造替制の規範が確立されたのは、律令時代の最盛期である奈良時代よりも平安時代初期においてであったと小島（1985）は指摘する²⁰³。

しかしながら、律令体制が崩壊期に入ると、すなわち、平安時代中期以降においては、荘園（貴族・社寺の私有地）の発達によって、公田及び課口の減少を来し、その影響は、国庫収入の減少に繋がり、式年遷宮造替費用においても支障が生じる結果を招いた。そのため、内裏や一般社寺の造営費を調達する例（臨時的賦課）に倣って、新たに全国的かつ普遍的な課役を創始し「大神宮役夫工米（やくぶくまい）²⁰⁴」、二十年に一度の定期的課役として安定的かつ継続的な供進に目途が付き、承保三年（1076年）の第二十一回式年遷宮

²⁰⁰ 三橋健、前掲書、127頁。

²⁰¹ 小島鉦作、前掲書、29頁。

²⁰² 櫻井勝之進『伊勢神宮』学生社、1998年、185頁。

²⁰³ 小島鉦作、前掲書、4頁～5頁。

²⁰⁴ 「役夫工米」とは、もと大神宮の造営工事に従事する人夫の食糧米という意味であったが、実際においては、これを造営費のすべてに充当したのであった。これの徴収は太政官符を諸国に下して、造営使・小使を差し遣わし、荘園や公領を問わずあまねく全国の田地に一定の比率をもって米（時には役夫をも）を賦課した。同書、7頁。

(皇大神宮)、承暦二年(1078年)の第二十一回式年遷宮(豊受大神宮)頃から、この制度の徴用が始まったとされる²⁰⁵。(表 1-12、参照)

このことは、遷宮造替制の維持について、当初、神戸近在からの神税、正税の支弁と役夫の派出により賄われていたものが(地域限定)、挙国一致政策のもとに奉獻する役夫工米の賦課によって、式年造替の制度そのものが国民的儀典の性質に変位することを意味し、建久二年(1191年)後鳥羽天皇綸旨『三千院文書』の中に、[史料②]

「我朝神国也、役夫工者天下第一之大事、諸国満遍之経営也」

(役夫工は天下第一の大事、諸国満遍の経営)と称され、大神宮役夫工米があまねく全国一律の賦課税として行政上の根本指針になった。このことは、因らずも神宮信仰の普及と浸透が役夫工米(挙国的賦課)を介して全国津々浦々に波及し(役夫工米使・造営使と諸国の緊密化)、その後の神領寄進の増加と神宮参詣の隆盛が国民的神宮崇敬の発展に繋がり(平安時代末期)、この時期に、伊勢御師(口入神主)が現出(発生)したと役夫工米の関係性に否定的推量を持たない小島の持説に賛意を示したい²⁰⁶。

すなわち、この御師の発生・起源については、前稿でも触れているように、古来の文献・資料に基づきながら時系列に沿って詳述しているが、中西用康(1929)は、御師の発生経路を平安中期以降、大神宮への領地寄進の拡大化がその起因であると指摘し、御師の発生要因について、次のように述べている。すなわち、内的要因として、平安中期以後の荘園(私有地)の増加に伴い、大神宮の御厨・御園、神田、神戸、封戸も拡大の一途を辿り、寺領を管理する権禰宜(後の伊勢御師)には、多くの領地寄進が口入神主の名のもとに行われ、大神宮を中心として生計を営む人々の経済生活に変化を齎し、その経済的基盤を後世まで存続(江戸末期まで)させた仕組み・枠組みを構築したことであるという。

大治五年(1130年)六月十一日、[史料③]下総権介平経繁が下総国相馬御厨を大神宮に寄進した書状によれば、「但権禰宜荒木田神主延明爲口入神主」とあり、

神宮の下総国相馬御厨の管理人を荒木田延明とする旨が明記されており、当初から口入神主又は給主を荒木田神主個人に定めて、寄進していたことが見て取れる。(神宮祠官と寺領寄進者の親近性)

次に、御師発生要因の二点目となる要因(外的)について、神宮に寄進された神宮領は単に土地の寄進だけではなく、諸国の寺領で収穫された年貢物や神税、供祭物の進貢物な

²⁰⁵ 同書、6頁～8頁。

²⁰⁶ 同書、4頁、7頁、50頁、52頁～55頁、61頁。

ど現物を伊勢まで運搬していた²⁰⁷。このことは、『神宮雜例集』七カ國封戸の條に「運賃隨國有法²⁰⁸」の規定があり、諸國寺領から山田・宇治に進貢物を運搬する運賃の規定が記載されていたことから事実認識される推論が成り立つといえる。

したがって、運上人が遠方から多くの日数・時間と労力を費消し、艱難辛苦に耐えながら苦難の旅路を乗り越え、伊勢に至ったことを考えれば、必然的に宿泊場所を確保しなければならぬことは当然の裡といえる。それゆえ、各地に点在する神宮領を所管する口入神主が、運上人の宿泊場所に自宅を提供したり、神宮領域の寺院を斡旋・提供するなど、口入神主が宿泊場所の確保に労を取り、その後の御師邸での旅宿兼當（参詣宿）・神樂奉納の儀式に繋がり、神宮祠官が運上人、参詣者に向けた宿泊・祈祷所の確保に尽力したことを中西は、御師發生の外的要因として指摘する²⁰⁹。

このように、中西による御師の發生要因に関する論説について、小島は首肯の意を示すとともに、神宮領の拡大はあまねく全国的に普及した役夫工米の賦課制度が大きく作用したものであり、権禰宜が造宮所の庶務に従事し、諸國に發遣する役夫工米催濟使を通じて、神宮信仰に宣揚する役目を担い、土地寄進の依頼や神宮参詣の隆盛に伴う参詣者の宿泊や運上人の宿泊斡旋・提供に神宮祠官（伊勢御師）が深く関与したことが御師發生の直接的要因であると主張する²¹⁰。

しかしながら、平安中期以降、遷宮費の調達方法として、諸國一律の普遍的賦課税（大神宮役夫工米）が導入され、継続的な財源の確保が行われていたものの、応仁の乱（応仁元年・1467年～文明九年・1477年）以降、幕府權威の失墜や在地武士層の勢力拡大、人心の荒廢などによって役夫工米が滞り、鎌倉末期に至るまで式年ごとに齋行され続けた造替遷宮は中断することとなった。すなわち、応永二年（1411年）諸國に派遣していた造宮大使に代わり、役夫工米の収納を各國の守護職に委託していたにもかかわらず、その請負制すら目途が立たなくなり、全国的に造替費の調達が困難になったことである²¹¹。（役夫工米制の崩壊）

²⁰⁷ 中西用康「伊勢に於ける御師發生の徑路」(上)『歴史と地理』第二十四卷第六號、星野書店、1929年、28頁～31頁。

²⁰⁸ 「運賃隨國有法」の規定によれば、尾張、参河、遠江の三カ國から伊勢までの運賃は石別二斗で何れも各々卅二石七斗と定められ、近江國からの運賃は石別五斗で百八十三石一升と定められていた。同書、29頁。

²⁰⁹ 同書、30頁。

²¹⁰ 小島氏は、役夫工米が賦課された初期の永久二年（1114年）『中右記』別記に、両宮の禰宜は各六人であるのに対して、権禰宜（御師）は内宮七十八人、外宮七十一人、合わせて百四十九人の多数にのぼることを指摘する。小島鉦作、前掲書、53頁～54頁。

²¹¹ 中西正幸『伊勢の遷宮』国書刊行会、1991年、125頁、127頁。

その後において、式年遷宮が復興を果たしたのは、室町幕府滅亡直前の永禄六年（1563年）九月にまず、第四十回遷宮（豊受神宮）、天正十三年（1585年）、第四十一回遷宮（皇大神宮）が再興された。

（再興の事由については、(ii) 造替遷宮の再興と慶光院清順・周養の勸進聖に詳述）

江戸時代に入ると、慶長十四年（1609年）の第四十二回遷宮に徳川家康は三万石の寄進をし、爾来、これが先例となって、嘉永二年（1849年）第五十四回遷宮まで、造営ごとに上の金額を寄進している。明治以降は、山田奉行の廃止によって（明治元年七月・1868年）造替関係の事務は度会県に移管され、（明治二年・1869年、第五十五回遷宮は、主として祭主藤波氏が神祇官の命を受けて推進）、内務省の管轄となり、明治二十二年（1889年）の第五十六回遷宮より帝国議会の協賛を経て、昭和四年（1929年）第五十八回遷宮まで造営費の一切は、国庫支弁となった。

終戦（昭和二十年・1945年）後は、占領政策の執行により国費の支弁が不可能となったが、挙国的な奉賛運動（昭和二十五年・1950年、式年遷宮奉賛会の設立）による造替事業の推進によって、四年遅れの昭和二十八年（1953年）第五十九回遷宮が挙行された。以来、昭和四十八年（1973年）、平成五年（1993年）、平成二十五年（2013年）は、各界各層からの寄進と奉仕によって、滞りなく粛々と厳かに執り行われている²¹²。

表 1-12 正遷宮史年

	和 曆	西 曆	正遷宮史		和 曆	西 曆	正遷宮史
大 和	弘 文 二	672	大海人皇子(後の天武天皇)、伊勢国朝明郡の迹太川のあたりで皇大神宮を遥拝。	鎌 倉	寛 喜 二	1230	豊受大神宮、第二十九回式年遷宮
	持 統 二	688	持統天皇の宣旨により、二十年に一度の式年遷宮が定められる。(『太神宮諸雑事記』)		宝 治 元	1247	皇大神宮、第三十回式年遷宮
	持 統 四	690	皇大神宮(内宮)、第一回式年遷宮		建 長 元	1249	豊受大神宮、第三十回式年遷宮

²¹² 小島鉦作、前掲書、17頁～18頁。

大和	持統六	692	豊受大神宮(外宮)、第一回式年遷宮	鎌倉	文永三	1266	皇大神宮、第三十一回式年遷宮
	和銅二	709	皇大神宮、第二回式年遷宮		文永五	1268	豊受大神宮、第三十一回式年遷宮。亀山天皇、蒙古襲来のため宸筆宣命をもって奉幣使を遣わし、神宝を奉獻する。以後、後宇多天皇、伏見天皇も異国降伏のために奉幣する。
奈良	和銅四	711	豊受大神宮、第二回式年遷宮	弘安八	1285	皇大神宮、第三十二回式年遷宮	
	天平元	729	皇大神宮、第三回式年遷宮	弘安十	1287	豊受大神宮、第三十二回式年遷宮。外宮に遠方より多数の参宮人あり、と伝わる	
	天平四	732	豊受大神宮、第三回式年遷宮	嘉元二	1304	皇大神宮、第三十三回式年遷宮	
	天平十九	747	皇大神宮、第四回式年遷。聖武天皇の宣旨により、諸別宮の式年遷宮が定められる。	徳治元	1306	豊受大神宮、第三十三回式年遷宮	
	天平勝宝二	750	豊受大神宮、第四回式年遷宮	元亨三	1323	皇大神宮、第三十四回式年遷宮	
	天平神護二	766	皇大神宮、第五回式年遷宮。大宮司神館五間・萱葺二字焼失。『日本紀』『神代本紀』などを焼失する。[内宮文殿の初見]	正中二	1325	豊受大神宮、第三十四回式年遷宮	
	神護景雲二	768	豊受大神宮、第五回式年遷宮	室町	興国四／康永二	1343	皇大神宮、第三十五回式年遷宮
	延暦四	785	皇大神宮、第六回式年遷宮		興国六／貞和元	1345	豊受大神宮、第三十五回式年遷宮
	延暦六	787	豊受大神宮、第六回式年遷宮		正平十九／貞治三	1364	皇大神宮、第三十六回式年遷宮
	延暦十	791	桓武天皇、火災にあった皇大神宮の殿舎修造のために使を遣わす。[造宮使の初見]		天授六／康暦二	1380	豊受大神宮、第三十六回式年遷宮

平安	延 曆 二 三	804	『止由氣宮儀式帳』『皇太神宮儀式帳』が選進される。	室 町	元 中 八／ 明 徳 二	1391	皇大神宮、第三十七回式年遷宮
	大 同 五	810	皇大神宮、第七回式年遷宮		応 永 七	1400	豊受大神宮、第三十七回式年遷宮
	弘 仁 三	812	豊受大神宮、第七回式年遷宮		応永 十八	1411	皇大神宮、第三十八回式年遷宮
	天 長 六	829	皇大神宮、第八回式年遷宮		応永 二 十 六	1419	豊受大神宮、第三十八回式年遷宮
	天 長 八	831	豊受大神宮、第八回式年遷宮		永 享 三	1431	皇大神宮、第三十九回式年遷宮
	嘉 祥 二	849	皇大神宮、第九回式年遷宮。 仁明天皇、皇大神宮の式年遷宮のために神宝使を遣わす。 〔式年遷宮神宝使が二十年に一度の例とされる初見〕		永 享 六	1434	豊受大神宮、第三十九回式年遷宮。將軍・足利義教、私費で宇治橋を架ける。
	仁 寿 元	851	豊受大神宮、第九回式年遷宮		寛 正 三	1462	皇大神宮、第四十回式年遷宮
	貞 観 十	868	皇大神宮、第十回式年遷宮		延 徳 三	1491	尼僧・慶光院守悦が落下していた宇治橋を復興。この頃、内宮の破損が激しいため、仮遷宮遂行を請う解状を禰宜等が度々発する。
	貞 観 十二	870	豊受大神宮、第十回式年遷宮		天文 二十	1551	尼僧・慶光院清順が、諸国に遷宮費を募る。これらの功績により、後奈良天皇より居室に慶光院の号を賜る。この頃に、明人の参宮あり。 【ザビエルによるキリスト教伝来】
	仁 和 二	886	皇大神宮、第十一回式年遷宮		天文 二 十 二	1553	慶光院清順に外宮も、式年遷宮勸請を請う(後奈良天皇、式年遷宮造営費にあてる役夫工米の不足を補うべく、慶光院清順が勸請を行うよう諭旨を下す)。伊勢国司・北畠晴具により諸街道の諸関所が撤去される。これにより、諸国より数万人が参宮と伝わる

平安	寛平元	889	豊受大神宮、第十一回式年遷宮	室町	永禄六	1563	豊受大神宮、第四十回式年遷宮。永享3年以来、約百三十年ぶりの遷宮となる。その間、修理の仮遷宮がかろうじて行われていた。
	延喜五	905	皇大神宮、第十二回式年遷宮	安土・桃山	天正十	1582	織田信長、両宮に造営料として三千貫文を寄進。 【本能寺の変】
	延喜七	907	豊受大神宮、第十二回式年遷宮。『皇太神宮禰宜譜図帳』が選進される。「延喜式」に私幣禁断の規定。		天正十二	1584	羽柴秀吉、両宮に造営料として金子五百枚と米千石を寄進。
	延長二	924	皇大神宮、第十三回式年遷宮		天正十三	1585	皇大神宮及び豊受大神宮、第四十一回式年遷宮。式年遷宮の制度が復興。
	延長四	926	豊受大神宮、第十三回式年遷宮	江戸	慶長八	1603	将軍・徳川家康が宇治・山田に、守護不入の容認等を朱印状にて布令。江戸幕府により山田奉行(伊勢町奉行)が置かれる(慶長五年とも)。この頃から全国で御師が活躍する。
	天慶六	943	皇大神宮、第十四回式年遷宮		慶長十四	1609	皇大神宮神宮及び豊受大神宮、第四十二回式年遷宮。徳川家康が両宮に造営料として米六万俵を寄進。以後、歴代の徳川将軍はこれにない、三万石を寄進。
	天慶八	945	豊受大神宮、第十四回式年遷宮		寛永六	1629	皇大神宮及び豊受大神宮、第四十三回式年遷宮
	応和二	962	皇大神宮、第十五回式年遷宮		慶安二	1649	皇大神宮及び豊受大神宮、第四十四回式年遷宮
	康保元	964	豊受大神宮、第十五回式年遷宮		慶安三	1650	お蔭参りが流行。江戸からの抜け参りの者が多く、白衣を着て群参する。
	天元四	981	皇大神宮、第十六回式年遷宮		寛文九	1669	皇大神宮及び豊受大神宮、第四十五回式年遷宮
	永観元	983	豊受大神宮、第十六回式年遷宮		延宝四	1676	参宮者の便をはかり、山田・宇治において宮川無賃渡し舟が始まる。
	長保二	1000	皇大神宮、第十七回式年遷宮		元禄二	1689	皇大神宮及び豊受大神宮、第四十六回式年遷宮
	長保四	1002	豊受大神宮、第十七回式年遷宮		宝永二	1705	閏4月、抜け参りと称して、諸国より多数の参宮人あり。お蔭参りが五十日間で三百六十二万人とも伝わる。

平安	寛仁三	1019	皇大神宮、第十八回式年遷宮。当度の内宮遷宮御用材は伊勢国一志郡河上、志摩国答志郡に得る。以来、神路山、高倉山の外にも材を求めることとなる。	江戸	宝永六	1709	皇大神宮及び豊受大神宮、第四十七回式年遷宮
	治安元	1021	豊受大神宮、第十八回式年遷宮		享保十四	1729	皇大神宮及び豊受大神宮、第四十八回式年遷宮
	長歴二	1038	皇大神宮、第十九回式年遷宮		寛延二	1749	皇大神宮及び豊受大神宮、第四十九回式年遷宮
	長歴四	1040	豊受大神宮、第十九回式年遷宮		明和六	1769	皇大神宮及び豊受大神宮、第五十回式年遷宮。お陰参りが大流行。
	天喜五	1057	皇大神宮、第二十回式年遷宮		明和八	1771	五月二日、大坂からの多数の抜け参りの参宮人あり。外宮ではこの一日で、三十四万体の剣先祓いを授けたと伝わる。この年は、四ヶ月間に二百七万人もの参宮人があったとも、伝わる。
	康平二	1059	豊受大神宮、第二十回式年遷宮		寛政元	1789	皇大神宮及び豊受大神宮、第五十一回式年遷宮
	承保三	1076	皇大神宮、第二十一回式年遷宮		文化六	1809	皇大神宮及び豊受大神宮、第五十二回式年遷宮
平安	承暦二	1078	豊受大神宮、第二十一回式年遷宮	文政十二	1829	皇大神宮及び豊受大神宮、第五十三回式年遷宮	
	嘉保二	1095	皇大神宮、第二十二回式年遷宮	文政十三	1830	お蔭参りが最高潮となる。閏三月には阿波・紀伊・和泉・大和・摂津など諸国よりお蔭参りの群参があり、その数は日々増加し、外宮の北御門橋二市には施行茶屋が設置される。この月の最高記録は二十六日の十四万人。三月から九月までに四百五十八万人が参宮したという。	
	永長二	1097	豊受大神宮、第二十二回式年遷宮	嘉永二	1849	皇大神宮及び豊受大神宮、五十四回式年遷宮	
	永久二	1114	皇大神宮、第二十三回式年遷宮	慶応三	1867	八月から翌年四月にかけて、おかげ参りが変形した群参「ええじゃないか」と狂乱の現象が続く。十二月には、御祓いが天から降ったとして、参宮人が多数あり。【大政奉還・王政復古の大号令】	

平安	永久四	1116	豊受大神宮、第二十三回式年遷宮	明治	明治二	1869	皇大神宮及び豊受大神宮、第五十五回式年遷宮。明治天皇、両宮参拝(最初の天皇親拝)。中世から途絶えていた祈年祭奉幣を再興。宇治・山田の寺院百九ヶ寺を廃する。 【版籍奉還】
	長承二	1133	皇大神宮、第二十四回式年遷宮		明治四	1871	祭主・大司・禰宜・慶光院らの朱印地を上地。御師制度を廃止(六月) 【廃藩置県】
	保延元	1135	豊受大神宮、第二十四回式年遷宮		明治二十二	1889	皇大神宮及び豊受大神宮、第五十六回式年遷宮
	仁平二	1152	皇大神宮、第二十五回式年遷宮		明治二十四	1891	農業館開館。旧慶光院の建物を祭主職舎とする。
	仁平四	1154	豊受大神宮、第二十五回式年遷宮		明治四十	1907	神宮文庫開庫
	承安元	1171	皇大神宮、第二十六回式年遷宮		明治四十二	1909	皇大神宮及び豊受大神宮、第五十七回式年遷宮。神宮徴古館開館
鎌倉	承安三	1173	豊受大神宮、第二十六回式年遷宮	昭和	昭和四	1929	皇大神宮及び豊受大神宮、第五十八回式年遷宮
	建久元	1190	皇大神宮、第二十七回式年遷宮。源頼朝、後白河院の院宣を奉じて諸国地頭に内宮式年遷宮役夫工米の進済を命じたことを上奏。		昭和二十八	1953	皇大神宮及び豊受大神宮、第五十九回式年遷宮。財団法人伊勢神宮崇敬会設立。
	建久三	1192	豊受大神宮、第二十七回式年遷宮。『皇太神宮年中行事』が編述される。遷宮資金の役夫工米を一般にも課し始める。この頃に、「神道五部書」を中心とする伊勢神道(度会神道)の基礎ができる。		昭和四十八	1973	皇大神宮及び豊受大神宮、第六十回式年遷宮。参拝者八百五十九万人と最高記録となる。神宮司庁新庁舎が竣工。
	承元三	1209	皇大神宮、第二十八回式年遷宮		平成五	1993	皇大神宮及び豊受大神宮、第六十一回式年遷宮。神宮美術館開館。内宮の門前町・おはらい町に「おかげ横丁」ができる。この年の年間参拝者数は約六百万人。

鎌倉	建暦元	1211	豊受大神宮、第二十八回式年遷宮	平成	平成二十五	2013	皇大神宮及び豊受大神宮、第六十二回式年遷宮
	安貞二	1228	皇大神宮、第二十九回式年遷宮				

出所：三橋健『伊勢神宮と日本人 式年遷宮が伝える日本のこころ』をもとに加筆修正

(ii) 造替遷宮の再興と慶光院清順・周養の勸進聖

叙上のごとく、造替遷宮の制度は、皇大神宮においては、寛正三年（1462年）より天正十三年（1585年）に至るまでの百二十三年間、豊受神宮は、永享六年（1434年）より永禄六年（1563年）に至るまでの百二十九年間、正遷宮を執り行うことができなかった。すなわち、それは戦国乱離による室町幕府の政治的・経済的な弱体化によって、造替費用の役夫工米の調達が不可能になったこと²¹³と朝廷の権威が式微になったことによるものであることは既に上述した通りである²¹⁴。

式年遷宮の再興にあたって特筆すべきことは、その復興に尽力した慶光院第三代清順と第四代周養の事蹟が挙げられる。浜口良光（1981）の『遷宮上人 慶光院記』によると、神護寺慶光院は、伊勢国宇治浦田町（現在：伊勢市宇治浦田町）にあり、宗派は臨済宗、尼僧開基であるために代々尼僧が住持していた。（写真 1-3、参照、豊臣秀吉の造営により、上記の伊勢市宇治浦田町に現存し、今は神宮祭主職舎に充てられている。）

文献上の慶光院開祖は、心鏡守悦上人とされるが、草創開山期に紀州国出身の周徳上人によって（諸方に勸化して資金を得る）、永和二年（1376年）宇治大橋の造替事業が完成したことが寺伝に残されている。その後、守悦上人（中興開山の祖）の諸国を巡る「勸進聖²¹⁵」の事蹟によって、流失した宇治大橋の再建に尽力し、永正二年（1505年）大橋が改架した。守悦上人の後には、第二代の智珪が継ぎ、さらに清順上人が第三代慶光院を引き継

²¹³ 同書、15頁。

²¹⁴ 浜口良光『遷宮上人 慶光院記』神社本庁長老慶光院少宮司を祝う会、1981年、17頁。

²¹⁵ 「勸進聖」とは、社寺の造営に際して勸進僧が崇敬者の篤志による寄付を勧誘し、それを遂行することであり、室町時代における大きな時代的風潮として、多くの神社造営が行われた。前掲書、小島鉦作、275頁。

ぐことになる。

写真 1-3 旧慶光院景観



2018年3月15日 筆者撮影

慶光院清順が諸国の勸化によって、神宮奉仕を行なった最初の事蹟は、天文十八年(1549年)、宇治橋の造替であるが²¹⁶、その後の正遷宮復興の大望を起こし、実現の運びに至ったことは〔永禄六年(1563年)、第四十回遷宮(豊受神宮)、天文二十年(1551年)八月二十一日〕、後奈良天皇が清順上人に賜った綸旨を拝誦する上において明らかである。

〔史料④〕

「清順居室号慶光院之由被聞食訖 殊室太神宮御裳濯橋造畢供養成其功之由叡感無極
而今度造替之事 応一社之請同可遂其沙汰旨神妙之由 天氣所候也 悉之以状

天文廿年八月廿一日

右中将(花押)

慶光院

(慶光院文書)²¹⁷」

(大意) 清順の居住室を慶光院と称することを後奈良天皇はお許しになった。特に大神宮の御裳濯橋(みもすそばし・宇治大橋)を造替し、供養までしたことを天皇は満足に思っ
て居られる。今度の外宮造替については、神宮(一社)の要請に応じて、尽力される様で
あるが神妙の至りである旨と状を以て伝える²¹⁸。

清順上人は、遷宮造替費用の捻出にあたって、役夫工米の収納が見込めない以上は、諸
国に勧進する方式に切り替えることを進言し、正親町天皇の勅許を得たのみならず、天皇
御親らも遷宮費用の用途として、二万疋を清順に託されている。しかしながら、神宮はも

²¹⁶ 浜口良光、前掲書、1頁～3頁、12頁、19頁。

²¹⁷ 西垣晴次編『伊勢信仰Ⅱ』雄山閣出版、1984年、250頁。

²¹⁸ 浜口良光、前掲書、24頁～25頁。

とより皇室の祖先を御祭りした大宮であり、造営にあっても朝廷において行うことが原則となっている。したがって、一民間人である尼僧の勧進によって造替費用を調達することは、そもそも国家の違法であり、神宮においても先例のない出来事である。それゆえ、清順の遷宮造替に向けた行動と心情の思いを馳せれば、毒舌につくしようのない焦心苦慮の連続であり、しかも、勧進にあたっては、御師（山田）足代弘興を表面に立てて勧進を努めたことから推察しても、朝廷と神宮、寄進者の狭間に立って宿願成就を果さんとする勇猛果敢な姿に讃迎の意を禁じ得ないといえる。こうした状況の中で、ついに永禄六年（1563年）九月二十三日、豊受神宮の正遷宮が斎行されるに至った²¹⁹。

そののち、清順上人の跡を継いだ周養上人は、まず仮殿遷宮費用の勧進（調達）から始め、役夫工米に替わる諸国の奉加によって、天正三年（1575年）三月十六日に皇大神宮仮殿遷宮が挙行された。周養の真意は、清順が成就し得なかった皇大神宮の造替正遷宮、すなわち、大神宮造替正遷宮の復活を果たすことが第一義である。こうした最中、周養の献身的で地道な努力が実り、戦国乱離の時代において、破竹の勢いで全国制覇の途上にあつた織田信長から造替遷宮の用途として、ひとまず三千貫文の献進がなされた²²⁰。その詳細な記録をまとめたものが、信長の側近として仕え、織田信長の覇業を後世に伝え残した太田牛一（大永七年・1527年～慶長十五年・1610年）の『信長公記』に記されている。

〔史料⑤〕

「正月廿五日（天正十年・1582年）、伊勢太神宮において、正遷宮三百年以降退転候て、執行これなく、今の御代に上意を以て再興仕りたきの趣、上部大夫、堀久太郎を以て申上げられ候。何程の造作にて調ふべきと御尋ねの処に、千貫御座候はゞ、其外は勧進を以て仕えるべしと言上候。其時御諚には、去々年八幡御造営仰付られ候に、三百貫入るべしと候つれ供、千貫に余り候て入り申すの間、中々千貫にてなるべからず候。民百姓等に悩を懸けさせられ候ては入らざるの旨、御諚なされ、先三千貫仰付けられ、其外、入次第遣はさるべきの旨にて、平井久右衛門御奉行として、上部大夫に相加へられ候キ²²¹。」

信長は、一昨年の石清水八幡宮修復の際、当初、三百貫の積算費用であつたものが、千貫超かかってしまったために、これ以上、民百姓に迷惑を掛けられず（勧進の負担軽減）、ひ

²¹⁹ 清順上人は、伊勢国司北畠具教と折衝して、正遷宮の前後一ヵ月間、伊勢・近江両国の関所を撤廃して遷宮参拝者のために便宜を図った。小島鉦作、前掲書、278頁。

²²⁰ 同書、279頁～280頁。

²²¹ 太田牛一著・奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、1969年、377頁。1969年、377頁。

とまず千貫を献進し、その他は必要に応じて対応する旨を申し述べている²²²。

両宮はこれを等分して、天正十年（1582年）四月三日、両宮において正遷宮祭儀の第一歩となる「山口祭²²³」が執り行われた。信長の亡き後（天正十年・1582年、六月二日）は、豊臣秀吉がその遺志を継承し、天正十二年（1584年）三月十七日、周養上人に宛てた書状の中で、正遷宮の造替費用として黄金二百五十枚を上部越中守貞永に渡した旨、諸事上部と話し合っ、よろしく取り計らうよう周養に申し送りをしている。

〔史料²⁶〕

「わさと申候、いせ御せん宮の事、すなはちおもひたち、まつ五千くわんの分に、きかね（黄金）貳百五十枚、うはへ（上部貞永）にわたし、やうたい申ふくめ候てつかはし候、よろつうはへと、そのはうたんかう候て、よきやうにさたあるへく候、なをゝくハしくかさ ねて申へく候、かしく、

三月十七日（天正十二年） ひて吉（花押）」

このように、周養の廉潔で利他的な勸化はもとより、織田氏、豊臣氏の勤皇かつ敬神の念の厚い志と造替費用の供進によって、天正十三年（1585年）十月十三日にまず皇大神宮、同年十月十五日に豊受神宮の正遷宮が齋行された。これは、第四十一回式年遷宮に該当し、皇大神宮は百二十三年間、豊受神宮においても百二十九年間の空白期間をもって、ここに、両宮の正遷宮再興の日の出を見ることになる（この正遷宮を境に、以後、皇大神宮、豊受神宮は、同年に齋行されることになった²²⁴）。

このように、慶光院清順・周養の時代においては、室町幕府の権力失墜や群雄割拠の覇権争奪、人心の荒廃などの諸因によって、役夫工米の収納が困難となり、正遷宮造替復興の最大の関心課題は、遷宮費用の調達方法であった。すなわち、篤志家の寄進による勸進聖の手法を用い、非常時の対応策として、新儀異例にもかかわらず、朝廷の御信任を賜り（無形の後ろ盾）、諸国の有力大名に奉加の綸旨をもってこれを可能にならしめ、正遷宮造替費用の確保に繋げたことである。

とりわけ、清順の時代は、幕府の財政が慢性的危機に陥っていたために、造替費用の調達は喫緊の課題であり、正遷宮造替の復興は朝廷や太神宮の大悲願であったが、この非常

²²² 太田牛一著・中川太古訳『現代語訳 信長公記 下』新人物往来社、1992年、208頁。

²²³ 「山口祭」は、遷宮着手の第一の祭りで、御杣山から用材を伐り出す前に、その山々にまします神を山の口に祭るものであり、現在は前遷宮より十二年目に行うが、古は十七年目即遷宮四年前に行われていた。浜口良光、前掲書、47頁。

²²⁴ 小島鉦作、前掲書、280頁～282頁。

時においても前例のない新儀の受入れには（勸進の手法）慎重な意見もあり、清順は朝廷や大神宮の権威や体面を保つことを心掛けつつ、正遷宮造替の再興に向けた清順の清廉潔白な丹心と不撓不屈の精神が当事者間の深い信頼関係を築くこととなり、豊受神宮の正遷宮が斎行される要因になったと考えられる。

二点目の調達方法としては、戦国乱世のもとに、全国制覇を席卷しつつあった織田信長、豊臣秀吉の深い神忠と勤皇の厚い至誠の庇護によって、造替費用の献金が施されたことである。それは、その後の徳川家康による三万石の供進に繋がり、これが先例となって、徳川幕府（264年間）における継続的かつ安定的な式年遷宮の造替費用が確保された。周養の時代は、朝廷や大神宮の厚い信頼関係に基づき、諸国の有力大名からの造替費用の献金はより得易くなり、その中でも特に、織田・豊臣両氏の敬神と造営費用の献納によって、両宮の正遷宮造替が再興に至ったことは、信長は言うに及ばず、秀吉との深い親交があったからに他ならないと考える〔慶光院屋敷の拝領（上記）と寺領の寄進〕。いずれにおいても、治世が乱立する群雄割拠の覇権争いの中であって、尼僧の身でありながら、堅忍不拔の精神と有志竟成の実現を見事に開花させた清順・周養上人の壮志に、ますます讃歎の念を禁じ得ないといえるであろう。

（iii）二十年周期の根本原理

式年遷宮を論考するにあたって、いまだに解明されない問題点が、式年遷宮造替制における二十年周期の根本原理である。上述したように、正遷宮造替制度の初見は、延暦二十三年（804年）『皇太神宮儀式帳』〔史料⑱〕の中で、「常に廿箇年を限り、一度新宮に遷し奉る」と明記され、その後の儀式帳、古文書・文献を見ても二十年周期の造替制の記述は、多く散見されるものの、何故、二十年に一度の造替なのか、何故に、二十年周期の造替制を永続的に行う必要があるのかの根本的な理由が全く示されていない（定説の真義）。それゆえ、その根本原理については、多くの諸説（推論）が存在するため、ここでは、河合真如（2013）の研究成果によってまとめられた二十年周期の根拠と理由を、通説と新説に分離して、列挙することにする。

（通説）

【尊厳保持説】檜の素木造りで屋根も萱であるため、常に清々しい姿を保つ耐久限度

【世代伝承説】宮大工などの伝統技術を継承するために最適な区切り

【原点回帰説】旧暦で二十年（十九年七ヵ月）に一度、「朔旦（さくたん）冬至」といって、十一月一日と冬至が重なることから、原点回帰の思想が込められているとする

【時代生命更新説】社会的・人生的視点から二十年を一区切りとして、新しい転換期が訪れるという観点から、生命の更新や連続を祈る

（新説）

【聖数説】（櫻井勝之進説）古代、日本の聖数は二・四・八であったが、中でも二は物を生み出す始めの数である。しかし、二年では準備ができかねるため、そこで、二十年になったという

【稲の貯蔵年限説】（倉庫令説・小堀邦夫説）二十年に一度の遷宮は、神税（不足すれば正税）によって支えられ、税は稲穀類を貯蔵したもので、造宮・祭儀はもとより奉仕の人々にも資された。その穀物の貯蔵年限を定めた倉庫令中に「糲（ほしい）は廿年を支えよ」とあり、国家経済を支える糲（乾飯）の最長貯蔵年限こそ式年の根拠に他ならないという

225

このように、多くの識者がそれぞれの持論を展開し、どれも正鵠を射た正論に近接するであろう論拠を提起する。この二十年に一度のサイクルは、持統四年（690年）第一回式年遷宮・皇大神宮、持統六年（692年）第一回式年遷宮・豊受神宮から元享三年（1323年）第三十四回式年遷宮・皇大神宮、正中二年（1325年）第三十四回式年遷宮・豊受神宮までは、二十年目に一度、造替を行なっていたが、それ以降、今日に至るまで、二十一年目に一度の正遷宮が継承されている²²⁶。

したがって、1300有余年の長きに亘って、ほぼ二十年に一度の周期で行われてきた正遷宮の造替制度は、伝統技術の継承や造替費用の調達、社殿の耐久限度など、二十年の期間が長い歴史の変遷において、常に、同質の形態と適合性を保ち続けることが出来、その結果として、即物的観念とアンチノミーする祖形の伝承が、古代から現代、未来へとつながれ、「共生の思想」と「再生のエネルギー」が後世まで脈々と受け継がれる要因の一つになったといえるであろう。

（iv）お木曳きとお白石持ち行事

²²⁵ 河合真如、前掲書、46頁～49頁。

²²⁶ 三橋健、前掲書、129頁。

式年遷宮の造替にあたっては、二十年の間に、新殿の造営に向けた様々な祭典行事があり、その中でもとりわけ、旧神領民（古来伊勢神宮領の人々）や全国の神宮崇敬者が参加する「お木曳き」と「お白石持ち行事」は、昭和四十八年（1973年）、第六十回式年遷宮以降、大規模な民俗祭儀になりつつあり、近年では、一般の参加者（特別神領民）も加わって、一大祭典の観を呈する。いわゆる、お木曳きとは、御杣山（遷宮の御用材を伐り出す山）から運ばれた御用材を、両宮それぞれの木置場から両宮宮域内まで曳き運び入れること（奉曳）をいい、内宮領からは中村町お側橋の近くから約一キロメートル余り、御用材を木橇に乗せて五十鈴川を遡曳する（川曳き）。また、外宮領は宮川の度会橋近くから、中島町、二俣町、浦口町、筋向橋を経て、外宮宮域内に曳き入れ、約二キロメートルをお木曳き車とよばれる特殊な（御神木奉曳車）に乗せて、御料材を曳き運び入れる〔陸（おか）曳き〕²²⁷。

注目に値する文献として、寛正三年（1462年）、第四十回式年遷宮・皇大神宮における御用材運搬について『寛正三年造内宮記』、享徳二年（1452年）の条を見ると、〔史料⑳〕
「一当宮○内宮正殿御棟柱可有一本着岸事、任例村人等一同擬精進、以来四日若者十日、宮中可令引進之由、依庁宣執達如件

二月廿八日 権祢宣師昌奉

宇治郷村人中

とあり、遷宮に関する諸行事に、地域の住民（宇治郷村人）が参加したことが明らかになる初見が記載されており、「任例」の語句から察すると、奉曳はこれよりも以前から行われていたことが窺える。さらに、永禄六年（1563年）、第四十回式年遷宮・豊受大神宮に際し、『永禄記』、弘治二年（1556年）五月廿日の条によると、〔史料㉑〕

「(八) 日、御材木大湊迄着岸」

とあり、さらに同三年の条には、

「同十四日（六月）、桑名御材木百余本着岸

同廿三日、上中郷木引、十三

同廿六日、二俣、中島衆同、十四

同十二日（十一月）、岩淵木引」

とあって、ここに「木引」の語が初めて文献に登場する。

²²⁷ 伊勢市民俗調査会『伊勢市の民俗』（財）伊勢文化会議所、1988年、40頁～41頁。

また、天正十三年（1585年）、第四十一回式年遷宮・両宮の奉曳に関して、『作所家旧記』の条には、〔史料²²⁸〕

「天正十二年（1584年）十一月中村ナル菩提山川ヨリ陸揚ケシテ、宇治岡田郷川原、中之世古ヲ経テ、宮城内ニ曳入レ、翌十三年二月、宇治六郷人民木曳ヲ奉仕」とあり、両宮の正遷宮造替に向けて、宇治六郷の住民がお木曳きの奉仕（天正十二年十一月から翌年の二月）をしていたことが明らかにされている²²⁸。

これら一連の動きを概観してみると、二十年に一度の定期的な課役として、正遷宮造営費の安定的かつ普遍的な役割を担ってきた役夫工米が、室町幕府の瓦解に伴い、寛正三年（1462年）、第四十回、式年遷宮・皇大神宮を最後に式年遷宮が中断した頃から、神領民（伊勢市民）による儀礼行事の奉讃が行われ、正遷宮造替が再興された約百三十年後の永禄三年（1563年）、第四十回式年遷宮・豊受大神宮の期や天正十三年（1585年）、第四十一回式年遷宮・皇大神宮及び豊受大神宮においては、御用材の運搬に伊勢の町組として、地域単位の奉曳団を組織し、地元の民衆が造営奉行の差配の下に計画的に、奉曳していることが見て取れる。

このことは、室町幕府の政治的・財政的破綻と朝廷の権威失墜によって、式年遷宮の造替制度は、脆くも崩れ、これを契機として、正遷宮造替事業の遂行には、地域住民の共曳参加が不可欠な要素となり、より一層の神宮と庶民層の親近性が深まるにつれ、神宮の古代的権力は、次第に庶民的性格を帯びることとなり、今日の伊勢参宮盛況に結びつく一大転換の要因になったと思われる²²⁹。

このお木曳きの行事について、直近の平成二十五年（2013年）に斎行された第六十二回式年遷宮・皇大神宮及び豊受大神宮における御樋代木²³⁰奉搬の経路を概観してみると（表1-13、参照²³¹）、長野県上松町（表木曾）の木曾谷国有林で、御杣山での作業の安全を祈願する「御杣始祭」が行われた〔平成十七年六月三日（2005年）〕後、伐採された御神木は、奉曳車に積まれて小田野を通り、上松駅前、大桑村、南木曾町を下って、六月六日、愛知県犬山市の針綱神社に到着。翌日は、江南市、一宮市、旧木曾川町（現一宮市）、旧尾西市（現一宮市）の由緒深い名所において奉祝行事を受けながら、愛知県一宮市真清田神社御

²²⁸ 文化庁文化財保護部編『民俗資料選集 4 伊勢のお木曳き行事 白石持ち行事』財団法人国土地理協会、1976年、33頁～36頁。

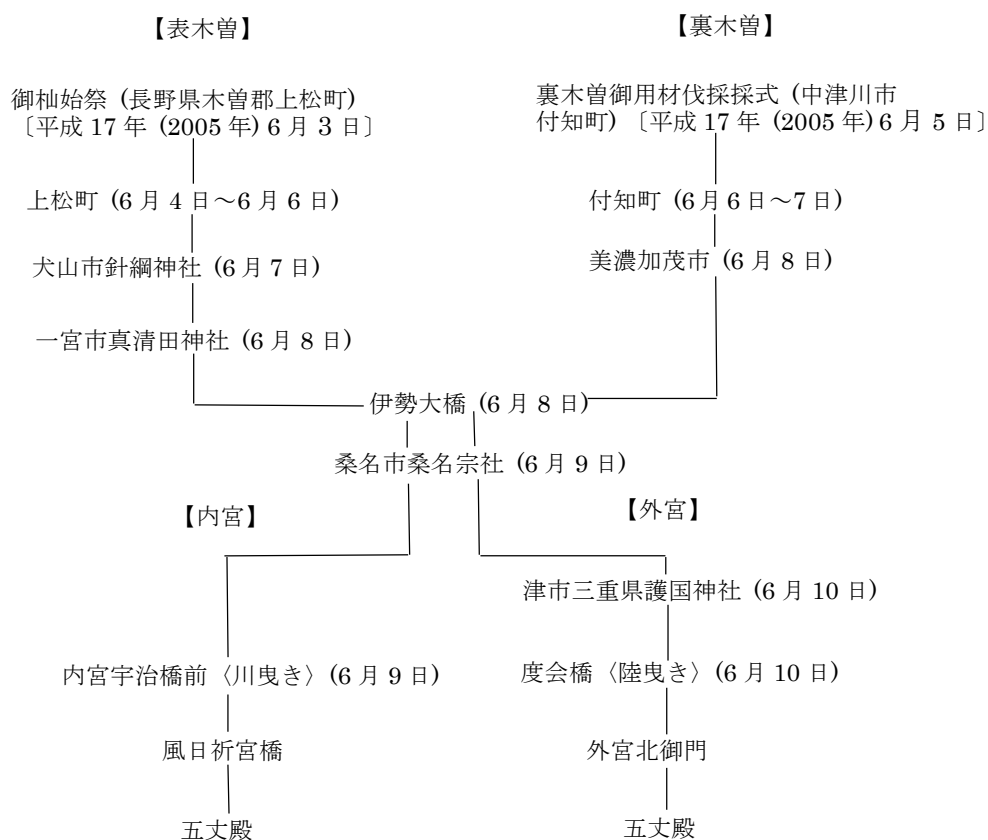
²²⁹ 同書、33頁。

²³⁰ 御樋代木とは、両宮を始め、その相殿と別宮の御神体を納める器である御樋代の材となる木のことで、遷宮用材のなかでも神聖視される御神木のことである。河合真如、前掲書、83頁。

²³¹ 皇學館大学『神宮の式年遷宮』皇學館大学出版部、1986年、86頁。

旅所に到着、奉迎祭につづき、神社までの奉曳（揃いの法会姿で綱を引く人、八千名が参加）を行ない、その夜、奉安祭が営まれた。翌朝、奉送祭が行われたのち、旧祖父江町（現稲沢市）、津島神社、旧佐屋町（現愛西市）から揖斐川を越えて、伊勢大橋（三重県桑名市）の河川敷に到着（六月八日）²³²。

表 1-13 御神木の奉迎経路



出所：皇學館大學『神宮の式年遷宮』をもとに加筆修正

ここでは、六月五日、岐阜県中津川市付知町（裏木曽国有林）で裏木曽御用材伐採式を行ない²³³、翌日、中津川市付知町で伐採された御神木の「お木曳き」が地元民によって執り行われ、その後、瑞浪市、八百津町（歓迎行事・神事奉納）を経て、美濃加茂市で奉安祭（神事奉納）が開かれ（六月七日）²³⁴、翌日、垂井町宮代（南宮大社）、海津市平田町今尾

²³² 同書、82 頁～91 頁。

²³³ 『中日新聞・岐阜県版』2005 年 6 月 4 日。

²³⁴ 同書、2005 年 6 月 8 日。

(今尾神社)に立ち寄った(お木曳きの齋行)²³⁵御神木の奉曳車を待ち、合流して、桑名宗社に到着(六月八日)。翌朝、御神木の積み替えが行われ、上松からの奉搬車には内宮分、付知側の車には外宮分を載せ、内宮分は四日市、すずか橋、松坂橋を通り、櫛田川を越えて、六月九日(昼)内宮宇治橋前に到着。その後、御神木は五十鈴川の下流で木櫃に積み替えられ、風日祈宮橋まで遡上し(川曳き)、橋のたもとで再び、櫃ごと陸揚げをして、五丈殿前まで曳き運び込まれた²³⁶。

一方、桑名宗社を出発した外宮分は、津市上浜町から三重県護国神社まで約一キロの区間を市内外から参加した多くの人々によって「お木曳き」を行ない、その後、奉迎祭、伝統芸能の奉納がなされ、御神木はその日、護国神社に奉安された²³⁷。翌日、(六月十日)、御樋代木を載せた奉曳車は、伊勢市の度会橋から外宮北御門まで「陸曳き」を行ない、五丈殿前まで曳き運び込まれた²³⁸。

式年遷宮の諸祭儀に向けて、多くの関連儀式がある中で、一般の人々が直接奉仕できる機会はお木曳の他に、お白石持ち行事がある。このお白石持ち行事は、新しく正殿が立つ御敷地に、こぶし大の「白石」と呼ばれる純白の石灰岩を奉獻する行事のことであり²³⁹、普段、正殿の中に立ち入ることの出来ない神聖な場所に、二十年に一度、宮地に奉獻する貴重な体現を共有できる²⁴⁰。正遷宮の造営工事が進捗するにあたって、神領民が瑞垣の内に白石を持ち込み、敷き詰めることの初見は、正遷宮が中断する最後の寛正三年(1462年)、第四十回式年遷宮・皇大神宮における『神朝遺文』に、〔史料⑩〕

「文正元年○寛正七年(1465年)二月改元 三月八日、移ニ大司一令レ置ニ白石於内院一、造替遷宮度為レ例、然未三殊依ニ將軍詣一也」

と記され、また、『氏経神事記』には、〔史料⑪〕

「寛正七年(1465年)三月、八日、晴、造替毎度遷宮以後瑞垣内ニ被レ置ニ白石一事、」とあり、寛正以前から正遷宮造替の毎に、白石を運ぶことが恒例とされ、しかもそれは遷宮後に行われていたことが見て取れる。

しかしながら、正遷宮が再興された永禄六年(1563年)、第四十回式年遷宮・豊受大神宮に際し、『永禄記』の条によると、〔史料⑫〕

²³⁵ 同書、2005年6月9日。

²³⁶ 河合真如、92頁～93頁。

²³⁷ 『中日新聞・三重県版』2005年6月10日。

²³⁸ 同書、2005年6月11日。

²³⁹ 櫻井治男『遷宮浪漫～伊勢ふたり旅～』皇學館大学企画部(広報担当)、2014年、34頁。

²⁴⁰ 櫻井治男『伊勢の「お白石持ち行事」報告』皇學館大学郷土研究会、1992年、3頁。

「弘治四年○永禄元年（1558年）二月改元 五月七日、御地引白石持ヲ作所かたらひニて被レ行候」

とあり、正遷宮の五年前には、御敷地の地ならしや白石持ちを、作所²⁴¹からの申し出に応じて、行われていたことが明らかにされている²⁴²。

お白石持ち行事は、お木曳きと同じように、古来より伊勢市の旧神領民が遷宮祭儀に際し、奉仕参加する伝統行事であるが、お木曳では内宮領の町衆は内宮に、外宮領の町衆は外宮へ奉曳するのに対して（片宮奉仕）、お白石持ち行事はどの奉献団も内宮・外宮（磯町慶光院奉献団のみ内宮）に奉献することが習わしとなっている（両宮奉仕）²⁴³。表 1-14 は、平成二十五年（2013年）、第六十二回式年遷宮・皇大神宮及び豊受大神宮において、旧神領民が御敷地にお白石を奉献したお白石持ち行事（平成二十五年七月二十六日～九月一日）の各地区奉献団、奉献日程、人数（全 77 奉献団）の一覧表である²⁴⁴。

表 1-14 お白石持奉献団の概要（日程・人数）

（内宮領・19 奉献団）

奉献団 (地区)	奉献日 (両宮)	人数	奉献団 (地区)	奉献日 (両宮)	人数
宇治	内宮	7月26日	楠部町	内宮	7月27日
	外宮	8月18日		外宮	8月17日
二軒茶屋	内宮	500人	一字田町	内宮	450人
	外宮	250人		外宮	350人
松下	内宮	430人	朝熊町	内宮	1,150人
	外宮	330人		外宮	750人
江	内宮	730人	鹿海町	内宮	1,200人
	外宮	430人		外宮	1,000人
二見浦茶屋	内宮	1,300人	桜木町	内宮	1,200人
	外宮	650人		外宮	800人

²⁴¹ 作所とは、造営使の下にあって、直接造営工事に当たる神宮家の者のことをいう。前掲書、文化庁文化財保護部編、198頁。

²⁴² 同書、197頁～198頁。

²⁴³ 中村賢一『伊勢のお白石持 町衆の心と技を伝える』伊勢文化舎、2013年、34頁。

²⁴⁴ 同書、56頁～132頁。

三津	内宮 外宮	7月26日 8月18日	930人 730人	桜が丘	内宮 外宮	7月27日 8月17日	800人 600人
山田原	内宮 外宮	7月26日 8月18日	450人 350人	中ノ町	内宮 外宮	7月27日 8月17日	700人 400人
溝口	内宮 外宮	7月26日 8月18日	630人 430人	五十鈴ヶ丘	内宮 外宮	7月27日 8月17日	800人 800人
光の街	内宮 外宮	7月26日 8月18日	600人 500人	伊勢古市・ 久世戸	内宮 外宮	7月27日 8月17日	1,400人 900人
中村町	内宮 外宮	7月27日 8月17日	800人 400人				

(外宮領・58 奉献団)

奉献団 (地区)	奉献日 (両宮)	人数	奉献団 (地区)	奉献日 (両宮)	人数		
磯町慶光院	内宮 外宮	8月3日 なし	2,450人	竹ヶ鼻町	内宮 外宮	7月28日 8月23日	700人 500人
馬瀬町	内宮 外宮	7月28日 8月23日	1,500人 1,000人	神社港辰組	内宮 外宮	7月28日 8月23日	1,800人 1,800人
小木町	内宮 外宮	7月28日 8月23日	500人 500人	下野町	内宮 外宮	7月28日 8月23日	550人 450人
河崎六ヶ町	内宮 外宮	7月28日 8月23日	1,500人 1,000人	河崎町旭通	内宮 外宮	7月28日 8月23日	800人 800人
河崎南側	内宮 外宮	7月28日 8月23日	740人 600人	神久社	内宮 外宮	7月28日 8月23日	2,300人 1,700人
船江神習組	内宮 外宮	7月28日 8月23日	7,500人 4,500人	川端町天漁人	内宮 外宮	8月3日 8月24日	1,000人 800人
小俣町	内宮 外宮	8月3日 8月24日	2,300人 2,300人	新開	内宮 外宮	8月3日 8月24日	700人 600人
王中島	内宮 外宮	8月3日 8月24日	550人 600人	下長屋	内宮 外宮	8月3日 8月24日	550人 550人
上長屋	内宮 外宮	8月3日 8月24日	400人 400人	徳川山	内宮 外宮	8月2日 8月25日	850人 800人
高向	内宮 外宮	8月3日 8月24日	2,000人 2,000人	出雲町誠義会	内宮 外宮	8月2日 8月25日	250人 350人
西口町瑞穂連	内宮 外宮	8月2日 8月25日	850人 950人	二俣町	内宮 外宮	8月2日 8月25日	650人 900人
中島	内宮 外宮	8月2日 8月25日	300人 600人	栗友会辻久留	内宮 外宮	8月2日 8月25日	1,500人 1,500人
宮川町	内宮 外宮	8月2日 8月25日	760人 820人	宮沼連合	内宮 外宮	8月2日 8月25日	1,000人 1,000人
京町	内宮 外宮	8月2日 8月25日	960人 650人	小川町	内宮 外宮	8月2日 8月25日	1,100人 800人

一色町	内宮 外宮	8月11日 8月30日	1,200人 1,200人	通町	内宮 外宮	8月11日 8月30日	3,800人 2,400人
田尻町	内宮 外宮	8月11日 8月30日	440人 330人	黒瀬町橘栄社	内宮 外宮	8月11日 8月30日	1,380人 850人
常磐第一	内宮 外宮	8月11日 8月30日	800人 750人	常磐表町	内宮 外宮	8月11日 8月30日	500人 450人
浦口町	内宮 外宮	8月11日 8月30日	2,000人 1,500人	宮町	内宮 外宮	8月11日 8月30日	700人 800人
常磐仲町	内宮 外宮	8月11日 8月30日	400人 300人	常磐西世古	内宮 外宮	8月11日 8月30日	700人 700人
荘	内宮 外宮	8月10日 8月31日	1,200人 900人	今一色	内宮 外宮	8月10日 8月31日	1,600人 1,200人
二見町西	内宮 外宮	8月10日 8月31日	750人 650人	一志町	内宮 外宮	8月10日 8月31日	600人 600人
八日市場町	内宮 外宮	8月10日 8月31日	800人 1,000人	本町	内宮 外宮	8月10日 8月31日	1,000人 1,000人
曾祢町	内宮 外宮	8月10日 8月31日	1,500人 1,500人	大世古町	内宮 外宮	8月10日 8月31日	1,100人 1,100人
宮後	内宮 外宮	8月10日 8月31日	2,300人 2,100人	一之木町須原	内宮 外宮	8月10日 8月31日	1,700人 1,800人
前山町	内宮 外宮	8月9日 9月1日	450人 460人	豊栄会	内宮 外宮	8月9日 9月1日	1,350人 1,350人
北浜連合	内宮 外宮	8月9日 9月1日	1,300人 1,350人	大湊	内宮 外宮	8月9日 9月1日	5,000人 5,000人
倭町	内宮 外宮	8月9日 9月1日	800人 800人	吹上町	内宮 外宮	8月9日 9月1日	1,200人 1,050人
宮崎	内宮 外宮	8月9日 9月1日	750人 730人	岡本町	内宮 外宮	8月9日 9月1日	1,400人 1,300人
尾上町永昌社	内宮 外宮	8月9日 9月1日	500人 500人	岩淵町	内宮 外宮	8月9日 9月1日	1,400人 1,350人

出所：『伊勢のお白石持 町衆の心と技を伝える』をもとに作成

これまでの歴史的文献に基づき、お木曳きとお白石持ち行事の初見やその後の経緯を辿れば、奇しくも正遷宮の造替制度が一時的に中断した最後の寛正三年（1462年）、第四十回式年遷宮・皇大神宮の造営期中に出現し、律令制の崩壊とともに、国家事業の遂行が困難となったことによって、造替費用の調達ばかりではなく、諸国役夫の徴用もままならず、地元の民衆に奉曳・奉献行事を委ねることになったことが推察される。これを始点として、「お木曳き」と「お白石持ち行事」の祭典行事は、古来よりの伝統行事を守る使命感と責任感が、今日に至る連続性と拡大化に繋がり、神宮に対する地域の人々の矜持と畏敬の念が伝承と進化、神秘性を融合する共生社会の形成を担う大きな役割を帯びていると思われ

る。

(2) 伊勢講の成立過程と諸相

(i) 伊勢講の発生要因と全国普及の発展過程

伊勢参宮盛行要因の一つに、伊勢御師が諸国に神宮信仰の伝道布教を行なうことによつて、各地域から伊勢参詣に向かう集団参拝の派生的結合形態としての講集団が組織され、全国的に参宮の普及伝播に貢献した伊勢講の存在が挙げられる。もとより地域社会を基盤に神社参拝の目的で組成された講参の集団的組織体系は、とりわけ交通機関が未成熟な遠方の信者にとって重宝な参詣手段の切り札であり、なかでも伊勢神宮へ参る伊勢講や紀州熊野権現に詣でる熊野講、出雲大社の大社講、富士山登頂、浅間神社に参る富士講・浅間講など、霊社名社の参拝講は、全国的な拡散・伸長を示している。

すなわち、講中においては、各講員の中から籤引きなどの方法によつて講参の代表者を決め、講員が拠出した講金を代参者の旅費に充て、講員を代表して神社参拝を受けた神札を留守中の講員に配布する。いわゆる講費（往復の旅費・御祓い札の購入・太々神楽奏上の経費等）の捻出にあたっては、講金の全部または一部を頼母子・無尽の方式で積み立てて、落札したものから順番に代参する方法や村落が所有する田畑・山林の一部（伊勢講田・伊勢山・神明山）を費用に充てるなど様々な方策が採られている²⁴⁵。

伊勢参宮における参詣量の高まりは、階級の下層民衆（農民・商人等）の身分的・経済的成長が遠隔参詣実現の根本的要因であるが、やはり参宮の経済的条件の克服は、阻害要因の大きな障壁であり、同一目的の民衆同士が結合・団結して講集団を結成する信仰的動機は、きわめて自然的であり、必然的な要素を内含する参宮の派生的形態の一種と見ることが出来る。新城の研究によれば、元来、講とは寺院の講教や法会を意味するにすぎなかったが、その後、講教の参集者をも意味し、やがて信仰に基づく恒久的な結合を指称するようになったという²⁴⁶。

いわゆる、文献に見る伊勢講の初見は、足利義満とも親交があり、室町期の日常的な公家

²⁴⁵ 桜井徳太郎『講集団成立過程の研究』吉川弘文館、1962年、247頁～248頁、258頁。

²⁴⁶ 新城常三、前掲書、253頁～254頁。

の生活を記録した山科経言の日記『教言卿記²⁴⁷』応永十四年（1397年）正月二十三日の条で、〔史料③〕

「一、資親宿所ニテ神明講張行云々、倉部・範舜法眼・教高・教豊・徳菊丸・非衆粟田口長方朝臣・大内記長頼・右衛門督教遠・右兵衛督、教冬、此兩人非衆云々、」

この日、山科家で神明講（伊勢講）が開かれ、山科経高等九名の参加者があったことが記述されている。この頃の伊勢講とは、貴族社会における伊勢信仰のための寄り合い的要素が多分にあり、未だ半恒久的な結合以前のものであって、講集団の第一段階ないし第二段階的範疇に過ぎないと新城は指摘する。しかしながら、当時の伊勢講は、貴族社会の独占的な存在ではなくなり、すでに民衆の間にも普及していたことが下記の文献より明らかである。すなわち、嘉吉元年（1441年）九月、幕府徳政適用令の除外条項として、〔史料④〕「諸社神物付神明・熊野講要脚事。」とあり、

諸社の神物及び神明講（伊勢講）・熊野講の要脚（講銭）は、徳政令の適用を受けず、その貸借は無効とされないという規定であり、それは、幕府の保護のもとに伊勢講が社会的に潜在的な存在を示すものであり、伊勢講の地縁的拡大が逐次進行していたものの、その派生地域は京都及び畿内周辺の比較的狭隘な地域の庶民層に限られていたことが窺える²⁴⁸。

江戸時代に入ると、郷村制（農民の連带的・自治組織）の発達に伴い、遠隔行旅や参詣への風潮が民衆層を中心に高まり、経済的負担の障壁を除去する手法としての講結成、とりわけ、代参講の全国的な普及伝播は多くの参詣者を創出する一因となり、講集団における農民的結合の色彩は、零細農民や貧者を含有する下層民衆の拡大と大衆化の様相を呈し、参詣の目的を達成する蓋然性の上昇実現に寄与する。また、各講組織における全構成員の結合実態を概観すれば、成田講や富士講、その他の講は、一般的に全村的なものではなく、村落の一部あるいは大部分が家によって結成されたものである反面、伊勢講は全村的確立の高い講組織であり、分布範囲の広汎性と参詣の国民的義務観、国家の宗廟・総鎮守としての崇敬心が相俟って、伊勢講への加入は自由ではなく、半ばこれを強制する社会的雰囲気があったことを新城（1982）は示唆する。

このような講参りの特徴的な点を列記すれば、一つ目に、代参講は連年あるいは何年かおきに実施されるのが通例であり、講の加入員は、少なくとも生涯に一度や二度は、伊勢

²⁴⁷ 史料纂集『教言卿記 第二』続群書類従完成会、1971年、11頁。

²⁴⁸ 新城常三、前掲書、254頁～256頁。

参宮に赴き、その地域からは半永久的に一定数の参詣者が見込まれ、講組織は永続性の強い参宮形態を有する。また、近世参詣の特徴は、既述したように、中小農民・下層農民を主体とした参詣量の増大（個人参拝・抜け参りの伸長）を起因とするものであるが、農業生産は天候や地震、災害・冷害等による豊凶や景気に左右されやすく、とりわけ、遠隔地域であればある程、神宮参詣に与える影響を強く受けやすい。

これに反して、同じ目的をもつ講の結合的集団参拝は、凶作や経済的條件の悪化に遭遇しても、旧来からの神宮崇敬信仰と講費の蓄財（剰余金の運用・頼母子等）によって、習俗の維持を重んじる熱意がきわめて高く、個人的参詣以上に安定した神宮参拝の頻度を高めることが出来たと思われる。さらに、諸国の儉約令には、講参り以外の個人的参詣が厳しく制限され、そのため、抜け参りが頻出した要因にもなったことは、逆説的に言えば、講組織が統治者にとって信頼性のある集団組織であり、個人的参宮の違法性（抜け参宮）と相違し、公的に容認し得る存在であったといえよう。

二つ目に、講組織の結合体は、単に信仰的動機による寄り合い的・団結の集合体だけではなく、全村的な生活全般に亘る複合的な要素を内含し、村落による相互扶助機能を果たす役割を担い、通態の一元的結合から多元的な講集団に変化したことである。つまり、神宮参詣の始原的な目的を達成する経過において、講集団の親睦的機能が醸成され、結合の効力は連帯から親和性、娯楽性へと進化し、時代の降下に伴い（江戸期中）、封建的規制の重圧から一時的な逃避を行なうことで、解放感や充実感を体現する機会を共有し（近隣社寺の参詣や物見遊山、鎮守社の祭礼や芝居見物等）、本来の神宮参拝においても、現代に通底する団体旅行の実相と何ら変わることはない観光形態を示している（団体観光旅行の萌芽）²⁴⁹。

（ii）互助組織の自治と「組」、「講」の相違

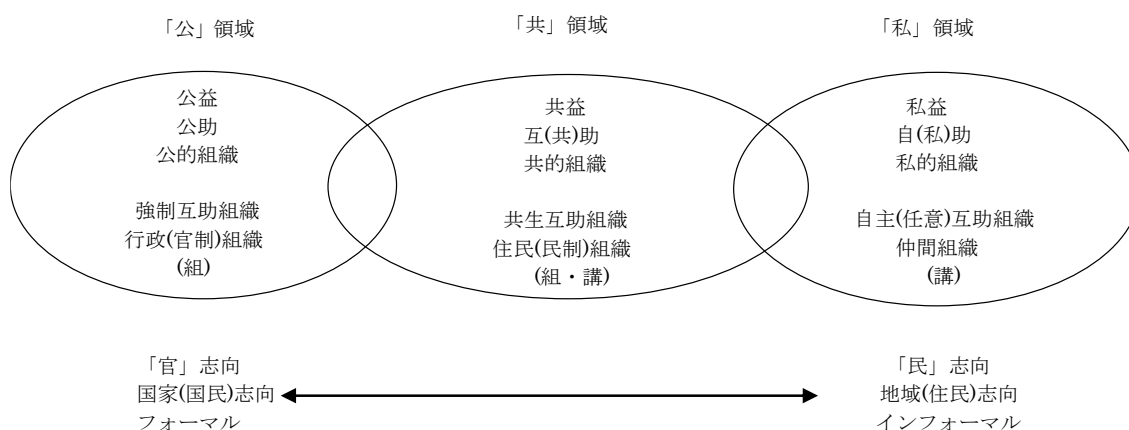
ここで、この講組織について、村民が支え合う「共生互助組織」の観点から、上部による強制的な互助行為を課す「強制互助組織」と、村民自らが互助行為を自発的に行う「共生組織」を論点に据え、論を進めていきたい。まずもって、互助組織とは、村民の合意に基づく自治を前提とする共生組織のことであり、一般に、組織の機能要件は、成員の目標

²⁴⁹ 同書、777頁～785頁。

達成と欲求の充足を主眼とし、そのためには、参加者の協働意欲を高め、成員間のコミュニケーションを促進することを求められるが、互助機能に力点を置く互助組織は、相互扶助を通して成員間の生活を支え合うことを目的とする特質的形態であると恩田は指摘する²⁵⁰ (2006)。

この相対的な互助組織は、表 1-15 にも示したように、「官」による公的な領域の「強制互助組織・制度的」と「民」、すなわち、地域住民による私的な「自主互助組織・任意的」に区分され、さらに、二つの領域に重なり合った中間ゾーンに位置する「共生互助組織・共益的」に分類される²⁵¹。

表 1-15 「公」、「共」、「私」領域の概略



出所：恩田守雄『互助社会論 ユイ、モヤイ、テツダイの民俗社会学』を引用

この中間領域に、流動的な地位を示す「共生互助組織・民制」は、本来の自生的（住民の自発的意志）な組織が村落の協同慣行や全村的な方向付けによって、半ば強制的に義務化された要素が強く作用されるにつれ、能率的な行政組織（官制主導・規則の条文化）に近づく因子を内包する一方、外部からの政治的介入が低く、村民が個別のテーマに沿って任意に参加し、互助組織にける活動の自由度が漸次高くなり、「私」志向の領域へと向かう組織形態に対し、前者を「組」、後者を「講」と呼称する²⁵²。（表 1-16、参照）

²⁵⁰ 恩田守雄、前掲書、154 頁～155 頁。

²⁵¹ 同書、161 頁～162 頁。

²⁵² 同書、162 頁～163 頁。

表 1-16 互助組織としての「組」と「講」の相違

形態	組	講
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・地域互助組織 ・イエ(世帯)単位が中心 ・全員加入型の公的な組織 ・村落全体の定例的な共同仕事中心 ・加入と脱退が自由でない。 ・強制力が強い。 ・生活機能全般に関わる社会集団 ・自治(統治)団体中心の組織 ・継続的組織が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ別互助組織 ・個人単位が中心 ・任意加入型の私的な組織 ・私的な事業中心 ・加入と脱退が比較的容易である。 ・強制力がそれほど強くない。 ・特定の機能に特化した社会集団 ・任意団体中心の組織 ・一時的組織(目的達成後解散)もある。
種類	<ul style="list-style-type: none"> 〈自治互助組織〉 ・地域互助組織(村組) ・近隣互助組織(近隣組) 〈生産互助組織〉 ・ユイ(田植)組など ・組合方式 ・水利組合など 〈生活互助組織〉 ・葬式組、不幸組など ・子供組、若者組など 〈強制互助組織〉 ・五人組、隣組 	<ul style="list-style-type: none"> 〈生産互助組織〉 ・経済講 ・頼母子講、無尽講 〈生活互助組織〉 ・屋根葺講、茅講、米講、粃講など ・畳講、布団講、箆笥講、夜具講など ・無縁講など 〈教養互助組織〉 ・宗教講 ・全国レベル - 伊勢講、熊野講など ・地域レベル - 稻荷講、庚申講など ・社交講 ・茶講、汁講など

出所：恩田守雄『互助社会論 ユイ、モヤイ、テツダイの民俗社会学』を引用

竹内利美（1990）によれば、「組」はその組織に即する集団として、「講」は主に機能の面に即した集団の捉え方を前提に²⁵³、組は基本的に、（1）村落内を小分けした特定地域に定位される家々の一律的・平等的結合、（2）主に村落内部の生活協同の結合（外的な制度によるものではない）といい²⁵⁴、講は村々の大部分の講集団において、外部的拘束力を受けず、主に村落内の生活上の要望に基づき発生した結合形態を組成すると指摘する²⁵⁵。略述すれば、組織形態の特性として「組」は、村々の生活全般にわたる自治的拘束力（行政・統治組織）の要素が強く、「家」を単位に組織母胎とする全員参加の互助組織であるのに対し、「講」は特定のテーマを核とする講員の自由意志によって成り立つ任意参加型の互助組織である²⁵⁶。

²⁵³ 竹内利美『竹内利美著作集 1 村落社会と協同慣行』名著出版、1990年、186頁、208頁。

²⁵⁴ 同書、190頁。

²⁵⁵ 同書、211頁。

²⁵⁶ 恩田守雄、前掲書、165頁～166頁。

ここでは、本稿の主軸ともいえる宗教講に力点を置き、共生互助組織を概観してみれば、宗教講は村民の自由意志による任意参加型の互助集団というよりは、むしろ、村落内の協同慣行による義務的な伝統習俗を踏襲する全員参加型の互助組織に近似し、住民主体の特定機能集団でありながら、公的志向の色彩が濃厚な官制互助組織と捉えることができる。それゆえ、宗教講は、より公的な強制力の強い「組」の領域に属する集団的な組織形態となりうるが、宗教講の大きな特色は、特定社寺の参詣祈願を主目的とするものであり、長期間にわたる継続性（期限付き）と信仰的・経済的機能の安定的指向の観点から、互助組織の派生的形態として、村民の生活支援や社交娯楽の促進など多機能性をも具有するために、フォーマルな互助組織として、政治的拘束力の強い「組」とは、一線を画して議論を進める必要がある²⁵⁷。

さらに、伊勢講に特化して、その本質を探究すれば、伊勢講とは、輪番制による代参の集団的・参詣祈願を目的とするものである。その始原的機能から、全村的な生活慣行（式年式化や娯楽芸能等）へと派生する新習俗の発現を促し、代参講の名のもとに、政治的圧力から一時的に弛緩される開放性と充実感の発露や、日常的な風景から非日常の異空間を体現する驚異の世界観（現状生活の再認識）と発想の転換を及ぼす機会を得るなど、村民の独自性と創造を醸成する全員参加の体験型互助組織を創生する。したがって、このことは、多くの村民（身分的階層）を講員とする伊勢講は、伊勢参宮の凝集性のもとに、信仰の深化や経済的・社会的機能に直面する自由度の高い私的「民」志向のインフォーマルな領域へと向かい、伊勢参詣（観光旅行を内包）を通して、個々人の創造性と協同性を育成する共生互助組織の集団的宗教形態の一つといえるであろう。

（iii）御師と伊勢講の連関と密接性

先述した如く、伊勢講の組織形態は、室町末期の畿内において、農民の自治的組織を主体に、伊勢神宮の参詣を目的に結成された地縁的共同体の私的信仰組織である。集団参宮の具現化については、個人的に経済力の低い圧倒的多数の農民・庶民層の救済措置として、郷村制の利点を最大限に活用した代参講のシステムを創出し、伊勢参宮の全国的な浸透、発展（伝播普及）に寄与する信仰的原始機能の相互扶助的組織を成立させた。

²⁵⁷ 同書、161頁～163頁、167頁。

このように、農民を主軸に村組織が発達した背景には、室町末期から江戸期初頭にかけて、全国的な新田開発が活発になり、畑地の開墾や耕作地の増加に伴って、零細農民（非土地所有者）が所有地を獲得し、自立小農民へと成長する過程において（家父長的制度からの解放）、中世的村落（上下関係）から近世的村落（相互対等）の転換がなされたことである。そこには、村民の大多数が参加する共同体に、信仰的宗教の介在が垣間見え、結合体の機能維持と結束力の強化（緊密性）には、表象的な信仰の存在が必然的であったことが確認され、既に、講集団が発展する素地が近世村落内（本百姓制）に沈潜していたことが看取される。

また、この時期に、全国的な交通網の整備や貨幣経済の発達、商工業の発達や生活環境の改善等によって、村単位の一体的な機能性と集団組織の有益性を村民自らが認識し、ここに、伊勢神宮の国主神観のもとに、集団的伊勢講の参詣が全国的に一般化した基因とみることができる²⁵⁸。さらに、伊勢講発展の深層に触れるならば、安土桃山中期から後期にかけて、未だ有力領主層の武士が檀家の中心であった伊勢御師との師旦関係が、農民層の経済的地位の向上とともに、農村の有力層を旦那化し、伊勢参宮を目的とする伊勢講の集団組織（村単位）が全国的に拡大されるに至ったことである。すなわち、御師の領導の下に、伊勢信仰を通して、村組織の結束力を高め、今日の伊勢参宮発展に繋がる圧倒的経済力・信仰的優位性の確保を不動のものにし、近世的村落の形成に大きく関わったことである²⁵⁹。

桜井徳太郎（1970）は、宗教民俗学の観点から、神宮宣揚の一手段として、御師が教壇圏拡張のために設けた信仰上の拠点（田屋神明）について、次のように言及する。伊勢信仰の伝播普及にあたっては、伊勢御師の巧妙なる布教活動の一環として、神宮の末社としての神明宮を全国各地に勧請創設し、そこに、揺るぎなき信仰の拠点を確立したことであり、しかもその多くは、神宮領御厨外に設置されたものであり、その布教活動の時期は、室町末期から、近世にかけての時代であったという。すなわち、ここに伊勢講の慣行的信仰と郷村制の成立に、伊勢御師が深く関与していたことが推察され、問題の所在を解明する糸口が顕在化する根本的挙証が浮上する²⁶⁰。

このような未開拓の処女地に、御師が積極的に信仰圏の拡張を図った歴史的背景には、

²⁵⁸ 東京都世田谷区教育委員会、前掲書、222頁～224頁。

²⁵⁹ 同書、222頁～223頁。

²⁶⁰ 桜井徳太郎、前掲書、251頁～252頁、255頁。

鎌倉幕府の滅亡によって、武将側からの神領の寄進が滞り、続く南北朝の動乱も重なって、御厨（みくりや）拡大の戦略が困難となり、神宮の新たな信仰圏拡張の手段として、御師の廻壇による布教活動に方針転換し、信徒の獲得を目的に、全村的な講集団・参宮団体（伊勢講）を組織化したことである。軌を一にするかのように、この時期、農民が主動する自治組織が全国各地に出現し（自立農民による出村の形成）、親村から分離独立した新村は、御師の勧請創設（神明社の創立）によって、村人たちの信用を漸次獲得し、この大神宮を勧請した神明社を多くの人々が鎮守と仰ぎ、時の経過とともに氏神の地位を確立した。

すなわち、御師の布教活動をあえて未開の地に目標を定めることによって、教壇圏拡張の活動が旧村の氏神と対立争いを回避できる最も有効な手段であることを神宮側が認識し、伊勢信仰圏の拡大を容易に進めることができる実践的な戦略に舵を切る手法を選択したことである²⁶¹。しかしながら、その一方で、柳田（1969）の持説に目を転じてみると、「出作百姓又は田屋百姓などによって開発された村は、世間との交通はすべて親村を經由し習慣も利害も親村に遵拠し、属国のような姿をしているから、新たに氏神を勧請する場合には、無論親村と同一の神を祭ることになるのが普通であった²⁶²。」という。

いわゆる、村開発の初期においては、村民の共同利害と協調性を必要とする村落統一の手段として、共同祭神を勧請し、氏姓の相違する寄合の結束強化に、村人の生活と村社会の安寧を鎮護する産土神の存在は、決して欠くことのできないものであった。こうした背景の中で、新村の創設にあたっては、親村と同一の産土神を祭るために、多くの春日社や八幡社を勧請する因習に対し、教壇拡張を目論む御師にとって、新村といえども産土神の地位を確立することは容易ならず、氏神の新規参入にあたっては、村の統治者層を取り込むことに腐心する姿勢が垣間見えることも理解の範疇に収めなければならないと考える²⁶³。

また、桜井（1970）は、興味に富んだ示唆として、開拓民が荒蕪地を開墾し、新たに開発した新開地や出作地を管理する機構やその管理人を田屋と呼ぶ地方が多いことに着目し、御師が勧請した神明社の田屋と名称が同じであることに関連性を指摘したうえで、新興の村組織と御師の伝道普及活動の密接性がより鮮明化する根拠の一つであると捉える²⁶⁴。

さらに、桜井の事例研究に着目し、例証を順次列記すると、山形県鶴岡市では、オヤカ

²⁶¹ 同書、254頁、256頁、259頁～260頁、272頁、275頁、298頁。

²⁶² 柳田國男「農村家族制度と慣習」『定本柳田國男集 第十五巻』筑摩書房、1969年、357頁。

²⁶³ 同書、356頁～357頁。

²⁶⁴ 桜井徳太郎、前掲書、259頁～260頁。

タ（戸主）の伊勢講〔オセ講という（お伊勢講の略称）〕や主婦の観音講、老媪の念仏講と並んで嫁たちだけで組織するオダヤ講が存在するという。このオダヤ講は、代参する場所が伊勢神宮ではなく、鶴岡のオダヤサンに参詣していたといい、その理由として、伊勢までの長旅が婦女子にとって多くの困難を伴うことや長期間嫁家を留守にすることを許可しない家庭的な諸事情があったことを挙げる²⁶⁵。また、同じ（旧）西川田郡水沢村・石山村の伊勢講なども、凶作や突発的な事故などによって、伊勢参宮を行なわないときは、鶴岡のオダヤサンに参詣して神札を頂いていたといい、この代参制を攝取受容する田屋神明社は、神宮の摂社・末社に相当する伊勢神宮の代行的機能を果たしていたと桜井は指摘する²⁶⁶。

加えて、石川県の能登地方では、（現）鹿島郡中能登町を中心にして、伊勢御師の領導の下に、多くの神明講が組織され、御師が下向の際は、タヤを宿泊所（講中の勧化によって設立）として、ここを根拠地に各地の講中を巡回した。タヤに宿泊する御師に対しては、当番制によって選ばれた講中の頭人が、食事の準備から身の回りの世話までの一切を奉仕し、その期間中はタヤの傍らに小さな小屋を建てて移り住み、その任務に精励したという（御師居所の社殿化）²⁶⁷。

このように、中世末から近世初頭にかけて、御師が信仰圏拡張のために、廻檀巡行の拠点地として田屋神明社を創設したその経緯をまとめれば（母胎村の場合）、信仰目標の根拠地が地理的に交通の要衝であり、その利便性が御師の活動にとって非常に有利であったことや村組織の政治・経済を統治する指導者層が交渉の過程において、事前に了知していたことを前提にして、① まず、神社の氏子に働きかけて、そこに伊勢神明講を結成させる。② 次に、その神社の勢力の及ぶ範囲の隣接地域を順次固めていく。並行して、（新田村含む）、布教上の拠点たる御師の旅舎を神聖視せしめ、社殿化した宿舎の氏神化を推進する。このことによって、氏神化した田屋神明講と族縁共同体・地縁共同体の関係を密にし、神明社の地域的な拮がりとなし全国的な展開を御師領導の下に遂行すると桜井は神明社の成立過程を指摘する²⁶⁸。

一方、新城（1982）は、全国に散在する旦那は、未組織のまま各々御師と師旦那関係を締結していたために、御師の廻檀巡行によって、旦那の掌握を容易にする手段として、講の

²⁶⁵ 同書、262頁。

²⁶⁶ 同書、262頁～263頁。

²⁶⁷ 同書、268頁～269頁。

²⁶⁸ 同書、270頁～273頁。

組織化を進め、御師が講の結成に何らかの関与があったことには容認するものの、「一つの地域が数人の御師の支配に属し、御師の地盤が必ずしも地縁的に完結していないのに対し、講は一般に地縁を結合原理とする結果、講員はそれぞれ御師を異にし、一御師による講の一元的支配が、実現されない場合もある²⁶⁹。」と述べている。

このことは、伊勢講と御師の関係は、必ずしも相即不離なものでなく、しかも、それは伊勢講が御師の下部組織ではないことを意図するものであり、神宮の組織とは多分に独立した存在であることを示唆する。新城は、本来、一講・一御師が一般的な形態であると前置きしつつ、そこには、御師が自己の旦那を積極的に講集団の組織化に加担した明証は見当たらないといい、また、伊勢御師が伊勢講の講親になることはできず、常に講のほかには立たざるを得ない点を鑑みても、大半の伊勢講の成立は、多分に自生的なものであって、それは御師との階統制から独立した教養互助の私的な組織体であり、多くの人々の自主的な気運の下に、共同社会の色彩が濃厚な講組織を形成する参宮集団の一形態であると主張する²⁷⁰。

ともあれ、両者の間には、見解の相違が見られるものの、対象地域が遠隔地である程、伊勢講の創設にあたっては、御師の関与が少なからず認められると考えられ、多くの庶民層が伊勢参宮の機会を得ることによって、伊勢道中における様々な体験や感動、抑圧からの解放感など²⁷¹、あらゆる触覚的与件を享受する人々の心の記録が今に生きていることに、疑問の余地は残されないといえるであろう。

(3) 小括

上来、縷々述べてきたように、第3節では、今日の観光・商業的都市形成の礎ともいえる伊勢市のまちづくりに深く関与した式年遷宮の造替制度やその歴史的意義、また、その再興に尽力した慶光院清順・周養上人の勸進聖とこの祭典行事を使命感と責任感をもって次世代に継承し、今日の共生社会の形成を担う多くの地域の人々の役割と社会的意義、さらには、伊勢参宮盛行の発達要因の一つに挙げられる伊勢講の成立過程と御師の関係性について、多くの文献・史料・記録をもとに、遡及的かつ一つ一つの事例検証を踏まえなが

²⁶⁹ 新城常三、前掲書、264頁。

²⁷⁰ 同書、264頁～265頁。

²⁷¹ 東京都世田谷区教育委員会、前掲書、243頁。

ら、真意の目的と課題、問題点を明らかにした。

すなわち、神恩報謝・国家安寧の国体護持のもとに、持統四年（690年）・皇大神宮（内宮）、持統六年（692年）、豊受神宮（外宮）より二十年に一度、今日まで伊勢神宮の社殿を造替してきた式年遷宮は、その造替制の維持・継承に必要な造営費用が重大要素の一つであり、国の庇護のもとに、国家の祭祀として国家事業の一つに位置付けられ、神税や役夫の供給などによって正遷宮の造替制度は、室町末期まで継承された。しかしながら、応仁の乱以降、幕府の権威失墜や在地武士層の勢力拡大、人心の荒廃などにより、諸国一律の普遍的賦課税（役夫工米）の確保が困難となり、永享六年（1434年）、豊受大神宮、第三十九回式年遷宮、寛正三年（1462年）、皇大神宮、第四十回式年遷宮を最後に、正遷宮造替制度は、中断することとなった。

この後、正遷宮造替の再興に向けた慶光院清順・周養の献身的かつ赤誠の念をもって取り組む姿勢が功を奏し、朝廷と大神宮との深い信頼関係を築きあげることが可能となり、諸国の有力大名に造替費用の寄進を求める勸進聖に邁進し、約百三十年の時を経て、両神宮の正遷宮造替制が復活した。この再興にあたって最も困難を極めたことは、幕府の財政逼迫による造替費用の調達であり、清順・周養は、経済的危機の対応策として、新儀異例にもかかわらず、朝廷の御信任を賜り、全国の有力大名に奉加の綸旨をもって正遷宮の造替費用を確保することが出来、その中でも、とりわけ全国を席卷しつつあった織田信長、豊臣秀吉の神忠厚い至誠の庇護と遷宮費用の奉獻を得られたことが、正遷宮造替の再興を可能にらしめた大きな要因といえる。

また、室町幕府の政治的・財政的破綻と同時期に、正遷宮造替事業の継続には、旧神領民の共曳参加（お木曳きとお白石持ち）が不可欠となり、これを契機に、神宮と庶民層の親近性が深まり、神宮の古代権力が次第に庶民的性格を帯びるにつれ、神宮に対する矜持と畏敬の念が醸成され、古来よりの遷宮祭儀を伝承する使命感と責任感を住民自らが自覚する今日の伝統行事に発展し、共生互助社会の一役を担う伝承的信仰の協働組織に至った。

また、伊勢参宮の伝播普及に貢献した伊勢講の存在は、とりわけ、交通機関が未成熟な遠隔地の信者にとって重宝な参詣手段の組織形態であり、個人的に圧倒的な大多数の農民・庶民層の救済方法として、郷村制の利点を最大限に活用した代参制のシステムは、画期的な参詣手法の一つであったといえる。このような組織形態に、伊勢御師が介入することに疑問の余地はなく、中世末期以降、農村経済の伸長とともに、教壇圏拡張を図るべく、農村の有力層を旦那化し、伊勢参宮を目的とする講集団の全国的な展開を推進する神宮宣揚

の中心的支柱であった伊勢御師は、郷村制の確立にあたって、結合体の機能維持と結束力の強化に対応する政治的・経済的手段として、全国各地に田屋神明社を創設した。

このことは、村落統一の緊密性と協調性を促進させる政治的信仰手法が、伊勢御師の介在によって明らかになり、田屋神明社は、伊勢信仰の普及伝播と活動の拠点として、産土神の地位を確立し、神宮の出先機関として、摂社・末社に相当する代行的機関を担うとともに、遠隔地における伊勢参詣の実現が困難な人々に、居参宮や代参制のシステムを確立させた先進性や多様性には大いに学ぶべきところである。

以上、これまでの考察を踏まえた上で、本稿のテーマである「着地型観光の源泉は、伊勢御師である」を仮説として、平安末期に出現した御師の成因過程や発展的経緯を史的に論述し、現代にも通底する接遇・歓待の基層的概念や受け入れ体制の整備、さらには、伊勢信仰の全国的な布教、宣揚活動を通して、講集団による団体参詣の誘引活動など、江戸期中には、御師制度の維持・管理・運営と地域を主体とする自治行政組織（宇治・山田）の確立を果たしたことを明示した。

すなわち、伊勢御師は、平安末期を起源とする祈祷師的行為から、そののち、旅宿の兼営を行ない、中世期以降、貴族社会に代わって、庶民層の経済的向上や郷村制の確立に伴う自立農民層の台頭、さらには、室町期から織豊時代にかけて、強力な支配権を掌握しつつあった戦国大名に近接して、農民領主や有力武士層との師旦関係を次々に締結するとともに、江戸期に入ってから、双方の結束力をより普遍的かつ密接的に永続させることに注力し、御師の活動がさらに広汎に、地縁的な拡張が続けられることに至った。このような村落領主や有力大名との関係性は、厳粛的な宗教行為の他に、経済的行為も付随する二重の役割を担い、このため、多くの御師が富裕化し、この時期、御師制度の確立や宇治・山田の自治行政権を獲得するなど、御師主導による全国的にも稀有な自治都市が形成されたことである。

このことは、宇治・山田の地域一帯が守護不入の地であり、太閤検知も行われなかったため、次第に、商人的行為によって神役人層が独自の自治組織を組成し、政治・経済の両面にわたって、宇治・山田の自治機能の中枢を担ったと思われ、さらに、こうした背景には、山田奉行所の財源として、在地の商人に特権と保護を供与することが多く、山田三方を中心に、比較的自由的な経済活動を行うことができたことを起因とする。

また、御師制度について着地型観光の枠組みから捉えるならば、御師が兼営する旅宿の機能は、旅人の疲労感を払拭させる懇切丁寧な応対や伊勢詣の高揚感を喚起させる様々な

演出技法によって、現代の接客サービスに通底する要素を多分に内含し、とりわけ、御師邸での空間演出は、日々の生活空間からの逸脱を瞬時に体現できる荘厳と厳肅、寛ぎと癒し、温もりと細やかさを加味する多機能的な総合演出の効果を創出した（奉納・宿泊・食事・接待）。これは、参宮者の受入れ体制におけるランドオペレーション機能のシステム化や主要街道沿いの旅籠との情報伝達・荷物輸送のネットワーク化、さらには、接客サービスの高付加価値化や真心のこもったホスピタリティマインドの把握や活用など、観光関連サービス産業の基層的な知財を江戸期中にはすでに持ち合わせ、着地型観光の基盤となる地域仕立ての受入れマネジメントを伊勢御師は、実践的な経営スタイル(新規性と多様性)として、習熟していたことが確認できる。

このことは、着地型観光の概念である地域住民が主体となって(伊勢領民)、観光資源を発掘(伊勢神宮の参詣、二見浦の観光等)、プログラム化(御師邸の接客とランドオペレーションの機能性)し、マーケットへの発信(伊勢講の宣布活動)・集客(団体観光旅行の斡旋)を行う観光事業への取組と合致するものであり、このような地域仕立ての観光事業の多くは、現地集合・現地解散という旅行形態を取り²⁷²、伊勢参宮の旅行形態と符合する。また、着地型観光の最も大切なことは、受け入れ側の主体者が中心となって、観光者をもてなす観光行為を示すことであり²⁷³、それは、上にも述べたように、御師邸での真心の籠った接客や接待が長年に亘って培われてきた師旦関係の維持と、親近性の必然性を御師自らが自覚と認識をもって体現した結果が、ホスピタリティ・マインドの本質を捉え、御師主導のもとに、伊勢地域の人々が一体となって、歓待に尽力したことに伊勢御師が着地型観光の源泉として、確証できる事象といえる。

さらに言えば、地域が持つ観光資源を活用して、受入地域側の主導で企画する旅行商品の販売を手掛けるということは、「発地型観光・送客側(出発地)」の大手旅行会社が造成する旅行商品の販売²⁷⁴が、御師主導のもとに、パッケージ化された旅行商品を全国各地の伊勢講元に出向き、販売を行っていたことと同じ形態であり、「発地型観光」が出发地と現地(受入地域)の橋渡し役(仲介業)として、現在の旅行業のルーツになった所以であると思われる。また、海外に目を転じれば、近代的旅行業の創始者として、1841年に団体旅行を企画したイギリス人トーマス・クック(1808年11月22日生まれ)は、今日にみら

²⁷² 尾家建生・金井満造(編著)、前掲書、7頁。

²⁷³ 同書、17頁。

²⁷⁴ 佐々木一成『観光振興と魅力あるまちづくり 地域ツーリズムの展望』学芸出版社、2008年、66頁。

れる旅行者主導のパッケージツアーを生み出し、ガイドブックをはじめ、斡旋手数料、ホテルクーポン、トラベラーズチェック（旅行小切手）など、今日の旅行業経営におけるほとんどの仕組みをクックが手掛け、これ以外にも召使の登記所や不動産の仲介、禁酒主義者用のホテル経営など²⁷⁵、多くの人々が安心して手軽に観光旅行を楽しめる礎を造った人物である²⁷⁶。

伊勢御師も同時代に、伊勢地域のパッケージツアーを造成し、山田羽書（ハガキ、日本最古の紙幣）の発行や為替（カワシ）の採用（手形・小切手・証券等による送金システム）、市座の収益や土倉といわれる金融業にも進出し、大衆観光の普及（伊勢参宮）や遠隔参詣（兼観光）の実現に寄与する様々な観光施策を実践し、多くの人々が旅を楽しむ行為（伊勢参詣）の仲介を果たしたことも伊勢御師が、着地型観光の源泉であることの実証性を示すものである。

そののち、伊勢の御師制度は、明治四年七月十二日、神宮改革の一環として、御師の廃止と神札配布の停止により²⁷⁷、平安末期から江戸末期に至るまでの約六百八十年余りで終焉を迎えることになるが、御師の活動は、今日の神宮参詣の普遍化に深く関与し、伊勢市の宗教的都市機能と商業的・観光的都市機能の共存をはかる唯一無二の自治都市を創生した功績は、多くの人々に、心のトレースとして記憶の中に留まることであろう。

²⁷⁵ 本城靖久『トーマス・クックの旅』講談社現代新書、1996年、18頁、31頁。

²⁷⁶ 前田勇編著『現代観光総論 第三版』学文社、1995年、179頁～180頁。

²⁷⁷ 西川順土「廃止前後の御師」『歴史手帖 12巻7号』名著出版、1984年、54頁。

第2章 尾張徳川家第七代藩主・徳川宗春の藩政改革

第1節 尾張徳川藩の藩政改革と藩社会の特異性

前稿では、着地型観光の源流を伊勢御師に求め、様々な観点から数多くの文献・史料・記録をもとに、史的論究を行なってきた。本稿では、引き続き、歴史的な観点に立って、名古屋における都市観光の源流を近世の封建社会の中でも、徳川御三家筆頭である尾張藩の藩政社会に内在すると考え、さらに、その中でも、尾州家第七代藩主、徳川宗春の積極果敢な政策的志向（重商政策・開放政策・住民主体の都市政策）の治政を本テーマの仮説として、宗春の藩政改革が地域の発展や、都市住民の生活にどのような影響を及ぼしたのかを探求し、研究課題の概念化に結び付けるものである。加えて、中央政権（徳川吉宗）の緊縮主義にもとづく規制強化策に挑む宗春の自由・開放政策の功罪についても、若干の考察を試みたい。

(1) 尾張藩社会の概況

慶長五年（1600年）関ヶ原の戦後、徳川家康は、木曾川が東西対決の最も重要な攻防上の前線地帯と考え、九男の徳川義直を尾張の中心地であった尾張清州に封じ、慶長十四年（1609年）、名古屋城の築城（慶長十七年・1602年、完成）と清州からの遷府を決定した。尾張徳川家の初代藩主となった徳川義直は、元和二年（1616年）、名古屋城に入城し、尾張徳川家の藩領は、尾張国、美濃国、三河国、中山道的美濃鵜沼宿から木曾の贄川宿までの木曾山、近江八幡（天保十三年・1842年～嘉永七年・1854年）に至り、この他に、参勤交代による江戸屋敷の必要性和中央政権との近接性の観点から、江戸上屋敷（市ヶ谷）、中屋敷（麴町・四ツ谷・麻布）、下屋敷（戸山）、蔵屋敷（築地）の建築・整備、上方においては、公家との贈答儀礼や朝廷内情報の収集など、名古屋との情報交換を行うための京都屋敷（京都買物奉行）、また、経済的機能の役割を果たす大坂屋敷（大坂天満屋敷奉行）、伏見屋敷（伏見屋敷奉行）などが設置された²⁷⁸。

大坂に対する前線基地として、尾張を戦略上の重要な拠点と位置付けた家康は、名古屋

²⁷⁸ 岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』清文堂出版、2001年、16頁～17頁、19頁～20頁、24頁～25頁。

城の築城に加え、御囲堤（木曾川堤防）の強化や民利の増幅（太閤検地・算定の改善）、木曾山の加封や莫大な金銀の譲与（二百万両超）など、軍事上の戦略的措置に取り組み、中でも、森林資源の確保は、独占的な営林事業による売木収入（年二万両～三万両）や自家用材の補給の容易さが見込まれたばかりではなく、さらに、この確保の上に、元和二年（1616年）には二回にわたって、正金で都合百万両、銀七万貫にも及ぶ巨額の資産贈与が行われ、通常の国高収入とは異なる個別の収入が、尾張藩の経営規模を定める上に、大きく寄与するものであったと林董一（1989）は指摘する²⁷⁹。

しかしながら、その当時、自力による藩邸以下の造営事業や土木事業の支出拡大によって、寛永末には、江戸藩邸の再建資金として銀五千貫（八万三千両余）を幕府から借受け、正保二年（1645年）には、給知所得の不均衡を是正し、さらに、蔵入地（藩の直轄地）の加増を図る目的の地租改正〔高概（たかならし）・四つ概²⁸⁰、村高の改定と給人の知行地割替〕を強行するなど、戦略的目的で譲与された二百万両にも及ぶ贈与金の大半は、その間の建設資金やその他に大方消費されてしまったという²⁸¹。

このような戦略的資金の贈与や木曾山の賦与など家康の手厚い庇護政策が垣間見える中で、尾張藩の特性を挙げるならば、まず、第一に、元禄期から享保期にかけて、七代藩主徳川宗春の重商政策が功を奏するかのよう、「地の利」を活かした通商圏の拡大と、流通・経済ルートの拠点化（江戸・大坂筋の商取引）、商品作物の栽培や機業生産の普及、地域市場の開設や増設、名古屋商人（関戸・伊藤・内田の御三家等）の輩出や在郷商人の台頭など、今日の名古屋が経済商業都市として発展する礎を築き上げ、都市形成の仕組みづくりに貢献する多種多様な経済的因子が醸成されたことである。

また、農業生産においても、「地の利」を最大限に活用した水資源の確保（木曾川の運用）は、当初、軍事目的による堤防の築造として強化されたものであったが、結果的に、木曾川の氾濫を防御する堤防本来の役割が安定的な農業生産の向上に寄与し、尾張藩は、木曾川全水域の支配権（運材・通船の水利統制）を掌握すると共に、灌漑用水の支配も藩権力の所属するところとなった。このことは、農民同士による分水上の紛争が皆無となり、農

²⁷⁹ 林董一編『新編 尾張藩家臣団の研究』国書刊行会、1989年、18頁～19頁。

²⁸⁰ 高概・四つ概とは正保二年、既往十年間の取米を基礎として、その平均取米が四つ免（免＝年貢率、この場合、年貢率は四割）に合致するように高を延ばし、又平均の四つに充たないものはそれだけ高を縮めて領内の年貢を「免四つ」に均等した改正である。これによって検地の不備（従来の幕府が行った備前検・尾張藩が行った御国検）と知行所得の不均衡を是正し、また知行割替・渡しの公正とその簡易化を図ることも重要な目的があった（但し農民の貢租負担は従前と変わることはなかった）。同書、22頁、413頁。

²⁸¹ 同書、19頁。

民統制のより強固な効能を生じさせる側面的な結果を齎したといえる。

なかんずく、尾張藩の農業政策は、藩政の成立当初から、水資源の安定的な確保や森林事業など、農業治政上において有利な条件を収得し、寛永以降には、荒廃地の開墾やデルタ地区及び廃川敷等の開拓事業など、既成耕地の保全に留まらず、藩邸・社寺建築等の造営事業や河川敷の築防事業、森林開拓の営林事業など、長年に亘って蓄積された土木技術が、その後の農業生産の発展に貢献し、名古屋城下の繁栄を齎す特殊要因になったことはほぼ間違いないと思われる²⁸²。

次に、二番目の特徴的なこととして、見落とすことのできない点は、幕府との特殊関係である。前にも述べたように、尾張藩祖義直は、家康と父子の関係であり、義直の子の光友（二代藩主）には、幕府の三代将軍である家光の子千代姫が配され、両家の間柄はより一層密接な重縁関係が成されていた。将軍家（宗家）に対する尾州家（分家）は、水戸家、紀州家と並び、所謂「御三家」として遇され、その中でも尾張家は三家中の上長として筆頭格の地位にあり、幕府の出先機動的機能を要しつつ、諸所に及ぶ恩恵的処置（江戸御成屋敷再興資金の給付、藩邸再建や藩札停廃、米札回収の借款、国役金の減免、所領交換の許可等）を受けながらも、成瀬（犬山、三万五千石）、竹腰（美濃今尾、三万石）の二国老に、藩の重要政務を預け、藩主以下の専行や逸脱など監視の目を怠らなかつた。

このように、尾張藩は、家康以降、累代に亘って幕末までの擁護措置を受けることに留まらず、海陸交通の要衝や肥沃な農地、豊富な森林資源、三都（江戸・京都・大坂）に次ぐ商業都市を擁するなどきわめて有利な条件を収得しつつも、藩財政の窮乏による数次の藩政改革を断行し、幕末維新には藩論の統一強化を行ない、倒幕体制の確立に加担することで、明治新政府の政権開花に大きく寄与したことは、歴史の分岐点を鑑みる上で、尾張藩社会の国政上の地位を改めて、再考する必要があると思われる²⁸³。

(2) 家臣団の構成と藩財政の特質

(i) 家臣団の出自と編成過程

²⁸² 同書、19頁、21頁。

²⁸³ 同書、21頁～22頁。

尾張藩家臣団の形成・出自を知る上で、『士林浜洄²⁸⁴』は、家臣団の編成過程における 16 の各家を仕官系譜別に分類し、様々な関係家臣の合流によって、尾張家臣団が形成されていたことを示す貴重な史料である。すなわち、尾張藩の家臣団は、松平忠吉の武蔵忍及び尾張に封じられたときの家臣と、初代藩主義直の甲斐時代の家臣が合流し、それに將軍家の家臣、義直の駿河時代の家臣が加わり、さらに大坂役後の家臣と二代藩主光友時代の家臣が新たに参加して、複合的に形成された過程を大観できる²⁸⁵。

(表 2-1、参照)

表 2-1 家臣団の出自と形成

幕下御付属衆	將軍の家臣のうちから尾張藩に付属した者で、將軍に謁見できる家
御付属列衆	將軍の家臣のうちから尾張藩に付属した者で、將軍に謁見できない家
初後御部屋付衆	平岩親吉の子姪従士のうち、慶長六年(1601年)および慶長八年に駿府の義直に近侍した者の家
弓衆	平岩親吉の従士で、彼の死去後直義の家臣になった者の家
御朱印衆	義直が甲斐に封ぜられたとき仕官した、甲斐の武名ある二〇人の家
駿河詰衆	義直が尾張に封ぜられながら、なお駿府にあったとき、平岩親吉の従士、清州旧臣で、駿河の義直に仕えた家の者
甚太郎衆	松平忠吉が松平甚太郎家忠家を継いだとき、忠吉に仕えた甚太郎家旧臣で、ついで義直に仕えた者の家
忍新参衆	松平忠吉が武蔵忍に封ぜられたとき、仕官した者の家
尾張衆	松平忠吉が尾張に封ぜられたとき、その本貫をもって仕えた尾張を代々知行した者の家
清州新参衆	松平忠吉が清州で召し出した者の家
外戚家	義直の生母相応院の族縁者の家
媵臣家	義直夫人高原院の結婚以来婚姻に従って仕官した者の家
駿河新参衆	義直が駿河にあるとき、召し出した者の家
元和新参衆	義直が大阪の役後親政をはじめて以来召し出した者の家
瑞公御部屋新参衆	二代藩主光友が世子のとき、召し出した者の家
慶安以後新参衆	慶安三年(1650年)光友が襲封してから元禄六年(1693年)死去する間に召し出した者の家

出所：新修名古屋市史編集委員会『新修 名古屋市史 第三巻』をもとに引用

この系譜別史料をもとに、寛永期の『寛永年中分限帳²⁸⁶』と照らし合わせながら、各家臣団の人数・石高を分類したものについて、秦達之（1989）の資料から家臣団の形成過程を存知することができる。

²⁸⁴ 『士林浜洄』は尾張藩の儒者松平君山が延享二年（1745年）に成稿したもので、『名古屋叢書続編』第十七貫～第二十巻に収録。士林そかいの意味は、諸士についてさかのぼるの意味。林董一編、前掲書、140頁。

²⁸⁵ 同書、131頁～132頁。

²⁸⁶ 新修名古屋市史資料編編集委員会『新修 名古屋市史資料編 近世 I』名古屋市、2007年、16頁～29頁。

(表 2-2、参照)

表 2-2 寛永期家臣団の人数・石高

出自	1 万 石 以 上	5 千 石 以 上	1 千 石 以 上	500 石 以 上	100 石 以 上	人 数	比 率 (%)	石 高	比 率 (%)	1人当 たり 石 高	
甚太郎衆		1	10	16	61	88	9.94	46,310	10.2	526	163,200 石 (35.9%) 346人 (39.1%)
忍新参衆		1	9	25	166	201	22.71	68,190	15.0	339	
尾張衆		1	8	4	4	17	1.92	25,800	5.7	1,518	
清洲新参衆			8	6	26	40	4.52	22,900	5.0	573	
初後御部屋 附衆			4	4	29	37	4.18	14,325	3.2	387	221,085 石 (48.6%) 276人 (31.2%)
弓削衆			1	1	126	128	14.46	25,610	5.6	200	
御朱印衆				1	22	23	2.60	5,500	1.2	239	
幕下御附属 衆	4		3	5	3	15	1.70	105,050	23.1	7,003	
御附属列衆		1	5	6	11	23	2.60	22,200	4.9	965	
駿河詰衆					8	8	0.90	1,960	0.4	245	
外戚家	1		5	1	3	10	1.13	30,100	6.6	3,010	
勝臣家				1	2	3	0.34	950	0.2	317	
駿河新参衆			5	3	21	29	3.28	15,390	3.4	531	
元和新参衆			7	4	71	82	9.27	25,570	5.6	312	
不明			5	6	170	181	20.45	44,810	9.9	248	
計	5	4	70	83	723	885		454,665		514	

出所：林董一編『新編 尾張藩家臣団の研究』をもとに引用

これを見ると、人数では、松平忠吉旧臣・忍新参衆の 201 人を筆頭に、続いて、同・甚太郎衆の 88 人、これに、同・清洲新参衆の 40 人、同・尾張衆の 17 人を加えると、松平忠吉の旧臣は、総勢 346 名にのぼり、全体の 39.1%を占めることになる。このことについて、秦は、松平忠吉旧臣がとりわけ大坂の役以前において、尾張藩の常備兵力として重きをおいていたことを示すと共に、松平家除封後、離散した者もあったが、その半数以上が、牢人にならずに、徳川尾張藩に仕官したためと指摘する²⁸⁷。

藤野保（1961）の見解も同様に、「総じて幕藩体制の成立過程における幕府の大名統制策（大名取潰し・改易・転封＝減封の場合）によって歴大な牢人が発生したにもかかわらず

²⁸⁷ 林董一編、前掲書、133 頁～134 頁。

ず、成立期幕藩体制を動揺せしめる牢人抵抗の条件が広汎に成立しえず、藩単位の新入封大名に対する散発的抵抗に終わったのは、幕藩体制の成立過程が、そのような幕府の大名統制の過程であると同時に、新興大名取立の過程であったことによるものである²⁸⁸。」といひ、新興大名の成立が、数多の牢人を吸収する作用を果し、幕藩体制の成立過程において発生した牢人問題の解決に寄与したことを指摘する。

一方で、一人あたりの石高に注目してみると、幕下御付属衆の 7,003 石を順に、外威家の 3,010 石、尾張衆の 1,518 石、御付属列衆の 965 石と続き、尾張藩の上級家臣が構成の上位を占めていることが看取される。すなわち、家臣団の編成にあたっては、家康直系の臣である幕下御付属衆・外威家・御付属列衆などが首脳部を担っていることが明らかにされたが、ここにおいて、尾張衆（在地武士衆）も上級家臣の地位を占めている理由については、領主の変遷にもかかわらず（信長・信雄・秀吉・家康・義直）、ほぼ一貫して尾張の領地を知行し続け、家康や義直も在地勢力である彼らを重んじ、所領を安堵・宛行いを優遇したことが推察される²⁸⁹。

（ii）尾張藩の財政と経営規模

次に、尾張藩の藩政維持の根幹に関する藩財政について、既存の史料（覚書・目録・文書等）をもとに、数値データを算出・分類〔所三男（1989）の研究資料を参考〕し、定量的観点から藩経営の実相と歴史的経緯を明示することにする。まず、各国の高目録やその他の書状によって、尾張藩の国別知行高と木曾上納の変遷を示したものが、表 2-3 である。これを見ると、藩祖義直が慶長十二年（1607 年）、甲斐の付中から尾張へ転封された当時の知行高は、483,533 石余であったが、その後、数次の加封や新附家臣の采地（美濃国、三河国、近江国、摂津国、木曾上納の合計石高、149,641 石 1 斗 1 升 2 合）を加えると、寛永十二年（1635 年）には、総知行高が 130.1%増加の 633,067 石 9 斗 7 升 2 合に及んでいる。

また、注視されるのは、正保二年に実施された公定祖率の改定（四つ概）によって、尾張藩の知行高は、709,075 石 2 斗 2 升 4 合となり、改正前の実に、144.6%の増加を見ることである。美濃国においても 154,077 石 5 斗 2 合（121.3%増）にのぼり、尾張藩の総

²⁸⁸ 藤野保『幕藩体制史の研究』吉川弘文館、1961 年、629 頁。

²⁸⁹ 新修名古屋市史編集委員会『新修 名古屋市史 第三巻』名古屋市、1999 年、51 頁。

知行高は、木曾上納を除外しても、873,326石9斗3升到達し、四つ概による地租改正の効果は、253,826石9斗3升の増収（総知行高比率：139.1%）が示されたことが見て取れる²⁹⁰。

表 2-3 国別知行高一覧表

年度高 国名	寛永十二年元高 (1635年)	正保二年元高 (1645年)	正保四ツ概高	寛文十一年高 (1671年)
尾張国	483,426石860	490,472石288	709,075石224	490,472石288
美濃国	127,020石689	127,043石910	154,077石502	127,020石247
三河国	5,000石000	5,000石000	5,962石292	5,000石000
近江国	5,000石040	5,089石936	4,174石196	5,000石040
摂津国	232石543	232石543	270石931	232石543
木曾上納	(銀123貫878匁4)此高12,387石840	木樽268,158丁 土居4,352駄	(高の外)	(銀732貫310匁4)此高73,231石040
合計	633,067石972	627,838石677	873,326石930	627,725石08
備考	土居・樽木(くれき)は、材木を加工したもの 寛文十一年の高は幕府へ上申せる知行高。正保の絵図郷帳を訂正し五ヶ国の本田高のみを計上す(木曾上納は材木代の銀一貫目を高百石に換算して書上げたも、高には加えず)。尾張藩の公称知行高六十一万九千五百石はこの上申の結果に依るものの如し。			

出所：林董一編『新編 尾張藩家臣団の研究』をもとに加筆修正

引き続き、次のデータは、安政元年（1854年）調による給人数と知行高及び切米給与（給人外の士卒）の人数と現米給与高を一定の水準ごとに分類し、さらに、身分資格も区分したうえで、尾張藩の藩士数と俸禄高を表示したものが、表 2-4 である。

時代の変遷を顧みると、寛文元年（1661年）の世禄制改正²⁹¹以後の高禄給人数は、家禄の世襲制を改めたことによって、漸次、減少傾向に向かうことになるが、寛政期の軍政改定（軍備の充実を期し、知行所の割替制や役高制の確立をも含めた「世禄制の再建」を実現すること²⁹²）を分岐点として、再び上昇に転じ（寛正十一年・1799年）、天保期においては、全国的な洪水や冷害を主因とする天保の飢饉が発生し、幕府財政が逼迫すると共に、

²⁹⁰ 林董一編、前掲書、39頁。

²⁹¹ 家土の家督にあたっては、従前からの世襲制を改め、前代の勤役年数及び養子相続等の等差をもって家禄を削減する方式に定めたほか、諸士の年次的増俸は今後一切停止することとした。同書、29頁。

²⁹² 同書、27頁。

尾張藩においても財政難は甚だしく、加えて、藩政の自主性を欠く譜代の士の離反・動揺の目立った時期となり、熾烈な反幕運動へと発展するに至った。その頃の藩の家士数は、天保末年（1845年）を頂点として、その後は下降線を辿り、江戸末期（安政元年）には、知行取の藩士 1,311 人、蔵米の受給者は 4,677 人、合わせて 5,988 人となり、俸禄高は総計 705,684 石 8 升 5 合、一人当たりの俸禄高は 117 石 8 斗 5 升であった。この時期の藩総知行高は、914,965 石であったために『青窓紀聞 十七²⁹³』（安政三年・1856年）、その総人件費率は、77.1%の高い数値を示していることが明らかになった²⁹⁴。

表 2-4 給人数・知行高（安政元年・1854年調）（片岡喜平治御用向覚書抄出）

知行	人数	知行高		備考
10,000 石以上	5 人	高 95,331 石		
1,000 石以上	61 人	高 124,728 石 480		
300 石以上	274 人	高 111,761 石 095		
100 石以上	931 人	高 154,010 石		
50 石以上	40 人	高 2,802 石 800		
合計	1,311 人	高 488,633 石 375		(内 33,000 石程足高・旱損等により藩士知行の減収が著しい時に、足米と称して府庫より支給する高)
現米給与分				
給与	人数	現米	扶持	
300—600 俵	44 人	合 15,850 俵		1 俵は 3 斗 5 升入、1 俵は高 1 石に当る。1 人扶持年に米 1 石 8 斗、税率 0.35 の計算にして高 5 石 1438 に当る。
100 俵以上	225 人	合 35,415 俵		
50 俵以上	246 人	合 16,210 俵		
30 俵以上	188 人	合 6,228 俵		
扶持 10 人分	1 人		10 人分	
目見以上部屋住	155 人	合 15,874 俵	58 人分	
代々徒格ニテ目見以上	35 人	米 843 石	139 人分	
同上部屋住以上	3 人	米 63 石	9 人分	
一代限目見以上	76 人	米 1,441 石以上	323 人分	

²⁹³ 名古屋市鶴舞中央図書館編集「名古屋市史資料影印叢書 第二十三巻」『青窓紀聞 十七』名古屋市鶴舞中央図書館、1992年。

²⁹⁴ 林董一編、前掲書、28頁、30頁～31頁、40頁。

徒格	263 人	米 2,729 石以上	753 人分	内代々85 人、部屋住 10 人、 一代限 168 人
徒格以下	3,363 人	米 23,142 石 9 斗	6,844 人分	50 俵以上 38 人 30 俵以上 1,680 人 5 石 2 人分并 5 人 扶持 1,645 人
役者	29 人	高 5,006 石		
職人	49 人			
合計	4,677 人	217,050 石 71	8,136 人分	
総計	5,988 人	705,684 石 085	8,136 人分	現米高 94,583 俵・此米 33,104 石 5 升 米 14,644 石 8 斗(此高 41,842 石 2 斗 8 升) 米 28,218 石 9 斗(此高 80,625 石 4 斗) (免粗 0.35) 現米給与合 75,967 石 7 斗 5 升 (此高 217,050 石 7 斗 1 升)

出所：林董一編『新編 尾張藩家臣団の研究』をもとに加筆修正

次に掲示する表 2-5 は、元文期以降から江戸末期にかけての蔵入高、祖米高（本年貢・本途物成）とその免相（徴祖率）を表記し、さらに、寛永二年（1849 年）からは、新たに小物成（製塩業や漁業、山野池川などの用益にかかる税²⁹⁵）も加えて各々年代ごとに分類し、推移したものを表したものである。

すなわち、正保の四つ概以降、藩の蔵入高は、木曾川改修工事による既成耕地の保全や遊休・可耕地の開拓事業等によって、漸次、上昇傾向を示し、元文四年（1739 年）の 392,561 石余から安政五年（1858 年）には、449,924 石 7 斗 4 升 8 合にのぼり、その伸長率は 114.6%の増加に至っている。

一方で、同期間における祖米高は、ほぼ一貫して 11 万石余から 13 万石超の間を繰り返すし、免相に至っては、正保の四つ概の免（率）、四割を超えることはなく、元文四年の 33.9%から安政元年の 30.0%、同五年には 28.1%まで低下し、中期以降の平均税率は三割超を堅持しつつも幕末の財政危機が深刻化するに及んで、三割を割り込むことが常態化するの、幕末期の混乱に乗じて農民の暴発・一揆を防止する役目があったと推察される。

²⁹⁵ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、478 頁。

表 2-5 蔵入地免相（徴租率）（片岡喜平治御用向覚書抄出）

年代	蔵入高	租米	免相 (%)	小物成
元文四年(1739年)	392,561 石余	132,921 石余	0.3386	
同五年(1740年)	395,261 石余	112,491 石余	0.2846	
延享三年(1746年)	399,702 石余	136,960 石余	0.3426	
同四年(1747年)	402,290 石余	132,814 石余	0.3301	
宝暦十一年 (1761年)	411,094 石余	120,445 石余	0.2929	
嘉永二年(1849年)	449,152.426	137,445.117	0.3060	9,115.700 石
同三年(1850年)	448,636.470	111,342.826	0.2481	7,897.300 石
同四年(1851年)	447,996.947	136,081.062	0.3037	9,082.607 石
同五年(1852年)	448,628.497	135,312.333	0.3016	8,952.113 石
同六年(1853年)	448,280.296	121,432.950	0.2708	8,238.117 石
安政元年(1854年)	450,371.935	135,112.336	0.3000	8,968.333 石
同二年(1855年)	450,149.241	120,863.332	0.2684	6,837.961 石
同三年(1856年)	451,196.896	136,971.708	0.3035	7,823.430 石
同四年(1857年)	450,460.748	124,467.678	0.2763	7,007.106 石
同五年(1858年)	449,924.748	126,513.853	0.2811	6,937.741 石

出所：林董一編『新編 尾張藩家臣団の研究』をもとに加筆修正

ここで、上記の数値表をもとに、安政元年（1854年）の実収米高を算出してみれば、蔵入高 450,371 石 9 斗 3 升 5 合の中より、現米をもって給与する切米取への支給高（現米給与分）217,050 石 7 斗 1 升（表 2-4、参照）と、推定足高 33,000 石を引いた残高 200,321 石 2 斗 2 升 5 合に、三つ免（30.0%）を掛け合わせた 60,096 石 3 斗 6 升 8 合がその数値となる²⁹⁶。いわゆる、尾張藩の藩収入の特徴は、本年貢（実収に相当する貢米）だけではなく、口米²⁹⁷や三役銀（夫銀・堤銀・伝馬銀²⁹⁸）、小物成、綿布役銀²⁹⁹、家士負担の普請

²⁹⁶ 林董一編、前掲書、41 頁。

²⁹⁷ 口米は、江戸時代初期、代官が蔵入地の年貢米を徴収する際、年貢米一石につき三升（3%）を手数料として加算した。これを三升口米といい、はじめは代官が扱った年貢全部の三升口米が代官の収入となったが、享保十二年（1727年）には、口米高はすべて藩の収入となり、それぞれの代官には定額の役料が支払われることになった。新修名古屋市史編集委員会、前掲書、475 頁。

²⁹⁸ 三役銀とは、口米と違い村高にかかる税であり、寺社領などを例外として、蔵入地・給人知行地いずれからも徴収された。夫銀は道路、橋、水路普請や川除などの際、高持百姓が年に三日の夫役に出ることになっていたが、それでも足りない場合の人足を藩が雇う費用に充てるものである。堤銀は、木曾川御囲堤など河川の堤防を建設、修復するための人足賃に充てるものである。伝馬銀は、尾張藩領内の宿場について、助郷から徴集する人馬賃に充てるものであり、天和二年（1682年）から始まった。当初は尾張国内だけに課せられたが、元禄八年（1695年）からは、美濃国でも課せられ、のちに、伝馬銀は人馬の徴集のためだけでなく、宿場に対する直接の給付、或いは貸付の資金ともなった。同書、476 頁～477 頁。

²⁹⁹ 綿布役銀は、尾張藩独自の税として、寛政三年（1791年）藩政改革に尽力した津金胤臣が律令制の調を参考に発案したものであるが、当時尾張地方では木綿の生産が盛んになっており、主としてそれに従事する女性に課せられた税である。同書、480 頁。

米、上げ米、三日役・助郷の夫役、木曾山の営林事業（上納金）など様々な付加税が存在し、これらを合わせた総収入の中から、家門支族の給与（正金・現米）や藩士の俸禄、江戸藩邸（御下金）及び諸役所の維持費（御定金）、調達金の利息等が支出された。

次の表 2-6 は、片岡喜平治の書状『自安永五安政至六 米納拂 全³⁰⁰』をもとに、嘉永二年（1849 年）から嘉永六年（1853 年）に至る五年間の平均額を費目別に納方（収入）、払方（支出）に分類し、各々の金額と占有率を表したものである（貸借対照表）。これを見ると、まず、納方では、知多郡井村々御払居米代等の収入額、86,086 両が全体の 3 割を占め、次いで、三役銀（夫銀・伝馬銀・堤銀）の 32,555 両（11.75%）と続き、次の御材木代、26,642 両（9.61%）と麦金の 24,170 両を合わせると、全体の六割に達する。

一方、払方を見ると、支出が最も多いのは、江戸表入用（御下金）の 117,227 両が全体の半数近くを占め、次いで、知行代御足高切米等尾州御金渡の 59,617 両（22.40%）、別段御入用の 25,606 両（9.62%）と続き、年間の収支は、ほぼ拮抗し、11,031 両の黒字を計上している。しかしながら、とりわけ、注視しなければならないのは、臨時払³⁰¹の調達金元利等払方の 172,803 両余と当分調達金の 196,704 両余がきわめて高い数値を示し、両方を合わせると、年間の支出額（266,133 両余）を遥かに超える金額である。

上にも述べたように、家格以上と目される多くの藩士を擁して、領地所得の八割近くを人件費が占める藩経費の偏向支出は、到底、御手許金やその他の常例的諸経費の支出が容易になる筈もなく、加えて、不時の自然災害復旧事業費や江戸及び名古屋の藩邸・別邸・諸役所・関係寺社等の営繕・造営費、家門支族の冠婚葬祭費や儀礼費などの臨時費用は、途方もないほどの金額に上り、当然のごとく、繰越金・備金等では賄えず、調達にあたっては、負担能力を有する町在の商人や富農層に対して、半義務的な御用金・調達金を課し、家士に対しては普請役・上米等の増徴を行ない、寛正以後においては「藩札・米切手」の発行、国産会所の設立³⁰²、藩領の一部と近江八幡との所領交換³⁰³、大坂商人の借入金等様々

³⁰⁰ 片岡喜平治『自安永五安政至六 米納拂 全』鶴舞中央図書館、写。

³⁰¹ 安政三年（1856 年）『片岡喜平治御用向覚書』の書上によれば、当時藩の借財は、公儀拝借金の九万三千五百両、大坂町人調達の三十万八千九百二十六両余を初め、城下町人、藩内諸役人の調達金、諸役所預金、先納材木金、同払米代等合わせて百七十七万九千八百八十三両余（内名古屋及び領内富商農の調達と見られるものは百七万両）と、米千二百四十石余の巨額に上る。林董一編、前掲書、23 頁、45 頁。

³⁰² 国産会所の設置によって、木綿を始めとする国産物は江戸に回送することとなり江戸で決済された。これによって国元と江戸の資金融通が円滑に行われ、また、国産物を他所へ売買するときも藩によって管理がなされた。さらに、物品によっては、領分内でも船積み取引をするときは関係者双方より願書と出入り改めを受けるという厳しい管理が行われた。岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究《第三篇》』清文堂出版、2007 年、316 頁。

³⁰³ 自領美濃の国竹鼻・神戸両村（高千六百九十七石余）と近江八幡（高五百五十八石）との交換は、

な窮余策を講じた³⁰⁴。

表 2-6 嘉永年中米金納払（嘉永二年・1849年～同五年・1853年五カ年概納払抄出）

納方			払方		
	両余	%		両余	%
夫銀	13,435	11.75	御納戸判帳渡	18,298	6.89
伝馬銀	8,752		撰津守様被進金	840	0.32
堤銀	10,368		諸役所御定金	17,555	6.60
金納年貢	17,515	6.32	諸拝借金	5,110	1.92
麦金	24,170	8.72	給知村々井領米引揚六分 米麦成代	1,677	0.63
御普請役米代	19,744	7.12	大判正銀御買上代	1,033	0.39
撰津守様御取替米 300石代	482	0.18	御船手運賃金	3,121	1.17
所々置米払代	1,489	0.54	京都御付届	156	0.05
御家中上ケ米代	14,528	5.24	大阪町人御扶持代	692	0.26
諸納	12,949	4.67	佐屋浦水主賃	75	0.03
返り金拝借返上共	5,447	1.97	御賄所不時御音信入用	109	0.04
寺社奉公所取立金	41	0.01	宿継人馬賃	372	0.14
町役金	1,938	0.70	宇治御茶料人足	39	0.01
知多郡井村々御払居米代等	86,086	31.06	御巢鷹御入用	40	0.02
銭払代	1,157	0.42	高年之輩へ被下候綿代等	12	0.004
瀬戸物御益金	552	0.20	寺社之輩へ毎暮渡金	1,515	0.57
御材木代	26,642	9.61	御材木仕出入用	13,039	4.90
御土蔵金より元立	11,572	9.61	別段御入用	25,606	9.62
御家中増上米代	20,297	7.32	江戸御下金	117,227	44.05
			知行代御足高切米等尾州 御金渡	59,617	22.40
合計	277,164 両余		合計	266,133 両余	
			臨時払		
			調達金元利等払方	172,803 両余	
			当分調達金	196,704 両余	

出所：林董一編『新編 尾張藩家臣団の研究』をもとに加筆修正

この臨時支出の使用目的について、天保十四年（1843年）10月16日、『御日記頭書 八

双方の石高に大差が生じるものの、後者は灰屋甚平衡の百万両以下一万両以上の富商五十四人を数える程の土地柄であっただけに、その実高は当時十万石以上と評価されていた。この領土交換は米札の市価を維持するための応急措置であったことから、天保十四年（1843年）米札の正金引換を引受させ、同年更に八幡町に対して三万一千両の調達金を賦課する等の手段を講じたが、在地勢力の反対運動が奏功して安政元年（1854年）、幕府からその返上を命ぜられて旧に復した。林董一編、前掲書、23頁～24頁。

³⁰⁴ 同書、13頁、16頁、18頁、25頁～26頁。

305』の記述に、藩の借財が嵩み、財政が窮乏に瀕する大きな要因として、文政十年（1827年）、第十代藩主徳川斉朝が隠居した家督相続費用（五万両）と家督を継いだ第十一代藩主徳川斉温の新御殿入用（十万両）を挙げ、その他に、斉温と愛姫の婚礼費用、尾張の水害、斉温や斉朝の官位上昇についての入費、將軍徳川家斉の市ヶ谷屋敷訪問、木曾谷の凶作、築地屋敷の類焼、天保の凶作対策、江戸城西丸炎上に伴う入用、麴町屋敷の類焼、立田輪中の水害、木曾川の堤防強化など四十七項目を列挙し、臨時入用の総額を金五十三万五千九百七十両としている³⁰⁶。

いわゆる、徳川尾張藩は、他藩と比べて非常に有利な諸条件を具備しながらも、藩の財政逼迫によって、市中外の調達金や借入金・献納金等に依拠せざるを得なかったのは、常に、家格相応の仕様が要求される江戸・名古屋の藩邸や、関係寺社等の造築・修繕費及び藩侯や家門支族の儀礼的支出に、巨額の費用を重ねる失費が主因であり³⁰⁷、さらに、財政を圧迫する要因として、嘉永六年（1853年）のペリー来航による武備強化（海岸防備）や、安政元年（1854年）の大地震（甚大な津波被害）などの不時出金が相次ぎ³⁰⁸、財政再建に向けて徹底的な緊縮政策を講じたにもかかわらず、幕末期の安政二年（1856年）において、なお百八十万両に近い負債を残していたことである³⁰⁹。

このように幕末期において、なお財政窮迫の危機に瀕している状況にありながら、とりわけ、特筆すべき点を挙げるならば、財政措置の一環として、収入の根幹である本年貢の他に、口米や三役銀、小物成、綿布役銀、家士の普請米や上米、森林事業の上納金など多種多様な付加税を設け、さらに、城下の商人や在郷富裕の百姓による先納金や借入金の調達及び領外資金の借入、幕府の救援資金や藩札・米札の発行など、多岐に亘る諸施策を講じ、支出面においても、常例的な儉約の励行はもとより、家門支族及び家士給与の削減や家士数の欠員淘汰等、諸所の庶政改革を断行しながらも、局面の応急的な打開策として、封建的施策の常道である農民に負担転嫁する「増税」には踏み切らず、むしろ、江戸末期に至る程、農民に対する免相（徴租率）は、漸次減少傾向を辿り、正保の四つ概（四割）から始まって、安政五年（1854年）の江戸後期においては、28.1%まで低下したことであ

³⁰⁵ 名古屋市教育員会『名古屋叢書 第五巻 記録編（2）』愛知県郷土資料刊行会、1983年、200頁～202頁。

³⁰⁶ 杉本精宏『尾張藩財政と尾張藩社会』清文堂出版、2011年、192頁。

³⁰⁷ 林董一編、前掲書、16頁、25頁、30頁。

³⁰⁸ 杉本精宏、前掲書、251頁～252頁。

³⁰⁹ 林董一編、前掲書、32頁。

る³¹⁰。

この点について、林（1989）の見解は、主穀よりも収益性の高い作物への転換（木綿を始めとする商品作物）を可能とすること（綿布役銀の課役）や、徳川家康以来の治民政策に負うところが多いことを前提に、「一つは有事に備えての、正しくは本来の軍夫役を含めた「負担力」の維持・培養を図ることが、財政策に優先する建前を依然放棄できなかったためと見るべきであろう³¹¹。」といい、有事の際、農民への兵力依存を支配権力層が希求する構図が垣間見えると指摘する³¹²。そもそも幕藩体制は、貢租体制（石高制³¹³）のもとに成立する領主経済を主体とするものであり、この普遍的生産物（貢租米）の増加が領主経済の発展に繋がり、諸国の領主は、藩財政強化のために年貢率を上げ、貢租米の増徴を施策の優先課題に掲げて、年貢賦課対象を増すための新田開発の強化を促進した歴史的背景がある³¹⁴。

このような状況下においても尾張藩では、逼塞した藩財政の打開策として、農民への直接的な負担転嫁は、藩政に対する抵抗・暴発に発展する恐れが予見され、それは取りも直さず、將軍家とは宗家と分家の間柄である尾張藩にとって、幕藩体制に対する衆庶階級の反乱に直接しかねないことに支配階級層が危惧したことと同時に、藩政社会の安定性と家格威厳・権力保持を内外に知らしめる雄藩としての役割があったのではないかと考えられる。（農民一揆の皆無）。

（3）徳川宗春の古典的自由主義と政治理念

（i）『温知政要』の政治的・哲学的思想

次に、尾州家における歴代藩主の中で、「独創性」と「革新性」を藩政社会に吹き込み、封建社会の人々に自由と創造を与え、文化と芸術を開花させた「異色の名君」として誉れ高い、第七代藩主徳川宗春の藩政改革について、封建領主と在郷領民との近接性に力点を

³¹⁰ 同書、16頁、18頁。

³¹¹ 同書、29頁。

³¹² 同書、3頁、18頁、21頁、36頁。

³¹³ 石高制は、原則的に貢租を米穀で収納し、その収納した米穀を市場で換金して、それで諸色品々＝領主経済を支えるに必要な諸物品を購入する仕組みを持っていた。この米が最も普遍的商品であり、米の値段が他の諸色品々値段の指標である＝米価の変動に他の諸色値段が追随することを前提に成り立つものである。大石慎三郎『享保改革の商業政策』吉川弘文館、1998年、61頁。

³¹⁴ 同書、61頁～62頁。

置きながら、主君の政治観・人生観を通して、幕藩社会の史的特質を論究することにする。

宗春は、元禄九年（1696年）10月28日、名古屋で出生したと伝えられ、父は尾張徳川家第三代藩主綱誠、母は側室の梅津、後の宣揚院である。幼名を万五郎と称し、十三歳の宝永五年（1708年）1月2日、七歳年上の兄の第四代藩主徳川吉通から諱を授けられ、松平「通春」と改めた。

十八歳の正徳三年（1713年）4月15日、江戸へ移り住み、同年の12月に、通称を求馬と定め、元服を迎えた。二十一歳の正徳六年=享保元年（1716年）には、初めて、將軍徳川家継に御目見をし、その後、享保十四年（1729年）、三十四歳にして將軍徳川吉宗から奥州梁川（現福島県伊達市）に新知行地三万石を拝領し、晴れて新大名に取り立てられた。翌年の享保十五年（1730年）11月28日、兄継友の病死によって、御三家筆頭尾張六十二万石の藩主に就封した。年が明けた享保十六年（1731年）1月18日、江戸城にて家督御礼を言上し、翌19日、吉宗から諱の宗を拝領し、松平通春から徳川宗春を正式に称するようになった³¹⁵。

（尾張徳川家系譜：表2-7、参照）

宗春は、お国入りする前の享保十六年（1731年）3月、彼の政治信条や施政方針を明記した『温知政要³¹⁶』を完成させ、やがて藩士に配布された。（条文：表2-8、下掲・参照）序文には、「国を治め民を安らかにする道理は仁である³¹⁷」といい、領民を慈しみ育て、民を安らかにする道理は、仁につきることを政治思想の基本理念とし、第一条では、仁政を実現するためには「慈」、慈の心で国の隅々まで照らす「太陽」の徳を慕い、掛け軸には「慈」の上に日の丸の形を、「忍」、（堪忍）耐え忍ぶことは心の内にあって、外にあらわれないことを示す「月」を、「忍」の字の上に書き付けて、「慈」・「忍」の二字を心の戒めとした³¹⁸。

宗春が掲げる仁政の基本理念は、荻生徂徠の代表的著述として享保二年（1717年）に草稿したとされる『弁名』の中で、「仁なる者は、人に長となり民を安んずるの徳を謂ふなり。これ聖人の大徳なり³¹⁹。」といい、著作の時期から勘案して、若き宗春が当時一世を風靡した徂徠学を何らかの形で目に触れたことは想像に難くなく、彼の藩政統治における政治指

³¹⁵ 大石学編『規制緩和に挑んだ「名君」徳川宗春の生涯』小学館、1996年、39頁、46頁、50頁～51頁、58頁。

³¹⁶ 大石学『徳川宗春「温知政要」』海越出版社、1996年、17頁～78頁。

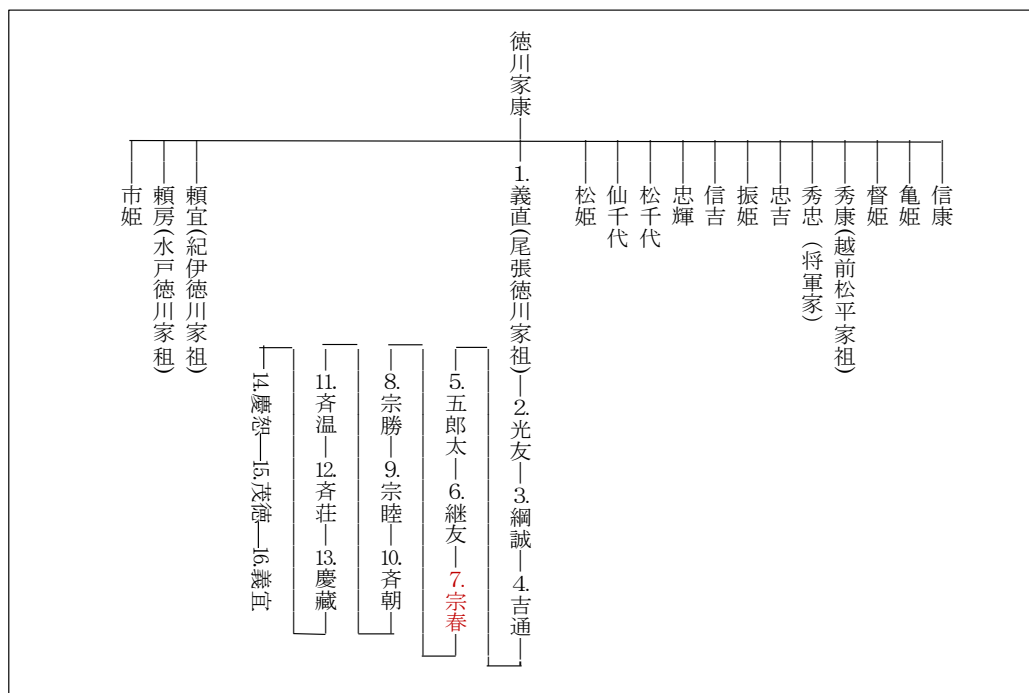
³¹⁷ 同書、17頁。

³¹⁸ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、239頁～240頁。

³¹⁹ 荻生徂徠・吉川幸次郎・丸山真男・西田太郎・辻達也・校注者「弁名」『荻生徂徠 日本思想大系36』岩波書店、1973年、53頁。

針の方向付けとして、荻生徂徠の哲学的思考に宗春自身が共鳴したのではないかと推察される³²⁰。

表 2-7 尾張徳川家系譜



出所：大石学編『規制緩和に挑んだ「名君」－徳川宗春の生涯』、
安藤精一・大石慎三郎他『徳川吉宗のすべて』をもとに加筆修正

次に、第六条では、「一、万の物、何によらず夫々の能あり。先材木にていはず、松は松の用あり、檜は檜の用あり、其用々に随て用ゆれば甚重宝になる事なり。松を用ゆべき所へ檜をつかひ、檜をつかふべき場へ松を用ゆれば、其能違ひて役に立ず。人の使い様、猶以て同じ理と覚ゆる³²¹。」といい、ここでは、人材の登用にあたっては、適材適所を心掛けることが重要であると説いており、人の個性を尊重し、長所を生かす管理能力の必然性が窺われる。第七条においても、個人（個性）の重視と相手に対する「恕（思いやり）の道」の心得を説き、すべての人には好き嫌いがあり、好みもそれぞれに異なる故に、自分の好みを他人に強要してはならないと述べている³²²。

³²⁰ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、242 頁。

³²¹ 大石学、前掲書、32 頁。

³²² 同書、32 頁～35 頁。

表 2-8 『温知政要』の条文

序	国を治め民を安らかにする道理は仁である
第一条	「慈」「忍」の二字を戒めとする
第二条	仁者に敵なし
第三条	千万人のうちに一人あやまり刑しても国持大名の恥である
第四条	初めは賢君でも最後まで続く例は少ない
第五条	慈悲憐愍が第一の学問
第六条	すべての物には、それぞれの能力がある
第七条	自分の好みを人に押しつけてはいけない
第八条	法令（規則）が多いのはよくないことである
第九条	儉約ばかりではかえって大きな出費となる
第十条	庶民感情を大切に政治を
第十一条	心の中を平穩に保つと健康になる
第十二条	勸進能や相撲などの見せ物を許可する
第十三条	物知りの案内者になること
第十四条	諸芸の難しさを知ること
第十五条	若者の気持ちを理解して異見すること
第十六条	若い時の誤りはすべて学問となる
第十七条	たとえ千金を溶かした物でも、軽い人間一人の命には代えられない
第十八条	下情に通じること、通じすぎないことが肝要
第十九条	社会の変革は時間をかけて、緊急な用件は急いで解決しなければならない
第二〇条	改革がすべて正しいと考えるのは誤りである
第二一条	家臣に別け隔てなく憐愍を加えること
結び	本書執筆の意図は、自分の本意を知らせ政道の助けとすることにある

出所：大石学『徳川宗春「温知政要」』の条文を引用

続いて、第八条から第十条までは、宗春独自の政策論を展開し、儉約主義や緊縮政治が過度に傾重するほど、結局は庶民を苦しめ、かえって無駄が多くなると指摘する。様々な法令や規制の増加は、人の心の積極性が失われ、常に委縮した心持を携行するようになり、自然と忠義の心も希薄化することを宗春は危惧する。また、山海に自然と生じたり、田畑に蒔き植えたり、その他諸職人の手で拵えたものにはそれぞれの価値があり、それらに多くの規制を加えると、かえって粗悪なものになり、出費が嵩むもとなることを指摘する（規制緩和の政治姿勢）³²³。

無論、宗春自身、真っ向から儉約を否定するものではなく、むしろ第九条の冒頭では、「省略儉約の儀は、家を治るの根本なれば、尤相つとむべき事也。第一、国の用脚不足しては、万事さしつかゆるのみにて、困窮の至極となる³²⁴。」といい、質素儉約は、藩政を統

³²³ 同書、36頁、38頁。

³²⁴ 同書、38頁。

治する際の根本であり、これを怠れば、国の要脚（費用）が不足し、万事に差し支え困窮の極みとなるといいつつ、さりながら、道理をわきまえず、無為に削除していくばかりでは慈悲の心は、衰微し、知らないうちに惨く不仁な政治となって、多くの人々に苦痛を与え（庶民感情に寄り添う政治姿勢）、省略がかえって無益の出費を招くとして、幕藩治政の規制強化策に警鐘を鳴らしている³²⁵。

追って、第十二条から第十四条では、今日の観光振興や産業政策及び文化振興に通底する庶民感覚の開放政策を推進する。すなわち、神社仏閣や道橋の修復費用に、勸進能や相撲の興行に免許を下し、また、神社・参詣の途中でも諸人の飢渴を防ぐために、相応の茶店や餅・豆腐などの販売を許可する等、多発する禁止条例や免許停止の規制強化が、経済の循環を妨げ、人々の心が荒む要因を除去する具体的な実効策を提起する。また、日常生活においては、常日頃から何事にも関心をもち、例えば、他国者との交流を通じて、他国の風俗や土地、山川、その所々に出生する物産の善し悪しを知ることで、自国の善悪を判断する手段となる。つまり、他国を知ることによって、自身の知的向上と幅広い見聞の大切さを説き、諸芸においても習熟を極め、常に謙虚心を持ち続ける心構えが必要であると指摘する³²⁶。

最後に、宗春が領民の人権を尊重し、人命の尊厳を重要視する条文として、第三条には、「国政の中に万一あやまりたる事ありても、忽あらため直す時は、本理に叶ひて、其あやまちは消、よろしく成事也。只刑罪の者は、一旦あやまりて後には何程悔いても取かへしのならぬ事なれば、吟味の上何篇も念を入、大事にかくべき事也。たとへば千万人の中に一人あやまり刑しても、天理に背き、第一国持の大なる恥なり³²⁷。」として、刑罰について、誤審は取り返しのできないことになるので、よくよく吟味の上、何度も念を入れて、慎重に取り扱うように注意してあたるように指示する³²⁸。

また、第十七条では、「多からぬ人数を方々ゑわけて、火も防がせ、道具の支配をも致させ、いろゝの事につかひては、何れの方の間も合ず、死傷の者多く出来るより外有まじ。たとひ千金をのべたる物にても、かろき人間老人の命にはかへがたし、是等の類、皆々上たる者の勘弁なく不裁許より起こる事也³²⁹。」といい、儉約・緊縮財政のもとで人員削減を

³²⁵ 同書、38頁。

³²⁶ 同書、48頁～50頁、52頁～54頁。

³²⁷ 同書、24頁。

³²⁸ 同書、24頁～25頁。

³²⁹ 同書、62頁～63頁。

行なえば、火災など危急の場合の対応が後手に回り、結果的に多くの死傷者を輩出する羽目になると指摘したうえで、たとえ千金を溶かした物でも、人間一人の命には代えられずとして、人命の尊重・尊厳を政治理念に掲げ、封建社会の中にあっても封建領主自らが、しかも将軍家とは重縁関係にある極めて密接的な御三家筆頭の藩主が、領民・藩士の主体的人権を政治思想に取り入れていることは注目に値する³³⁰。

このように宗春の政治思想は、「慈」、「忍」の仁政を基本理念として、個性の重視や規制強化策への批判及び開放政策の推進、人命の尊重など、庶民感情（領民の主体性）に寄り添う政治姿勢を心掛け、封建領主の中ではきわめて異質な人権思想家であり、古典的リベラルズムの先駆者として、華々しく政治の表舞台に登壇した唯一的な藩侯の一人であるといえよう。

尾張藩主に就任した宗春は早速、藩政改革（開放政策）に乗り出し、先ずは、『遊女濃安都（ゆめのあと）』の史料にも記載されているように、「前御代々とは諸事御振替合替、江戸表御屋敷追々賑々敷、御家中御長屋等遊藝音曲鳴物等無ニ御構一、御門々々の出入昼夜無ニ差別一由³³¹、」として、江戸屋敷内での遊芸や音曲、鳴物を解禁し、藩士の門限も自由とする諸規制の緩和を実行した。さらに、この史料によれば、享保十六年（1731年）4月12日に初めて名古屋に御国入りした際の出で立ちは、「四月十二日御入部被レ遊。此節浅黄之御頭巾、鼈甲の丸笠、右笠の縁二方巻煎餅の如く上へ巻上り唐人笠の如く、黒御衣服、御足袋共に黒色、御馬に被レ為レ召、御上國直に御隠居方へ御成。建中寺へも御参詣被レ遊候事³³²。」とあるように、浅黄の頭巾を被り、唐人笠風の鼈甲の丸笠に、衣服も足袋も黒といった奇抜な衣装を身に纏い、人々の度肝を抜くパフォーマンスは、享保改革の緊縮政策によって委縮した城下の沈滞ムードに、陽光を浴びせかける格好の手段であったと思われる。

（図 2-1、参照）

宗春は、規制緩和の一環として、矢継ぎ早に自由政策を積極的に推し進め、同年四月十七日には、継友が享保八年（1723年）から簡略化していた名古屋東照宮祭礼を以前のように華やかに復活させることや諸士の芝居見物も許可している³³³。また、遊廓の公許（西小路・富士見原・葛町の三廓を始め、水主町、天王崎門前、巾下新道・飴屋町・綿屋町・古渡な

³³⁰ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、243頁～244頁。

³³¹ 安田文吉『ゆめのあと 諸本考』名古屋市教育委員会、1978年、3頁。

³³² 同書、3頁。

³³³ 同書、3頁～4頁。

ど³³⁴) や歌舞伎・人形浄瑠璃など芝居小屋の増設を許可した³³⁵。

図 2-1 徳川宗春をモデルにした役者絵



出所：新修名古屋市史編集委員会、『新修 名古屋市史 第三巻』より転写

中でも、真福寺（大須観音）周辺の寺町地域（大小二十二寺）は、この時期、多くの芝居小屋や相撲、見世物小屋などが林立し³³⁶、常設の芝居小屋だけでも六十軒以上が立ち並び、地役者（地元の役者）だけでなく、旅役者や上方役者も多く名古屋に来訪した³³⁷。『尾陽劇場事始』によると、「一説に、此芝居ハ春より興行有りて、四月此よりハ大水舟をぶたい先ニこしらへ、水狂言有之。四郎五郎「あこぎ」の狂言、別して大当たり。「かるかや」もつづいて評よく、繁昌せり云云³³⁸。」とあり、享保十八年（1733年）四月に民谷半之助一座では、舞台の脇に井戸を掘り、その水で舞台一面を海にした「水狂言」を演じ、観客を驚かす趣向の狂言芝居もあったという。こうした芝居小屋や劇場などは大須一帯に限らず、神明社（朝日神社・広小路北）や若宮神社（名古屋総鎮守）、西小路、富士見原、葛町などにも多く立ち並び、江戸、京都、大坂などの歌舞伎や狂言が日毎に上演され、仲見世には、「嵐山しきし焼」や「江戸、幾世餅」、伊勢の「赤福餅」、「奈良茶めし」など地域特

³³⁴ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、254頁。

³³⁵ 大石学、前掲書、197頁。

³³⁶ 林董一編『近世名古屋 享元絵巻の世界』清文堂出版、2007年、26頁。

³³⁷ 大石学、前掲書、197頁。

³³⁸ 名古屋市教育委員会『名古屋叢書 第十六巻 藝能編（1）』愛知県郷土資料刊行会、1982年、422頁。

産の飲食や物売りが見られ、名古屋城下は、宗春の治政における東西交流の一大拠点として、繁栄を謳歌する類例のない娯楽産業都市が形成された³³⁹。

しかしながら、宗春の自由政策・開放政策による負の側面が徐々に、顕在化し始め、その一つが、庶民層における風紀の乱れであり、もう一つは、消費の増大による藩財政の圧迫が藩政運営に深刻な状況を齎したことである。折しも、風紀の乱れは、宗春配下の家臣の中から出始め、まずは、風紀の正常化と綱紀粛正のための方策が、遊廓と芝居場所の縮小から始められた。さらには、城下の取締強化を図って、元文二年（1737年）橋町役所を設置し（市中及び領内の見回り、取締り、事件の検分、捜査、諸役所業務の再吟味等）、市中において強い権限を持っていたにもかかわらず、際立った成果を挙げることは出来ず、却って庶民に恐れられる存在になり、翌年の元文三年（1738年）四月には廃止され、宗春の自由政策に暗雲が立ち込める大きな政策的転換点になったと思われる³⁴⁰。

とりわけ、財政の悪化は、藩政統治に様々な影響を及ぼし、元文三年（1738年）八月には、「一、御借上金国方へ壱万五千両、御蔵入百姓別に申付、其不足之分給知百姓人別又は高懸り申付、十月廿二日被ニ仰付一。名古屋町中、熱田、岐阜にて都合三万五千両被ニ仰付一、斯様之儀、前代未聞候³⁴¹。」とあり、蔵入地の村々に壱万五千両の借上金を課し、名古屋市中、熱田、岐阜合わせて三万五千両の上納金を領民に課したことは、前代未聞であると記されている³⁴²。これを確証する史料として、宗春治世における藩財政収支の推移を、比較検討する観点にもとづき、宗春が藩主に就任する前の享保三年（1718年）から退任以降の宝暦十年（1760年）までの収支を金部門と米部門に大別して、総差引は米部門を各時期の米価を金に換算して表示したものが、表 2-9 である。

（注：米部門の収入項目：年貢米・小物成・三升口米・七合物等、支出項目：江戸下米・家中扶持米等、金部門の収入項目：年貢金・夫銀・堤役銀・伝馬銀等、支出項目：江戸費用・諸役所経費・藩主一族の入用・家臣団の扶持等）

これを見ると（表 2-9、参照）、宗春の前藩主であった六代藩主継友治政における享保十三年（1728年）の藩財政収支は、金部門の収入が九万八千四百七十八両、支出は八万五千六百六両で差引一万三千三百七十二両の黒字、米部門においても収入は、十三万三千八百五十九石、支出は十万六千四十四石で差引二万七千八百十五石の黒字、これを同年の米価一

³³⁹ 林董一編、前掲書、28頁、30頁、32頁～34頁。

³⁴⁰ 安田文吉、前掲書、29頁～30頁、32頁。

³⁴¹ 同書、32頁。

³⁴² 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、266頁～267頁。

石二両で換算すると、総差引二万六千六百六十七両の黒字となる。継友は、藩祖義直以来質実剛健、勤儉実直を踏襲して、徹底的な儉約を経済政策の基調に据え、藩財政は良好な状況であったといえる。

表 2-9 享保期～宝暦期の藩財政収支（享保 3 年・1718 年～宝暦 10 年・1760 年）

年	金部門			米部門			総差引 (両)
	収入	支出	差引	収入	支出	差引	
	両分	両	両分	石	石	石	
享保 3 年 (1718 年)	119,041	105,662	13,379	130,970	123,741	7,229	27,837
享保 13 年(1728)	98,478	85,106	13,372	133,859	106,044	27,815	26,167
享保 16 年(1731)	85,817.2	112,727	▼26,909	113,501	113,707	▼206	▼27,064
元文 3 年 (1738 年)	107,274 (56,044) (借上金)	181,881	▼74,607 ▼18,563	84,992	121,481	▼36,489	▼147,585 ▼91,541
寛保 2 年 (1742 年)	114,388	142,676	▼28,288	124,824	90,045	34,779	13,621
宝暦 10 年 (1760 年)	151,825	149,703	2,122	—	—	—	—
備考	＊寛保 2 年(1742 年)の数値は、寛保 2 年から延享 4 年(1747 年)まで 6 年間の平均値 ＊宝暦 10 年(1760 年)の米部門の収支は、不明のため総差引は算出していない ＊「▼」は数値がマイナスであることを表している						

出所：新修名古屋市史編集委員会『新修 名古屋市史 第三巻』をもとに加筆修正

しかも、享保四年（1719 年）から同十二年（1727 年）にかけては、烏有に帰す数度の大火や洪水〔十六万二千石の水損：享保六年（1721 年）、海嘯（かいしょう：津波、三十九万石の損失、永荒地四万五千石生じる：享保七年（1722 年）〕などが起こり、藩財政にとって、とてつもなく大きな影響を与えた臨時費用の支出が生じて黒字を計上している。

一方、宗春が七代藩主に就任した翌年の享保十六年（1731 年）の数値を見ると、収支の総差引は二万七千六十四両の不足が生じ、元文三年（1738 年）の総差引に至っては、享保六年の 1.8 倍にのぼる十四万七千五百八十五両に達する赤字を計上している。これは、享保十三年の金部門と米部門の総支出額が十九万一千百五十両に対して、元文三年の総支出額は三十万三千三百六十二両に及び、実に 1.59 倍の上昇を示している。さらにいえば、前にも述べたように、極度の財政逼迫によって、藩財政の収支バランスが崩壊し、在地から御用金を徴収（上納金、五万六千四十四両）して、金部門の収入に算入しても、総差引の

金額は、九万一千五百四十一両の赤字を記録している（元文三年）³⁴³。

このような尾張藩の財政難は、幕府側も既に掌握済であり、度重なる「不行跡」によって、国政を破綻に陥れ、國中を困窮に至らしめたことを理由に、元文四年（1739年）正月、宗春は蟄居謹慎を命じられた。同年一月十三日には、高須松平家から松平但馬守友相を迎え入れ、吉宗の一字をもらい、第八代藩主宗勝として尾張藩を相続した³⁴⁴。

宗勝は、逼迫した藩財政を立て直すために、厳格な儉約令を施行し、宗勝が藩主に就任した三年後の寛保二年（1742年）における藩財政の収支は（六年間の平均値）、金部門の差引は二万八千二百八十八両の赤字が計上されているものの、米部門含めた総差引は、一万三千六百二十一両の剰余が記録され、宗春以前の健全な財政状態に回復している。（表2-9、参照）いわゆる、この期間中は、熱田の大火以外、大規模な自然災害や特別の臨時支出もなかったために、当時の尾張藩の平均的な財政収支（一万三千両～二万両余の剰余）として、認容しても良いのではないかと推察される³⁴⁵。

一方、同時期において、徳川宗家第八代将軍徳川吉宗が遂行する享保の改革は、将軍就任当時においては非常な財政難に苦心しながらも、極端な緊縮政策を実行し、享保七年（1722年）以降、十年間に米約三万五千石と金約十二万八千両の黒字を計上し、宗春が尾州家の藩主に就任した二年後の享保十七年（1732年）以降、十年間には米約四万八千石と金約三十五万四千両の剰余を達成し、寛保二年（1742年）以降、十年間は米約七万五千石と金約九十六万両と継続的に黒字を計上している³⁴⁶。

（ii）享保改革期の徳川宗春の治政

吉宗が標榜する政治改革の基本理念は、諸藩や諸地域の自主性、自立性を大きく制限し、幕府主導の下に、中央権力の強化に努め、国家再編の作業を遂行することにあつた。すなわち、江戸幕府成立後の約百年間は、大規模な用水土木工事や荒廢地の開拓事業、城下の建設や街道の整備、貨幣経済の流通など、この時期は国土開発と高度経済成長によって、国家の発展は著しく進展した。しかしながら、開発至上主義の余波は、多発の洪水現象を招き、森林資源の枯渇、さらには、全国各地の金銀産出量の急激な低下など、経済環境の

³⁴³ 同書、581頁、583頁～585頁。

³⁴⁴ 安田文吉、前掲書、33頁、35頁。

³⁴⁵ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、585頁。

³⁴⁶ 大石慎三郎、前掲書、266頁。

悪化が高度成長にブレーキをかける要因となった。加えて、国家機構の体制が武断政治から文治主義に転換した元禄期以降（1688年～1704年）、幕府財政の悪化と政治機能の停滞によって、徳川幕府（吉宗）は、「国家再建」を支柱に、将軍権力の確立と国家支配の強化を目指す享保の改革を断行するに至ったことである³⁴⁷。

その基本政策は、(1) 年貢制度の改変、(2) 土地及び農民・農業政策、(3) 商人・商業政策、(4) 貨幣・物価政策、に区分され、年貢の改変では、これまでの年貢賦課が、毎年の豊凶を調査して、免を定め石高に応じて年貢量を決める検見取（検見法：生産量の短期的変動に対応する年貢賦課の手法）の方法から、十年或いは二十年など一定の区間を設定して、免を定める定免法に変更され、石高に変化がない限り、農民の負担は一定の年貢量となり、これが、一般的に、幕府の年貢増徴政策の一環として捉えられている³⁴⁸。

この貢租体系の転換に対して、速水融（1973）の見解は、年貢量の一定化は、長期的にみて生産量の増大が全くない状態では問題にならないであろうが、もし生産量の長期的な増大が見込める場合には（東北地方を除く大部分の地域では、増大がみられる）、相対的に年貢の生産量に占める割合は下がることになり、定免法の施行が享保改革における年貢増徴の一手段には結び付かないという。つまり、幕府の意図は、これを年貢収入の安定化を図った政策と捉え、「検見法では、年貢収入はその時にならなければ全量が判らなかつたが、定免法では、少なくとも米の量は確定しえた。米価も長期的には一定となる傾向があつたので、幕府はこれによって年貢収入の額を予定することができるようになった。その意味で、定免法は年貢増徴ではなく、年貢収入安定政策だったのである³⁴⁹。」といい、農民にとっても年貢の一律負担化政策は、有利な条件が供与されたとみるべきであり、さらに、一定の土地が一定の年貢負担量をもつようになったことは、農業経営の営利計算上においても一種の利便性が付与されたと速水は指摘する³⁵⁰。

一方、この年貢安定供給政策の説に対して、異を唱える大石慎三郎（1961）は、徴租法としての定免法の施行は、享保改革の主要眼目である年貢増徴の有力な一手段として採用

³⁴⁷ 大石学「将軍吉宗と享保の改革」安藤精一・大石慎三郎他『徳川吉宗のすべて』新人物往来社、1995年、90頁～92頁。

³⁴⁸ 速水融『日本における経済社会の展開』慶應通信、1973年、117頁。

³⁴⁹ 同書、118頁～119頁。

³⁵⁰ 同書、119頁。

された側面があり（他にも有毛検見法³⁵¹や三分一（金）銀納廃止法³⁵²を年貢増収策として施行）、歴史的背景において、元禄・宝永以降、幕府財政の基盤である貢租徴収機構が大きく崩壊し、その要因は、幕府の地方官僚機構（上部官僚機構含む）の著しい腐敗によって検見取法が実施され、農民の負担が過大になった。そのため新井白石の改革では、このような腐敗に対して、勘定吟味役の再設や小検見制の廃止などを行なったが、吉宗の時代にはさらに一步踏み込み、代官機構の改正とその綱紀肅正、さらに代官・手代などの不正が横行しない定免法を採用した経緯があるという³⁵³。

確かに定免法の施行は、農民にとって多くの利得があり、(1) 定免になれば、秋の検見において、検見役人の賄賂や宿の整備費用及び調度諸道具などの借入、さらには、検見役人の送迎人馬の費用や道橋人夫人足などの諸入費が不要、(2) 検見の場合には、早稲・中稲・晩稲などの蒔時を失し、風雨等の難に遭い損失が多いこと、(3) 定免は年貢が一定しているので、百姓達は生活するにあたって諸事儉約に努め、荒地開発、深耕肥培などによって収穫を多くすれば、すべて百姓の取り分となることである。（伊予松山藩の新令二十五箇条「諸郡村々可被申渡覚書」、延宝七年（1679年）を参考³⁵⁴）

しかしながら、幕府が定免法を実施した真意は、定免法独自の利点を生かすことのみだけが目的ではなく（農民の利得だけが目的ではない）、定免法の農民側に対する利点を強調しつつ、しかもその実施にあたっては、農民側の自主的意志にもとづく願出（免率の決定も含む）をも認容しながら（農民層の成長による幕府への抵抗を回避させる手段として）、それを恩恵的手段と捉えて、徐々に、年貢免率を上昇させ（一定期間毎）、幕府が其村相応の御取箇と意図するところまで引き上げることに大きな狙いがあったと大石（1961）は指摘する。つまり、農民にとっての定免法は、余剰的労働部分（利益）が上がる利得なものであると強調しつつも、結局は、年貢免率引上げの口実に利用され、定免年季の切替毎に

³⁵¹ 有毛検見法（色取検見法）とは、江戸期当初から行われた畝引検見法（近世初頭検地の時に田畑を上・中・下に位置付けをし、その位置付けを基として年貢を定め、不作時は検見によって不足該当分を畝引して年貢量を決める方法であり、近世の石高制に対応する徴租法である。）に対する貢租法であり、この上中下の等級とそれに応ずる根取米を廃棄して、全反別について一筆毎の坪蒔を行ない、各々坪一升毛の田八反、八合毛の田一町等々と有毛に応じて寄せ合い、それを基として五合摺五公五民といったように摺と租率を決めて年貢米を定める方法である。大石慎三郎『享保改革の経済政策』御茶の水書房、1961年、152頁～153頁。

³⁵² 江戸期における幕府の徴租法には、関東筋の畑永法（畑部分はすべて金納）、上方・西国筋の三分銀納法（村高の三分の一を銀納（畑部分と見做されて））の方法が採られていたが、享保七年（1722年）八月に金銀納していた三分一（金）銀納分を全部米納にすべき旨を申し渡し、三分一銀納は、本来米を作らない畑を石に積ったために当然おこつて来る方法で、これを止めることは米の取れない土地に米を要求する愚挙として、農民にとっては到底受け入れられないことである。同書、156頁～157頁。

³⁵³ 同書、136頁～137頁、142頁。

³⁵⁴ 同書、132頁～133頁。

年率が引き上げられる「其村相応の御取箇」の決定に至るまでの期間、農民側は必死の抵抗を試みたことを大石は主張する³⁵⁵。

次に、二番目の基本政策として、既存の耕地から年貢を増徴する年貢増収策と並んで、享保改革の二大支柱となる重要施策は、新田開発及び土地政策（流地禁止令とその撤廃、小作料滞納による農民の身代限法、上り地の地代支払令等）である³⁵⁶。すなわち、江戸期における徴租法改革の一環として、一大転換をなした年貢増徴策（定免法・有毛検見法・三分一銀納廃止）の施行と同様に、新田開発もまた享保期の一大転期をなす農業政策の一環と捉え、まず、江戸初期の新田開発においては、封建制小農民の育成及びその維持再生産の促進を主たる目的として、領主や土豪の手によって大規模に行われた。その結果として、中世的な家父長制的大家族農民の解体による小農民の自立促進と、領主による農民の直接的一元支配が形成されるに至ったことである。

これが、江戸中期以降（寛文期・1661年～）に入ると、幕府は、財政の悪化から、より多くの年貢を収納する方向を打ち出し、可耕地の完全作付けや新田・古田共に隠田の禁止、永荒地（一度耕地化し高請けした土地が、山崩川欠等の理由で耕地不可能地となり、そのまま不課租地として扱われている所や原野、新たに新田として可能な土地）の開発等によって、幾分変化の兆しが見られる最中、享保七年（1722年）七月二十六日、いわゆる幕府の財政窮乏に端を發する財政建直し策の一環として、同年七月三日の上げ米令³⁵⁷や諸所の施策が施行されると同時期に、町人資本による町人請負新田開発と、地方支配官僚（代官）による領内可能耕地の耕地化（代官見立新田開発・享保八年（1723年）八月）の新土地政策を公布する³⁵⁸。

すなわち、町人請負新田は、当時耕地を有力な投資対象として物色していた都市在住の富豪町人と、御料私領の入組地や私領地先などに残されている広大な可耕地の大規模新田開発を、積極的に取り入れたい幕府側との利害が一致した土地政策と思われ、幕府側に取っては、たとえ、出来上がった新田の生産力の余剰労働部分を貢租として徴収する従来型の封建収奪を放棄したとしても、新田開発に莫大な資金を投じることなく、開発可能な

³⁵⁵ 同書、140頁、149頁～150頁。

³⁵⁶ 同書、66頁。

³⁵⁷ 法令の骨子は諸大名に対し、その領地の高一万石について米百石の割合で幕府に献米させ、その代償として参勤交替で諸大名が在府する期間を半年間だけ短縮するというものである。上げ米令は、年貢増徴策や新田開発策の効果が現れるまでの臨時措置であり、享保十五年（1730年）四月、来年より上げ米廃止、参勤交替を旧の如く復活する旨が仰出される。同書、2頁～3頁。

³⁵⁸ 同書、168頁、170頁～173頁、180頁。

耕地の拡大が見込まれ、それによって年貢増徴の実利が高まることを期待する。一方、町人側においても新田開発は、利潤を追求することが目的であるために、出来上がった新田の生産物から一定量の小作料を収受し、資本投下に見合う経営モデルの手法を確立させる契機となる。

こうした町人側の背景には、江戸初期から慶安・寛文期頃（～1673年）までは、領主及び武士階層を相手に、御用達商人として生活上の諸物資（主として高級贅沢品等）を調達する役目や、大名貸・家中貸（幕藩体制の維持）として貸付を行うなどの方法が、一般的商行為としたが、元禄期以降、領主財政の逼迫や武士階層の没落によって、衰微の傾向が見え始め、代わって商行為の対象（客体）になったのは、都市在住庶民や剰余労働部分を蓄積した新興農民富裕層である。とりわけ、自立的富裕農民層に対しては、商行為の相手としてだけでなく、新規の耕作地を開発するライバルとして、自立農民が耕地を取得する前に、領主収奪と結合して大規模新田の開発を行い、投資資本に見合う利潤を初期段階から計画し（例：金利年一割、畝下年季十年の間に元利共に償却、それ以降、投下資本の元金に対して、約二割二分余の小作料）、新たな新田地主として商行為（不動産収入）を行なうものであった³⁵⁹。

また、今一つの代官見立新田とは、享保改革における大規模新田の開発において、富裕町民層のみに依存するだけでなく、幕府側も積極的に介入する意気込みとして、新田を見立てて開発した代官には、新田から収納される年貢の十分の一をその身一代支給するというものであり、しかも、代官が領内の新田開発を行う場合は、幕府から資金を供与される場合と他所の町人が、領内の新田開発地の農民と新田開発を行う以外は、幕府に断る必要がなく、代官の一存で許可をしても良いとして、代官の自由裁量権が担保されている。このことは、江戸前期において、領内で新田を開発する場合は、一々勘定所に許可申請を受けたり、代官所による新田の手作を禁止する（代官の土豪的小領主化への危惧）ことなどと比較すれば、幕府側の新田開発における熱意と危機感、年貢増徴への期待値の高さと深刻さが交差する新たな新田開発策として、上記の町人請負新田と同様に、官・民並列の特質的政策事例といえるであろう³⁶⁰。

次に、享保改革の基本政策である、(3) 商業政策、(4) 通貨政策については、ともに対商人資本政策にもとづくものであり、勘定方機構の大改正として、享保四年（1719年）十

³⁵⁹ 同書、172頁～173頁、175頁～177頁。

³⁶⁰ 同書、177頁～179頁。

一月の相対済し令（借金銀出入不受理の法令³⁶¹）や物価政策の一環として、いわゆる「米穀下直、諸色高値」、つまり、米価が下落するにもかかわらず、諸色値段（生活必需品）は高いままで下落しないことに対する物価問題解決の方法として（諸色値段は、米価に追随すべきであることが幕閣の基本指針³⁶²）、享保九年（1724年）二月十五日の「物価引下げ令」及び同年には、商人の組織化として仲間・組合が結成された。この仲間・組合は、商人たちを流通段階ごとに仲間・組合に組織し、それを通して物価引下げを図るというものであり、その後、漸次、株仲間の組織に発展し、今日のわが国における流通組織の根幹をなす問屋・仲買・小売りの商品流通組織の確立に寄与した³⁶³。

同じく、物価政策（米穀下直、諸色高値の対応）の一環として、幕閣は貨幣改鑄³⁶⁴も行い（元文元年・1736年五月）貨幣改鑄直後には、両替商の操作（銭の買い占め）によって一時的に銀高相場となり、経済の混乱を来したものの寛保期頃（1741年～1744年）には、米価も諸色値段も安定し、以後しばらくは安定した時期が続いた³⁶⁵。

このように、先述した如く、吉宗の享保改革における財政立て直しの重点施策は、既存田畑からの年貢収納量の強化と、新たな年貢賦課（代銭納化）を徴収する新田の大規模開発の両軸とし、さらには、農民の担税能力を強化する手段として農家副業の奨励など、土地を基盤とする農民からの地代收取こそが封建領主財政の主軸であり、その方針に沿って享保改革を推進することが吉宗の基本的政治姿勢であったといえる。その結果として、壊滅的な財政難に陥っていた幕府財政は、享保七年（1722年）以降、継続的な剰余を記録し、様々な商業政策によって物価安定もひとまず成し遂げたといえよう。

³⁶¹ もとより評定所の寄合は（寺社・勘定・町奉行が寄り合って公事を決済する）金銀出入りのみを扱っていたが、それ以外の公事訴訟が多くなり、今後は借金銀・買懸り等に関する出入りは一切、その当事者相互間の話合で（相対で）済ますことにし、三奉行所及びその上級機関である評定所では一切取り扱わないとするものである。これは、金公事が非常に多いために奉行所・評定所の事務が停滞することを防止することを目的に出されたもので、決して旗本・御家人の借金踏み倒しを援助したものではない。膨大な事務処理の問題を解決する手段として公布したのもであると大石氏は指摘する。同書、70頁～71頁。

³⁶² わが国の領主経済は、農民から封建貢租として米穀などを収納し、それを市場に投下し、その結果得られる対貨（貨幣）によって、政治向から始まって一般消費を賄ってゆく、という構造をもっている。大石慎三郎、前掲書、176頁。

³⁶³ 同書、171頁～172頁、180頁、201頁～203頁。

³⁶⁴ この改鑄は、萩原重秀の実施した元禄の改鑄（元禄八年・1695年）とほぼ同様のものであるが、ただ一つ異なる点は、慶長金銀の質を100とした場合、元禄の改鑄は金67、銀は80となっているが、元文の改鑄は金60、銀は58となっていることである。これは、他の諸条件が変わらないとすれば、通貨金の銀に対する比重（レート）は、自然と高くなるのは当然の理であり、通貨銀のレートを引き下げる起爆剤が、元文の改鑄のなかに仕込まれていたことである。同書、214頁、226頁～227頁。

³⁶⁵ 同書、227頁、229頁、233頁。

(iii) 徳川宗春の人生観・政治観と規制緩和の功罪

このような吉宗の専制的緊縮政策に対して、同時期に出現した宗春の政治姿勢は、先述の如く、仁政を基本理念とする領民主体の開放・自由政策である。徳川幕藩社会体制の中において、たとえ、主従関係といえども將軍家とは重縁関係にあり、分家として、幕府の出先機関的機能を有する尾州家七代藩主が、悉く幕府の政治姿勢に背を向くことは(儉約・緊縮財政政策への批判)、幕藩体制の崩壊を招きかねない誠に憂慮すべきことである。しかしながら、宗春時代における名古屋の経済的発展は、自らが率先して華やかな消費生活を送り、芝居・狂言・遊廓など、庶民層の人々にも消費を奨励し、芝居・見世物などの諸興行や飲食・物販店、遊廓など大幅に営業の自由を許可する規制緩和が功を奏したことである³⁶⁶。

このように、「上の華美(浪費)は下の助けになる³⁶⁷」として、浪費の経済論を展開する宗春独自の経済政策について、大石(1982)は、「そもそも封建社会では領主が生産者である農民から、そのほとんどすべての剰余労働部分を年貢として吸い上げるが、当時の財政機構では今日のような諸政策をとおしてそれを下に再配分するシステムを持っていない。したがって上に遍在する富は、領主の個人的な華美・放縦・浪費といった一見非道徳的な方法でしか、これを下に還元することができない³⁶⁸」といい、当時の幕藩社会における経済発展の枠組みを考慮するならば、領主自身が儉約によって生活を切り詰めることは、富の社会的還流が停滞し、却って、領民の生活を苦しめることになる、それゆえ、領主の華美・放縦は浪費でも非道徳でもなく、むしろ、領民の生活にとっても恩恵があると指摘する。

また、宗春治世において、地域経済の観点から捉えるならば、地方の在郷都市に多くの市が開設され(享保十六年・1731年～同十七年・1732年、十二カ所開設)、それが藩領農村の商品経済を飛躍的に発展させる起爆剤となり、後背地における農村経済の発展が、名古屋を中部地域の経済的拠点として、揺るぎない地位を占めるに至らせたことである。このことは、農村における商品生産の拡大に伴って、市場の機能性・集約性が商品流通ルートの開拓や、貨幣経済の浸透、発展、拡大に大きく貢献し、名古屋の経済的機能を高める

³⁶⁶ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、273頁、279頁。

³⁶⁷ 大石慎三郎『江戸転換期の群像』東京新聞出版局、1982年、47頁。

³⁶⁸ 同書、48頁。

要因の一つになったといえる。

これに加えて、尾張藩の財政や名古屋経済の動向に大きな影響を及ぼす名古屋商人について、宗春は、藩政初期以来、名古屋経済の中心的指導層であった御側御用の特権的商人（藩から扶持を授かる）に対して、藩御用の独占的営業権を自由化し、これに代わって、新興商人が名古屋経済の指導的立場につくようになり、商人の新旧交代を実現させたことである。この新興商人は、元禄中頃から元文初期にかけて、尾張藩財政の窮地を救済するために、藩が調達金・上納金を募って応募した町人衆であり、宗春は、自由化政策の一環として、新興商人を積極的に登用し、閉塞した市場経済の活性化や消費景気の拡大を彼らに託し、名古屋経済のカンフル剤として、先例・権益主義の打破を新興商人に懇望したのではないかと思われる³⁶⁹。

また、宗春の人生哲学・人権思想の観点から、今日に通底する文化政策・観光政策・地域振興を通して、宗春が理想郷とするまちづくり観光の本源を考察するならば、『温知政要』にも触れられているように、宗春は、人権の尊重や個性の重視、他国との交流や領民の知的向上、幅広い見聞の大切さなど、領民主体の近接性に重点を置き、吉宗の政治的根柢である中央集権の権力統治によって、諸藩の自主性・自立性の権限を剥奪する専制的幕藩体制からの脱却として、地域主導の制度秩序を確立し、自由闊達で文化的・協育の向上に努め、自制的社会規範に依拠する自由主義的専制政治の確立を企図したのではないかと考えられる。

前にも触れたように、吉宗の政治姿勢は、享保の改革によって幕府財政の壊滅的な悪化を是正し、将軍権力の確立と国家支配の強化を目指すことである。その結果として、幕府財政は、享保七年（1722年）以降、黒字基調の幅を拡大するに至ったが、幕府権力による苛酷な年貢収奪が基層農民の抵抗に遭い、様々な一揆の形態が諸国に発生したことである。一方、宗春治下においても消費経済の拡大から藩財政が逼迫し、在郷の商人から御用金を徴収しても藩財政の収支バランスは大きく崩れ、大幅な赤字を記録している。

しかしながら、吉宗の財政政策と大きく異なる点は、消費経済に伴う藩財政の悪化に対して、封建農民層からの強固な年貢収奪を藩財政の赤字補填にするのではなく（享保十六年・1731年～元文五年・1741年までの十年間の蔵入地平均取米率は三十・九八%で、その前の十年間の平均三十四・五一%よりも低い値となっている³⁷⁰）、在郷の富裕商人層から

³⁶⁹ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、274頁～276頁、278頁。

³⁷⁰ 同書、277頁。

の御用金・上納金を財政補填に投入し、領内経済における富の偏在性を是正し、農民の負担軽減を図ったことであり、藩侯や家門支族及び家臣団を含め、都市庶民層や在村の封建自営農民層・下級農民層に至るすべての多層的人々が平等に、文化的・教養を志向する日常生活の幸福感と徳性の必然性そのものが、宗春治世の根本義である仁政（慈）の政治思想に大きく反映されていると思われる。

このような宗春の政治姿勢に対する功罪について、文化政策の観点からアプローチし、井口（2011）の注目に値する示唆として、「経済と文化のジレンマに陥らないために、そして私たちの生活の知恵の歴史的な集成であるはずの“本物の文化”をしっかりとみつめて尊重していくためには、文化を決して経済の“手段”にしてはならないし、文化を経済的挫折の“癒し”として捉えたり、獲得した高利潤の“免罪符”にしてはならない³⁷¹」といい、「文明的」挫折や「経済至上主義」の挫折は、しばしば「文化」への回帰を創出し、時代の転換点にさしかかった時にこそ、文化政策の真価が問われることを指摘する³⁷²。

さらに、宗春が標榜する地域の自律的志向と内発的発展の地域主義について、井口は続けて、「文化の中央集権化や外部資本・中央資本に依存しきった地域経済の構造から相対的に脱却し、自律的な文化創造とそれを支える内部循環性の高い地域の経済構造との有機的関連性を認識し、尊重できる思考と実践、すなわち内発的な地域の文化創造の意志こそが、真の地域主義、すなわち地域の自律の思想とその実現のための牽引力になるのではないだろうか³⁷³」といい、換言すれば、地域社会における真の地域主義とは、内発的発展を志向する地域自律の思想と、地域文化を創造する住民の意志（本意）によるものであると主張する³⁷⁴。

第2節 名古屋城下のまちづくりと地域資源の再考

本章を締めるにあたって、最後に、名古屋城下のまちづくりにおける機能的な都市計画の整備と、その特徴的な仕組みや都市構造（境界とコミュニティ）を検証し、さらに、書誌・地誌学的な観点から、天保十五年（弘化元年・1844年）に刊行された『尾張名所図

³⁷¹ 井口貢・松本茂章・古池嘉和・徳永高志編『地域の自律的蘇生と文化政策の役割 教育から協育、「まちづくり」から「まちつむぎ」へ』学文社、2011年、14頁～15頁。

³⁷² 同書、15頁。

³⁷³ 同書、48頁。

³⁷⁴ 同書、45頁。

会』前編、七巻七冊の諸本に見る³⁷⁵、尾張地域の歴史的・地域資源の再興と文化的価値の再考を試み、現代のまちづくり・観光の発展、促進に繋がる諸要素を提起し、その地域に伝わる説話や伝承を後世に繋げる懸け橋として、有機的な固有資源（観光資源）の事象を取り上げたい。

（1）「会所・閑所（かんしょ）」と「大木戸」の地域的役割

名古屋城の築城に伴い、いわゆる、「清州越」といわれる清州からの遷府は、家臣団はもとより、城下町や領民、社寺を含めた都市全体の一括的な移転であった。その名古屋城下町は、城をその西北部に置く逆三角形の熱田台地に建設され、名古屋城内部の三の丸には、重臣たちの広い屋敷が並び、東の堀を隔てた東地区には、主として中級の武士たちの居住地が取られていた³⁷⁶。特徴的なことは、三の丸の南側に「碁盤割」と称されるきわめて規則的な町人地が広く設けられ、さらに、その南と東側に武家地が配されていたことである。

（図 2-2、参照）

つまり、近世の城下町においては、軍事的防御性の観点から、城の周囲に武家屋敷を設けることが一般的であったにもかかわらず、家康はあえて碁盤割に町人を居住させ、土地利用形態の配置において、町人を優遇する経済都市の建設に舵を向けたことである³⁷⁷。（無論、名古屋城下に、軍事的機能を存続させることを前提としていることに、異論はない。）

規則的な利用形態として配置された町人地の碁盤割は、名古屋城下全体の二割強を占め、東西に十一列、南北に九列のブロックを基本とし、北端の二列を除外するとすべて正方形のブロックになっている。ブロック内の敷地割は、南北の通りから奥行き二十間を取り、東西の筋からは同じく十五間を取っているが、東西の街道筋である伝馬町筋と京町筋では、奥行きを二十間としている³⁷⁸。このブロック割を、道に接する四周に町屋敷を割付けた時に、ブロック中央に割残しの土地（空間）が生じ（一〇間×二〇間、一〇間×一五間、一〇間×三五間）、これを「会所地」と称し、そのブロックの南北いずれかの道から、一・五

³⁷⁵ 岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究《第五篇》』清文堂出版、2012年、75頁。

³⁷⁶ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、135頁、137頁。

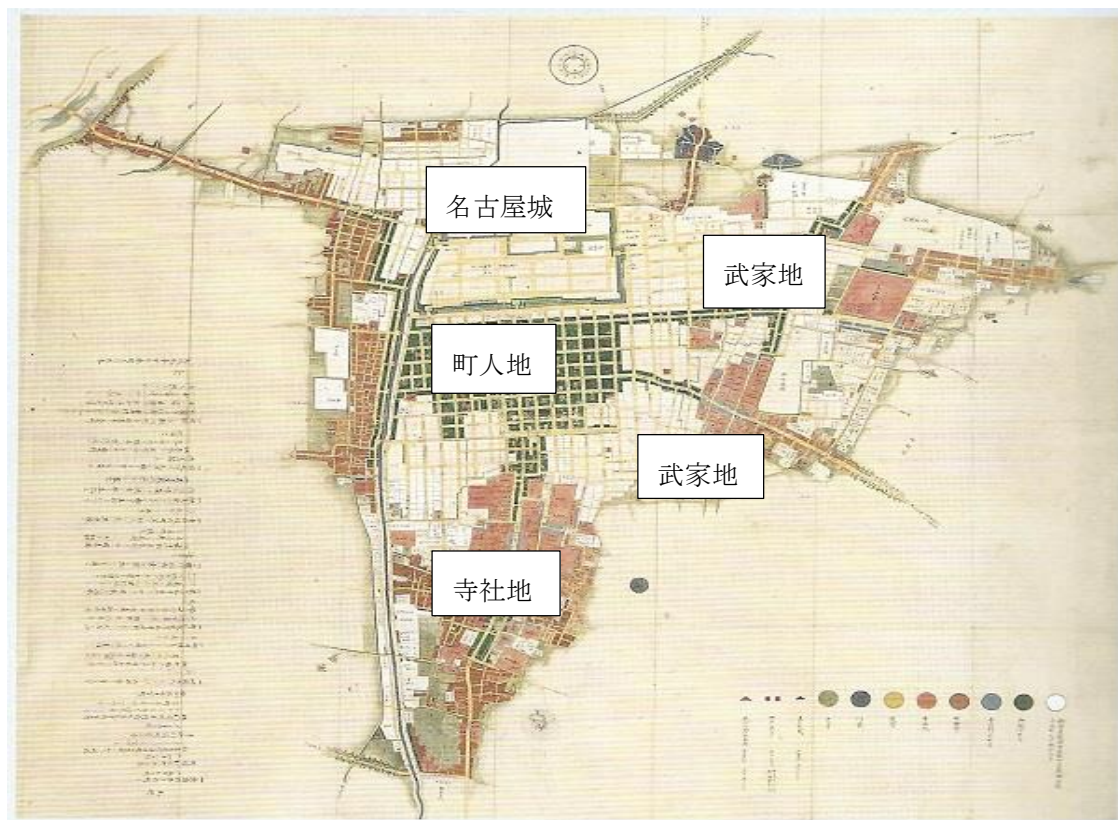
³⁷⁷ NHK「プラタモリ」制作班監修『プラタモリ 15 名古屋 岐阜 彦根』KADOKAWA、2018年、18頁。

³⁷⁸ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、140頁。

間×十五間の会所道が付けられていた³⁷⁹。

(図 2-3、参照)

図 2-2 御城下之図(文化元年・1804 年)



出所：名古屋市博物館編集『大にぎわい城下町名古屋』より転写

A は、「きね型」と称する町割りで、最も多く約六割を占め、一〇間×二〇間の会所地として、旧針屋町の大谷派正敬寺の寺地に一部がある。名古屋市史によれば、「徳川時代には百二十七坪半有り、役地なり、外に東西十間、南北二十間の會所道有り、除地なりき³⁸⁰」と記録されている。また、旧朝日町の曹洞宗禪芳寺でも、「徳川時代には二百九十坪半あり、内二百二十二坪は除地、餘は役地なりき³⁸¹」と記され、同様の会所地と会所道が想定される。B の一〇間×一五間の会所地には、旧袋町の眞言宗福生院があり、その寺地は、「徳川時代には百七十二坪半ありて、除地なりき³⁸²」とあり、同様に旧常磐町の大黒堂の寺地で

³⁷⁹ 林董一編、前掲書、69 頁、72 頁。

³⁸⁰ 名古屋市役所『名古屋市史 社寺編』中部経済新聞社、1968 年、849 頁。

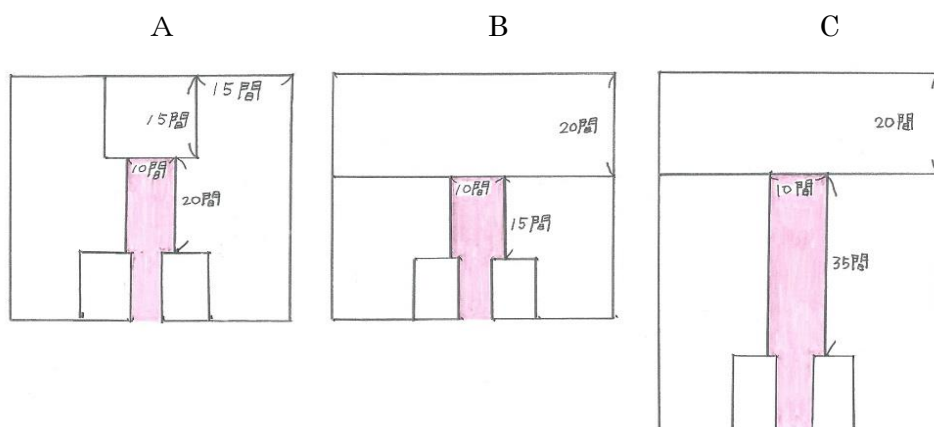
³⁸¹ 同書、581 頁。

³⁸² 同書、448 頁～449 頁。

は、「徳川時代に百十二坪半有り、除地なりき³⁸³」として、会所地の存在が確認される。

C の一〇間×三五間の会所地を示す例として、旧永安寺町の中島屋藤左衛門が寛政十一年未三月（1799年）に記した由緒書の中に、清州越によって名古屋に転居した先祖の会所地に関する記述がある。これによると、

図 2-3 会所地の形状



出所：林董一編『近世名古屋 享元絵巻の世界』をもとに加筆修正

「一 私先祖山田意齊と申者、清洲永安寺と申禪寺門前に居住仕罷在候、名古屋江引越節、御當地永安寺町通、久屋町と關鍛冶町之間北側

一 会所地 西東拾間北南三十五間 會所道 西東九尺北南十五間

右是は慶長十六亥年（1611年）、平岩主計頭殿を私先祖山田意齊申受³⁸⁴、

とされ、清州越による碁盤割地に、会所地、会所道の敷地面積が克明に記録されている³⁸⁵。

会所地の利用形態は、上掲の資料にも示されるように、寺社地の利用が最も多く、これに続いて、武家や有力な商人が拝領した会所付き屋敷地、他に、公共的施設として、広小路南側の牢屋敷、札の辻東北の火之見楼、御馳走所（上使供応のための御町家³⁸⁶）などが

³⁸³ 同書、948頁～949頁。

³⁸⁴ 名古屋市役所『名古屋市史（地理編）』愛知県郷土資料刊行会、1980年、88頁～89頁。

³⁸⁵ 林董一編、前掲書、70頁～72頁。

³⁸⁶ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、141頁。

挙げられる³⁸⁷。

いずれにしても、このような城下町の建設は、土地利用の計画段階から会所地（都市空間）を設け、自然災害の一時的な避難場所や人々の交流スペース³⁸⁸及びコミュニケーションの場の確保など、大規模な都市計画にもとづく規則性と合理性、経済性の形態の中にあつて、人間性に触れる気遣いの一端が家康の意向として、まちづくりに反映されている³⁸⁹。

次に、名古屋城下を防御域、境界域の観点から、まちづくりの特徴を言及すれば、名古屋城の本丸とその廓は戦時の軍事拠点であり、外郭を決定するのは外堀で、外堀の内部が「御曲輪（くるわ）内」、すなわち、広義の解釈として城内のことである。前出したように、名古屋城の三の丸の南側に、碁盤割の町人地が配置され、その南と東に武家地が設けられ、さらに、その外側に多くの寺院が配置されている。また、名古屋城下に通じる主要街道の出入り口には、治安維持の目的から、東端の坂上町、西端の樽屋町、南端の橋町に大木戸が設けられ、暮六ツ（午後六時）には木戸の門を閉鎖し、夜四ツ（午後十時）以降は、潜り戸も閉められた。東西交通の要衝にあたる大木戸は、城の重要な防衛拠点であり、これは城下の警備にあたるとともに、城下と郡村の境界をも意味していた³⁹⁰。

（図 2-4、写真 2-1、写真 2-2、参照）

林（1982）は、「御城下」の地理的範囲（境界域）に関して、『橋町』の町史から、「松原海道の古道具、古着等を売る店の軒端につるした古着の垢つきたるを見止め古今集の「題しらず、読人しらずの、さつきまつ 花橘の香をかげば 昔の人の 袖の香ぞする³⁹¹」、の歌をもとに、二代藩主徳川光友侯が橋町と命名した。これに関連して、『武家命令宛事』寛文四年（1644年）十一月五日の記述には、「今度本町通り被下、新規家居被仰付候処、御城下入口ニ候間、町並賑合候様ニとの思召にて³⁹²、」とあり、今回本町通りをください、新規に家居を仰せ付けられた。ここは御城下の入り口にあたるので、街並みが賑わうように、とする光友卿の思召しであり、御城下の南西に位置し、熱田宿を経て東海道に通じる入口の橋町に、大木戸があったことを示唆するものであると林（1982）は指摘する。

³⁸⁷ 林董一編、前掲書、72頁、75頁。

³⁸⁸ 家康は、清州から数万におよぶ町人を移住させることで、会所地における交流スペースを設け、清州の町人たちの共同体を名古屋でも維持し、よりスムーズに町を発展させる狙いがあった。NHK「ブラタモリ」制作班監修、前掲書、21頁。

³⁸⁹ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、145頁。

³⁹⁰ 同書、160頁～163頁。

³⁹¹ 小沢金一『橋町』1976年、3頁。

³⁹² 名古屋市教育委員会『名古屋叢書 第二巻 法制編（1）』愛知県郷土資料刊行会、1982年、118頁。

図 2-4、写真 2-1、写真 2-2、橋町(本町通り)の大木戸跡



出所：2019年4月27日筆者撮影

出所：2019年5月18日筆者撮影

出所：名古屋市博物館編集『大にぎわい城下町名古屋』より転写

また、『那古野府城志』の坂上町の條に、「初赤塚町北の切と号、貞享三寅今の名に改号す、此地御城下木戸内のとまり也³⁹³、」として、『同』の樽屋町の條には、「一 此町御城下木戸内のとまり也、西は押切村町つゞき也³⁹⁴」と記され、北東に位置する「坂上町」の大木戸は、犬山に通じる街道の入り口として、さらに北西方に位置する「樽屋町」の大木戸は、岐阜を結ぶ街道の入り口に設置され、三地点の木戸内が御城下の境界域を示すものであると提起する³⁹⁵。

さらに、御城下には大木戸以外にも、武家地の小路に辻番所が設けられ、また町内の辻ごとに木戸が設置されて、城下の守護に努めていた。万治三年（1660年）の大火以降は、町内に百余カ所の木戸が増設され、木戸番が諸人の通行を取り締まった。この頃、武家地においても警備上の観点から、四十余カ所の辻番所が配され、城外にも屋敷を構えていた上級家臣らは（成瀬・竹腰・志水等）、各々自ら辻番を置き、辻番所の数は、合わせて六十余カ所にも及んだという³⁹⁶。

とりわけ、町人の手による自衛の木戸を設置する背景には、藩と町の二元的支配下において、末端に位置する身分として、町内の犯罪行為や謀反・不服申し立て等、藩に対するお咎めを受けないことが町人地存立の方向性と捉え、その手段として、住民同士が対立す

³⁹³ 名古屋市教育委員会『名古屋叢書 第九卷 地理編 (4)』愛知県郷土資料刊行会、1983年、199頁。

³⁹⁴ 同書、180頁。

³⁹⁵ 林董一『尾張藩漫筆』名古屋大学出版会、1989年、143頁～145頁。

³⁹⁶ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、163頁～164頁。

るのではなく、強調し、絆を深めることが重要であると地域住民自身、各々が認識を共有していたことである。すなわち、都市部においては、農村部程、共同体としての内的な自覚意識は希薄であり、そのため、町役人の就任や婚礼、元服、法事といった慶弔事を通して、町内同士の交流や協働性など、日常生活における地縁的共同体の確立を目指して、漸次碁盤割内での一体的な都市空間を創出し、名古屋城下における町人地独自（会所地における地域的役割の効果）のまちづくりが行われたことは、特筆に値すべきことであるといえる³⁹⁷。

(2) 『尾張名所図会』の歴史的価値と文化的展望

江戸時代後期には、寺社や街道、宿場町等実景描写の図版が各地に多数刊行され、尾張藩においても『尾張名所図会』が、天保十五年（1844年）、岡田啓・野口道直編、小田切春江挿画らによって刊行された³⁹⁸。周知のように、「名所」とは、歌の「名どころ」を意味するものであり、それは古来から多くの歌に詠まれていた地（歌枕）を示すものであり、その地名とイメージは、和歌の伝統を育む中で固定化されたものであると解釈されていた。しかしながら、すでに叙述の対象は、歌枕に加えて、神社仏閣や旧跡、伝統産業、風物詩等の表記がなされ、次第に地誌的性格を帯びるに至った³⁹⁹。

『尾張名所図会』を俯瞰的に捉えて、その特徴を明示するならば、総数千三百余の項目が列挙されている中で、神社が二百七十、寺院が三百九十の多数を占めていることである。これは、神仏の加護する地として尾張のイメージを強調するものであり、あまたの神仏の加護のもとに、徳川の膝元に保障されることが、尾張の繁栄を表すものであることを内外に示すことを意図する。すなわち、このことは尾張の守護たる寺々と尾張の繁栄を支え続けた徳川家が、密接な関係性にあることを安藤叔江（2004）は示唆する⁴⁰⁰。また、歴史的指向の観点から、『尾張名所図会』は、実地での道案内や観光案内を主眼とするのではなく、古い文献（古義・古典等の書簡群）を渉猟し、尾張の由緒を探求することに方向性を見出し、諸文献を忠実に照らした上で、学問的な既述の正確性を重視した態度を示している。つまり、編集の選定にあたっては、正式な名称を項目名として用い、古典籍を含めた多く

³⁹⁷ 同書、313頁。

³⁹⁸ 岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究《第二篇》』清文堂出版、2004年、370頁。

³⁹⁹ 同書、376頁。

⁴⁰⁰ 同書、374頁～375頁。

の文献に基づく実証的な叙述を心掛け、学究的ともいえる態度で、尾張に関する知識の提供を目指す側面が際立つことを安藤は指摘する⁴⁰¹。

ここでは、『尾張名所図会』に記載されている歴史的にも貴重な地域資源（文化資源・観光資源）を具備する地域として、次の三か所を取り上げ、① 有松絞と伝統産業（尾張藩の庇護）、② 熱田宿と七里の渡し（東海道の結節地）、③ 姥堂と堀尾金助物語（熱田裁断橋）、について、古い文献・史料に基づきながら、地域の由来や伝承を再考し、今後の地域振興や観光政策の指針に役立つ事象分析を試みたい。

ケース I、有松は、尾張藩の庇護の下に、有松絞の製造販売によって町が発展し、平成 28 年（2016 年）7 月 25 日には、国指定による伝統的建造物群保存地区に選定され、東海道沿いの約 800m 区間に、大規模な絞り問屋の商家や絞り染め職人の町家が混在する町並みを形成した⁴⁰²。『有松町史』によれば、慶長五年（1600 年）の関ヶ原合戦以降、江戸は幕府の所在地として全国を中心となり、東海道の整備が急務となっていた。尾州藩では領国内の東海道修復に努め、宿場の制度を整えていったが、鳴海宿以東の一带は、丘陵の起伏している間に松林が生い茂り、人家も耕地もなく街道は物寂しい状態であった。このため、尾張藩は、慶長三年（1608 年）十二月、一種の特典を与えて、移住を奨励する政策をとることになった。旧有松町には、以下の布告（写し）が伝存している。

「知多郡之内桶はさま村新町之儀、諸役令免許候間、望之者有之においては、彼地へ可被越者也、の如件

慶長拾三

寺西藤左衛門手判

申二月十八日

原田 右衛門手判

おけはさまにて

伝右衛門

作十郎⁴⁰³」

この布達に応じて、八名の移住者が新村に移転し、その中には有松絞の創始者である竹田庄九郎も含まれていた。なお、有松の名称は、松が生い茂っているところにできた村だからという説と、「新町」が転じて（上記条文に新町の記載有）、有松と呼ばれる二つの説がある。また、世にいう伝統工芸の有松絞が営まれることになった背景として、慶長の開

⁴⁰¹ 同書、383 頁～385 頁、388 頁。

⁴⁰² 美しい町研究会『日本の最も美しい町』エクスマレッジ、2017 年、79 頁。

⁴⁰³ 有松町史編纂委員会『有松町史』有松町、1956 年、20 頁～21 頁。

発以降、人家耕地は増加傾向にあったにもかかわらず、村の面積はきわめて狭く、農業のみでは到底生計が成り立たない状況にあった。本来、有松の開拓は、東海道のためのものであり、村民も東海道の旅人を相手に経済活動を行う考えがあったと推察され、当初は、半農（農耕に従事）半商工〔旅人相手の茶屋や物品（草鞋・瓢箪等）の制作販売〕の生活を営んでいたという。しかしながら、鳴海宿からわずか一里しか隔たりのない有松村では、茶屋や土産物販売にもおのずと限界があり、こうした事情から、地域独自の地場産業として、絞業が生じたのではないかと考えられる⁴⁰⁴。

こうした中であって、有松絞の起源は、前出したように、有松村に移住した竹田庄九郎が始祖とされ（『尾張名所図会』に屋敷図、図 2-5、写真 2-3、参照）、その動機は、慶長五年（1610 年）名古屋城築城において、築城に加勢していた九州豊後国の人の中に、絞染の衣裳を着用していたものがおり、これに着目して、手法や染め方などを究明し、それをヒントとして捉え、その後、有松で作り始めたとされる。有松で最初に手掛けた手法は、「九九利染・蜘蛛絞⁴⁰⁵」であり、寛永元年（1624 年以降）には、騎馬の用具である手綱（長さ一丈二尺、縮緬地を養老絞にしたもので、紺と紫の二筋である⁴⁰⁶）に用いる鍛（しころ）絞（麻布または絹地を用い、白と紺のだんだら染にしたもの）が考案された。また、尾張藩の二代目藩主徳川光友が寛永十八年（1641 年）に、はじめて尾張の地に入国した折には、九九利染の手綱を献上し、これ以後、尾張藩主が初めて入国する際は、必ず絞染の手綱を献納することが吉例となった。

さらに、文化元年（1804 年）から文政元年（1824 年）の年間に至っては、肌触りが良く通気性に優れている有松絞の魅力が多くの人々に知れ渡るにつれ、全国的な注文が殺到し、需要に対応できかねない商況になったため、この頃から絞製品を加工する工程の中より、原布の晒括り模様の下絵つけ、あるいは括方職、染方紺屋等の職業区別が定まり、分業体制の確立がなされた⁴⁰⁷。

有松絞が全国的に発展した大きな要因は、尾張藩の庇護の下に、数々の特権を有松村や絞業に供与し、有松絞の発達を奨励する藩独自の地場産業を内外に示したことであった。

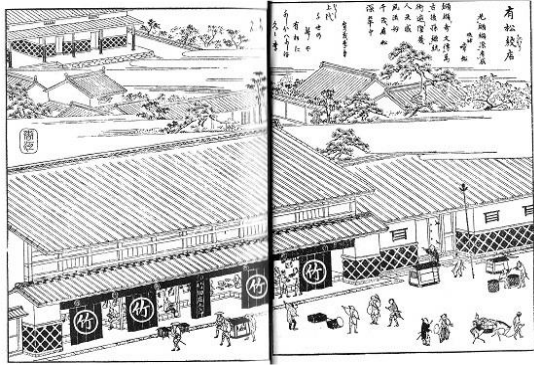
⁴⁰⁴ 同書、20 頁～23 頁。

⁴⁰⁵ 蜘蛛絞は、木綿生地を用い、布地の一部分を摘んで糸で括り、生地幅の全部を絞り上げたのちに、これを幾度も藍がめに浸して染めつけ、これを乾燥して括り糸をときほどいたものである。これがあたかも蜘蛛の巣の形をした絞模様ができることから蜘蛛絞と呼ばれるようになった。岡田清三『有松しぼり』有松絞技術保存振興会、1972 年、23 頁。

⁴⁰⁶ 有松町史編纂委員会、前掲書、132 頁。

⁴⁰⁷ 有松絞技術保存振興会、前掲書、23 頁～24 頁、40 頁。

図 2-5、写真 2-3、有松絞店（竹田庄九郎屋敷）



出所：『尾張名所図会 中巻』より転写



出所：2019年4月27日筆者撮影

既述したように、慶長十三年（1608年）、新村開発の際は、諸役免除の特権が与えられ、ついで寛永二年（1625年）には、八反一步の屋敷地が免租地として認められた。新村開発の当初においては、耕地面積も少なく、年貢の負担も軽かったために、この二つの特権は、村民にとって無税と同等の優遇策であり、有松村は、開村当初から恵まれた環境にあったといえる。また、有松絞が地場産業の名産として、全国的に名が知られるにつれ、尾州藩も積極的に保護産業の育成に努め、前出したように、藩主の入国祝いには手綱を献上し、さらには、有松絞を尾州藩御用に納入したことである。

加えて、尾州藩徳川家が諸大名との交際には、有松絞を土産品として贈呈し、中でもとくに、江戸幕府の第五代将軍徳川綱吉公のとき以降は、将軍の代替わりごとに、有松絞の手綱を献上したことである。このように、尾張藩からの全面的な支援によって、有松絞の評価が高まり、全国的に流布したことは、尾張藩庇護政策の下による間接的な保護の一因と言ってもよいが、有松絞に対する直接的な尾張藩の保護政策は、有松の絞業者に制作の独占権を付与したことである。当初は、尾州藩内での独占権であったものが、その後は、他国領内までその権利を主張するようになり、この絞業に対する独占権の付与が、今日までの有松絞の繁栄を維持し、伝統工芸の技術を今に伝える最大の要因になったといえる⁴⁰⁸。

ケースⅡ、熱田宿（宮宿）は、東海道の四十一番目の宿場として、尾張藩の重要な拠点に位置付けられ、元和二年（1616年）には、熱田から桑名へ海上七里の海路が開設された

⁴⁰⁸ 有松町史編纂委員会、前掲書、131頁～133頁。

この熱田宿では、ここを起点にして七里の渡し（宮の渡し、間遠渡・まどほのわたり）を利用し、ここから渡海して桑名に上陸する方法や、陸路六里を通過して佐屋から三里を川沿いに下って（三里の渡し）桑名に向かう方法（佐屋路）と、清須宿を経て大垣方面へ通行する方法（美濃路）など、街道を上下する場合は、熱田宿で一泊するか、或いは休息するかが通例になっていたという⁴¹⁰。

『東海道宿村大概帳』によれば、江戸から熱田までの距離が八十八里七間（約三四九メートル）、熱田宿から隣の鳴海宿までは一里半六町、美濃路に向けて名古屋までが一里半、佐屋街道の岩塚宿までが二里、同、万場宿には二里半の行程であった。一日に歩ける距離を約十里（四十キロメートル）と仮定して、江戸から熱田までは、八～九日間程の旅行日程であったといえる⁴¹¹。

尾張藩は、警備上の観点から、交通の重要な結節地として、宿場機能を円滑に進めるために、慶長十六年（1611年）熱田代官所を廃して、新たに熱田奉行所を設置した。元和八年（1622年）には、人馬徴発の証文を検査する御朱印改所⁴¹²が設置され、さらに、承応元年（1652年）には、船舶の出入りの検査や旅人の氏名などを記録する熱田船奉行所（船番所）も開設された⁴¹³（船舶の夜間通行を禁止し、朝卯の刻・午前六時～夜の西の刻・午後六時までの船の出入りを検閲⁴¹⁴）。これは、慶安四年（1651年）に起こった由比正雪事件（慶安の変）を契機として、幕府の命により設立された尾州藩の公的機関である⁴¹⁵。寛保元年（1741年）からは、川方船奉行と海上船奉行に別れて、取締りを行った⁴¹⁶。また、出船時の乗合者名を記録し、商品荷物の運上銭を取り立てる熱田船会所も設置された⁴¹⁷。

この他に、熱田宿では、寛永十一年（1634年）、三代将軍家光上洛の折に、初代藩主徳川義直が伝馬町に築いた東山御殿（御茶屋御殿・寐覚楼）と承応三年（1654年）、公家や

⁴⁰⁹ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、397頁。

⁴¹⁰ 新修名古屋市史編集委員会『新修 名古屋市史 第四巻』名古屋市、1999年、576頁～577頁。

⁴¹¹ 児玉幸多校訂『近世交通史料集 4 東海道宿村大概帳』吉川弘文館、1970年、729頁。

⁴¹² 慶長六年（1601年）幕府は「伝馬朱印」という印文のある朱印状を携帯するものに対しては、伝馬を出すことを命じる伝馬掟朱印状を布告し、これを検閲することが御朱印改役の仕事である。対象者は幕府役職者や御医師、御絵師、日光御門主、勅使衆、御撰家方、諸山の僧侶などの伝馬朱印状の携行者であった。朱印状の不正は伝馬朱印記載以上の人馬使用、賃人馬の賃銭不払い、荷物重量超過などで、これらの不正を取り締まることは宿機能の疲弊を防ぐためであった。新修名古屋市史編集委員会、前掲書、405頁。

⁴¹³ 同書、399頁、401頁。

⁴¹⁴ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、624頁。

⁴¹⁵ 同書、623頁。

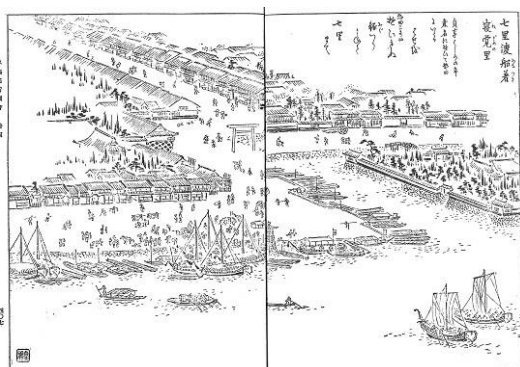
⁴¹⁶ 池田長三郎編『熱田風土記 中巻』久知会、1980年、205頁。

⁴¹⁷ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、401頁。

官吏所縁の接待、饗応のため神戸（ごうど）町に設けられた西浜御殿・桑名楼（客館）があった⁴¹⁸。このように、熱田宿では、幕府の出先機関の役割を担う尾張藩の海の玄関口として、他の宿場では見られない、監視を目的とした関所的な役割を果たす公的施設が多数存在し、熱田宿は、特異的な様相を帯びた海上交通の要衝地であったといえる。

また、文政四年（1822年）には、道中奉行の触れによって、西国大名（百二十六家）の江戸往復の行路が、熱田湊（白鳥湊）～桑名湊間の七里の渡し⁴¹⁹、か或いは佐屋路六里及び三里の渡し、かのいずれかを選択することになり（ちなみに、熱田湊から直接、四日市湊まで渡って行く場合を十里の渡しといった⁴²⁰）、なお一層、七里の渡しの往来が頻繁になり、『尾張名所図会』（図 2-6、写真 2-4、参照）には、当時の繁栄ぶりが次のように、如実に記されている。

図 2-6、写真 2-4、七里の渡し船着き場（寝覚里）



出所：『尾張名所図会 上巻』より転写



出所：2019年4月27日筆者撮影

「當驛は東海道第一の襟領にして、前は蒼海の漫々たるにのぞみ、朝熊嶽波濤の末にあらはれ、西の方出崎の松はみどりをつらね、東の方は呼續・星崎の浦を見渡し、驛路には諸侯はじめ、旅客ひまなく群行し、あしたには七里の渡一番船をあらそひ、船場には商賈の荷物つどひて山のごとく、ゆふべには歌舞のこゑ、絲竹の音かまびすしく、殊に春の初市

⁴¹⁸ 同書、368頁～370頁。

⁴¹⁹ 寛永十一年（1634年）、東海道の脇往還として公認され、佐屋宿が置かれて佐屋湊が開かれた。そのときに尾張藩は佐屋に御馳走所として、佐屋御殿を整備した。新修名古屋市史編集委員会、前掲書、620頁。

⁴²⁰ 同書、620頁。

を始め、花咲く頃、伊勢參の同者ひきもきらず⁴²¹。」

『新修 名古屋市史』によれば、この熱田湊の海域は水深が浅く、旅客の輸送は干潮時に対処するため、沖に待機している渡船まで旅客を運ぶ小さな船が、熱田には四十二艘ほど置かれていた。航路も河口洲の間を通るものと海岸の沿岸を通るもの、また、沖合を通るものが状況に応じて使い分けられ、さらに、河口の航路には、鍋田川筋、荒川筋、まや川筋の三路があった。熱田湊から桑名湊までの所要時間は、通常、二、三時間程度であったが、悪天候の時は、六時間程かかることもあり、場合によっては運行が中止されることもあったという。いずれにしてもこの七里の渡しは、旅人にとって、東海道の道中における大きな難所の一つであったことは、間違いないといえるであろう⁴²²。

また、江戸期における交通政策上の観点から、全国的な主要街道の整備に伴って、各地の宿駅には多くの公・私用の宿泊施設が整えられ、ここ熱田宿においても、東海道の重要な岐点として、本陣・脇本陣、旅籠屋など多くの宿屋が軒を連ねた。熱田の宿勢が確認できる『東海道宿村大概帳』、天保十四年（1844年）の史料を見てみると、本陣に南部家、森田家の二軒、脇本陣は小出家の一軒、旅籠屋は、（大）が三十六軒、（中）は三十二軒、（小）は百七十九軒あり、宿町の広さは十一丁十五間、人口は、一万三百四十二人（内、男五千百三十三人、女五千二百九人）、と記され、宿町として大いに繁盛していることが窺える⁴²³。

神戸町に位置する赤本陣の南部家は、南部新五左衛門を当主とし、名字帯刀を許された家格の旧家であった。赤本陣の建物は、敷地面積が約337坪（1114平方メートル）、平造りの121坪、間口約十六間、奥行約二十一間、表門は街道に面し、北向きの瓦葺きの棟門があり、部屋数三十七、約百八十七畳の広さをもつ豪壮な建物であった。一方、伝馬町の白本陣、森田家は、享禄年頃（1528年～1531年）、伊勢国飯高郡丹生村の織田四郎を始祖として、慶長十二年（1607年）、入道宗転の子息が初代森田八郎右衛門を名乗り、白本陣を任された⁴²⁴。（白本陣の建物は、建坪二百三十六坪、門構えと玄関付きであった⁴²⁵。）

この二軒の本陣に関する宮宿の特質的なことは、熱田社が近くにあり、宮社の御師が本陣に出向いて道中安全（特に渡海）や自藩留守中の安泰の祈願を行なったことである（御祓

⁴²¹ 岡田啓・野口道直編『尾張名所図会 上巻』愛知県郷土資料刊行会、1970年、403頁。

⁴²² 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、340頁。

⁴²³ 児玉幸多校訂、前掲書、730頁。

⁴²⁴ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、406頁～408頁。

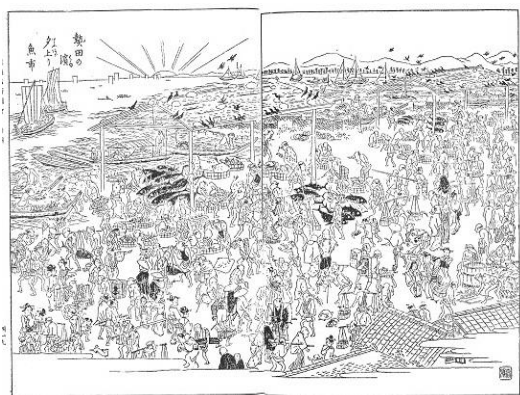
⁴²⁵ 児玉幸多校訂、前掲書、730頁。

と遥拝)。また、神宮御師が、当社（熱田社）参詣にも同伴している。これは、宿泊者が参拝できない場合、神宮御師が本陣に出張して、参詣祈願を代行することであり、また、同伴の参詣は、代行祈願と同様に、サービスの一環と合わせて、神宮収入の確保が目的であったと推察される。このことは、他の宿場では見られず、宮宿ならではの特殊性の一つといえるであろう。また、急ぎの庶民においては、道中安全を上知我麻神社（源太夫社）で祈願し、渡海の無事であったことの御礼をした。そのため、両社は東海道の道中安全における守護神として、多くの旅人から崇敬されたという⁴²⁶。

さらに、熱田の町を概観してみると、室町後期（享禄二年・1529年）より、神戸町に魚店を開き、漁夫より仕入れた魚介類を並べて旅人に商っていた。その後、魚市の先ぶれをなす問屋が開かれるようになり、織田氏の城下町清州に魚を運ぶようになったという⁴²⁷。『尾張名所図会』の記録をみれば、

（図 2-7、写真 2-5、参照）

図 2-7、写真 2-5、熱田の濱夕上り魚市（木之免・大瀬古）



出所：『尾張名所図会 上巻』より転写



出所：2019年5月18日筆者撮影

「木のめ浦より東の方の濱邊にて、日毎に市をなせり。當初信長公清須在城の頃より、此濱に問屋數軒ありて、毎日清須に運送せし由、然れども年久しくして、其創業の年月詳ならず。夫より連綿として絶えざりしが、寛永のころ問屋株定めしより、權左衛門・仁左衛門・三左衛門・甚三郎・又三郎・七左衛門の六家なり。今に至りてますます繁昌し、日毎に年中朝市・夕市とて、一日二度づゝ市をなせり。億兆の魚介をこゝに湊へて、國産の

⁴²⁶ 池田長三郎編『熱田風土記 上巻』久知会、1980年、365頁。

⁴²⁷ 同書、327頁～328頁。

海魚はもとより、近國遠國よりも船積にて運そうし、又三河の吉田邊よりは、歩行荷などにてもこゝに送るを、六軒の間屋、いづれもこれを即時に賣捌けり。其時憺夫群をなして雷同するかまびすしさ、譬ふるにものなし⁴²⁸。」

と記され、織田信長公が清州城にいた頃から、熱田の浜には、魚問屋が数軒あって、毎日清州に運送していたことが確認できる。寛永年間（1624年～1643年）には、問屋株が定まり、木之免浦、大瀬古に魚市場を設けた。市は毎日、朝・夕の二度ずつ行われ、大量の魚介類が地元産はもとより、近国遠国産も船積にして運送し、三河国の吉田浜よりの歩行荷も含めて、六軒の間屋が即断的に売買した。『張州雑誌』においても「漁人船ヲ寄セテ魚ヲ商フ此邊ヲ須賀浦ト云日ゴトニ市アリ凡愛智ノ海邊又海東智多ノ漁人皆魚ヲ此所ニ持来テ賣ル(レ)之」として、須賀浦近辺で魚の市が行われていたことが確認できる⁴²⁹。『尾張名所図会』を見ると、魚の集荷場での糶売（せり）や仲買人、購買者、見物人など数多くの人々が行き交い、賑やかで活気を呈している様相が生き活きと描き出されている。

ケースⅢ、『尾張名所図会』、(図 2-8、写真 2-6、写真 2-7、参照)には、多くの人々が往来する姥堂と裁断橋（通称：御姥子（おんばこ）橋、サンダガ橋）の様子が克明に描かれている。この姥堂の建立について、名古屋市史（社寺編）の記録を見ると、「姥堂は南區熱田傳馬町四丁目の南側、裁断橋の西南角に在り、境内は百二十二坪二合六勺有り、等外三等にして、神戸町圓福寺に屬す、延文三年（1358年、北朝年号：正平十三年）法順道人、嚴阿上人（足利氏親縁の人）に歸依して、今地に堂を建て、熱田神宮涙ヶ池濱に在りし本尊（丈六の奪衣婆の座像）を安置す⁴³⁰。」と縁起され、東海道を往来する人々は、必ずこの精進川に架けられた裁断橋を渡らねばならず、神仏混淆の信仰が全国的に流布するに従い、裁断橋も熱田神宮寺の境内で精進川を三途の河に擬え、橋の西南隅に、亡者の衣を奪う奪衣婆を祀る姥堂があった。

昭和初期には、国道の改修により、精進川は埋め立てられ、第二次大戦のさいには、空襲によって、姥堂も消失してしまった⁴³¹。現在は、昭和二十六年（1951年）五月八日に、姥堂が再建され（寺域は二分の一に縮小）、昭和二十八年（1953年）には、かつての裁断橋を三分の一に縮小して姥堂の境内内に架け、熱田伝馬町警察署に保管されていた擬宝珠

⁴²⁸ 岡田啓・野口道直編、前掲書、420頁。

⁴²⁹ 生田良雄『張州雑誌 第三卷』愛知県郷土資料刊行会、1975年、636頁。

⁴³⁰ 名古屋市、前掲書、810頁。

⁴³¹ 社本鋭郎編『続 熱田裁断橋物語—日本の母の願い—』名古屋泰文堂、1971年、85頁。

も元に戻して、今はただ、熱田の町に往時を偲ぶ一片の佇まいを残している⁴³²。

図 2-8、写真 2-6、写真 2-7、姥堂・裁断橋（呼續濱菖蹟）・都々逸発祥の地



出所：『尾張名所図会 上巻』より転写

出所：2019年4月27日筆者撮影

出所：2019年5月18日筆者撮影

この裁断橋は、老の母が亡き我が子を切に思う深い情愛と、悲しみの心情を忘却することが出来ず、二度にわたる架橋に向けた強い志と、母の慈愛溢れる青銅擬宝珠に刻まれた仮名交じりの銘文が、つとに有名である。ここに概略を記せば、天正十八年（1590年）二月十八日、愛知県丹羽郡御供所（ごくしょ・現大口町豊田）出身の堀尾金助は、十八歳で豊臣秀吉の小田原征伐に出陣し、同年六月十八日陣中で病死した。金助の母は、出陣することなく病死した亡児の遺品などを携え、其旨を伝えに来た横井源助に感謝すると共に、亡児の遺品を抱え⁴³³、悲嘆にくれる母は、翌天正十九年（1591年）、当時、大分腐朽していた裁断橋の修築が、金助の菩提を弔うに適うことであろうと発心し、精進川に架かる裁断橋の脩架をして、第一回の橋供養を行なった。この美挙は、多くの人々に感動と讃嘆をもたらし、菩提の架橋として、裁断橋を讃嘆橋、讃談橋と謂われる所以になったといわれている。

年月は過ぎ、金助の三十三回忌の追善供養を行なうにあたり、母は、裁断橋の第二回目の改架を決意し、幾末までも金助の名を後世に残したいと切願する老母の思慕が、欄干の青銅擬宝珠に刻まれた日本金石文史上、稀代の銘文の由来となった。はからずも、老母は裁断橋の修築にかける永年の宿願も空しく、橋の落成を待たずに、深い眠りについてしまった⁴³⁴。その後は、安藤類右衛門（養子）がその志を継ぎ、元和八年（1622年）に架橋が完成し⁴³⁵、現在、そこには、老母の悲願であった愛児に対する追慕の念が深く籠められた銘文が、青銅擬宝珠の四隅の柱に、東北隅と西北隅一ヵ所づつ、仮名文交じりで彫られて

⁴³² 同書、77頁。

⁴³³ 池田長三郎編、前掲書、224頁～225頁。

⁴³⁴ 社本鋭郎編『熱田裁断橋物語—金助とその母—』名古屋泰文堂、1970年、36頁、145頁。

⁴³⁵ 池田長三郎、前掲書、226頁。

いる。その銘文とは、

「てんしやう十八ねん六月十八日おたはらへの御ぢんほりをきんすけと申十八になりたる子をたゝせてより又ふためともみさるかなしさのあまりにいまこのはしをかけることははゝの身にはらくるいともなりそくしんしやうふつしたまへいつかんせいしゆんと後の世の又のちまで此かきつけを見る人は念仏申給へや卅三年のくやうなり⁴³⁶」とする。

裁断橋のあらまはしは、『尾張徇行記』にも詳述されており、

「一 裁断橋 長十一間半巾三間方角巳後亥

金助ハ堀尾茂助子也ト云、按ニ太閤記ニ茂助後帯刀先生ト称シ帯刀ハ尾州上郡供御所ノ人ナリ父ハ堀尾中務大輔吉久ト云帯刀ノ童名仁王丸出雲隠岐二州ヲ領シ、子息出雲守忠氏ト有テ金助事ハ不見是ハ熱田旧記ノ説○海東郡戸田村西照寺八世釈誓円寛文七丁未年記セシ縁起ニ、天正十八年庚寅第四代淳誓還俗シテ横井源助ト名ノリ、小田原ノ合戦ニ向フ、同六月十八日堀尾金助トイヘル者小田原ノ陣中ニ於テ戦死セリ、源助彼カ遺具ヲタツサヘテ国ニ帰り、彼金助カ母ニ与ヘケルニ、彼母愁傷ニ堪入、因テ菩提ノ為アツタニ橋ヲカケルルニ、源助再ヒ僧ニ還リ本ノ淳誓ト号シテ、橋供養ノ日群衆ノ人々ニ対シテ仏法ヲ讃嘆シテ、菩提ノ橋之由来ヲ説シ、故ニ此裁断橋ヲ時ノ人又ハ讃嘆橋ト呼ヒシトカヤ○好古按ルニ、此縁起ニ拠レハ、堀尾金助ハ横井源助ニ從ヒ小田原陣ニ向ヒシ者ナルヘシ、金助三十三年忌ハ元和八年ニ当レリ尾陽雜記ニ此川ヲ生死川讃談橋トイヘリ⁴³⁷」とある。

この金助母の美挙に、深く感銘を受けた濱田耕作（1948）は、『橋と塔』の中で、我国の古金石の銘文の中において、かくも短く、直截的に人々の肺肝を突く至情の文は、他に多くの類例は見られず、連綿として断つことの出来ない親子の愛慕の念が、深くこの擬宝珠に刻銘され、四百年後の今日においてもなお、この銘文を読むものとして、老母の痛哭悲働の有様が、我々の想像を遥かに超える忍び難い光景を思い浮かべ、誠に、衷心念佛を唱えずにはいられないと叙述している⁴³⁸。

「裁断橋の銘文」は、我国女性の傑出した三名文の一つと称揚され、他に「成尋阿闍梨（じょうじんあじやり）の母の文」と、「ジャガタラ文（ぶみ）のお春の消息」がある⁴³⁹。

「成尋阿闍梨の母の文」は、仏門に入った高僧の二子〔律師（りつし）と成尋阿闍梨・寛

⁴³⁶ 名古屋市教育委員会『名古屋叢書続編 第四巻 尾張徇行記（一）』名古屋市教育委員会、1964年、216頁。

⁴³⁷ 同書、216頁。

⁴³⁸ 濱田耕作『橋と塔』大雅堂、1948年、104頁、110頁。

⁴³⁹ 社本鋭郎、前掲書、41頁。

弘八年（1011年）出生）を持つ母が、延久三年（1071年）、成尋阿闍梨の入宋（五台山等の巡拝・修行、中国留学）によって、愛子と離れ離れになり、悲嘆にくれる老母の心情（愛別離苦の哀慕）を書き綴ったのが、次に示す散文を主として、和歌を従とする書写形態の作品である⁴⁴⁰。

「延久三年卅日

仁和寺に渡りて、思ひ乱るる南面に、梅の花いみじう咲きたるに、鶯の鳴きしかば、

なくなくもあはれなるかな枝々に木伝ふ春の鶯の声

なほ、申文にて、内にも参らせまほしう、

雲の上ぞのどけかるべき万代に千世かさねますももしきの君⁴⁴¹」

〈現代語訳〉

「延久三年（1071年）一月三十日

仁和寺に移って、（成尋と離別した）悲しみに気持ちが乱れた状態で南に面した部屋にいと、庭には梅の花が美しく咲きほこっており、そこにうぐいすが鳴いていたので、どんなに鳴いていても（わたしの泣くのと違って）情緒深いことだ。梅の枝から枝へと飛び移って鳴いている春のうぐいすの声は。

それでもやはり、申文で朝廷にお願いして、（成尋を）参内させたく思って、

宮中はさぞかしご静穏のことでありましょう。長い長い年月をお重ねになる主上さまよ⁴⁴²。」

また、「ジャガタラ文（ぶみ）」は、寛永十一年（1634年）、幕府は、鎖国令の布告に伴って、外国人との間に生まれた子女と母共々合わせて二百八十七人をジャワ（現インドネシアの首都・ジャカルタ）に追放させた。その中に、二度と帰ることの出来ないお春やふくらの故里に思いを馳せる深く悲しい至情を切々と綴った文面が、多くの人々の涙を誘い、悲哀と感動を呼び覚ます名文の一つとなっている。

ジャガタラ文の一節として、（茶包みの付紗の裏に記す）

「日本恋しや、かりそめに立出でて又と帰らぬ故里と思へば、心も心ならず、涙に咽（むせ）び眼もくれ、夢うつつともさらに弃わきまえず候を、あまりのことに茶包み一つ進じ

⁴⁴⁰ 宮崎莊平『成尋阿闍梨母集 全訳注』講談社、1971年、3頁～4頁、236頁～237頁、244頁、248頁、250頁。

⁴⁴¹ 同書、13頁。

⁴⁴² 同書、14頁。

まいらせ候、あら日本恋しや日本恋しや⁴⁴³。」

いずれの作品においても、愛しき肉親の非情なる離別を題材にしたものであり、儚くも優美で気高い、風雅な情感が、短い文章の中から醸し出される特筆的な名文といえる。

また、姥堂内には、熱田の地域資源（固有資源）の一つとして、熱田の地を起源とする都々逸発祥之地の記念碑が建っている（前掲、写真 2-7、参照）。この由来は、尾州藩の要港として、東海道最大の海上交通の起点であり、熱田神宮の門前町であった宮宿は、街道の中でも非常に栄えた宿場町であり、その築出町の東端に、寛政十二年（1800 年）秋頃、鶏飯屋（茶屋）が出来、名物の蜆汁も売られた。（図 2-8、参照）

この鶏飯屋の仲居に、惣名「おかめ」と呼ばれるたいそう人気者の飯盛女が接待もよろしく、唄も上手で評判となった。この刺激を受けて、鶏飯屋近辺は類似の茶屋が多く出来、享和（1801 年～）以降、神戸・伝馬・築出（古町・新長屋）は三遊里として、この地区一帯に遊客が群集した。嘉永六年（1853 年）、珍文館老人こと小寺玉晃著の『殿ド々ゝ奴イツ節ブシ根元集』によれば⁴⁴⁴、

「唄 おかめ賈奴カウヤツ 天窓アタマでしれる 油つけずのニツ折此唄の乱シマイのはやし其奴ソイツハ殿奴者ドイツジャゝと或大一座の客の節、囃子はやしけるが、大に興ありて笑ヲカしがりければ、此唄謡ウタフ時には、必ず此囃子する事と成居りしが、いつの程よりか殿ド々ゝ吃ドモりて、ドバイツドイゝと成りてより、浮世はさくゝと折返し囃子事とは成りしと、翼楼老人の話にて、夫故誰名付るとはなくて、ドバイツぶしとはいひ初めしと也⁴⁴⁵。」とある。

この頃（享和）、熱田の遊里では潮来節に似た七七五唄が流行し、文化（1804 年～）初期以降には、これを改めた「神戸（ごうど）節」が流行った。その中に、上に記した唄の末尾の囃子文句がなまって「どどいつ」の称が生まれ、この「神戸節」、或いは「どどいつ」を歌った者が、かの鶏飯屋のお仲・おかめだったという⁴⁴⁶。

この他に、熱田の地域資源（固有資源）として、付記するならば、「熱田の杜（もり）」の中に、ひっそりとかつ忽然と凜々しく聳え立つ佐久間灯籠である。

（写真 2-9、参照）

⁴⁴³ 社本鋭郎、前掲書、42 頁。

⁴⁴⁴ 池田長三郎編、前掲書、509 頁～510 頁、516 頁。

⁴⁴⁵ 名古屋市教育委員会、前掲書、144 頁、146 頁。

⁴⁴⁶ 新修名古屋市史編集委員会、前掲書、769 頁～770 頁。

図 2-8、熱田築出（鶏飯屋）



出所：『新修 名古屋市史 第四巻』より転写

写真 2-9、佐久間灯籠



出所：2019年7月2日筆者撮影

これは、高さが 8.25m におよぶ石造りの巨大な灯籠であり、尾張御器所城主の佐久間盛次の四男大膳勝之が、海難を免れた御礼として（寛永七年・1630 年）、熱田神宮に寄進したものである⁴⁴⁷。佐久間灯籠は、京都の南禅寺、東京上野の東照宮と共に、日本の三大灯籠として並び称されている。

これまで、『尾張名所図会』を通して、各々事象の歴史的検証を行い、多くの古文書、文献、記録書の中から核心的部分を抽出し、歴史的・固有資源の解明を試みた。これらの一つ一つは、尾張藩名古屋の特質的な地域資源、伝承資源として本稿に取り上げたが、他にも多くの文化的諸量を具備する歴史的所産が存在し、今後は、文化的・歴史的価値の再発掘、保存、継承、プロモーションを地域の観光行政、地場産業、地域住民自らが一体的かつ主体的に協働すると共に、地域の文化資源（観光資源・固有資源）をより多くの人々の記憶に留めて置く仕組み作りが必要になるとと思われる。

(3) 小括

これまで、尾張藩社会の概要と第七代尾張藩主徳川宗春の政治姿勢（重商政策・自由開

⁴⁴⁷ 愛知県高等学校郷土史研究会『愛知県の歴史散歩 上 尾張』2005 年、山川出版社、35 頁～36 頁。

放政策・住民主体の都市政策)や哲学的思想について、それぞれに広汎かつ重層的な内容で史的考量を行なってきた。本稿は、本命題の解明について、歴史通観から仮説の検証を行い、都市観光の源泉だけではなく、「観光」の本源にも通底する抽象的核心部分を宗春の仁政と開放政策、文化的・知的協育の向上に求め、将軍権力の確立と国家支配の強化を標榜する徳川吉宗の政治姿勢を比較対象として、幕府権力の国家統治と内発的発展の地域主義(脱中央集権化)、緊縮政策と規制緩和(財政収支の黒字化と慢性的な赤字)、貢租増徴策の強化(大規模一揆の増加)と新興商人の御用金・上納金の活用(先例・権益主義の打破と農民の負担軽減)等、二律背反の統治政策が、政治・経済・文化等、同一国土の中の同一時期に、あらゆる分野に亘って、所与性と国家観・イデオロギーが凝縮された二大統治機構の政治姿勢を明らかにした。

歴史研究において、史実をもとに観察・検証・事実の発見を行ない、仮説の提示に対して、最適解を見出すことは、きわめて困難なことであり、不可能の字義が最も首尾よく、当てはまる最適解かもしれない。速水(1973)は、歴史研究と科学的認識の捉え方の相違について、「そもそも、科学的認識とは、ある未解決の問題について、観察一仮説の提示一検証(実験)一理論化、という手続きを正確に、可能な限り厳密に踏むことである。ところが、歴史研究の場合、この認識の過程は、自然科学に比較して不完全にしか行えない。特に観察や検証は、限られた範囲でしか実行しえないという弱点を持っている。歴史を知る材料は限られており、われわれは過去に生じた出来事や生活のごく断片を資料としてもつにすぎない⁴⁴⁸。」といい、歴史研究における最終目標は、これらの史実(事実の発見)をいかに矛盾なく説明しうる論理を見出すことができるのか、の一点に尽きると指摘する⁴⁴⁹。

前にも触れたように、宗春の根本的政治理念は、領民を慈しみ育て、民を安らかにすることを道理とする仁政の実践であり、領民に寄り添い思いやりのある、人にやさしい社会(開放政策の推進・個性の重視・人命の尊重)の構築と、地域の人々の自律的志向を高めるまちづくり(知の養育)の実践として、内発的発展の地域主義を唱える。井口編(2011)は、地域の独自性について、「地域文化と地域経済の通時的な意味での固有性とその価値を尊重しながら、人とのそれに対する受容能力を地域協育の力で高めながら、寄木細工ではない新たな地域(文化と経済)創造の芽を育成していくこと、すなわちつむいでいくことが求められるのである。そのことが共時的な視点でみたときに、現代に共に生き協働する

⁴⁴⁸ 速水融、前掲書、4頁。

⁴⁴⁹ 同書、4頁。

人びとの意思をさらに高め、地域に生きることの大きな動機づけになり、ひいては創造的
地域環境の創出につながるのではないだろうか⁴⁵⁰。」という。

このことは、内発的な視点に立って、協働主義と自助主義の倫理をもち、自律的思想の
向上と人々の郷土に対する矜持の念を醸成し、「常民の知恵」と「思想の精華」を涵養させ
る地域の協働教育（協育）によって（文化資源の活用と人材の育成）、地域経済の再構築と
地域文化の再創造を有機的に関連付けて進め、相乗効果の達成が求められる「地域創造」
を次世代に繋げる、まちをつむぐ（まちつむぎ）ことが肝要であると指摘する⁴⁵¹。

これは、観光の語源ともいえる、易経の觀（くわん）、（風地觀・ふうちかん）の中で、
「六十四、觀ニ國之光一。利ニ用賓ニ于王一。象曰、 觀ニ國之光一、尚レ賓也。
六十四（りくし）、國の光を觀（み）る。用（もつ）て王に賓（ひん）たるに利（よろ）し。
象（しょう）に曰く、「國の光を觀る」とは、賓たらんことを尚（こいねが）ふなり⁴⁵²。」
とあり、「國の光」とは、地域固有の有形・無形の文化や人材を意味するものであり、「觀
る」は、「觀す」、すなわち、示すを含意し、心を込めながら事物を「觀て」、多くのものを
学び取ることを表している⁴⁵³ことと同義である。すなわち、このことは、「文化を仲立ちと
した知的交流が観光であり、それを成立させるための大前提として、みずからの地域の文
化を育んできた先人たちに対する共感と深い理解が必要であり、それを矜持とともに他者、
他地域に伝えることが求められるのである⁴⁵⁴。」と、井口編（2007）は指摘する。

宗春の政治信条は、領民主体の仁政を基本理念として、中央集権化からの脱却を標榜す
る地域独自の主体性と寛容性を併存する古典的自由主義の創造であり、領民とは柳田が提
唱する「常民」の概念に最も近似する「農耕稲作定住民⁴⁵⁵」のことであり、歴史の主体と
して、「学問救世」、「経世済民」を対象に、地域のエートスを勘案した「実体概念」の把握
⁴⁵⁶を宗春自身が実践し、領民（常民）の心性・知的向上を資するまちづくりを徳川吉宗の
緊縮政策のもとに実行し、今日に通底する都市観光の再定義化に結び付く立役者といつて
も過言ではないであろう。

⁴⁵⁰ 井口貢編・松本茂章・古池嘉和・徳永高志、前掲書、193頁。

⁴⁵¹ 同書、190頁、192頁～193頁、196頁。

⁴⁵² 今井宇三郎『易教 上 新釈漢文大系 23』明治書院、1987年、441頁、445頁。

⁴⁵³ 井口貢編『まちづくりと共感、協育としての観光 地域に学ぶ文化政策』水曜社、2007年、187頁。

⁴⁵⁴ 同書、187頁。

⁴⁵⁵ 高見は、柳田國男が提唱する「常民」の概念について、狭義（米造りを生活の中心とする定住農耕
民）のものから、広義（米を作る農民ではないけれども、主食として米を選択し、米を食べること
にある種の価値観を見出すことの出来る人々）のものへと変化したと捉える。高見寛孝『柳田國男
と成城・沖縄・國學院 日本人へのメッセージ』塙書房、2010年、52頁。

⁴⁵⁶ 井口貢・松本茂章・古池嘉和・徳永高志編、前掲書、187頁。

第3章 史的視座を活かした現代のまちづくり観光の課題と問題点

第1節 多文化共生の文化的価値とマスツーリズムの弊害

本稿では、第1章、第2章の歴史的視座を通して、今後の観光政策やまちづくり観光に向けた都市の課題や問題点について、文化的背景の異なる人々を寛容的に受け入れ、共に地域社会の構成員として、地域住民の一員となる多文化共生社会の実態に焦点を当て、お互いの緊張状態を解決する葛藤解決手段として、方略の二次元モデルを提示する。また、持続可能なまちづくり観光の維持・向上の観点から、マスツーリズムの弊害や観光資源（地域資源）を保持するための「環境容量」についても付言し、都市観光の再定義化に結びつく糸口を提起するものである。

(1) 在留外国人の現状と動向

近年、我国における在留外国人の登録者数は、毎年、上昇の一途を辿り、平成30年末（2018年）の時点で、2,731,093人を数え（中長期在留者数：2,409,677人プラス特別永住者数：321,416人）、前年度比6.6%（169,245人）の増加となり、過去最高の記録を更新した⁴⁵⁷。これは、急速なグローバリズムの高まりの中で、少子高齢化による労働人口の減少や労働環境の変化に伴う外国人労働者の受入（人材戦略）や途上国の人材育成及び国際貢献の観点から、国の基本政策による「高度外国人材」や留学生30万人計画の受入れなどの要因が挙げられる⁴⁵⁸。

表3-1は、外国人登録者数の国別人数とその構成比、前年度比を示したものである。これをみると、中国の764,720人（構成比、28.0%、前年比、+4.6%）が最も多く、次いで、韓国の449,634人（構成比、16.5%、前年比、-0.2%）、ベトナムの330,835人（構成比、12.1%、前年比、+26.1%）、フィリピンの271,289人（構成比、9.9%、前年比、+4.1%）の順となっている。とりわけ、第3位のベトナムは、前年比3割近くの高い伸びを示し、

⁴⁵⁷ 1.法務省「平成30年末現在における在留外国人数について」2019年3月22日。
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html
(2019年9月2日閲覧)。

⁴⁵⁸ 2.厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（平成30年10月末現在）2019年1月25日。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html
(2019年9月2日閲覧)。

平成 29 年度においても、31.2%の伸長があり、在留外国人の大幅な上昇を示す一因となっている⁴⁵⁹。

表 3-1 外国人登録者数（国別・在留人数・構成比・前年比）

国別	人数	構成比 (%)	前年比 (%)
(1)中国	764,720	28.0	+4.6
(2)韓国	449,634	16.5	-0.2
(3)ベトナム	330,835	12.1	+26.1
(4)フィリピン	271,289	9.9	+4.1
(5)ブラジル	201,865	7.4	+5.5
(6)ネパール	88,951	3.3	+11.1
(7)インドネシア	56,346	2.1	+12.7

出所：法務省「平成 30 年末現在における在留外国人数について」より引用

次に示す表 3-2 は、外国人登録者の在留資格別人数、構成比、前年比を表したものである。これを見ると、最も多いのは、永住者の 771,568 人（構成比、28.3%、前年比、+3.0%）にのぼり、次いで、留学生の 337,000 人（構成比、12.3%、前年比、+8.2%）、技能実習の 328,360 人（構成比、12.0%、前年比、+19.7%）、特別永住者の 321,416 人（構成比、11.8%、前年比、-2.5%）と続いている⁴⁶⁰。いわゆる、「在留資格」とは、原則として外国人は、入国・在留の目的に応じて、入管法に定められた一つの在留資格を入国審査から与えられて日本に入国するものであり、下掲の表は、外国人が入国後に在留する身分または地位に基づく活動を類型化したものを示すものである⁴⁶¹。

表 3-2 外国人登録者の在留資格（種別・人数・構成比・前年比）

種別	人数	構成比 (%)	前年比 (%)
(1)永住者	771,568	28.3	+3.0
(2)留学	337,000	12.3	+8.2
(3)技能実習	328,360	12.0	+19.7
(4)特別永住者	321,416	11.8	-2.5
(5)技術・人文知識国際業務	225,724	8.3	+19.3

出所：法務省「平成 30 年末現在における在留外国人数について」より引用

⁴⁵⁹ 法務省（URL 1）。

⁴⁶⁰ 同上。

⁴⁶¹ 嘉納英樹編『はじめての外国人雇用』労務行政、2019 年、32 頁。

この在留資格によって入国し、日本国内に在住する（永住者含む）都道府県別在留者数（構成比）を表したものが、表 3-3 である。これを概観すると、東京都の 567,789 人（構成比、20.8%、前年比、+5.6%）が全国の 2 割以上を占め、次いで愛知県の 260,952 人（構成比、9.6%、前年比、+7.4%）が全国の 1 割弱、続いて大阪府の 239,113 人（構成比、+8.8%）、神奈川県 of 218,946 人（構成比、8.0%、前年比、+7.1%）、埼玉県の 180,762 人（構成比、6.6%、前年比、+8.1%）の順となっており、これら上位 5 都府県を合わせると、実に全体の 5 割強にのぼる⁴⁶²。

また、表 3-3 の次に掲示してあるものは、外国人を雇用する全事業所数 216,348 ヲ所の内、事業所数の多い上位の都道府県別の状況を示したものである（表 3-4、参照）。これを見ると、東京都の 58,878 ヲ所（構成比、27.2%）が最も多く、次いで愛知県の 17,437 ヲ所（構成比、8.1%）、大阪府の 15,137 ヲ所（構成比、7.0%）、神奈川県 of 13,924 ヲ所（構成比、6.4%）、埼玉県の 10,345 ヲ所（構成比、4.8%）と続き、上位 5 都府県の順位は、上掲の都道府県別在留者数の順位と一致していることが見て取れる⁴⁶³。

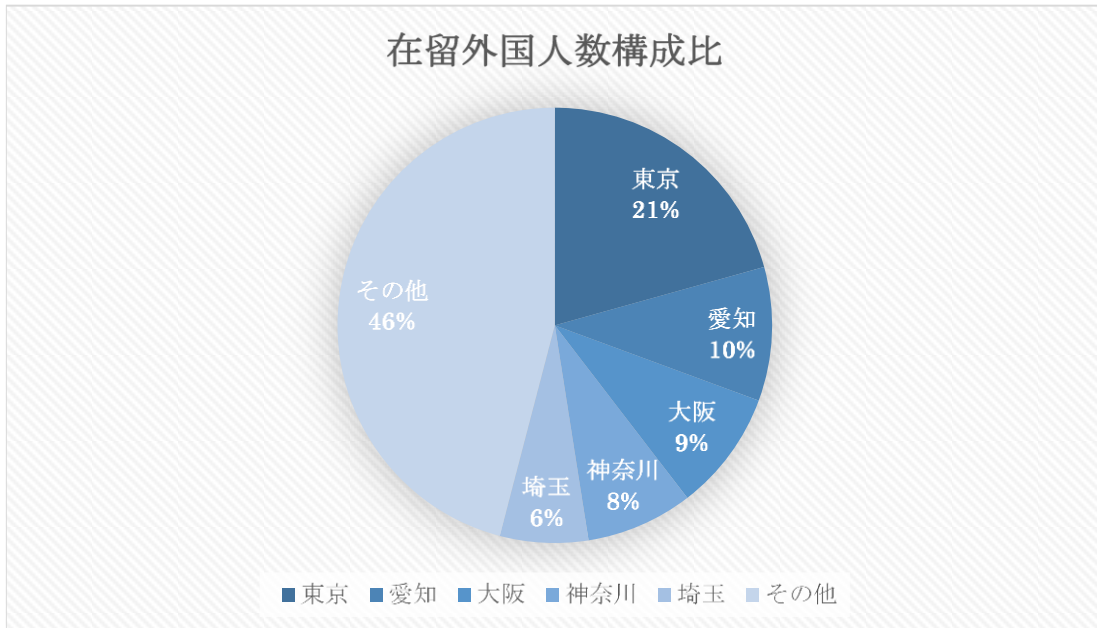
これは、企業における慢性的な人手不足の解消策として、外国人労働者を積極的に受け入れる産業が大都市圏に集中し、大量の人材を必要とする製造業やサービス業のニーズが外国人労働者とマッチングしたためと思われる。これを検証するデータとして、産業別外国人雇用事業所の割合を示したのが、表 3-5 である。これによれば、製造業の 46,254 ヲ所（構成比、21.4%）を筆頭に、次いで、卸売業・小売業の 36,813 ヲ所（構成比、17.0%）、宿泊業・飲食サービス業の 31,453 ヲ所（14.5%）、建設業の 20,264 ヲ所（9.4%）の順となり、2020 年に開催が迫った東京オリンピックに関連する製造業や建設業の人手不足感、さらには、近年外国人観光客の増加に伴う宿泊業や飲食業など買い手市場の様相を呈し、外国人の雇用需給の高まりは、今後、幅広い産業別の拡大と高度な人材確保の戦略が展開されると予見する⁴⁶⁴。

⁴⁶² 法務省（URL 1）

⁴⁶³ 厚生労働省（URL 2）

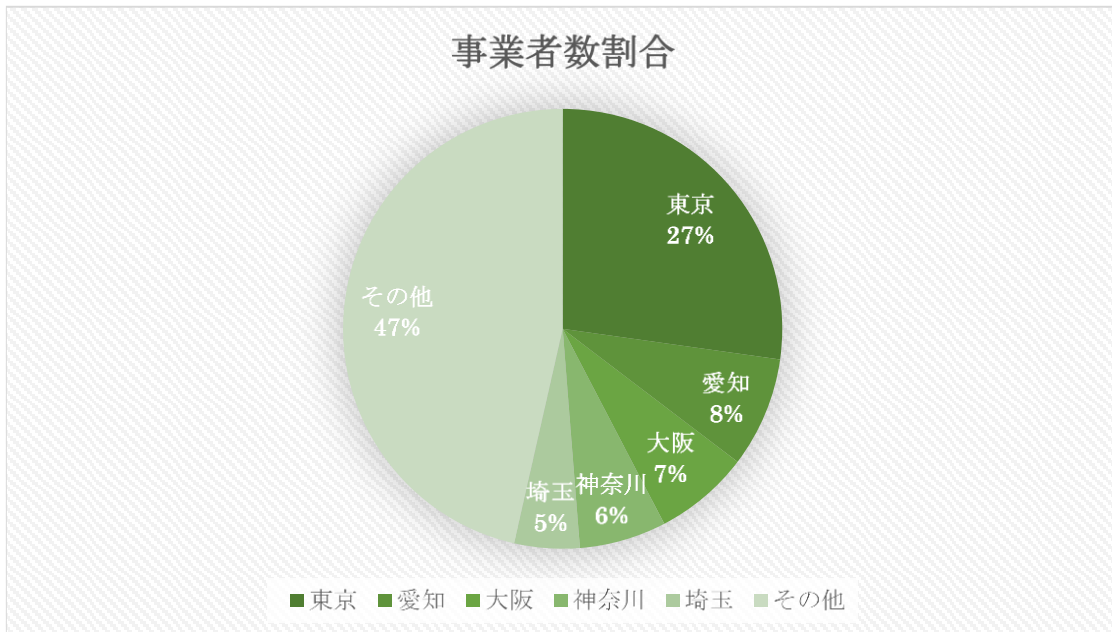
⁴⁶⁴ 同上、

表 3-3 都道府県別在留外国人数（構成比）



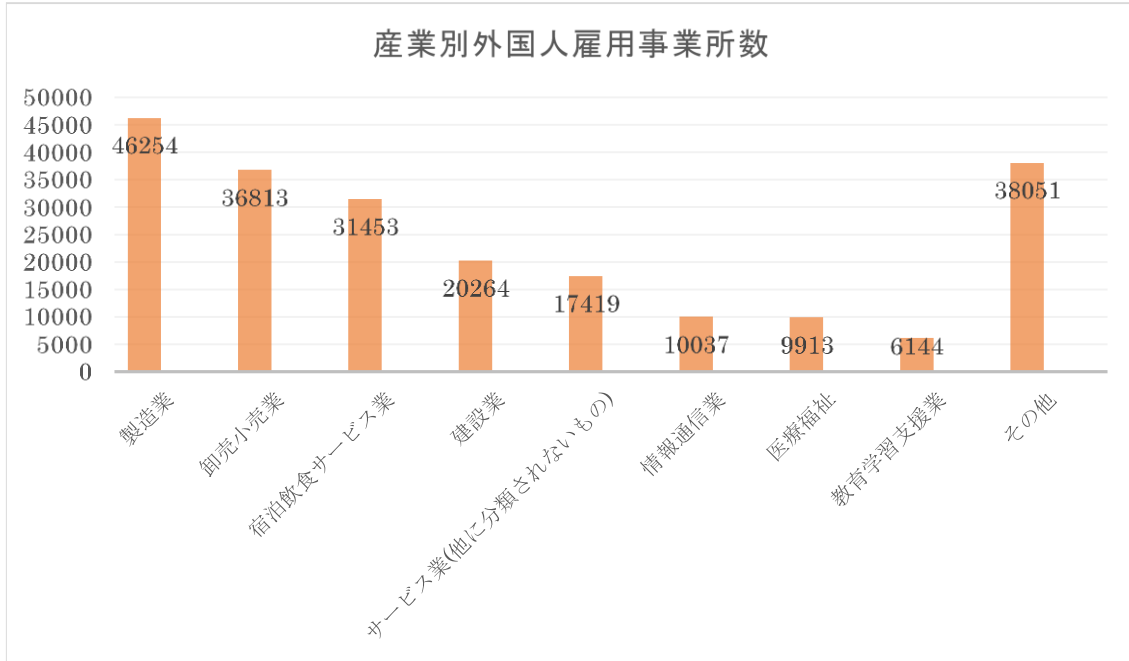
出所：法務省「平成 30 年末現在における在留外国人数について」より引用

表 3-4 都道府県別外国人雇用の事業所数（構成比）



出所：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成 30 年 10 月末現在）」より引用

表 3-5 産業別外国人雇用事業所の内訳



出所：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成 30 年 10 月末現在）」より引用

こうした状況を打開するために、日本政府は、一定の専門性や技能を有し、幅広く外国人材を受け入れる制度上の仕組みとして、2019年4月1日、「出入国管理及び難民認定法」が施行された。主な入管法等の改正概要は、(1) 在留資格「特定1号」「特定2号」の創設、(2) 受入れのプロセス等に関する規定の準備、(3) 外国人に対する支援に関する規定の整備、(4) 受入れ機関に関する規定の整備、(5) 登録支援機関に関する規定の整備、(6) 届出、指導、助言、報告等に関する規定の整備、(7) 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備、(8) その他関連する手続・罰則等の整備、を基本とするものである⁴⁶⁵。

今回、特に新たな在留資格として「特定技能：特定技能1号、特定技能2号」が創設され、中小、小規模事業者をはじめとする深刻な人手不足に対応するため、生産性の向上や国内の人材確保が困難な特定分野の産業に限って、特定技能の資格を与えるものである(特定産業14分野)。さらに、この特定産業分野ごとに受入予定人数を定め、5年間の受入人

⁴⁶⁵ 嘉納英樹編、前掲書、26頁～27頁。

数について、14 業種で合計最大 34 万人程度となる見通しであり、当該数値は、今後大きな経済情勢の変化が生じない限り、計画の達成を進めていく方針であるという⁴⁶⁶。

(表 3-6、参照)

表 3-6 特定産業分野の受入予定人数

	分野	受入れ見込み数 (5 年間の最大値)
1	介護業	60,000 人
2	ビルクリーニング業	37,000 人
3	素形材産業	21,500 人
4	産業機械製造業	5,250 人
5	電気・電子情報関連産業	4,700 人
6	建設業	40,000 人
7	造船・舶用工業	13,000 人
8	自動車整備業	7,000 人
9	航空業	2,200 人
10	宿泊業	22,000 人
11	農業	36,500 人
12	漁業	9,000 人
13	飲食料品製造業	34,000 人
14	外食業	53,000 人

出所：西村裕一・森内公彦・高田恵美『外国人雇用の労務管理と社会保険』より引用

(2) 多文化共生社会の課題と異文化受容の方略

総務省「地域における多文化共生推進プラン⁴⁶⁷」(URL3)の資料によれば、「多文化共生」の定義とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことの見解を示している。すなわち、多文化共生の担い手は、構成員である地域住民を主体とするものであり、このことは、外国人居住者が地域の構成員として位置づけられることを意味し、住民のニーズのもとで主体的、協同的に参画することを促進する捉え方を行なうものである⁴⁶⁸。

⁴⁶⁶ 高田恵美『外国人雇用の労務管理と社会保険』中央経済社、2019年、134頁～137頁。

⁴⁶⁷ 3.総務省「地域における多文化共生推進プラン」2006年3月27日。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf
(2019年9月11日閲覧)。

⁴⁶⁸ 加賀美常美代編『多文化共生論 多様性理解のためのヒントとレッスン』明石書店、2013年、22頁。

また、大賀哲・仁平典宏・山本圭（2019）は、多文化共生について、「それ自体が総合的かつ学際的なフィールドであり、特定の政策や領域にフォーカスするだけでなく、複数の社会基盤の複合的な関係を捉える必要がある。」といい、それに関連する共生社会の研究は、「社会的排除や多文化共生など関連する論点を含め、単一の資格対象からではなく、複合的な分析軸から包括的な研究を行う段階に到達している。」と指摘する⁴⁶⁹。地域社会の中において、文化的背景の異なる人々が地域社会に参入したときには、受け入れ社会の人々が外国人居住者やその家族などの文化的価値観⁴⁷⁰の相違や多様性を認め、寛容な態度で受容する共生社会を構築し、その実践的な手段として、自文化的アイデンティティの保持とホスト社会との良好な関係維持の理論的枠組みを必要とする⁴⁷¹。

こうした理論を踏まえた上で、ベリー（1997）は、異文化受容態度について、文化的移動を行った対象者が、自文化の特徴と文化的アイデンティティを維持する、しないとホスト文化の人々との良好な関係を重視する、しないの組み合わせから、異文化受容の形態を4類型に分類する⁴⁷²。

（表 3-7、参照）

表 3-7 異文化受容の形態

	自文化の特徴と文化的アイデンティティの維持 <重視する>	自文化の特徴と文化的アイデンティティの維持 <重視しない>
相手集団との関係の維持 <重視する>	統合 integration	同化 assimilation
相手集団との関係維持 <重視しない>	分離 separation	周辺化 marginalization

出所：加賀美常美代編著『多文化共生論 多様性理解のためのヒントとレッスン』より引用

これを見ると、文化的移動の対象者が、文化的アイデンティティを維持し、ホスト文化に対しても好意的な態度を持つ人は、「統合」のカテゴリーに分類される。また、「同化」

⁴⁶⁹ 大賀哲・仁平典宏・山本圭編『共生社会の再構築 II デモクラシーと境界線の再定位』法律文化社、2019年、1頁～2頁。

⁴⁷⁰ 加賀美によれば、文化的価値観とは、「あるコミュニティで人々によって学習され内在化され共有されたもので、当該のコミュニティの人々によって望ましいとする特有な価値観」のことと定義する。潮村公弘・福島治編『社会心理学概説』北大路書房、2007年、188頁。

⁴⁷¹ 加賀美常美代、前掲書、18頁。

⁴⁷² Berry, J.W. (1997) Immigration, Acculturation, and Adaptation. *Applied Psychology: An International Review*, 46 (1), pp.11-12.

は、相手集団との関係維持には好意的な態度を示すが、自文化アイデンティティの維持に対してはあまり重視しない態度を持つタイプである⁴⁷³。一方、自文化の特徴と文化的アイデンティティの維持は重視するがホスト文化に対しては、否定的な態度を持つタイプが「分離」のカテゴリーに組み込まれる。また、「周辺化」は、自文化的アイデンティティの維持を重視せず、相手集団との関係維持に対しても否定的な態度を持つタイプである。とりわけ、周辺化は、地域住民とのコンフリクトが生じ、短期的な効率性の低下は否めないものの、問題解決に向けたプラスの効果を生み出す新たなアイデアの創出や長期的な視点に立って、多文化シナジーの効用を実証的に解明する視座を持ち続けることがきわめて重要であるといえる⁴⁷⁴。

そもそも、これまでの研究結果から、都市観光の根本は、地域住民を主体として、行政区域内に存する観光因子（非日常）を見出し、自らの手法・手段によって、知的向上の資質を高め、その結果が、総体的に都市の魅力向上に寄与し、他地域の人々を誘引する他動因子となるものである。したがって、知的向上を志向する地域住民は、旧来からの居住者や新規転入者、多文化地域の出身者にかかわらず、自治行政区の共生住民として、上記に示したように、交差的な相互交流による「統合」のカテゴリーが都市にとって、最も望ましい形態であり、コンフリクトの回避は、住民同士の相互理解を深める大きな一歩である。

この点について、ファルボとペプロー（1980）は、夫婦や親しい人間同士の葛藤研究から、問題解決の方略を直接性と双方向性の視点に立って、2次元のモデルを提起する⁴⁷⁵。

（表 3-8、参照）

すなわち、直接性の次元では、間接方略と直接方略があり、自分の願望をどのくらい相手に直接的に伝えられるのか、或いはほのめかすのか、それとも全く伝えないのかの次元である。一方、双方向性の次元は、相手の立場や気持ちを配慮する次元であり、一方向方略（自分の要求や感情を押し付けるもの）と双方向方略（相手の気持ちを考えながら、自分が相手の感情を自発的に変えるように促すもの）がある。これらの次元をもとに、直接・双方向方略（説得・交渉・話し合い）、間接・双方向方略（宥和・暗示・肯定的感情）、直接・一方向方略（依頼・哀願・主張・威厳・強要）、間接・一方向方略（回避・否定的感情）

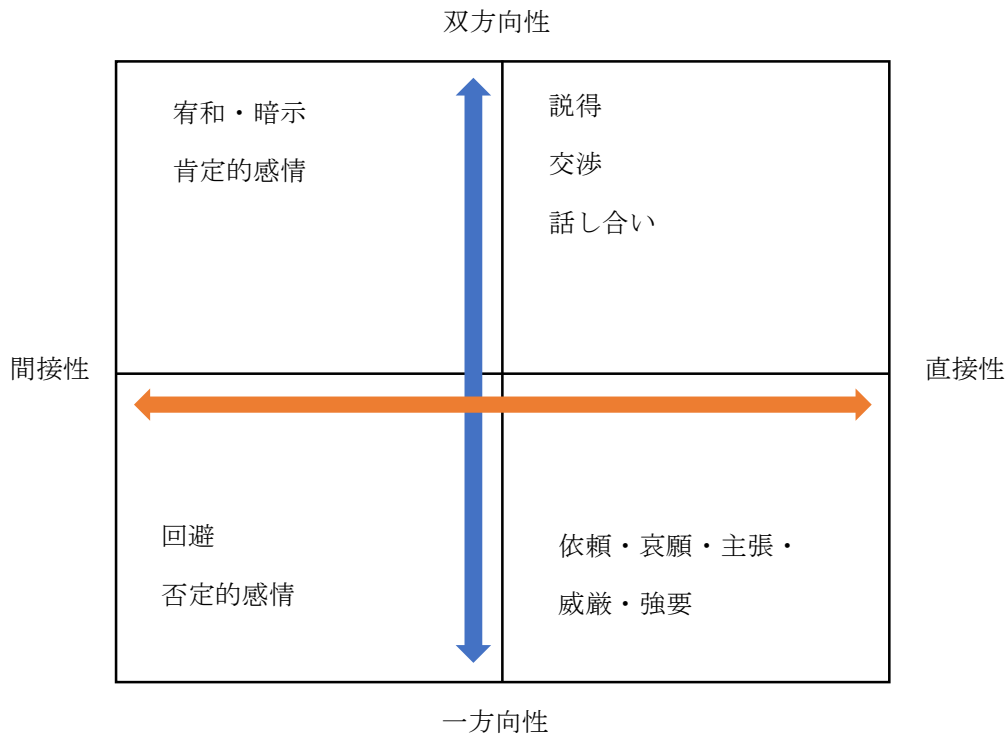
⁴⁷³ 加賀美常美代編、前掲書、18頁。

⁴⁷⁴ 多文化関係学会編『多文化社会日本の課題—多文化関係学からのアプローチ』明石書店、2011年、23頁。

⁴⁷⁵ Falbo, T., and Peplau, L.A. (1980) Power Strategies in Intimate Relationships. *Journal of Personality and Social Psychology*. 38 (4), pp.623-624.

の4タイプに分類される⁴⁷⁶。

表 3-8 葛藤解決方略の次元モデル



出所：加賀美常美代編著『多文化共生論 多様性理解のためのヒントとレッスン』より引用

この問題解決の方略モデルを見ると、文化移動の対象者とホスト文化の人々がお互いの文化や習慣、ルールなどの価値観を理解せずに主張や行動を起こした場合（直接・一方向方略、依頼・哀願・強要など）、怒りや無視、回避など否定的感情を想起する間接・一方向方略の選択になってしまうことが見て取れる。一方で、双方ともがルールを遵守するための話し合いを辛抱強く行い（直接・双方向方略、説得・交渉・話し合いなど）、共に居心地よく暮らす生活上のルール作りを共同作業で進めていった場合は、両者の話し合いのもとに、相手に対する配慮や気持ちを察する肯定的な感情が発露され、その結果として間接・双方向方略に向かい、このことが最も理想的な解決の方略であると推察される⁴⁷⁷。

このように、多文化共生の根底には、個々人の価値観やライフスタイルの尊重があると

⁴⁷⁶ 加賀美常美代編、前掲書、15頁。

⁴⁷⁷ 同書、15頁～18頁。

考えられ⁴⁷⁸、コミュニティの成熟と共に、多文化共生社会においては、今後、多様性の認識が最も大切であり、このことは、住民同士の相互理解を深める本質の一つといえるだろう。ダフィとウォン（1995=1999）は、コミュニティ心理学の観点から、多様性について、次のように述べている。「人々は異なっているという権利をもっているし、その異なっているとは劣っているということの意味するものではない。差異が人生の一つの事実として受け入れられるならば、資源はそれゆえこれらの異なる人々のすべてに等しく分配されるべきである⁴⁷⁹。」といい、人々は異なる民族的背景や好き嫌いなど、個人的差異は、個々人のユニークな発達の歴史によって現出し、人は成熟するにつれ、多様になる。このような人間の多様性を確信するならば、生活の仕方や世界観、社会的取り決めなどについて、様々なスタイルがあるという認識が生まれ、差異の認識は、結果として、文化的に固有の介入を計画する力になると彼らは指摘する⁴⁸⁰。

(3) 「環境容量」の維持・管理の運営システム

また、それぞれの全く異なった価値観で、観光的魅力を創造する地域主体の観光は、時として、他の地域には存在しない地域資源の唯一性や特異性が過度な来訪者の集中と混雑を招く社会現象を引き起こし、日々の平穏な社会生活に、多くの観光公害をもたらす一面を併せ持っている。周知のように、いわゆる近代社会におけるマスツーリズムの台頭が、地域経済の観光振興に負の弊害をもたらし、地域住民の生活や地域社会の環境維持・保全に多大な影響を与え、社会生活全般に亘って、都市形成の進展に支障を来していることである。

このため、持続可能なまちづくり観光の維持・向上にあたっては、地域の有限性や質的資源の毀損に対して、地域資源を保持するための、「環境容量⁴⁸¹」を算定し、その地域が持

⁴⁷⁸ 毛受敏浩・鈴木江理子編『「多文化パワー」社会 多文化共生を越えて』明石書店、2007年、5頁。

⁴⁷⁹ Duffy, K.G., and Wong, F.Y. (eds.) (1995) *Community Psychology*, 14, Allyn and Bacon A Simon and Schuster. (=1999, 植村勝彦訳『コミュニティ心理学 社会問題への理解と援助』ナカニシ出版、20-21。

⁴⁸⁰ Ibid., 14. (同書、20~21.)

⁴⁸¹ 観光地の環境容量について、国連世界観光機関(UNWTO:United Nations World Tourism Organization)は、1981年に「訪問客の満足感の低下と物理的、経済的、社会文化的環境資源の減少と破壊を引き起こすことがなく、同時に観光地を訪問するかもしれない人々の最大数のこと」であると定義する。山田泰司「観光まちづくりにおける環境の維持」安島博幸監修国土総合研究機構観光まちづくり研究会『観光まちづくりのエンジニアリング 観光振興と環境保全の両立』学芸出版社、2009年、18頁~40頁。

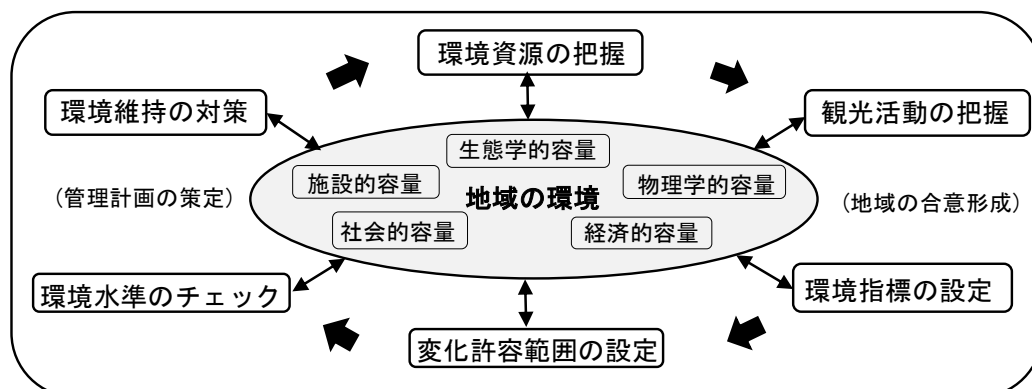
つ独自の環境特性を把握しながら、「環境容量」を超えない環境指標と環境変化の許容範囲を設定することが重要である。ここでいう「環境容量」とは、地域資源の保護のもとに、地域の環境が破壊されることなく、来訪者の満足度を維持しながら、地域が受け入れることのできる観光者の最大数のことであり、それは、来訪者の観光行動において、地域の自浄能力が損なわれることのない、環境維持・保全に対する地域の限界値・許容量のことでもある、と言い換えることができる。

ここで、まちづくり観光における環境維持の概念的な仕組みについて、述べておきたい。まずは、図 3-1 が示すように、地域の環境維持・保全にあたっては、地域の環境特性や来訪者の活動形態を把握し、持続可能なまちづくり観光を速やかに、かつ確実性をもって遂行するための概念規定として、環境容量の算定基準となる環境指標と許容範囲の設定を行うことである。この場合、とりわけ重要なことは、まちづくり観光の枠組みの一つとして、環境を維持するための管理計画策定に、地域住民を含む観光関係者が当初より参画し、地域社会との合意形成に向けて、明確なアカウンタビリティ（説明責任⁴⁸²）を示すことである。なぜならば、管理計画の策定にあたっては、地域社会の合意の上に成り立つものであり、今後、まちづくり観光を迅速に進めるうえにおいても、この先、予測される多様な困難に対して、管理計画の策定が問題解決の糸口になり、地域内部においても、意見の衝突を回避できる位置付けになると考えられるからである。

また、観光資源は、社会環境の変化に直接的な影響を受けるきわめて特徴的な素材であるために、たとえば、突発的な社会事変による来訪者の急増に対しても、常日頃から地域社会の全体的な枠組みの中で、環境容量を超えた場合の対策を講じていれば、危険性はより未然に軽減され、環境維持のために設定された環境変化の許容範囲内に収まる蓋然性は、きわめて高いといえるであろう。それゆえ、環境変化の対処・対策については、環境水準の点検・確認・改善を日常的に実施し、将来的に起こりうる危険性の予知や管理計画を遵守する際の循環的な運営システムを構築することが、環境維持・保全における既成概念の本質と捉えることができる。

⁴⁸² アカウンタビリティの確保は、事業評価の必要性(評価主体・評価対象・評価目的)を認識し、政策過程における手段と目的体系の確認ができ、責任の透明性・明確化を求めるものである。真山達志、前掲書、150頁～158頁。

図 3-1 まちづくり観光における環境維持・管理・運営サイクル



(出所) 安島博幸監修『観光まちづくりのエンジニアリング観光振興と環境保全の両立』をもとに加筆修正

(4) 小括

以上、これまでの経緯を踏まえ、まちづくり観光における課題、問題点について、それぞれの考察をまとめると、近年、我国における在留外国人の登録者数は、毎年、増加の一途を辿り、2018 年末の時点で、2,731,093 人を数え（前年比：+6.6%）、過去最高の記録を更新した。この主な要因は、急速なグローバル化の高まりの中で、少子高齢化による労働人口の減少や労働環境の変化に伴う外国人労働者の受入（人材戦略）及び国の基本政策による「高度外国人材」や留学生 30 万人計画の受入れなどが挙げられる。

こうした、背景をもとに、地域社会は、文化的背景の異なる人々を寛容的に受入れ、共に地域社会の構成員として、地域住民の一員となる円滑なコミュニティ社会の構築が求められる。すなわち、文化的背景の異なる人々が地域社会に参入するときには、受入れ社会の人々が外国人居住者やその家族などの相違や多様性を認め、寛容な態度で受容する共生社会を構築し、その実践的な手段として、自文化的アイデンティの保持とホスト社会の良好な関係維持の包括的な枠組みを必要とする。こうした中で、お互いのコンフリクトを回避させる葛藤解決の手段として、方略の二次元モデルを提示し、その回避策について、両者共にルールを遵守するための話し合いを辛抱強く行い、共に居心地よく暮らす生活上のルール作りを進めていった場合は、相手に対する配慮や気持ちを察する肯定的な感情が発露され、その結果として、双方のコンフリクトは回避され、葛藤解決の方向に向かうこと

を明示した。

さらに、社会を取り巻く多様な環境の変化は、観光の大衆化に伴って様々な観光公害（自然や文化の破壊・環境汚染・治安の低下等）をもたらした。これは、マスツーリズムの負の作用が地域経済の発展を阻害するマイナス要因になるだけでなく、その地に暮らす住民の生活自体にも多大な負担と精神的な苦痛を強いる現状に、不安を拭いきれない。このため、持続可能なまちづくり観光の維持・向上にあたっては、地域の有限性や観光資源の毀損に対して、地域資源を保持するための「環境容量」を算定し、その地域が持つ独自の環境特性を把握しながら、環境容量を超えない環境指標と環境変化の許容範囲を設定することを必要とする。

すなわち、地域資源の保護のもとに、地域の環境が破壊されることなく、来訪者の満足度を維持しながら、地域が受け入れることのできる観光者の最大数を算出し、環境を維持するための管理計画を策定し、地域住民を含む観光関係者が当初より参画して、地域社会との合意形成に向けた説明責任を示すことである。また、この包括的な枠組みは、将来的に起こりうる危険性の予知や管理計画を遵守する際の循環的な運営システムの構築が、環境維持・保全における最良の方法であること示し、今後のまちづくり観光における課題、問題点について、それぞれの解決法を明らかにしたことである。

第4章 今後のまちづくり観光の方向性と可能性

第1節「資源ベース論」の理論進化と観光資源の共通特性

(1) 持続的競争優位の内部要因

本稿は、前稿でも述べたように、地域の固有資源は、すべての人々に分配されることを前提にして、ワーナーフェルト（1984）の提唱した「資源ベース論」の先学研究を焦点に当て、地域に潜在する固有の観光資源をもとに、今後の都市観光の方向性を決定づける観光因子の活用や取り組みについて論述する。資源ベース論は、既存の産業組織論にルーツを持つ市場重視の戦略論とは異なり⁴⁸³、企業は非常に不完備な市場において個別資源の束の購入を行うと捉え、企業の内部の要因に着目することが、とりわけ、多角化企業の戦略にとって有用であるとワーナーフェルトは指摘する⁴⁸⁴。すなわち、それは資源ベース論の生成段階において、ポジショニング・アプローチにおける外部環境分析の偏重への批判であり、資源ベース論のアプローチとして、企業間の収益性の格差は、外部要因よりもむしろ企業の特異な内部要因によってもたらされることが疑問の出発点となる⁴⁸⁵。

この上に立って、ルメルト（1984）は、事後的に企業が異質化し、互いに完全には模倣できなくなることを前提にして、企業の潜在的なレントを保護するものとして、隔離メカニズム（isolating mechanisms）の概念を示した⁴⁸⁶。すなわち、隔離メカニズムが他社からの模倣に対する防御壁として機能し、競合他社の参入を防ぐことによって企業内の個別資源を守ることが可能となり、その結果として、企業は競争優位を持続できるものであることを主張する⁴⁸⁷。

また、ディーリックスとクール（1989）は、品質に関する評判や企業における特異的な人的資本、ディーラーのロイヤリティや研究開発能力といった市場において、取引不可能な資源に着目し、企業は、それらの取引不可能な資源を保持することで、持続的な競争優

⁴⁸³ 永野寛子『資源ベース論の理論進化 企業における硬直化を巡る分析』中央経済社、2015年、3頁。

⁴⁸⁴ Wernerfelt, B. (1984) A Resource-based View of the Firm. *Strategic Management Journal*, 5(2), p.171.

⁴⁸⁵ 永野寛子、前掲書、71頁。

⁴⁸⁶ Rumelt, R.P. (1984) Towards a Strategic Theory of the Firm. In Lamb, R.B. (ed.) *Competitive Strategic Management*, pp.131-145, Prentice-Hall.

⁴⁸⁷ 永野寛子、前掲書、73頁。

位を獲得し得ることを指摘した⁴⁸⁸。すなわち、それは企業における資源の非流動性が競合他社による模倣を防ぐと共に、資源の代替困難性を高め、競争優位の獲得に寄与することである⁴⁸⁹。

これらの研究をもとに、バーニー（1991）は、持続的な競争優位を獲得する個別資源の性質について、「価値・value」、「希少性・rareness」、「模倣困難性・inimitability」、「代替困難性・non-substitutability」の4つの要素（VRIN）を取り上げ、これらの個別資源を獲得するほど、企業の優位性が高まることを主張した⁴⁹⁰。このことは、ポーター（1998=1999）が企業の優位性を考えるにあたって、企業は、外部環境におけるそれらの競争要因から自らを有利に防衛できるようにポジショニングする競争戦略⁴⁹¹への批判を源流として、バーニー（1986）は、このようなポジショニング・アプローチに対して、外部要因分析に依拠せずに、「資源ベース論」のアプローチによる内部環境の特殊性が、持続的な優位性を獲得するものであり、戦略的市場の中にあつて、いかに企業が優位性をもたらすような性質を有する個別資源の束の購入（確保）を行うことができるのか、或いはそこで購入できない資源をいかに獲得できるかの必要性を説いている⁴⁹²。

このように、ワーナーフェルトやバーニーが主張する「資源ベース論」の内部的要因の特殊性は、地域社会が主体となって、地域に存する固有資源を有効に活かすことによって、地域経済の活性化を促し、持続可能な内発的発展を標榜するまちづくり観光の地域振興と共通の性質を認識する。富本真理子（2001）は、地域資源を活用した市民主体の新しい観光事業が固有価値としての地域資源（観光資源）が果たす役割について、地域資源の活用モデルを以下のように提起する。

（表 4-1、参照）

⁴⁸⁸ Dierickx,I.,and Cool,K. (1989) Asset Stock Accumulation and Sustainability of Competitive Advantage.*Management Science*,35 (12) ,pp.1504-1510.

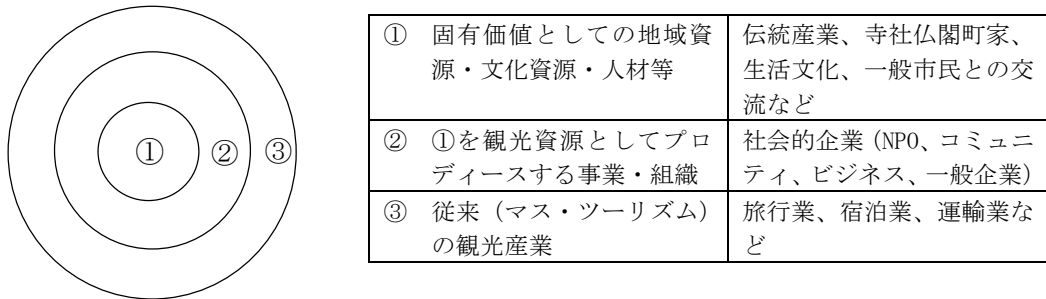
⁴⁸⁹ 永野寛子、前掲書、73頁～74頁。

⁴⁹⁰ Barney,J.B. (1991) Firm Resources and Sustained Competitive Advantage.*Journal of Management*,17 (1) ,p.106.

⁴⁹¹ Porter,M.E. (1998) *On Competition*.pp.35-38,A Harvard Business Review Book. (=1999,竹内弘高訳『競争戦略 I』54頁～60頁,ダイヤモンド社。

⁴⁹² Barney,J.B.(1986) Strategic Factor Markets:Expectations,Luck,and Business Strategy. *Management Science* 32(10),pp.1231-1240.

図 4-1 地域資源の活用モデル



出所：富本真理子『固有価値の地域観光論 京都の文化政策と市民による観光創造』より引用

①は、地域の固有価値としての地域資源・文化資源・人材等であり、それは優れた景観や歴史的まちなみ、文化財あるいは歴史的建造物、希少な自然、さらには、「金銭的な基準や測度では、計れない価値で、それが存在すること自体に価値があるもの⁴⁹³」を示している。②は、①を発掘、再評価し、付加価値を付けることや磨きをかけることによって観光資源化（観光商品）したうえで、外郭部の一般的な観光産業との間に立つプロデューサー的役割を担う地域のつなぎ手を表している。

また、③は、営利性が高く、全国規模の大手旅行会社や運送会社、旅館・ホテル業など従来の観光産業を主体とするものであり、①→②→③に移行するにつれ、営利性が高くなり、その構造は文化産業と同じであると富本は指摘する⁴⁹⁴。また、この同心円モデルを提起する意義について、富本はマストゥリズムとオルタナティブ（市民主体の新しい観光）の構造の相違と地域振興に関わるメカニズムを明らかにし、地域資源を効果的に繋げるファクターとしての②の役割に注視することを主張する⁴⁹⁵。

(2) 「内発的發展論」の展開

また、前にも触れたように、企業間の収益性の格差は、外部要因よりもむしろ企業の特

⁴⁹³ 池上惇『文化と固有価値の経済学』岩波書店、2003年、39頁～40頁。

⁴⁹⁴ 富本真理子『固有価値の地域観光論 京都の文化政策と市民による観光創造』水曜社、2011年、57頁～58頁。

⁴⁹⁵ 同書、59頁。

殊な内部要因によってもたらされることが持続的競争優位の獲得であり、それは観光振興の促進・発展に関わることと共通特性をもつものであることを前提に、宮本憲一（1989）は旧来の拠点型開発（ポーターの競争戦略）の弊害を対置に、内発的発展の原則について次のように示している。

- 1) 地域開発が大企業や政府の事業としてではなく、地元の技術・産業・文化を土台にして、地域内の市場を主な対象として地域の住民が学習し計画し経営するものである。
- 2) 環境保全の枠の中で開発を考え、自然の保全や美しい街並みをつくるというアメニティを中心の目的とし、福祉や文化が向上するような統合がなされ、なによりも地元住民の人権の確立をもとめる総合目的をもっていること。
- 3) 住民参加の制度をつくり、自治体が住民の意思を体して、その計画にのるように資本や土地利用を規制しうる自治権をもつことである⁴⁹⁶。

すなわち、これを地域振興（観光振興）の総合指針として捉えるならば、まちづくり観光とは、地域の環境維持・保全をもとに、地域住民が主体となって、地域経済の自立性と地域住民の知の拠点化をはかり、文化的で創造的な人権擁護のまちづくりを標榜する自律的総合システムの構築を行うことである。このことは、バーニーが唱える「資源ベース論」の内部環境の特殊性（VRIN）とまちづくり観光の持続的発展に欠かせない地域資源（観光資源）と共通特性を示すものであり、これは地域の文化資源として固有価値を有する地場産業の活性化を促す一大ファクターである。

このように、文化資源が観光資源の存在になり得ることについて、井口（2018）は、「どのまちもそれぞれが違った形で多様にくらしをつむぎ、長い年月のなかでそれを一つの文化として守り、「伝統」というものを形成してきたのである。そこに文化資源の存在を見出し、観光資源として矜持とともにまちの内外に伝えていこうとする営為の価値があることを認める必要があるのである⁴⁹⁷。」といい、常在の資源を堅持しつつ、矜持をもって、新たな観光資源の素材として、顕在化させる常在観光⁴⁹⁸の取組を提起する。これは、「常在の文

⁴⁹⁶ 宮本憲一『環境経済学』岩波書店、1989年、296頁～300頁。

⁴⁹⁷ 井口貢『反・観光学 柳田國男から、「しごころ」を養う文化観光政策へ』ナカニシヤ出版、2018年、98頁。

⁴⁹⁸ どの地域においても観光資源は潜在し、この新たな観光素材を発掘することによって、各地に観光対象が出来、これまでの特定観光地のみへの観光者の集中的かつ一方的流れから一歩進んで、人的交流の多様化、新産業の創出、観光産業の幅広い需要・雇用効果等、交流社会の実現が期待される新しい観光形態の一つである。須田寛『観光の新分野 産業観光』交通新聞社、1999年、188頁～197頁。

化資源を活かして、地域の福祉水準を向上させるための公共施策⁴⁹⁹」として、文化政策の定義に通じるものであり、井口は、さらに続けて、「地域社会という生活の場で、普通に働き、普通に暮らし生きている人々（柳田的常民）の日常の時間と空間の中において、文化的・創造的環境を整えることで心豊かな暮らしを実現し、持続可能なコミュニティーのあり方を考究すること⁵⁰⁰。」が重要な課題の一つとして、「人文知を育むための教育力」の必要性を提起する⁵⁰¹。

(3) 小括

今後のまちづくり観光の方向性、可能性については、ワーナーフェルトの提唱した「資源ベース論」の理論進化をもとに、企業間の収益性の格差は、外部要因よりもむしろ企業の内部要因によってもたらされるものであり、持続的競争戦略の優位性は、個別資源を獲得するほど高まり、その性質は、「価値」、「希少性」、「模倣困難性」、「代替困難性」、の4つの要素を取り上げる。このことは、地域が主体となって、地域に存する観光資源（固有価値）を有効的に活かし、地域経済の活性化を促しつつ、持続可能な内発的発展を視座に、まちづくり観光の地域振興を担う共通の性質を見出すものである。

すなわち、持続可能な内発的発展の視座とは、「発展の政策および戦略にかんするだけでなく、より身近な、暮らしのスタイルの工夫にも関わり、人々がなにを楽しいくらしと感じるかの、生活の感覚および価値観にあいわたってこれまでの画一的な近代的生活様式を根底から考え直そうというラディカルな提案⁵⁰²」のことであり、人々は、地域社会において、物質生活の向上に捉われず、自己覚醒と知的創造をとおして、社会変化の主体となることができるものであるという捉え方である⁵⁰³。

井口（2015）は、地域観光の観点から、地域社会にとって大切なことは、「内発性と自律性の意志がどれだけ働いているかということである」⁵⁰⁴といい、地域の発展は、内発的な

⁴⁹⁹ 同書、65頁。

⁵⁰⁰ 同書、65頁。

⁵⁰¹ 同書、64頁。

⁵⁰² 鶴見和子『内発的発展論の展開』筑摩書房、1996年、11頁。

⁵⁰³ 鶴見和子『内発的発展論』東京大学出版会、1989年、47頁。

⁵⁰⁴ 井口によれば、地域が内発的に成長していくための要諦は、広義の地域教育であり、狭義の観光教育を超えた人材育成を行うことで、地域住民の知的活動を養育し、地域観光と内発性、自律性の相乗効果を互いの醸成に寄与しあう地域づくりを行うことであると指摘する。井口貢『観光学事始め「脱観光的」観光のススメ』法律文化社、2015年、7頁～13頁。

視点に立って、地域に住まう人々が主体的に、地域に内在する常在資源を媒介に、地域住民と来訪者が共に学びあう知的営為の必要性を指摘する。このことは、地域に常在する固有資源の再評価から、地域教育を通して住民の意識の中に“気付き”と“矜持”が萌芽する機会の付与がなされ、オルタナティブツーリズムの一つの形として、常在の資源を活かしながら新たな観光素材を創出し、地域資源の付加価値を高める常在観光と同義であるといえる。

すなわち、まちづくり観光の概念的な仕組みにおける主体性は、地域住民が中心であることを観光振興に関わるすべての人々が広く認識し、住民自らが責任を持って地域づくりに参画することで、住民の心の中に古来より連綿と蓄積されてきたエートスの保存と継承に向けた自律意識が芽生え、人々の郷土に対する矜持の念が醸成される土壌づくりこそが、まちづくり観光における要諦であり、今後の方向性を示すものであるといえよう。

終章 各章のまとめ及び「都市観光」と「観光都市」の差異

これまで、縷々、都市観光の概念に関する理論的な枠組みとそれに伴う仮説の設定を行い、方法論的アプローチから共通特性を抽出して、主題の原理を究明する問題解決の志向研究を行った。すなわち、研究対象となる各現象の全体像を把握するために、複眼的な視点から客観性を重視する科学的アプローチに基づき、学際的な視座から歴史的視点、経済的視点、文化的視点といった他領域の把握と問題提起の理論構成を行なったことである。先ず、第1章は、史的な観点に立って、「着地型観光の源泉は、伊勢御師である」ことを仮説として、平安末期に出現した御師の成因過程や発展的経緯を史的に論述し、現代にも通底する接遇・歓待の基層的概念や受け入れ体制の整備、さらには、伊勢信仰の全国的な布教、宣揚活動を通して、講集団による団体参詣の誘引活動など、江戸中期には、御師制度の維持・管理・運営と地域を主体とする自治行政組織（宇治・山田）の確立を果たしたことを明らかにした。

すなわち、御師が兼営する旅宿の機能は、参宮者の受け入れ体制におけるランドオペレーション機能のシステム化や主要街道沿いの旅籠との情報伝達・荷物輸送のネットワーク化、さらには、接遇サービスの高付加価値化や真心のこもったホスピタリティマインドの把握や活用など、観光関連サービス産業の基層的な知財を江戸期中にはすでに持ち合わせ、着地型観光の基盤となる地域仕立ての受け入れマネジメントを伊勢御師は、実践的な経営スタイル（新規性と多様性）として、習熟していたことである。このことは、着地型観光の概念である地域住民（伊勢領民）が主体となって、観光資源（伊勢神宮・二見浦等）を発掘、プログラム化（御師邸の接遇）し、マーケットへの発信（伊勢講）・集客（伊勢参宮）を行う観光事業への取組と合致するものであり、このような地域仕立ての観光事業の多くは、現地集合・現地解散という旅行形態を取り、伊勢参宮の旅行形態と符合する。

また、地域が持つ観光資源を活用して、受入地域側の主導で企画する旅行商品の販売を手掛けるということは、「発地型観光・送客側（出発地）」の大手旅行会社が造成する旅行商品の販売が、御師主導のもとに、パッケージ化された旅行商品を全国各地の伊勢講元に出向き、販売を行っていたことと同じ形態であり、「発地型観光」が出发地と現地（受入地域）の橋渡し役（仲介業）として、現在の旅行業のルーツになった所以であり、伊勢御師が着地型観光の源泉であることを後押しする大きな要因の一つである。

次に、第2章は、第1章と同様の観点から、「名古屋における都市観光の源泉は、尾張徳

川藩第七代藩主徳川宗春の開放政策」を仮説として、宗春の政策志向（重商政策・開放政策・住民主体の都市政策）をもとに、宗春の藩政改革が地域の発展や都市住民の生活にどのような影響を及ぼしたのかを検証すると共に、中央集権（徳川吉宗）の緊縮政策に挑む宗春の自由政策における功罪についても考察を試みた。すなわち、宗春の根本的政治理念は、領民を慈しみ育て、民を安らかにすることを道理とする仁政の実践であり、領民に寄り添い、人にやさしい社会（開放政策の推進・個性の重視・人命の尊重）の構築と、地域の人々の自立的志向を高めるまちづくり（知の養育）を行い、内発的発展の地域主義を標榜することである。

このことは、徳川宗家第八代将軍徳川吉宗が諸藩や地域の自主性を大きく制限し、幕府主導の下に、中央権力の強化に努め、国家再編の作業を遂行する徳川幕藩体制の中において、たとえ、主従関係といえども将軍家とは重縁関係にあり、分家として、幕府の出先機関的機能を有する尾州家七代藩主が、幕府の政治姿勢に背を向くことは（儉約・緊縮財政政策への批判）、幕藩体制の崩壊を招きかねない誠に憂慮すべきことである。しかしながら、宗春時代における名古屋の経済的発展は、自らが率先して華やかな消費生活を送り、芝居・狂言・遊廓など庶民層の人々にも消費を奨励し、芝居・見世物などの諸興行や飲食・物販店・遊廓など、大幅に営業の自由を許可する規制緩和が功を奏したことである。

また、宗春の治政において、地方の在郷都市に多くの市が開設され、それが藩領農村の商品経済を飛躍的に発展させる起爆剤となり、後背地における農村経済の発展が名古屋を中部地域の経済的拠点として、揺るぎない地位を占めるに至らせたことである。このことは、農村における商品の拡大に伴って、市場の機能性・集約性が商品ルートの開拓や貨幣経済の浸透・発展・拡大に大きく貢献し、名古屋の経済的機能を高める要因の一つになったといえる。

さらに、宗春が理想郷とする都市観光の本源を考究するならば、『温知政要』にも触れているように、宗春は、人権の尊重や個性の重視、他国との交流や領民の知的向上、幅広い見聞の大切さなど、領民主体の近接に重点を置き、吉宗の政治的根本義である中央集権の権力統治によって、諸藩の自主性・自立性の権限を剥奪する専制的幕藩体制からの脱却をはかり、地域主導の制度秩序を確立して、自由闊達で文化的・協育的な知識の向上に努め、自制的社会規範に依拠する自由主義的専制政治の確立を企図したことである。

すなわち、宗春が標榜する地域の自立的志向と内発的発展の地域主義とは、地域独自の主体性と寛容性が併存する古典的自由主義の創造であり、それを支える内部循環性の高い

地域の経済構造の確立と自律的志向の向上や人々の郷土に対する矜持の念を醸成し、「民衆の知育」と「思想の精華」を涵養させる協働教育を有機的に関連付けて進め、相乗効果の達成を求める「地域創造」を追求したのではないかと考える。

また、第3章は、第1章、第2章における歴史的視座を活かした事例分析（伊勢御師と伊勢参宮を中心とした伊勢市、徳川宗春の尾張藩の治政期を視野に入れた名古屋市）をもとに、今後の都市政策やまちづくり観光の課題や問題点について、文化的背景の異なる人々との共生社会を志向する多文化共生の実態に焦点を当て、また、地域経済の観光振興に負の弊害をもたらすマスツーリズムの台頭に着目し、持続可能な地域社会の環境維持・保全を維持するための「環境容量」についてもその形態を明らかにした。

いわゆる、近年、我国における在留外国人の登録者数は、毎年、増加の一途を辿り、2018年末（2,731,093人）を数え、過去最高の記録を更新した。この主な要因は、少子高齢化による労働人口の減少や労働環境に伴う外国人労働者の受入（人材戦略）及び国の基本政策による「高度外国人材」や留学生30万人計画の受入れなどが挙げられ、地域社会においては、文化的背景の異なる人々を寛容的に受入れ、共に地域社会の構成員として、地域住民の一員となる円滑なコミュニティ社会の構築が求められる。

こうした中で、お互いのコンフリクトを回避させる葛藤解決手段として、方略の二次元モデルを提示し、その回避策について、両者共にルールを遵守するための話し合いを辛抱強く行い、共に居心地よく暮らす生活上のルール作りを進めていった場合は、相手に対する配慮や気持ちを察する肯定的な感情が発露され、その結果、双方のコンフリクトは回避され、葛藤解決の方向に向かう方法論を提起した。

さらに、社会を取り巻く多様な環境の変化は、観光の大衆化に伴って様々な観光公害（自然や文化の破壊、治安の低下、騒音・ゴミ問題等）をもたらし、その地に暮らす住民の生活自体にも多大な負担と精神的苦痛を強いる実態が社会問題となっている。そのため、持続可能なまちづくり観光の維持・向上にあたっては、地域の有限性に対して、地域資源を保持するための「環境容量」を算定し、その地域が持つ独自の環境特性を把握しながら、環境容量を超えない環境指標と環境変化の許容範囲を設定することが必要である。この包括的な枠組みは、将来的に起こりうる危険性の予知や管理計画を遵守する際の循環的な運営システムを構築し、地域の環境維持・保全に最良な方法として、まちづくり観光の課題・問題点を解決する一手段いえる。

次いで、第4章は、まちづくり観光の方向性と可能性について、ワーナーフェルトの提

唱した「資源ベース論」の理論進化をもとに、企業間の収益の格差は、外部要因よりもむしろ企業の内部要因によってもたらされるものであり、持続的競争戦略の優位性は、個別資源を獲得するほど優越性は高まり、その性質は、「経済的価値」、「希少性」、「模倣困難性」、「代替困難性」の4つの要素を含有する。このことは、地域が主体となって、地域に存する観光資源（固有価値）を有効的に活用し、地域経済の活性化を促しつつ、持続可能な内発的發展を視座に、まちづくり観光の地域振興を担う共通の性質を見出すものである。

すなわち、地域の発展は、内発的な視点に立って、地域の人々が主体的に、地域に内在する常在資源を媒介として、地域住民と来訪者が共に学びあう知的営為を必要とする。このことは、まちづくり観光の概念的な仕組みにおける主体性は、地域住民が中心であることを観光振興に関わるすべての人々が広く認識し、住民自らが責任を持って地域づくりに参画することで、住民の心の中に古来より連綿と蓄積されてきたエトスの保存と継承に向けた自律意識が芽生え、人々の郷土に対する矜持の念が醸成されることが今後のまちづくり観光における方向性を示す中心軸といえる。

以上、これらすべての分析結果を踏まえた上で、都市観光を遂行するための要諦を問えば、地域に住まう人々を主体的に、地域に内在する固有資源を媒介として、住民自らが観光振興に参画・主導し、地域経済の活性化や住民生活の向上など地域への貢献・還元を図ることであり、その意図的かつ根源的な要素は、地域住民の文化的・社会的な知の創造と他の地域の人々との知的交流を醸成する基盤づくりのことであるといえる。換言すれば、このことは住民主体の知育の拠点を具現化する仕組みづくりに他ならないと考えられ、その対象都市は、地域住民が生活圏として日常的に住まう、すべての市町村を対象とするものであり、対象都市の行政区域内において、都市住民が都市内の観光対象（観光因子・非日常）を見出し（非越境）、住民自らが人文知に取り組み（知育）、教育力を高めることが概念の根本義となる。

したがって、このことは観光者の主体性を概念的なフレームワークに捉えて、観光資源・観光施設が地域外から多くの観光客を集め、観光産業が産業構成の中でも主体的な地位にあり、観光産業を上位とした地域産業のヒエラルキーを形成する「観光都市」の概念とは、明らかに差異が見られ、しかも、その対象都市は、官民一体となった観光振興を遂行する特定の市町村に限定される。そのため、これらの観光都市は、住民を主体とする知育の拠点を具現化することで、地域経済の活性化や住民生活の向上を志向するものと観光者を主体的に、都市の質的魅力の向上を目指し、来訪者に一時的な異日常の体現を付与して、地

域振興をはかる二重性の構造が内在する。

井口（2008a）は、「都市観光」について、次のように述べている。「他ならぬその地域やまちに生活しあるいは職業を得ている人たちが、自然環境や歴史的・文化的環境、社会経済的環境、人的環境などによって構成される地域という名の生活環境のなかで、（自身が）リピーターとなって寛ぐことができ、自分たちのまちを語り、噛みしめることによって心の豊かさやゆとりが実感できるような場でなければならないのである。それであってこそ初めて、その場所は他の地域からの人々や観光者をも惹きつけてやまない真の観光のための場となる⁵⁰⁵。」といい、都市観光においては、実体の伴った空間と時間が必要であり、その空間と時間が生み出す愉しみの機会を享受すること、すなわち、それは他ならぬその都市に住まう都市住民が、心豊かにそれを享受しているかどうか真の都市観光の試金石である、と井口（2008b）は指摘する⁵⁰⁶。

最後に、本論の命題を解明する手法について、「地域を慈しむ」を基本理念に定置し、伊勢市、名古屋市（尾張藩）の事例分析をもとに、様々な角度から、学際的な考察を深めてきた。前にも触れたように、都市観光の根本義は、住民自らが人文知に取り組み（知育）、教育力を高めることである。

つまり、人文知の取り組み（知育）とは、本論の歴史学的視座の論考においても繰り返し述べているように、それは、都市における歴史の保存、継承が射程内にあり、地域教育による自律社会の創造と人材育成の促進を図り、地域に対する矜持を内的教育から自律的に喚起を促すことである。すなわち、地域の主体性は、地域に住まう住民一人一人のことであり、住民の心性を地域社会からの触発によって、豊潤に養育し、涵養していくことが都市の存立理由であり、自律への第一歩である。

このことは、地域振興における観光政策やそれに基づく文化政策においても、その究極の目的は、人文知・社会知を育むための知力・教育力の涵養であり、地域に対する矜持を喚起する内発的な教育を実践して、住民一人一人の心の豊かさを求める地域教育の必要性が望まれるのである⁵⁰⁷。

結語

⁵⁰⁵ 井口貢編『観光学への扉』学芸出版社、2008年89頁～90頁。

⁵⁰⁶ 井口貢編『入門 文化政策 地域の文化を創るということ』ミネルヴァ書房、2008年、27頁～28頁。

⁵⁰⁷ 井口貢編、前掲書、52頁。

以上、これまでの分析結果を踏まえた上で、「都市観光」を私見として定義すれば、都市の規模・人口の大小に関わらず、地域の環境維持・保全を基本に、地域経済と地域文化、地域観光の調和ある維持と発展及び成長が具現化されている事。そしてそのためには、自律性と社会の構造変化の過程における地域住民の主体性が確立され、地域の人々の郷土に対する矜持の念が醸成される土壌づくりと人々の自律的な「知育」が養成されているものでなければならない。いうまでもなく、この概念はひとり行政単位としての「市」のみでなく、すべてのまちを対象とするものであると考える。

今後は、これまでの理論形成に基づく新たな課題の考察と地域振興に向けた新規性や独創性を内含する観光政策を軸に、まちづくり観光の政策立案や企画・運営に実践的に関与することを通して、内発的発展の視点に立った地域観光の発展に、微力ながら寄与していきたい。(129,942字)

参考文献

- 愛知県高等学校郷土史研究会（2005）『愛知県の歴史散歩 上 尾張』山川出版社。
- 秋本吉徳（1979）『風土記(一) 全訳注 常陸国風土記』講談社。
- 秋本吉徳（197）『風土記(一) 全訳注 常陸国風土記』講談社。
- 足立弘訓（1884）『御師考證』。
- 有松町史編纂委員会（1956）『有松町史』有松町。
- 安藤叔江（2004）「『尾張名所図会』の文化世界」岸野俊彦（編）『尾張藩社会の総合研究《第二篇》』370-97、清文堂出版。
- 井口貢（2015）『観光学事始め 「脱観光的」観光のススメ』法律文化社。
- 井口貢（2018）『反・観光学 柳田國男から、「しごころ」を養う文化観光政策へ』ナカニシ出版。
- 井口貢（編）（2007）『まちづくりと共感、協育としての観光 地域に学ぶ文化政策』水曜社。
- 井口貢（編）（2008a）『観光学への扉』学芸出版社。
- 井口貢（編）（2008b）『入門 文化政策 地域の文化を創るということ』ミネルヴァ書房。
- 井口貢・松本茂章・古池嘉和・徳永高志（編）（2011）『地域の自律的蘇生と文化政策の役割 教育から協育、「まちづくり」から「まちつむぎ」へ』学文社。
- 池上惇（2003）『文化と固有価値の経済学』岩波書店。
- 池田長三郎（編）（1980a）『熱田風土記 上巻』久知会。
- 池田長三郎（編）（1980b）『熱田風土記 中巻』久知会。
- 生田良雄（1975）『張州雑誌 第三巻』愛知県郷土資料刊行会。
- 伊勢市民俗調査会（1988）『伊勢市の民俗』伊勢市民俗調査会。
- 伊勢市立郷土資料館（2002）『第 13 回特別展 伊勢の町と御師 ―伊勢参宮を支えた力―』伊勢市立郷土資料館。
- 一志茂樹（1936）『信濃國御厨史料とその考察（附）御師關係史料』一志茂樹。
- 今井宇三郎（1987）『易教 上 新釈漢文大系 23』明治書院。
- 岩田貞雄（1977）「神宮御師の伊勢土産」『瑞垣』112、57-79。
- 白井信義・嗣永芳照（1971）『教言卿記 第二』続群書類従完成会。
- 美しい町研究会（2017）『日本の最も美しい町』エクスナレッジ。
- NHK「ブラタモリ」制作班（2018）『ブラタモリ 15 名古屋 岐阜 彦根』KADOKAWA。

尾家建夫・金井萬造（2008）『これでわかる！着地型観光 地域が主役のツーリズム』学芸出版社。

大石慎三郎（1961）『享保改革の経済政策』御茶の水書房。

大石慎三郎（1982）『江戸転換期の群像』東京新聞出版局。

大石慎三郎（1998）『享保改革の商業政策』吉川弘文館。

大石学（1995）「将軍吉宗と享保の改革」安藤精一・大石慎三郎他『徳川吉宗のすべて』90-2、新人物往来社。

大石学（1996）『徳川宗春 「温知政要」』海越出版社。

大石学（編）（1996）『規制緩和に挑んだ「名君」徳川宗春の生涯』小学館。

大賀哲・仁平典宏・山本圭（編）（2019）『共生社会の再構築 II デモクラシーと境界線の再定位』法律文化社。

太田牛一・奥野高広・岩沢愿彦校注（1969）『信長公記』角川書店。

太田牛一・中川太古訳（1992）『現代語訳 信長公記 下』新人物往来社。

大西源一（1956）『参宮の今昔神宮教養叢書第三集』神宮司廳教導部。

大西源一（1961）『伊勢の神宮』近畿日本鉄道。

大西源一（2001）『大神宮史要』神宮司廳教学課。

岡田清三（1972）『有松しぼり』有松絞技術保存振興会。

岡秀隆（1986）『都市の全体像』鹿島出版会。

岡秀隆・藤井純子（2000）『アメニティ都市—細胞から八段階の統合』丸善ブックス。

大場弥十郎（1958）『嘉例年中行事』世田谷区史料 第一集。

岡田啓・野口道直（編）（1970a）『尾張名所図会 上巻』愛知県郷土資料刊行会。

岡田啓・野口道直（編）（1970b）『尾張名所図会 中巻』愛知県郷土資料刊行会。

荻生徂徠・吉川幸次郎・丸山真男・西田太一郎・辻達也・校注者「弁名」（1973）『荻生徂徠 日本思想大系 36』岩波書店。

小沢金一（1976）『橘町』小沢金一。

御師福村大夫『諸国御道者饗応帳』神宮文庫。

恩田守雄（2006）『互助社会論—ユイ、モヤイ、テツダイの民族社会学』世界思想社。

加賀美常美代（編）（2013）『多文化共生論 多様性理解のためのヒントとレッスン』明石書店。

片岡喜平治（1853）『自安永五至安政六 米納拂 全』鶴舞中央図書館。

- 加藤秀俊（1998）「江戸の旅」『季刊大林 Onshi・御師』43、42-48。
- 金森敦子（2004）『伊勢詣と江戸の旅道中記に見る旅の値段』文藝春秋。
- 嘉納英樹（編）（2019）『はじめての外国人雇用』労務行政。
- 鎌田道隆（2013）『お伊勢参り 江戸庶民の旅と信心』中央公論新社。
- 河合真如（2013）『常若（とこわか）の思想 伊勢神宮と日本人』祥伝社。
- 岸野俊彦（編）（2001）『尾張藩社会の総合研究』清文堂出版。
- 岸野俊彦（編）（2004）『尾張藩社会の総合研究《第二篇》』清文堂出版。
- 岸野俊彦（編）（2007）『尾張藩社会の総合研究《第三篇》』清文堂出版。
- 岸野俊彦（編）（2012）『尾張藩社会の総合研究《第五篇》』清文堂出版。
- 皇學館大学（1986）『神宮の式年遷宮』皇學館大学出版部。
- 皇學館大学神道博物館（2002）『特別陳列 御師と伊勢講 一伊勢参宮の様相一』皇學館大學神道博物館。
- 國學院大學日本文化研究所（編）（1976）『神道要語集 祭祀篇第二』神道文化会。
- 国書刊行会（編）（1986）『吾妻鏡吉川本 第一』名著刊行会。
- 小島鉦作（1985）『伊勢神宮史の研究 小島鉦作著作集 第二卷』吉川弘文館。
- 五味文彦・本郷和人（編）（2007）『現代語訳吾妻鏡1 頼朝の挙兵 治承四年(1180)四月～寿永元年(1182)』吉川弘文館。
- 五味文彦・本郷和人（編）（2008）『現代語訳吾妻鏡2 平氏滅亡 元暦元年(1184)～文治元年(1185)』吉川弘文館。
- 古森大夫（1843）『古森大夫弘受御檀家御祓賦帳』神宮文庫。
- 櫻井勝之進「伊勢御師の実像」（1984）『歴史手帖』12（7）、10-2。
- 櫻井勝之進（1998）『伊勢神宮』学生社。
- 桜井徳太郎（1962）『講集団成立過程の研究』吉川弘文館。
- 桜井徳太郎（1970）『日本民間信仰論 増訂版』弘文堂。
- 櫻井治男（1992）『伊勢の「お白石持ち行事」報告』皇學館大學郷土研究会。
- 櫻井治男（2014）『遷宮浪漫～伊勢ふたり旅～』皇學館大学企画部。
- 佐々木一成（2008）『観光振興と魅力あるまちづくり 地域ツーリズムの展望』学芸出版社。
- 佐藤健一郎・田村善次郎・宮本常一（1987）『旅の民族と歴史 5 伊勢参宮』八坂書房。
- 思想の科学研究会（編）（1995）『新版 哲学・論理用語辞典 新装版』三一書房。

- 潮村公弘・福島治（編）（2007）『社会心理学概説』北大路書房。
- 社本鋭郎（編）（1970）『熱田裁断橋物語—金助とその母—』名古屋泰文堂。
- 社本鋭郎（編）（1971）『続 熱田裁断橋物語—日本の母の願い—』名古屋泰文堂。
- 神宮司庁総務部弘報課（1975）『瑞垣』（107）。
- 神宮司庁総務部弘報課（1976）『瑞垣』（110）。
- 神宮司庁総務部弘報課（1977）『瑞垣』（112）。
- 神宮文庫（1578）『丹波御祓之日記』神宮文庫。
- 神宮文庫『山田師職銘帳』神宮文庫。
- 新修名古屋市史編集委員会（2007）『新修 名古屋市史資料遍 近世 1』名古屋市。
- 新修名古屋市史編集委員会（1999a）『新修 名古屋市史 第3巻』名古屋市。
- 新修名古屋市史編集委員会（1999b）『新修 名古屋市史 第4巻』名古屋市。
- 新城常三（1966a）『社寺と交通 —熊野詣でと伊勢参り—』至文堂。
- 新城常三（1966b）『庶民と旅の歴史』日本放送出版協会。
- 新城常三（1982）『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房。
- 神道大系編纂会（1981）『神道大系 神宮編三 伊勢勅使部類記 公卿勅使記』神道大系編纂会。
- 杉本精宏（2011）『尾張藩財政と尾張藩社会』清文堂出版。
- 須田寛（1999）『観光の新分野 産業観光』交通新聞社。
- 高田恵美（2019）『外国人雇用の労務管理と社会保険』中央経済社。
- 高田保馬（1971）『社会学概論』岩波書店。
- 高見寛孝（2010）『柳田國男と成城・沖縄・國學院 日本人へのメッセージ』塙書房。
- 竹内利美（1990）『竹内利美著作集 1 村落社会と協同慣行』名著出版。
- 谷川健一（1972）「伊勢参宮 献立道中記」（編）『日本庶民生活史料集成 探検・紀行・地誌補遺』20、604-6、三一書房。
- 旅の文化研究所（2002）『絵図に見る伊勢参り』河出書房新社。
- 多文化関係学会（編）（2011）『多文化社会日本の課題—多文化関係学からのアプローチ』明石書店。
- 徳川宗春（1731）『温知政要』名古屋市蓬左文庫所蔵。
- 中日新聞岐阜県版（2005）『第62回式年遷宮』中日新聞（2005年6月4日閲覧）。
- 中日新聞岐阜県版（2005）『第62回式年遷宮』中日新聞（2005年6月8日閲覧）。

中日新聞岐阜県版（2005）『第62回式年遷宮』中日新聞（2005年6月9日閲覧）。

中日新聞三重県版（2005）『第62回式年遷宮』中日新聞（2005年6月10日閲覧）。

中日新聞三重県版（2005）『第62回式年遷宮』中日新聞（2005年6月11日閲覧）。

鶴見和子（1989）『内発的発展論』東京大学出版会。

鶴見和子（1996）『内発的発展論の展開』筑摩書房。

東京大学編纂所（1953）『大日本史料 第九編之八』東京大学。

東京都世田谷区教育委員会（1984）「伊勢参宮日記」（編）『伊勢道中記史料』東京都世田谷区教育委員会。

戸川安章（1976）「出羽三山関係の御師」國學院大學日本文化研究所（編）『神道要語集 祭祀篇第二』302、神道文化会。

所三男（1989）「尾張藩」林董一（編）『新編 尾張藩家臣団の研究』3-123、国書刊行会。

富本真理子（2011）『固有価値の地域観光論 京都の文化政策と市民による観光創造』水曜社。

中里のぞみ・紺野猷邦（2017）『ホスピタリティとホスピタリティマネジメント これからのホスピタリティ経営』星雲社。

中西弘乗（1705）『伊勢太神宮続神異記』神宮文庫。

中西正幸（1991）『伊勢の遷宮』国書刊行会。

中西用康（1929）「伊勢に於ける御師發生の徑路」（上）『歴史と地理』24、（6）、28-31。

永野寛子（2015）『資源ベース論の理論進化 企業における硬直化を巡る分析』中央経済社。

中村賢一（2013）『伊勢のお白石持 町衆の心と技を伝える』伊勢文化舎。

名古屋市教育委員会（1982）『名古屋叢書 第二巻 法制編（1）』愛知県郷土資料刊行会。

名古屋市教育委員会（1983）『名古屋叢書 第五巻 記録編（2）』愛知県郷土資料刊行会。

名古屋市教育委員会（1983）『名古屋叢書 第九巻 地理編（4）』愛知県郷土資料刊行会。

名古屋市教育委員会（1982）『名古屋叢書 第十六巻 風俗藝能編（1）』愛知県郷土資料刊行会。

名古屋市教育委員会（1964）『名古屋叢書続編 4 尾張徇行記（一）』愛知県郷土資料刊行会。

名古屋市史編纂部（1992）『青窓紀聞 17』名古屋市鶴舞中央図書館。

名古屋市博物館（編）（2007）『大にぎわい城下町名古屋』15、名古屋市博物館。

- 名古屋市役所（1968）『名古屋市史 社寺編』中部経済新聞社。
- 名古屋市役所（1980）『名古屋市史 地理編』愛知県郷土資料刊行会。
- 西垣晴次（1983）『お伊勢参り』岩波新書。
- 西垣晴次（編）（1984）『伊勢信仰Ⅱ』雄山閣出版。
- 西川順土（1984）「廃止前後の御師」『歴史手帖』12（7）、54-9。
- 西川順土（1998）「御師」『季刊大林 Onshi・御師』43、26-31。
- 西村幸夫（編）『観光まちづくり まち自慢からはじまる地域マネジメント』学芸出版社。
- 日本トランスシティ（1995）「特集 御師 神・人・物を媒介したシステム」『よものまち』4、（1）、3-14。
- 橋村大夫（1532）『中國九州御祓賦帳』神宮文庫。
- 長谷政弘（編）（2002）『観光学辞典』同文館出版。
- 秦忠告『宮川夜話草』神宮文庫。
- 秦達之（1989）「初期尾張藩の家臣と給知」林董一（編）『新編 尾張藩家臣団の研究』127-163、国書刊行会
- 濱田耕作（1948）『橋と塔』大雅堂。
- 浜口良光（1981）『遷宮上人 慶光院記』神社本庁長老慶光院少宮司を祝う会。
- 林董一（1989）『尾張藩漫筆』名古屋大学出版会。
- 林董一（編）（2007）『近世名古屋 享元絵巻の世界』清文堂出版。
- 林董一（編）（1989）『新編 尾張藩家臣団の研究』国書刊行会。
- 速水融（1973）『日本における経済社会の展開』慶應通信。
- 百五経済研究所（2014）『百五経済研究所シンクタンクレポート』中部経済新聞（2014年9月22日閲覧）。
- 深井甚三（2000）『江戸の宿 三都・街道宿泊事情』平凡社。
- 藤野保（1961）『幕藩体制史の研究』吉川弘文館。
- 藤本利治（1970）『門前町』古今書院。
- 藤本利治（1976）『近世都市の地域構造』古今書院。
- 藤本利治（1969）「山田御師の活動に現れた近世日本の地域性—師職銘帳の統計的分析(一)—」『皇学館大学紀要』7、223-36。
- 藤谷俊雄（1986）『「おかげまいり」と「ええじゃないか」』岩波書店。
- 文化庁文化財保護部（編）（1976）『民俗資料選集 伊勢のお木曳き行事 白石持ち行事 4』

国土地理協会。

本城靖久（1997）『トーマス・クックの旅』講談社現代新書。

前田勇（編）（1995）『現代観光総論 第三版』学文社。

真山達志（2001）『政策形成の本質-現代自治体政策形成能力』成文堂。

三橋健（編）（2013）『伊勢神宮と日本人 式年遷宮が伝える日本のこころ』河出書房新社。

箕曲在六（1832）『御蔭参宮文政神異記』神宮文庫。

宮崎莊平（1971）『成尋阿闍梨母集 全訳注』講談社。

宮家準（1976）「御師の概要」國學院大學日本文化研究所（編）『神道要語集 祭祀篇二』290、神道文化会。

宮田登（2006）『宮田登 日本を語る 7 霊魂と旅のフォークロア』吉川弘文館。

宮本憲一（1989）『環境経済学』岩波書店。

毛受敏浩・鈴木江理子（編）（2007）『「多文化パワー」社会 多文化共生を越えて』明石書店。

森壺仙（1920）『いせ参御蔭之日記』櫻井祐吉書本。

安田文吉（1978）『ゆめのあと 諸本考』名古屋市教育委員会。

柳田國男（1969）「農村家族制度と慣習」『定本柳田國男集 第15巻』筑摩書房。

柳田國男（1970）「青年と學門（ママ）」『定本柳田國男集 第25巻』筑摩書房。

山田泰司（2009）「観光まちづくりにおける環境の維持」安島博幸監修国土総合研究機構観光まちづくり研究会『観光まちづくりのエンジニアリング 観光振興と環境保全の両立』18-40、学芸出版社。

Barney,J.B.（1986） Strategic Factor Markelts : Expectations, Luck, and Business Strategy .*Management Science* 32 （10）,1231-1241.

Barney,J.B.（1991） Firm Resources and Sustained Competitive Advantage.*Journal of Management*,17（1）,99-120.

Berry,J.W.(1997) Immigration,Acculturation,and *Applied Psychologu.An International Review*,46（1）,5-34.

Daniel,C.R.（2013） *Virtue Ethics*,Cambridge Uuniversity Press. (=2015、立花幸司監訳・相澤康隆・稲村一隆・佐良土茂樹訳『ケンブリッジ・コンパニオン 徳倫理学』春秋社)

- Dierickx,I., and Cool,K. (1989) Asset Stock Accumulation and Sustainability of Competitive Advantage.*Management Science* 35 (12) ,1504-1510.
- Duffy,K.G.,and Wong,F.Y. (eds.) (1995) *Community Psychology*.Aiiyn and Bacon A Simon and Schuster. (=1999,植村勝彦訳『コミュニティ心理学 社会問題への理解と援助』ナカニシ出版。)
- Lewis,M. (1961) *The City in History*, Harcourt Brace Jovanovich, Inc. (=1969、生田勉訳『歴史の都市 明日の都市』新潮社。)
- Falbo,T.,and Peplau,L.A. (1980) Power Strategies in Intimate Relationships.*Journal of Personality and Social Psychology* 38 (4) ,618-628.
- Maurice,M.P. (2011) *The Structure of Behavior*, Duquesne University Press. (=2014、滝浦静雄・木田元訳『行動の構造〈上・下〉』みすず書房)
- Porter,M.E. (1998) *On Competition*.Harvard Business Review Book. (=1999,竹内弘高訳『競争戦略 I』ダイヤモンド社。)
- Pyotr,K. (1919) *Mutual aid a Factor of Evolution*, woods and sons,ltd. Printer,London. (=2012、大杉栄訳『相互扶助論』同時代社。)
- Roberta,B.G. (1989) *The Living City*, Simon and Schuster Inc. (=1993、富田鞠彦・宮路真知子訳・林泰義監訳『都市再生』晶文社。)
- Rumelt,R.P. (1984) Towards a Strategic Theory of the Firm.In Lamb,R.B (ed.) *Competitive Strategic Management*,556-579.
- Slote,M.A. (2001) *Morals from Motives*,Oxford University Press.
- Wernerfelt,B. (1984) A Resource-based View of the Firm *Strategic Management Journal* 5 (2) ,171-180.

1. 法務省 (2019) 「平成 30 年末現在における在留外国人数について」法務省ホームページ (2019 年 9 月 2 日取得、
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html)。
2. 厚生労働省 (2019) 「「外国人雇用状況」の届出状況表一覧 (平成 30 年 10 月末現在)」労働省ホームページ (2019 年 9 月 2 日取得、
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html)。
3. 総務省 (2006) 「地域における多文化共生推進プラン」総務省ホームページ (2019 年 9

月 11 日取得、

http://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf。

謝辞

旅行産業で 31 年の観光実務に従事し、同志社大学大学院総合政策科学研究科、井口貢先生のゼミに入って 7 年目にして、やっと長年追い求めていた「都市観光」の核心的部分を解明することが出来ました。本研究は、“地域を慈しむ”を基本理念に据え、学際的な観点から、都市観光の再定義化に結び付く一定の方向性を見出したことは、井口先生を始め、多くの方々のご指導とご支援を賜りました結果によるものです。

柳田國男先生は、歴史的な観点から、『日本の祭り』の冒頭部分において、「最小限度の歴史知識、たとえば知識というほどの纏まったものではなくとも、少なくとも一つの観念、もしくは当世の史学に対する一つの態度、私たちがかりに名づけて史心というものだけは、いかなる専門に進む者にも備わっていなければならぬ」といい、現代の観光に通底するホスピタリティ・マインドの根本原理や地域仕立ての受入れマネジメント、旅行業のルーツなど都市観光の概念以外にも観光に関わる諸形態の源泉に、アプローチすることが出来たと思います。

本研究について、井口先生には、言葉では言い表せない程のご厚情を賜り、心より感謝申し上げます。また、構想段階から多くのご助言を賜り、時に厳しくも温かいご指導を頂きました。本研究は、今後に向けて多くの課題を抱え、解決すべき問題に迅速に対応しなければなりません。先生からご指導を頂いたことを念頭に、今後も精進していく所存です。先生の多大なるご厚情に深く感謝申し上げますと共に、先生の今後のますますのご活躍とご多幸をお祈り申し上げます。

また、本学の多くの先生方や大学院生の皆様にも多くのご意見やご助言を頂き、深く御礼申し上げます。ならびに、同志社大学図書館レファレンスカウンターの方々や総合政策科学研究科事務室の皆様にも大変お世話になりました。改めまして、深く感謝申し上げます。

最後に、私事で誠に恐縮ですが、本研究を支え続けてくれた父（論文完成の目前に死去）と母、妻の母、そして妻の早余子に感謝の意を伝えたい。

2019 年 11 月 18 日

池田 桂